

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
1	広報広聴室	広報紙発 刊事業		○目的:まちづくりへの市民参加の促進や市政への関心を喚起させるため、市政情報、市からのお知らせ、イベント情報等の周知を行う。 ○対象:市民 ○実施手法:一部委託(レイアウト・リライト・印刷) ○内容:月に1回発行し、支所などの公共施設、商業施設、駅、コンビニエンスストア等に配架するとともに、市ホームページ及びメール配信サービス「おだわら表情いいメール」、広報紙配信アプリ「マチイロ」により、記事全文を掲載する。 【令和5年度実績】 ・3年に一度のリニューアルにより、題字デザインの変更や企画記事を横書き中心から縦書き中心へ、左開きから右開きへと変更した。 ・デジタル広報の配信を強化するとともに、紙やインク代などの高騰、今後の輸送料の高騰などを踏まえ、発行部数を77,000部/月から75,000部/月とした。	44,896	広報紙発行部数(年間・部)	900,000	900,000	100.0%	妥当性:市政情報の発信は、行政の責務である。 有効性:募集記事への申し込みや、掲載記事に対する意見や問い合わせなどの反響があることから、市民参加や市政への関心につながっている。	効率性:原稿作成・校正は職員が行い、レイアウト・印刷は委託することで効率を高めている。また、3年に1度プロポーザルを行うことで、一定期間の安定発行と質の向上を図っている。 その他改善点:お知らせ記事については委託業者と各所管課が直接記事の入稿や校正をやり取りすることで、広報広聴室の負担軽減を図った。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
2	広報広聴室	メディア活用事業		○目的:様々なメディアを活用することで、市民が市政情報を入手する選択肢を増やす。 ○対象:主として市民 ○実施方法:委託 ○内容:FMおだわら、J:COM、タウンニュースやポスト広告などの地域メディアを活用し、市の情報及び市民活動団体の活動状況を積極的に発信する。 【令和5年度実績】 ・コロナの5類移行に伴うイベント開催情報などを各地域メディアで発信した。	38,616	年間放送回数(回)	3,700	3,700	100.0%	妥当性:市政情報の提供は、行政の責務である。市と協働で行っている市民団体の取組等は、市が発信すべきものである。 有効性:市が情報提供することにより、各事業の成果につながっている。	効率性:FMおだわらの番組買上料(15分間で25,000円)と、行政情報番組制作・放送委託業務を比較すると、年間番組買上料は業務委託額を超えることから、事業コストは妥当である。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
3	広報広聴室	ホームページ等管理運用事業		ホームページやメールマガジンなどインターネットを利用した情報発信ツールを活用し、市民へ即座に、きめ細かく情報提供するとともに、市民からの意見聴取の手段として活用することで、市民との情報共有に努める。 【令和5年度】 ・CMSをリニューアルし、トップページの最上段にコマーシャルエリアを設け、サムネイル画像を使ってPRしたい情報をより目立たせるよう務めた。 ・市民に対して、リアルタイムな情報とアーカイブとして価値ある情報をより分かりやすくするようアーカイブ機能の充実に努めた。	13,050	ホームページ総アクセス数(単位:千件)	14,000	10,819	77.3%	市政情報の提供は、行政の責務であるとともに、情報伝達には即時性が求められる。さらに、モバイル端末の保有率が8割を超える現代社会において、ホームページによるリアルタイムな情報発信は、不可欠である。	リアルタイムで分かりやすい情報発信を心がけることで、ホームページの利便性の向上を図った。 CMSのリニューアルにより、かんたん検索やアーカイブ機能などの新機能を駆使することで、ユーザーに取ってわかりやすいホームページとなるよう改善した。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
4	広報広聴室	ふるさと大使事業		本市にゆかりのあるさまざまな分野で活躍されている「ふるさと大使」を通じて、本市に関する情報を発信し、本市の魅力をPRすることにより、本市のイメージアップや産業、歴史、文化、観光等の振興を図る。 【令和5年度】 ・おだわらMIRAIアワード2023の授賞式にてスペシャルゲストとして富野由悠季監督に出演いただいた。	39	PR等活動数(回)	33	17	51.5%	著名人によるPRは大変大きな効果が望めることから、市が大使という形で委嘱し、活動しやすい環境を整えることはPR施策として大変有効である。	少ない費用で、発信力の高い著名人が小田原のPRをしてくれるため、費用対効果は非常に大きい。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
5	広報広聴室	広報委員 事業		市の実施する広報広聴活動を充実させ、市民参加のまちづくりを推進するために250地区の単位自治会ごとに広報委員を、また、市内26地区の自治会連合会ごとに広報委員長を選任。広報委員長を対象に月1回広報委員長会議を開催し、市からの広報事項を伝えらるとともに、各地区の要望事項や意見、提案などを取りまとめて市に提言してもらい市政に反映していく。 広報委員長会議 月1回、広報委員研修 年1回(この他、新任者研修1回)、 広報委員表彰 年1回、アンケート 年1回 【令和5年度実績】 ・広報委員長会議 市からの広報事項33件、地域からの要望等14件 ・広報委員アンケート 対象者数:1,250人 回答数:974件 回答率:約78%	26,704	会議開催 数(回)	12	12	100.0%	各地区広報委員長が直接理事者と話し合う機会であるため、有効であるとともに、各地区からの意見が聴取できている。		引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
6	広報広聴室	市長への 提案事業		市政に対する提案等を求め、市政に反映していくため、いつでも誰でも市長に対して提案を述べるができる制度として運営する。また、投稿しやすい環境、投稿用紙は、公共施設・郵便局に配架するとともに、市ホームページに投稿フォームを用意する。 令和5年度受理件数 286件	0	受理件数 (件)	355	286	80.6%	市民から市長に対し市政に関する提案をしていただくことで、市民意識を把握し、市政に反映させる。	提案以外の投稿(要望や問い合わせ等)については、所管課で速やかに対応し、対応結果を市長へ報告することとした。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
7	広報広聴室	市民と市長の懇談 会事業		市民が市長と直接懇談会を行い、市政に対する理解と関心を深める。また、懇談会参加者の意見要望等を市政に反映させる。 【令和5年度実績】 「第6次小田原市総合計画」重点施策の分野ごとにテーマを設定して実施した。 (5回・参加者合計33人)	3	開催回数 (回)	6	5	83.3%	市民と市長が直接対話することで、市の取組、態勢を市民に感じてもらえるとともに、市長が市民意見を直接感じ取ることができる。		引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
8	企画政策課	総合計画 等推進事業		総合計画審議会、総合戦略有識者会議を運営するとともに、総合計画等の評価・進捗管理と市民アンケートを行う。また、総合計画等に位置付けた取組や新たな政策課題の解決・展開等に当たって、市長や各部局が専門的・学術的見地から意見を求め、施策構築における方向性決定の一助とするため、随時有識者をアドバイザーとして招く。 ＜令和5年度の実績＞ ・総合計画については、令和5年度から総合計画評価を開始した。内部評価をもとに総合計画審議会において討議するとともに、市民意識調査を実施し、総合計画の着実な進捗管理を行った。 ・総合戦略については、「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「地方創生関連交付金」の評価に関して、有識者から助言を得た。 ・政策課題検討に係るアドバイザーとして地域の本質化とSDGs、健康施策について、有識者から助言を得た。	1,937	まちづくりに 係る講演 回数(回)	10	10	100.0%	第6次総合計画における将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」の実現に向けては、目標達成のための手法は適宜見直ししながら、着実に事業を推進することが重要である。そのため、審議会やアドバイザーから意見をいただきながら、計画の進捗管理を行うことが必要となる。	審議会や有識者からの助言により、行政内部だけの考えにとどまらない進捗管理が可能となっており、大いに効果があった。	今後も引き続き、総合計画等の進捗管理を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
9	企画政策課	行政改革推進事業		令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第3次小田原市行政改革実行計画のもとで、着実な推進と進捗管理を行い更なる行財政改革に取り組む。 令和5年度実績のあった取組は49項目で、取組実績による計画期間(5年間)までの累計財政効果額は298,866千円となり、計画に位置付けられている事業の取組については概ね順調に進捗した。 受益者負担の適正化についても引き続き検討、調整を行っていく。 また、行政活動の実効性や効率性を高めていくことを目的に、事業を評価・検証するため、582事業について、各所管で事務事業評価を実施した。	0	効果額(千円)	255,255	298,866	117.1%	行政サービスの質の向上及び将来に向けた持続可能な行財政運営の確立のため、不断の事務事業の見直しと新たな行財政改革に取り組んでいく必要がある。	行革の各取組の調整に当たっては、関係所管課からのヒアリングや他自治体の事例収集などを行った上で、実現性と効果を勘案し、関係所管課と足並みをそろえて推進できるよう努めることで、一層の行革の推進と効果の拡大を図っている。	第3次行政改革実行計画のもとで、「量の改革」と「質の改革」を両輪として、引き続き行政改革を進めていく。 実行計画の取組のフォローアップ、事務事業評価に基づく見直し、先進的な行革手法の調査・研究・提案など、庁内各課と連携しながら、受益者負担の適正化の検討も含め、一層の行財政改革に取り組む。	① 継続実施
10	企画政策課	全庁的改革改善促進事業		改革・改善の機運を高め、市民サービスの更なる向上を図るとともに、業務等の効率化を推進するため、職員の自主的な改革・改善活動を促進、奨励している。 職員提案制度については、職員から業務処理の合理化や政策等に関する提案を募集するもので、従前の仕組みを見直し、職員が気軽に提案でき、その提案内容をデータベース化することで、いつでも共有・活用できる仕組みを令和3年度から本格運用している。 実績褒賞制度については、各所属の自主的な改革・改善の取組を集めて表彰するとともに、全庁的に共有することで庁内で横展開を図っている。	50	実績褒賞の実施回数(回)	1	1	100.0%	市役所内の業務等の効率化や職員の意識改革、さらには、それらに基づく行政サービスの向上を目的としているため、当然に市が実施すべき事業であり、必要な取組である。	職員提案や実績褒賞の制度運用により、意識改革に基づく業務の効率化や行政サービスの向上につながる素地ができていく。 令和4年度に行った所管に対する実施可否調査では、約4割の提案が実施可能、実施済みとの回答であった。(内容の一部実施も含む)	職員提案制度については、より実効性を高めるため、応募方法等の見直しを実施する。実績褒賞については、その在り方や効果などを踏まえ、一時休止も含め、運用方法などを一体的に検討する。	② 見直し・改善
11	企画政策課	移住定住促進事業		WEBやSNS、情報誌などさまざまなメディアの利用や独自のPR媒体の制作と活用などを通じて、小田原の魅力や暮らしの豊かさを市内外に発信し、人々の交流や移住定住の促進を図る。 令和5年度は、ふるさと暮らし情報センターへの出展や移住サポーター(先輩移住者など)と連携した移住セミナーの開催、オンラインによる移住相談、市内ゲストハウスと連携したお試し移住、小田原移住を促すPR広告、リファラル移住制度やオンライングリーティングを継続したほか、コロナ禍で実施を見送っていた移住体感イベントを実施するなど、様々な施策を移住サポーター(先輩移住者など)と連携して取り組んだ結果、移住相談件数が増加するなど、小田原移住に向けた動きがさらに加速した。	9,847	移住相談件数(件)	380	444	116.8%	移住サポーター(先輩移住者など)と連携しながら小田原の魅力を発信していくことは、移住や定住を促進するために、また、関係人口を獲得するために不可欠な取組であり、小田原のことを移住先として認知、把握して、行動していただくためのきっかけとして、非常に有効な事業である。	従前の情報発信の継続として、リファラル移住制度などを実施したほか「移住体感イベント」を実施し、移住希望者が先輩移住者と接点を持つ機会を増加させた。また、「オダワラボ」の掲載記事について、移住希望者の目線に立った情報発信に努めた。	先輩移住者として移住希望者を支援する「移住サポーター」を、属性を多様化させつつ増やすとともに、移住希望者と先輩移住者の交流が増えるようなオンライン上の仕組みを構築する。また、合わせて、小田原暮らしの魅力を都心部を中心に発信していく。	② 見直し・改善
12	企画政策課	ふるさと応援寄附金事業		地域資源の魅力発信を図るとともに、市財政における歳入の確保や地場産品の返礼品による地域経済の振興につなげるため、地方税法の規定に基づき、ふるさと応援寄附金(いわゆる個人版の「ふるさと納税」)事業に取り組み、返礼品の拡充・調達・送付、ポータルサイトの活用、PR・広告宣伝、寄附金の採納などを行う。 令和5年度は、昨年度に引き続き、返礼品やポータルサイトの拡充、ポータルサイトの活用、PR・広告宣伝などを適宜行い、前年度を上回る約1,123百万円の寄附を受けた。 また、企業版ふるさと納税についても、中間支援事業者の活用や庁内での寄附募集プロジェクトの掘り起こしと市ホームページでのPRなどを行い、5.4百万円の寄附を受けた。	587,088	寄附金額(百万円) ※個人版	1,500	1,123	74.9%	歳入の確保という観点だけでなく、地域資源の魅力発信や地域経済の振興などの観点からみても、非常に有効な事業である。	令和5年度は返礼品・ポータルサイトの大幅な拡充を行ったほか、PR・広告宣伝なども継続的に、寄附受入額の増加を図った。 企業版ふるさと納税については、中間支援事業者を活用し、多くの企業にアプローチを行った。	返礼品事業者等とフレキシブルな推進体制を構築し、返礼品の一層の拡充、魅せ方の向上、広告宣伝の充実などを進め、制度の範囲内で引き続き寄附額の増加を図り、企業版ふるさと納税も含め、更なる歳入の確保につなげる。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
13	企画 政策課	自治体間 連携推進 事業		身近な生活圏である県西地域2市8町の広域連携を推進するとともに、この枠組みにとらわれない多様な枠組みによる自治体間連携を推進し、関係自治体との相互補完や適切な役割分担により互恵的な関係を築くことで、高度化・複雑化する広域的な課題に的確に対応する。 令和5年度は、神奈川県西部広域行政協議会(西部協)の事務局として会務を掌り、首長会議と首長研修会を開催した。また、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議(S.K.Y.広域圏)に参画した。	738	広域連携 による取組 数(件)	124	132	106.5%	基礎自治体を取り巻く社会経済環境の変化への的確な対応や、高度化、複雑化する広域的課題の解決に向け、広域連携は重要である。	広域的課題の解決という目的の達成に向け、事業を運営した。また西部協については、今後の活動のあり方に関しても検討を行った。	広域的課題の解決に向け、必要な分野において、引き続き広域連携を図っていく。 併せて、西部協及びS.K.Y.広域圏については、構成団体の意向等を確認しつつ、活動の在り方や方向性を検討、調整していく。	② 見直し・改善
14	職員課	職員採用 事業		職員の士気を高めて自発的な能力開発を促し、公務能率の向上を図る強い組織づくりを進めていくために、本市が求める職員像(情熱をもって職務に取り組む/自ら考えて行動する/課題や目標に果敢にチャレンジする)に合致し、市民の最良のパートナーとしてふさわしい有能な人材を確保するとともに、適材適所による人事管理を行う。 《採用方法》 ①最終面接を含む3次試験を実施 ②1次試験については、オンラインにて、録画面接及び適性検査を実施 ③2次試験については、3人の面接官による個別面接を実施(一般事務) ④3次試験のグループワークでは、毎年、内容を変更し実施 《令和5年度の委託内容》適性検査作成及び採点等業務、ウェブ面接業務《新規採用》68人(医療職・育児休業代替任期付職員除く)	4,371	新規採用 者の初年度10月評価の 評価点の平均 (一般事務) (100点中)	69	68.9	99.9%	地方公務員法に基づき、当然市が実施していくべき事業であり、市内外を対象に公平公正に実施している。 新規採用者(一般事務)の初年度10月評価が本市職員としてほぼ必要な水準に達した。	効率性については、民間で対応可能な業務(筆記試験等)は既に委託している。 また、オンラインで実施可能な録画面接等を導入し、面接官、受験生の労力を大幅に削減した。 本市が求める人材を責任を持って採用するという観点から、他の業務(面接等)においては、委託での効果は期待できない。	試験官の負担や試験実施に係るコスト等を鑑み、申込みを紙媒体からインターネットのみとするなど、オンライン等の活用を図りながら、試験内容の見直しを今後も図っていく。 定年延長の導入に伴う退職者の減と新規採用のバランスを考慮しながら、採用者数や制度の在り方を検討する。	① 継続実施
15	職員課	職員研修 事業		職員研修:職員の育成を通じて、市民の最良のパートナーとなる組織をつくりあげる ○意識改革、組織風土の改善 ○人材マネジメント部会、クロスメンター制度 ○集合研修 ・階層別研修、実務研修、課題研修、広域研修ほか ○職場研修 ・OJT、新採用職員職場研修、職場研修支援ほか ○派遣研修 ・自治体大学、市町村アカデミー、市町村研修センター、視察研修ほか ○自己啓発 ・外部研修受講支援、自主研究グループ活動支援ほか	7,337	職員研修 参加者アンケート結果 (最大5ポイント)	4.30	4.31	100.2%	妥当性については、職員研修のため該当しない。 有効性については、研修等への参加により一定のスキルアップが図れている。 また、研修を通じてコミュニケーションが図れている。	全職員向けの意識啓発型研修や法律の研修については、eラーニングシステムを導入し、職員が空き時間やテレワークを活用して効率的に研修を受けられるよう工夫した。 また、専門性・最新の知識や情報を得ることが必要な研修は外部講師、その他の研修は内製化を検討するなど、メリハリのある研修カリキュラムにすることで、経費削減に努めている。	参加者アンケートなどをもとに分析を行い、次回の研修参加に向け改善を図るなど、PDCAサイクルの実行へつなげていく。	① 継続実施
16	職員課	福利厚生 事業		【健康管理事業】 (1)身体的管理 ・定期健康診断又は人間ドックの受診(令和5年度特定保健指導該当者216人) ・保健指導の実施(令和5年度実施者数:63人) (2)精神的管理 ・メンタルヘルスチェックの実施 ・「Self健康相談室」の提供(令和5年度相談件数:13件) ・カウンセリング実施(令和5年度精神科医実績:延153件、臨床心理士実績延45件) 【リフレッシュ事業】 (1)各部対抗ウォーク大会事業の実施(参加者数:160人) (2)自立体力全国検定の実施(参加者数:30人)	45,223	【健康管理 事業】 年度末の 精神的疾患 休職者 (人)	5	13	38.5%	妥当性については、職員の健康管理は、労働安全衛生法で定められており、当然市が実施していくべき事業である。 有効性については、休職者及び育児休業者以外は、ほぼ全員が健康診断を受診しており、おおむね成果が得られている。	新型コロナ感染予防に努めながら、従来の対面面談を実施したほか、感染拡大状況や面談対象者の状況に合わせてオンラインや電話も活用して実施した。	【健康管理事業】 目標を達成するためには、問題を抱えている職員の早期発見と早期対応が求められる。 【リフレッシュ事業】 職員の親睦や健康管理に資することができる事業を継続して実施し、職員の満足度を向上させるような取組をしていくことが効果的である。	① 継続実施

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
17	職員課	外部人材 登用事業		社会や組織の変化等に伴う新たな行政課題に対し、スピード感を持って課題解決を図るため、課題解決の担い手として、民間企業等において各分野の第一線で活躍している専門人材を、副業兼業限定で「事業コーディネーター」として登用する。 ○公民連携プロデューサー(未来創造・若者課) ○移住定住コーディネーター(企画政策課 移住定住係) ○女性活躍推進プロデューサー(職員課 女性活躍推進チーム) ○ハラスメント対策推進アドバイザー(職員課) 計4人を採用し、事業コーディネーターとする。 ・令和4年10月からハラスメント対策推進アドバイザーを1人任用し、複雑化するハラスメント問題について助言をいただきながら、該当者からの聴き取り等を実施。	2,930	会議実施 回数(回)	144	123	85.4%	高い専門性を有し、柔軟な発想を有する民間人材を参画させることにより、本市の抱える課題を多角的かつスピーディーに解決させることができる取組として有効である。 コーディネーターと共に事業を計画していく中で、コーディネーターの知見や計画策定に関わるスキルを習得できるため、職員育成の面でも有効である。	民間人材を企業に属したまま副業として登用することにより、職員を抱える場合と比べたコスト削減につながっている。 会議では対面形式だけでなく、オンライン形式を取り入れ、コロナ禍においてもプロデューサーと職員の双方の負担を軽減しながら、効率的に会議を遂行した。	現在展開している3事業については、自走できる体制が整ったため、令和5年度末で登用を終了した。 新たな事業での登用については必要があれば検討・実施していく。	① 継続実施
18	政策調整課 (未来創造・若者課)	生涯現役 推進事業		シニア世代になっても元気に活動を続け、地域の元気・活力につながる生き方をしていただくために、シニアの活躍の場や領域を拡大する取組を推進。シニアと多様な活動をつなぐプラットフォームとなる、シニアバンクを運営するとともに、地域の関係団体と「小田原市生涯現役推進協議会」を設立し、国が推進する「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、高齢者(55歳以上)の雇用・就業機会の確保に資する各種支援メニューを実施した。なお、協議会は国からの委託費を原資に事業を実施しているが、年度中の運転資金として市から無利子貸付金を支出している。 ①シニアバンク登録件数:ヒト(シニア)118件、コト(活動)58件 ②事業所訪問:204社(うち雇用の開拓件数51社) ③セカンドライフ応援セミナー:6回開催、147人参加 ④セカンドライフ応援窓口:相談者141人	9,000	就業・雇用・活動につなげた件数(件)	160	100	62.5%	シニアバンクの運営やセカンドライフ応援セミナー等による、シニアと多様な活動とのマッチングは、高齢者の生きがいづくりや社会参加に直結するものであり、公共性が高い一方、シルバー人材センターやハローワークでの高齢者雇用の施策が充実していることから、市としての事業の妥当性を検証する必要がある。	行政提案型協働事業として、シニアネットワークおだわら&あしがら(市民団体)との協働により、事業の企画や周知には、シニアの視点やネットワークを活用している。平成30年7月は国の「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、地域の関係団体と連携した「生涯現役推進協議会」が国から受託し、各団体のノウハウ等を活用しながら高齢者の多様な就業機会の確保に向けた取組を推進した。	国からの委託期間が終了する令和6年度以降の事業の在り方については、関係団体と協議しながら検討した結果、令和3年4月の高齢者雇用安定法改正により高齢者の雇用環境の充実などを踏まえ、令和5年度末で事業を終了した。	③ 完了・休止・廃止
19	政策調整課 (未来創造・若者課)	エリアブランディング 構想策定事業		第6次小田原市総合計画の重点施策に位置付けている「地域特性を生かしたまちづくり(早川・片浦地域)」と「海を生かしたまちづくり」を一体的に展開するため、関係団体等のヒアリング調査や来訪者のニーズ把握を目的とした実態調査などの基本調査を行い、早川地域の住民を始め、エリア内で活動する関係者等と地域課題等の共通認識を図りながら、目指すべき将来像の設定や、事業スキーム及び実現プロセスを検討するなど、2040年の将来像を描いた「エリアブランディング構想」を、令和6年3月に策定した。	11,000	研究会(合意形成の機会)の開催数(回)	2	2	100.0%	本事業は早川エリア全体の公民連携によるまちづくりにつなげるため、地域の賑わいのほか、住民の暮らしにも資することを目的としており、水産関係者を始め、早川地区自治会など、多岐にわたる関係者とともに取り組むため、公共性の高い事業である。	公民連携によるまちづくりの機運を高めながら、関係者の合意形成を図りつつ、実現性の高い取組にするため、早川エリアの自治会を始め、水産業・商業・農業・観光業、県、鉄道事業者など、多岐にわたる関係者で構成した「研究会」を組織し、構想策定に取り組んだ。	策定したエリアブランディング構想については、将来像の実現に向けて、引き続き研究会を母体に関係者と連携しながら、早川エリアの魅力を高めていく。 また、令和6年度からは、御幸の浜周辺におけるエリアブランディング構想の策定に向け、まずは、ニーズ調査やヒアリング調査などを行い、地域課題等を抽出していく。	① 継続実施
20	政策調整課 (未来創造・若者課)	市民会館 跡地等活用事業		平成30年度に策定した「三の丸地区の整備構想」の短期計画に位置付けた市民会館跡地等を対象エリアとして、試験的な活用を図りながら段階的に整備をしていく。 令和5年度は、令和5年3月に策定した市民会館跡地等活用計画に基づき、市民や市内事業者を対象としたワークショップにおいて、試験的活用の概要や対象地に求められる施設等機能など、活用及び整備イメージを検討したほか、管理運営事業に興味を示す民間事業者への意向調査を実施するなど、公民連携により基本構想作成に取り組んだ。	19,800	意見交換会(合意形成の機会)の開催数(回)	3	3	100.0%	事業対象地は、観光や市民の生活における拠点性が高いエリアであり、また、平成30年に策定した「三の丸地区の整備構想」の短期計画に位置付けた区域の具現化に向けた事業である。 また、市民や市内事業者を対象にワークショップを開催し、意見交換を行いながら、活用及び整備イメージを検討するなど、整備に向けての基本構想の策定に取り組んだ。	市民や市内事業者との活用及び整備イメージに関する検討を始め、民間事業者への管理運営に係る意向調査を行うなど、検討段階から将来的な活用と区域の具現化に向けた事業と並行して、管理運営などの財政負担の軽減を図るため、公民連携の事業スキームを検討した。	令和5年度からは策定した「市民会館跡地等活用計画」に基づき、引き続き、市民や事業者と合意形成を図りながら、本事業に興味を持つ民間事業者とのサウンディング調査を実施し、整備に向けた基本構想及び基本計画の策定、概略設計などに取り組み、公民連携による事業スキーム(案)を決定していく。	① 継続実施

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
21	政策調整課 (未来創造・若者課)	早川駅周辺整備事業		神奈川県西部漁港事務所やJR、市など関係者で構成する小田原漁港(早川駅周辺地域)活性化検討会議を設置して、早川駅周辺の活性化に向けた検討を平成30年3月から進め、平成31年3月に一定の取りまとめをした。 その中で、方向性としては、「早川駅・本港・西側エリアの3つの拠点の魅力と個性を高め、回遊を促すことで、小田原漁港を総体としてアピールし、地域全体の活性化につなげていく。」とし、「早川駅周辺の在り方」や「早川駅周辺地域における回遊性の創出」、「西側エリアの位置付け」などについて整理した。 令和元年度以降は、JR・県・市の3者で早川駅・周辺整備検討会議を設置して、これまでの検討をベースに、今後の具体的な取組に向けて、水産関係者、地元自治会・商工振興会、行政(神奈川県、企画部未来創造・若者課、経済部観光課、都市部まちづくり交通課)の担当者により、早川地区のまちづくりに係る意見交換を実施するなど検討した。 令和5年度は、早川地域のエリアブランディング構想策定事業において、本検討会議メンバーをベースに新たな関係者を加えた研究会において、検討を進めた。	0	検討会議 (合意形成の機会)の 開催数 (回)	2	2	100.0%	No19 エリアブランディング構 想策定事業の中で実施	同左	同左	② 見直し・改 善
22	政策調整課 (未来創造・若者課)	イノベーション推進事業		独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者や大学との連携を強化、推進することにより、地域課題の解決とともに、持続可能で質の高い行政サービスの提供を図るため、公民連携・若者女性活躍の推進拠点となるおだわらイノベーションラボの運営、民間提案制度の拡充、包括連携協定の締結等、公民連携の取組を進めた。	16,058	民間提案 制度提案 件数(件)	10	9	90.0%	地域が抱える課題が高度化・複雑化し、これまで各種課題の解決を主に担ってきた行政の経営資源(ヒト・モノ・カネなど)だけでは対応することが難しくなりつつあるなか、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携が重要となることから、有効的な事業である。	公民連携・若者女性活躍の拠点として、「おだわらイノベーションラボ」を運営するとともに、令和5年度の民間提案制度は、民間事業者等から自由なアイデアを募集するフリー型と、市がアイデアを求めたい事業等を示した上で提案を募集するテーマ型の2つの方式で実施した。 また、包括連携協定の締結を促進するなど、公民連携の取組を展開した。	民間提案制度については、令和6年度以降も継続して運用し、民間事業者等のノウハウを活用しながら、地域課題の解決に取り組んでいく。 また、包括連携協定を積極的に締結するなど、引き続き、民間活力の促進を図っていく。	① 継続実施
23	政策調整課 (未来創造・若者課)	若者未来創造事業		民間企業と職員による市政課題解決の場を開催したほか、若者が描く夢を実現できる魅力的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となった方に補助金を交付する「おだわら若者応援コンペティション」や、志の高い意欲にあふれた若者を表彰する「おだわらMIRAIアワード」を創設した。また、市内の高校と連携したチャークアート、大学のゼミから提案を受け、大学生自らが企画、運営をした「おだじぎょ」、市内企業との意見交換会など、さまざまな取組を行った。 なお、民間企業等が主催する若者を対象とした取組についても、名義後援することで、活躍を後押しすることとしている。	1,871	民間企業と 職員による 市政課題 解決の場 開催件数 (件)	1	1	100.0%	これまで以上に若者や女性の視点やアイデアが生かされる環境を創出するとともに、その強みや活力を発揮し、活躍できる場を提供することで、新たなまちづくりにつなげていくための取組を推進していくべき事業である。	令和5年度は、東日本電信電話株式会社と市政課題解決の場を開催し、若手職員による提案施策が実施された。 また、おだわら若者応援コンペティションやおだわらMIRAIアワードを実施することで、小田原で活躍したいと思う誰もがチャレンジできる環境を整えることができた。	活躍したいと思う誰もがチャレンジできる魅力的なまちを目指すため、各事業を継続していき、若者の背中を押していきたい。	① 継続実施
24	政策調整課 (未来創造・若者課)	SDGs普及啓発事業		民主体の「おだわらSDGs実行委員会」を中心に、パートナーと一緒に「おだわらSDGsデイ2023」や「みんなでSDGsを学ぼう!」など、各種SDGs普及啓発イベントを開催。また、パートナーを対象とした交流会を初めてリアルで開催するとともに、SDGsをテーマとしたプレゼン・プレストを行う「課題解決ワークショップ」を継続して実施することで、パートナーの交流を図った。その他、市内中学校等への出前講座、SDGs普及啓発冊子「Think MIRAI 小田原から未来を考える」の発行、HPやラジオの運営など、さまざまな取組を行うことで、SDGsの認知度やSDGsに対する関心は、確実に高まっている。 神奈川県「つながりポイント事業」と連携した、スマートフォンのアプリケーション「まちの活用」を活用したSDGs体感事業では、各種イベントでの「おだちゃん」の活用、アプリ内でのオンラインイベントなどにより、SDGsを身近に感じてもらうことができた人は、着実に増えている。	9,992	SDGs体感 事業利用 者数(ア プリダウ ンロード 者数)(人)	6,000	6136	102.3%	「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、持続可能な地域社会の実現を目指す本市として、取組を推進していくべき事業である。	令和5年度は新たなパートナーを40者登録したことにより、パートナー数は312者となった。パートナーによるSDGs体感ブースの出版などを行った「おだわらSDGsデイ2023」には、約700人が来場し、夏休み中の小・中学生を対象に、パートナーが先生となり全12回のワークショップなどを行った「みんなでSDGsを学ぼう!」には、261人(保護者含む)が参加した。 また、SDGs体感事業「おだちゃん」のユーザー(アプリダウンロード者)は、令和6年3月末で6,136人となった。	実行委員会運営費の一部財源となる国の交付金は令和5年度で終了したため、事業内容の見直し、歳出の削減を図りながら、これまでの取組を継続しつつ、さらに深化させていく。また、パートナー間のつながりや連携が強化される取組を試行的に実施するとともに、パートナー・実行委員会の在り方について検討を進める。 体感事業「おだちゃん」については、国の交付金の終了やデジタル田園都市国家構想実現事業の一つである地域ポイントアプリ「プラボ」の開始に伴い、おだちゃんのスポットやユーザーをプラボに誘導していくことで、おだちゃんの発展的解消を目指す。	② 見直し・改 善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
25	(デ ジ タ ル イ ン フ ラ 構 造 課)	デジタル化 によるまち づくり推進 事業		個人情報保護に万全を期した上で、電子申請や電子決裁の整備等の行政基盤のDXと、市民の利便性の向上に資するデジタルインフラやデータ連携基盤、オープンデータの整備等の両輪を、産学金官の緊密な連携やデジタル人材の確保・育成を通じて強力に推進する事業である。 また、こうした取組により市民の課題や希望を理解するとともに、小田原が有する人や地域資源のポテンシャルに最新のデジタル技術とデータ活用を掛け合わせることで、地域課題を抜本的に解決し、市民の暮らしやすさと都市としての競争力を大きく高めていく取組である。 令和5年度は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、パーソナルデータ連携基盤の整備、地域ポイントアプリの構築、スマートボールの整備を行うとともに、地域課題の解決のためのデジタルサービスの再整備をした。また、高齢者等のデジタルデバйд対策として、市内携帯販売事業者等と連携し、市内各所でスマホ教室を実施した(4月～3月:計52回)。	189,201	市民向け デジタル活 用講習会 (スマホ教 室)実施件 数(件)	38	52	136.8%	市民生活に関わる多くの分野でデジタル化を推進するためには、行政が積極的に関与することでその効果は高められるものと考ええる。また、デジタル化の恩恵を受けられない市民をなくすよう配慮していく取組も行政が進めるべきと考える。	デジタル化は、事業費がかさむことから予算的な制約により実施が困難な場合があるが、国県の補助金を積極的に活用したことにより、市の負担を抑えながら導入を進めることができた。 また、スマホ教室は民間事業者との協力によりゼロ予算で実施した。	まちづくりの推進エンジンとして、引き続きあらゆる分野でデジタル技術の活用を図り、市民生活の質の向上と地域課題の解決を図っていく。 また、「誰一人取り残さない」をキーワードに、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、サポート事業を継続していく。	① 継続実施
26	タ政 策 調 整 課 (ゼ ロ カ ー ボ ン ・ デ ジ タル 調 整 課 推 進 課)	ゼロカーボ ン・デジタ ルタウン創 造事業		本事業は、市が目指している2050年の脱炭素社会実現に向けた取組を加速させるため、2030年(令和12年)の街びらき目標に「究極のゼロカーボン」と「社会変化に適応した豊かな暮らし」との両立を「最先端のデジタル技術」で支え、社会課題の解決を図りながら幸せを実感できる暮らしを体現する新しいモデルタウンを創るものである。そして、この街で生まれた技術やノウハウを市内外に広げていくことで、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献することを目指す。 令和5年度は、基本的な考え方や整備コンセプト、導入するソリューション、街のイメージ、事業の進め方などを基本構想(案)として取りまとめたほか、民間企業へのサウンディングや少年院跡地に関する財務省との協議を実施した。また、意見交換会等による市民意見の聴取や企業向けの説明会を実施した。主な成果としては、二段階一般競争入札を用いて用地取得者の決定を目指す方向性について、財務省と共通の認識を持つことができた。また、基本構想策定に向け、市民の意見や企業の考え方を把握することができた。	55,440	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	「ゼロカーボン・デジタルタウン」は、最新技術を集約し、エリア内のエネルギーマネジメントをしながら、エリア全体のゼロカーボンを達成するものであり、かつ、街びらき後も長期にわたってコンセプトを維持していくため、市が民間事業者を主導していく必要がある。		事業の見直しを行った結果、本事業は廃止することとなった。 なお、少年院跡地については、別途、活用方法を検討していく。	③ 完了・ 休止・ 廃止
27	(デ ジ タ ル イ ン フ ラ 構 造 課)	基幹業務 システム管 理運用事 業		基幹業務システムは、市民の住民基本台帳、市税、及び国民健康保険に関する情報を管理するもので、当該事業は、住民への証明発行や税額、資格書類、料金等の通知を職員が遅滞なく適切に行うことができる環境の整備を行うものである。 そのために、基幹業務システムを常に正常に稼働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。 平成30年度からプロポーザルによる業者選定、仕様の検討を行い、令和2年度にシステムの更新を行った。	198,886	システム稼 働率(%)	99.7	100	100.3%	法令で行う行政事務を支援するものであり、市民の個人情報を管理する業務である。基幹業務システムを安定的に稼働させることにより、窓口業務等を停滞せず接客等の支援がなされている。	令和2年度にシステムの更新を行い、外部データセンターを活用することにより、従来よりも低コストで、保守体制や物理的なセキュリティ等を向上させることができた。 また、事業者及び所管課と調整しながら、各種業務のやり方について見直しを行った。	引き続き、住民サービスに支障が出ることがないように安定稼働させるとともに、各種業務のやり方について見直しを図っていく。	① 継続実施
28	(デ ジ タ ル イ ン フ ラ 構 造 課)	庁内ネット ワークシス テム管理 運用事業		職員が庁内ネットワークシステムを構成するパソコン及び、グループウェアやファイルサーバ等の各サブシステムを効率的に使用できるように管理運用を行うために実施する事業である。 事務処理が適切に行えるように、庁内ネットワークシステムを正常に稼働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。 令和5年度は、329台のパソコンを更新した。	219,370	更新パソ コン数(台)	350	329	94.0%	市の職員に対して庁内ネットワークシステムを提供する事業である。庁内ネットワークシステムを安定的に提供することで、市の職員が行政事務を行うことを支援している。	庁内ネットワークシステムの管理・運用に際して、適切に民間事業者業務を委託することにより、業務効率の向上を行っている。	引き続き、セキュリティの向上については、県及び県内市町村と連携して、対策強化を図っていく。 また、毎年度、庁内のネットワークの機器更新を控えているため、広く事業者から情報を集め、検討していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
29	(デジ タルイ ノベー シヨ ン課)	電子申請 システム運 用事業		神奈川県及び神奈川県内の市町村等が、情報システム等の整備及び運営を共同で行うことにより、市民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために実施する事業である。 電子申請のシステム(デジタルイノベーション課所管)及び電子入札システム(契約検査課所管)を共同で運営している。 令和5年度のシステム利用件数は、目標を上回り、11,613件であった。	933	システム利 用件数 (件)	10,500	11,613	110.6%	インターネット環境上で、市が実施する事業の申請等を受付管理するシステムである。 パソコンやスマートフォンからも申請ができるため、市民の利便性が向上している。	神奈川県及び神奈川県内の市町村等が、電子申請システムの整備及び運営を共同で行っている。	電子申請システムの受付申請項目数を増やして、システム利用件数を増加させる。	① 継続実施
30	(デジ タルイ ノベー シヨ ン課)	公共施設 予約シス テム管理 運用事業		公共施設予約システムは、本市の公共施設の会議室やスポーツ施設などの予約・照会を、パソコンやスマートフォン・携帯電話から行うことができるシステムであり、このシステムを安定的に管理運用するために実施する事業である。 公共施設予約システムを正常に移動させるとともに、必要に応じて機器の更新を行う。 令和5年度のインターネット予約件数は、46,591件であった。	6,053	インター ネット予約 件数(件)	46,000	46,591	101.3%	インターネット環境上で、市が所有する対象施設の予約、管理を行うためのシステムである。 パソコンや携帯電話からも予約ができるため、市民の利便性が向上している。また、予約受付等の事務が簡略化され事務の効率化につながっている。	公共施設予約システムの運用に際して、適切に民間事業者に業務を委託することにより、業務効率の向上を行っている。	システムにより予約可能な施設を増やし、更なる住民サービスの向上を図っていく。	① 継続実施
31	(デジ タルイ ノベー シヨ ン課)	統合型地 理情報シ ステム管 理運用事 業		全庁的に利用可能な統合型地理情報システムを運用し、各種地図データを整備・拡充するために実施する事業である。 紙で管理していた情報の電子地図データ化を進めるとともに、システムの安定的な運用を図る。また、随時新規マップの公開をする。 令和5年度末時点の掲載地図数は23件であった。	3,940	掲載地図 数(件)	23	23	100.0%	地図情報は市が保有する財産であり、市が実施する業務として妥当である。 紙で管理していた情報を地図情報として掲載することにより、全庁で情報共有ができるようになった。また基礎となる地図データも随時更新し、常に最新の状態で確認できるようになった。	運用に際して、適切に専門性のある民間事業者に業務を委託することにより、業務効率の向上が図られている。	システムにより公開する地図情報について、より多くの情報を提供し、利用者のニーズに応えられるようにする。	① 継続実施
32	総務課	平和施策 推進事業		小田原市平和都市宣言の趣旨に基づき、平和を次の世代に引き継いでいくために、児童・生徒を始め、広く市民に対し、平和施策を実施する。 令和5年度は、既存事業に加え、平和都市宣言30周年事業として「戦争体験証言デジタル映像化」を実施した。	1,269	平和事業 への参加 人数(学校 訪問講話 会、市内戦 争遺跡巡り 等)(人)	600	335	55.8%	本市は、平成5年に制定した「小田原市平和都市宣言」において、戦争の惨禍を繰り返すことのないよう平和を守り次世代に引き継いでいく責務があることを宣言している。 こうしたことから、平和への意識を高めるための事業は、継続的に実施していく必要がある。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業を中止していた事業も全て再開し、一部事業をオンライン実施するなど、事業内容を工夫し平和事業を継続して実施している。	体験者が高齢化するなか、若い世代に平和について考えるきっかけとしてもらうための新たな手法を取り入れる。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
33	総務課	文書管理システム運用事業		文書管理・電子決裁システムを導入し、公文書の作成から廃棄までを一貫して電子的に管理することにより、行政事務の効率化を図る。 令和5年2月に当該システムを導入し、令和5年3月から本番運用を開始した。	14,784	電子決裁率(%)	80	82.7	103.4%	市の職員に対して文書管理・電子決裁システムを提供する事業である。当該システムを安定的に運用することで、市の職員の効率的な行政事務を支援している。	文書管理・電子決裁システムの運用開始により、起案や供覧をデジタル化することができ、全庁的なペーパーレスにつながった。また、電子決裁により職員の事務効率が上がリ事務負担の軽減につながった。	財務会計システムと電子決裁システムを連携させることにより、より行政事務の効率化を図るとともに、ペーパーレス化を進める。	① 継続実施
34	資産経営課	土地開発公社用地再取得事業	○	土地開発公社の保有土地全ての用地購入費については、令和20年度までの債務負担が設定されている。 土地開発公社用地の再取得を行い、公社保有土地を減少させることは重要な課題であることから、従前の経営健全化計画が終了した平成30年度以降は、総合計画の実行計画に公社用地の再取得を位置付け、土地開発公社保有土地の簿価残高を減少させる。	各課で予算措置	-	-	-	-		令和5年度は総合計画の実行計画に位置付けた、公社用地等の再取得について各課と調整を行った。	公社保有土地を縮減し健全経営を推進するために、総合計画の実行計画に公社用地の再取得が可能なものは位置付け、再取得を継続していく。	② 見直し・改善
35	資産経営課	土地開発公社経営支援事業		平成30年度以降も引き続き事業用地に相当する支払利息等について、利子等補給金を交付し、公社保有土地の簿価の増加を抑制するとともに、運営費貸付金として3億円の無利子貸し付けを実施し、土地開発公社の資金運営を容易にする。	3,001,194	利子等補給金、無利子貸付の実施額(千円)※利子等補給金の交付すべき額を加算	305,000	301,194	101.3%	土地開発公社保有土地全ての用地購入費について、市の債務負担が設定されている。平成21年度までは、公社借入金利子等は公社保有土地の簿価に算入されていたため、小田原市の将来負担額が不明確であった。利子等補給金の交付により、公社の利子負担を軽減するとともに、保有土地の簿価が固定されているため、市の将来負担額が明確化されている。また、無利子貸付の実施は、公社の資金運営を容易にするとともに、金利負担の軽減など公社の健全経営の一助となっている。	土地開発公社の資金借入に際しては、入札を実施し、金利負担の軽減に努めている。 この結果、市が公社に交付する利子等補給金も軽減されている。	今後も無利子貸し付けを実施し公社の資金運営を容易にするとともに、事業用地に相当する支払利息額等に対し利子等補給金を交付し、簿価の増加を抑制していく。	① 継続実施
36	資産経営課	公共施設再編活用事業		公共施設の機能・配置を見直し、施設の複合化や統廃合などを計画的に行うとともに整備・管理運営について、民間の活力を生かした手法による効率的・効果的な施設管理を促進することを目的とする。 公共施設再編基本計画において短期的に取り組む主な事業(平成31年度～令和8年度)として位置付けた再編事業については、施設を所管する関係部局等との情報連携を密にして取組を進めている。 公民連携による課題解決に向けて、有識者をアドバイザーとして、庁内関係課の担当者による公共施設マネジメントに関する庁内検討会を開催した。	459	公民連携手法の導入施設数(施設)	1	1	100.0%	老朽化した施設が一斉に更新の時期を迎え、施設の建替え・改修の費用が今後30年間で1,070億円不足することが見込まれており、全ての施設をこれまでどおりに維持していくことは困難である。 公共施設の再編を進め財政負担の軽減を図り、持続可能な行政サービスを実現するためには必要な事業である。 公共施設の効率的・効果的な整備・管理運営を行うため、民間の活力を生かした手法を促進する必要がある。		再編基本計画の7章に位置付けた2026年度までの短期的に取り組む主な事業を中心に取り組む。 民間の活力を生かした手法を促進し、市有財産の有効活用の検討を進める。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
37	資産経営課	市有建築物長期保全事業		市有建築物の計画的な維持保全による安全性の確保及び長寿命化、並びに長寿命化による更新費用の平準化を図ることを目的とする。 市有建築物の劣化状況を把握し、長期保全費用のシミュレーションを行い、計画的な維持保全を行う。 市有建築物の維持修繕については、平成29年度から、施設や設備の劣化度や不具合の情報を集約して、施設横断的な優先度付けを行い、それを施設所管、企画部門、財政部門、営繕部門で共有し、予算化していくスキームを構築した。	606,684	維持修繕計画で最優先と位置付けた維持保全費用(一般会計分)の予算化率(%)	100	100	100.0%	今後、老朽化した市有建築物が一斉に更新の時期を向え、建替え・改修が必要となるが、多額の財源不足が見込まれている。 限られた財源の中で、市有建築物の計画的な維持保全を行うことで、施設の安全性の確保及び長寿命化を図ることは必要不可欠である。	これまで市有建築物の維持修繕工事については、施設所管が個別に予算要求していたが、本課が一元的に情報を集約し、優先度付けを行い予算要求につなげたことで、限られた財源の効率的・効果的な執行を図った。	公共施設マネジメントシステムを活用して、施設の点検結果や不具合等の情報を集約・蓄積し、維持保全の優先度付けに反映していく。	② 見直し・改善
38	資産経営課	庁舎等維持管理事業		市庁舎の機能維持のため各種設備等の改修を実施する。市庁舎は竣工から45年以上が経過し、耐用年数を大幅に経過している設備も多いため、優先度の高いものから計画的に改修を実施していく。 また、庁舎管理の面から必要となる機能の強化や、職場環境の改善を図る。	9,513	施設・設備等の改修等工事数(件)	10	11	110.0%	市庁舎は竣工から45年以上が経過しているが、平成27年度に耐震改修を実施したことに伴い、老朽化した設備を順次改修することにより、今後20～30年は現在の庁舎を使用することになっている。	当初は2階執務室照明のみLED化する予定であったが、補助金を活用し市庁舎全体の照明を更新した。更新方法も従来の器具交換方式からリースに変更し、施工期間の短縮、費用の削減を行った。また、1年に1フロアずつの更新予定だったものを変更し、1年で市庁舎全体の照明を更新したことにより、光熱費の大幅削減につながった。	市有建築物維持修繕計画に則り、計画的に修繕を実施していく。	① 継続実施
39	契約検査課	かながわ電子入札システム運用事業		かながわ電子入札システムは、入札に関する手続をLGWAN回線を通じて行うシステムである。神奈川県及び県内市町村と共同で運営している。	10,707	電子入札による執行件数(工事)	200	198	99.0%	契約検査課が執行する入札のほぼ全ての案件を電子入札で行うことにより、事務が簡素化され契約検査課及び事業者の負担が軽減されるとともに、入札・契約の透明性・公平性が図られている。	県と県内市町村で連携している事業であり、法律の改正やインターネットのセキュリティ対策など適切に対応できている。	事業者に定着したシステムであり、今後も適切に運用していく。	① 継続実施
40	市税総務課	市税収納率向上事業	○	厳正な市税徴収の執行により、税負担の公平性や市税収入を安定的に確保することを目的に、市税滞納者の実態と滞納原因を把握し、地方税法その他の関係法令に基づき、滞納者の実情に応じて滞納整理を行う事業。 令和5年度も前年度に引き続き、市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨を行うとともに、市税を自主納付しない滞納者には預金等の差押えによる滞納処分の厳正な執行を行った。また、滞納整理に関する専門的知識を有する元国税局職員2人を徴収指導員として任用し、徴税吏員の滞納整理に関する技術力の向上を図った。	18,609	-	-	-	-		不動産の差押えを行い、公売に取り組んだ。 令和5年度は延べ4件の公売を実施、4件全てが落札となり、約1,831万円を市税等に充当した。 公売事務を進める中、公売対象となっていた案件について、約1,295万円の自主納付を促すことができた。	市税の滞納整理に必要な専門知識の習得や技術力の向上を図りながら、引き続き、厳正な市税徴収の執行に取り組む。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
41	市税総務課	市税収納 管理事業	○	納付された市税の情報を適正に管理し、過誤納金が生じた場合は、地方税法に基づき、遅滞なく還付又は未納の市税への充当を行うほか、市税の口座振替による納付の促進、新たな納税環境の検討・整備を行う事業。 令和5年度は、前年度に引き続き、納付された市税の収納消込み(各税目の課税データと納付済データの突合)を行い、過誤納金が生じた場合には、還付又は未納の市税への充当を行った。 また、これまでの間、市税のコンビニエンスストア収納、スマートフォン決済アプリを利用した市税の納付、口座振替の利用促進と口座振替が連続して振替ができなかった市税の振替を停止し、納付書による納付へ切り替える対策などを実施し、納期内納付の促進を図ってきている。	14,752	-	-	-	-		令和5年4月から、個人市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の地方税統一QRコードによる納付が始まり、スマートフォン決済アプリのサイトが充実したほか、クレジットカードによる納付等が可能となるなど、更なる納税環境の整備を行った。また、令和5年10月から個人市民税(特別徴収)・法人市民税に加え、新たに市たばこ税、入湯税のeLTAXによる電子申告及び納付を開始した。	引き続き口座振替の促進を図るとともに、個人市民税(特別徴収)及び法人市民税のeLTAXによる電子納付の推進を図っていく。	① 継続実施
42	市民税課・市税総務課・資産税課	地方税事務 電子化事業	○	地方税共同機構が運営するeLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・申請・納税などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム)を活用し、市税の課税事務、収納事務、及び軽自動車税関係事務の電子化を推進することにより、市税における納税者の利便性向上と課税事務の効率化を図った。	17,908	-	-	-	-		電子申告等の活用を推進することにより、税務事務の効率化・正確化を図った。	継続して実施していくとともに、制度のPRを行い電子申告の利用率向上を図る。 また、eLTAX機能の拡大に合わせて税務事務の電子化を進めていく。	② 見直し・改善
43	資産税課	土地・家屋 評価事業	○	固定資産税・都市計画税を課税するに当たって、土地鑑定評価(時点修正)、航空写真、路線価算定業務委託によって算定された路線価などの各種データを活用し、課税客体である土地・家屋を正確に把握し、土地評価支援システム及び家屋評価システムを用いて適正な固定資産評価を行う。	29,868	-	-	-	-		土地評価支援システム及び家屋評価システムの活用により課税客体である固定資産の状況把握や適正な評価額の算出を行った。 土地評価に係る業務委託で、令和6年度課税に向けた路線価の時点修正を行った。	土地評価では、令和7年度課税に向けた路線価の時点修正及び令和9年度評価替えに向けた路線価算定業務を行う。 ほかに、航空写真を活用した家屋の異動判読(新築・増築・減失)による的確な課税客体の把握の研究についても、引き続き行う。	① 継続実施
44	事業課	小田原競輪 経営改善事業		包括業務委託の導入(継続)や他場を借上げでのミッドナイト競輪の実施等の経営改善策を行い、一般会計繰出金を確保する。 令和5年度は、投票系システム回線種別の変更のほか大規模な施設改修等を行ったが、引き続きインターネット投票が好調であったことに加え、記念競輪と同等のGⅢを追加開催する等したことから、前年度より5千万円増の1億5千万円を一般会計に繰出したほか、3億円を小田原競輪場施設等改善基金に積立てることができた。	150,000	一般会計 繰出金1億 円/年の達 成(%)	100	150	150.0%	一般会計への繰出しを安定的に行うため、包括業務委託や収益性の高い競輪開催などの経営改善策を行う。	収益が見込まれる記念競輪同等のGⅢを追加開催し、収益の増加を図った。	包括業務委託の契約期間が令和4年度から令和8年度までの5年間となっており、効果を検証するとともに、さまざまな観点からの経営改善策を行う。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
45	地域政策課	市民功労者等表彰事業		「小田原市褒賞基金に関する条例」に基づき、本市に関する学術・文化、教育・福祉等において功績があった個人・団体、また小田原の名を高めた個人・団体を表彰する。市民に受賞者の功績を周知するとともに、文化・福祉等の活動を行っている個人・団体の目標や励みとなり、さらに活動を発展させることを目的としている。 令和5年度は、市民功労賞2個人1団体、市民栄誉賞3個人を表彰した。	517	褒賞件数 (件)	6	6	100.0%	市民等からの寄附による褒賞基金をもとに、さまざまな分野の功労者を市が表彰することで、市民の目標や励みとなり、また、活動の発展にもつながっている。	平成29年度から一般財源ではなく、褒賞基金を取り崩して事業を実施することとした。また、事業所管課と推薦担当課との役割分担を見直し、受賞者に対するより細やかな対応や、受賞者の功績をより知らしめることができた。	市の発展に貢献いただいた個人や団体を広い分野で吸い上げ、基金の目的に沿った表彰を継続して行う。	① 継続実施
46	地域政策課	おだわら地域力市民力表彰事業		地域別計画に定めた内容の実現に向けて、地区自治会連合会ごとに、自主的・積極的に地域に貢献している人(団体)を「おだわら地域力市民力表彰」として表彰する。その活動を広く紹介することにより、一人でも多くの人が自分の住む地域の発展に貢献したいと思う心を育むことを目的としている。 令和5年度は、9地区から推薦のあった5個人4団体を表彰した。	67	受賞者数 (件)	26	9	34.6%	市が受賞者を紹介し、周知することで地域活動の活性化に資する。	表彰式は、地域活動団体が多く集まる「地域活動シンポジウム」(主催:小田原市地域活動推進協議会・小田原市自治会総連合)の中で行っており、効率的な運営形態となっている。	地域コミュニティ組織(まちづくり委員会等)から推薦者に関する情報提供を受けるとともに、周知を強化し推薦を促進する。	① 継続実施
47	地域政策課	地域コミュニティ推進事業		地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ組織の活動を地域担当職員の配置や地域コミュニティ推進事業費負担金の交付等を通じて支援する。各地域における組織や活動の持続性に対する課題認識から、自治会総連合のブロック単位で「地域運営のあり方」をテーマに地域活動懇談会を開催するとともに、自治会総連合の役員との懇談会を行い、地域と行政が協働して地域活動を継続していくための方策を話し合った。	6,965	分科会数 (分科会) ※単独型・プロジェクト型は1と数える。	91	91	100.0%	行政では対応しきれない地域課題の解決に地域の実情に応じて取組を行う、地域コミュニティ組織の活動を支援することは必要不可欠である。	社会経済環境の変化等に伴い、防災や福祉などの領域で住民ニーズの拡大と担い手不足の課題が生じている中で、これらの分野で主体的に地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ組織の取組は効率性が高い。	地域コミュニティ組織による地域課題を解決する取組を包括的、継続的に支援し、地域活動を持続可能なものとする。	① 継続実施
48	地域政策課	地域活動拠点等整備事業		公共施設がなく、既存施設が老朽化等している地域を対象に小学校の空き教室を活用し、地域活動の場を整備することで地域活動を促進し、持続可能性を高める。 令和5年度は、前羽小学校の150ホール(多目的ホール)を地域活動の場として整備した。また、酒匂市民集会施設用地については民間事業者等に貸し出すことで土地の有効活用を図っている。	1,885	土地利活用契約数 (件)※R3 貸付開始	1	1	100.0%	地域活動の場の整備や地域事務局の設置などは地域活動の促進や持続可能性を高めることに寄与し、有効である。	地域活動の場の整備等は学校の理解が得やすいよう、学校木の空間づくり事業と併せて実施し、工事期間も併せている。	令和6年度は町田小学校(足柄地区)のふれあいルームに地域活動の場を整備する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
49	地域 政策課	市民集会 施設維持 管理事業		施設を安全に使用できる間の活用を前提に、地域住民等の活動の場を確保するため、地域の自治会連合会に貸与している市民集会施設の維持管理。 令和5年度の利用者数は16,966人であり、地域活動の場の確保という目的は達成できている。	1,516	利用者数 (人)	17,000	16,966	99.8%	地域活動、団体活動の場の確保及び使用可能な間の市の保有施設としての維持管理は必要である。	管理を地域に委ねることで効率性が図れている。 機械警備や浄化槽点検を公共施設包括管理業務委託に含めることにより、効率化を図った。	平成30年度策定の小田原市公共施設再編基本計画に基づき、今後について検討する。	② 見直し・改善
50	地域 政策課	川東タウン センター管理 運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、川東タウンセンターマロニエの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和5年度の施設稼働率は約48%で、地域活動や生涯学習活動の場の提供により地域の活性化に寄与している。	186,512	稼働率(%)	60.0	47.8	79.7%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 照明器具のLED化を行い、省エネの推進、CO2排出量の削減を図った。	公共施設としての役割(住民窓口、子育て支援、選挙、バリアフリー型風水害避難場所等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	① 継続実施
51	地域 政策課	城北タウン センター管理 運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、城北タウンセンターいずみの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和5年度の施設稼働率は約56%で、地域活動や生涯学習活動の場の提供により地域の活性化に寄与している。	46,261	稼働率(%)	60.0	56.4	94.0%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 照明器具のLED化を行い、省エネの推進、CO2排出量の削減を図った。	公共施設としての役割(住民窓口、子育て支援、選挙、バリアフリー型風水害避難場所等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	① 継続実施
52	地域 政策課	橘タウンセ ンター管理 運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、橘タウンセンターこゆるぎの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和5年度の施設稼働率は約42%で、地域活動や生涯学習活動の場の提供により地域の活性化に寄与している。	43,137	稼働率(%)	45.0	42.1	93.6%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 照明器具のLED化を行い、省エネの推進、CO2排出量の削減を図った。	公共施設としての役割(住民窓口、子育て支援、選挙等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
53	地域政策課	自治会活動活性化事業		自治会総連合に対し、自治会の活性化につながる環境美化活動や総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場等への補助を行う。 地域活動の主体である自治会組織を支援することにより、活動の活性化と行政との協働によるまちづくりを進め、誰もが住みよいまちを築き上げることを目的としている。 また、令和4年度にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、市で購入した、おだわら防災ナビアプリを搭載したタブレット端末を各地区自治会長へ貸与。自主防災組織の長である自治会長が、当該アプリを確実に利用できるよう支援するため、連合会長会議や新任自治会会長会議の場で、操作研修を行った。また、おだわら防災ナビにはアプリ利用者全体向け配信とは別に、自治会長のみに向けたグループ配信が可能なことから、連合会長会議の電子資料を閲覧可能とするともに、会議日程の情報共有を行った。	14,046	自治会加入世帯数(世帯)	63,000	59,057	93.7%	自治会組織は行政事業の一部を担うなど公共性が高く、活動を継続していくための補助事業を行う必要性は高い。	補助を行うことにより、各地区の環境美化活動や、総連合のさまざまな研修事業、情報発信活動等を充実させることができているとともに、自治会と行政との協働のまちづくりを実現できている。	引き続き、自治会活動の活性化に向け、自治会加入促進や研修の充実について、自治会総連合の活動を支援していく。 また、自治会事務の簡素化・効率化に向けたデジタル技術の活用について、地域の要望を丁寧に聞き取りながら支援していく。	① 継続実施
54	地域政策課	地区行政事務委託事業		行政文書の回覧・各戸配布、ポスター等の掲示、各種調査や委員等の推薦等について、多くの市民が加入する自治会に委託することで広く情報を伝達する。 令和5年度は、自治会に対し、122件の回覧配布等を依頼した。	23,033	回覧等依頼件数(件)	130	122	93.8%	情報伝達相手となる市民の大半により構成された団体に、業務を委託することは最も確実である。	市民に広く情報を伝達する手段としては、全戸へのポストインなどが考えられるが、コスト面で難しく、多くの市民が加入している自治会に依頼することが最適と考えられる。 配布物を極力A4判の規格に統一することで、配布の際の負担軽減を図っている。	さまざまな情報が広く行き渡るよう、継続して情報伝達を行っていく。	② 見直し・改善
55	地域政策課	市民活動推進事業		市民活動推進委員会が調査研究等を実施し、市民活動を支援する事業の構築や時代に合った制度改善を行うとともに、まごころカードの交付やボランティア活動補償制度の運用等により、市民活動の活性化につながる環境の整備を図る。また、市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを進めるため、市民活動団体が行う公益性の高い事業を財政的に支援する市民活動応援補助金や、市民活動団体又は行政(市)からの提案に基づき、適切な役割分担により事業を実施する提案型協働事業を実施する。 令和5年度は、市民活動推進委員会において、第10期では、「協働事業のガイドラインの改定」と「市民活動支援制度の拡充」について提言いただき、第11期では諮問事項「明日の小田原を創出する協働促進施策」について検討を開始した。また、まごころカードを371枚交付し、ボランティア活動補償制度では4件を補償した。さらに、市民活動応援補助金として9団体にに対し計1,320千円を交付した。	2,321	市内NPO法人数(団体)	87	76	87.4%	多様な主体の協力関係を構築し、市民と行政が協働しながら、地域課題の解決につなげていくためには、市民活動の活性化は不可欠なものであり、市民活動の推進に向けた調査研究や各種施策の実施は市の重要な役割である。 市民活動の充実につながり、意図した目的が達成できている。	市民活動応援補助金及び提案型協働事業については、市民活動推進委員会からの提言を基に、市民活動団体のより活性化活動に向けた、行政を含む多様な主体との連携促進を目指して、市民活動・協働応援制度として再構築した。	市民活動・協働応援制度について、実施しながらより効果的な運用について検討を重ねていく。また、改定された協働事業ガイドラインの周知・活用について、具体案を検討していく。	② 見直し・改善
56	地域政策課	市民交流センター管理運営事業		市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、おだわら市民交流センター(UMECO)を設置し、中間支援組織として市民活動の推進を図る。 会議室や市民活動に使えるスペース等の貸出しを始め、市民活動に役立つ研修会やワークショップのほか、情報紙やホームページ等による情報収集・提供を行い、市民や市民活動団体、企業など、様々な主体の交流・連携を創出する。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が感染症法第5類に分類されたことにより、通常どおりの運営による稼働が可能となり、積極的な施設運営を心掛けた。	62,636	市民交流センター登録団体多数(団体)	394	382	97.0%	市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、行政が実施すべき事業である。 多くの利用、交流があり、意図した目的を達成できている。	指定管理者制度を導入し、効果的な運営を行っている。施設稼働率は、令和4年度から会議室を増設したにも関わらず、稼働率は向上し、実際の会議室稼働使用時間は過去最大となった。 また、開設から8年以上が経ち、損傷が目立った備品について修繕した。	施設の稼働率向上と、中間支援組織としての更なる充実を目指し、継続する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
57	地域安全課	地域防犯灯整備事業		防犯灯を整備し、夜間における明るさを確保することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図ることを目的とした事業である。 平成26年度までは地域の自治会が防犯灯を設置・管理し、市は各自治会に対し整備費補助金を交付するなど支援してきたが、平成26年10月から「防犯灯ESCO事業」を導入したことにより、防犯灯のLED化を実施し、その後の維持管理も市が行っている。 令和5年度は、67灯の新設を行ったほか、防犯灯ポールの修繕や道路後退対応などに伴う移設等を計39か所行った。	68,990	防犯灯新設数(灯)	74	67	90.5%	夜間の明るさが確保されたことから、犯罪の抑止、安全・安心なまちづくりの実現につながっている。 また、利益は広く市民に還元されている。	民間事業者と10年間の債務負担行為を設定し事業を推進しているため、毎年度の支出が平準化され、短期間でのLED化、市による一元管理ができています。	老朽化している防犯灯設備の安全性を確保できるよう整備、新設を行う。 また、既設防犯灯の全体更新について検討する。	① 継続実施
58	地域安全課	地域防犯灯維持管理費補助事業		夜間における生活空間の明るさを確保することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図るための補助事業である。 従来自治会が設置・管理していた防犯灯を、平成26年度に防犯灯ESCO事業を実施し、市が管理することとしたが、諸事情により、一部維持管理を自治会が継続している箇所があり、その維持管理費の一部を市が助成するものである。 令和5年度は、LED灯109灯、蛍光灯87灯、水銀灯等15灯、合計211灯分の維持管理経費として、523,968円の補助金を交付した。	524	防犯灯維持管理費補助灯数(灯)	213	211	99.1%	夜間における明るさが確保され、安全・安心なまちづくりの実現につながっている。 また、補助事業については、利益は補助対象者だけでなく、広く市民に還元されている。	防犯灯を管理する自治会の費用負担を軽減し、防犯灯ESCO事業により市に移管した自治会との均衡を図ることができている。	防犯灯ESCO事業で対応できなかった防犯灯については、自治会の金銭的な負担を軽減するため、今後も補助を継続する。	① 継続実施
59	地域安全課	地域防犯力強化事業		安全・安心なまちづくりを実現するためには、地域住民による防犯活動の推進が必要不可欠であることから、地域の防犯活動を支援し、更なる普及、充実に図ることを目的とした事業である。 防犯指導員協議会小田原支部会への補助金を交付し、主に防犯意識の高揚を図る啓発広報活動を助成した。 平成29年度に地域防犯カメラ整備費補助金を創設し、防犯カメラの設置を希望する自治会に補助金を交付しており、令和5年度は、7自治会に対し、計1,002,000円を交付した。 令和4年度に特殊詐欺対策電話機器購入費補助制度を創設し、市内在住の70歳以上の方に対し、迷惑電話防止機能が付いた電話機の購入費用の一部を補助しており、令和5年度は43件、249,000円を交付した。	1,675	小田原市内刑法犯認知件数(件) ※年単位	978	928	105.4%	地域住民の防犯意識の向上は、地域防犯力の強化につながり犯罪抑止の効果が大きいことから、地域や関連団体と連携した取組は意義があるものと考えている。	防犯指導員協議会小田原支部会の活動を支援することにより、地域の実情に応じた防犯活動が期待できる。	地域防犯カメラ整備費補助金については、県の補助金を活用し、事業を継続していく。 また、特殊詐欺対策電話機器購入費補助金については、県の補助金が終了となったが、市民の安全で安心な暮らしを守るためには必要な事業であるため、今後も継続していく。	① 継続実施
60	地域安全課	交通安全運動推進事業		交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図ることを目的に、交通安全教育指導員による交通安全教室の開催、小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールの実施、交通安全功労者表彰等を行う。 令和5年度の交通安全教室開催実績は、187回(受講者10,537人)であった。 また、小田原市交通安全対策協議会及び小田原交通安全協会に対し補助金を交付することにより、各団体が行う交通安全に関する啓発事業を促進する。	13,067	交通安全教室受講人数(人)	10,000	10,537	105.4%	市民が安全に暮らすため、市の主導だけでなく、県や関連団体と連携して交通安全の普及啓発を行うことは、より多くの市民の意識の高揚に大きな効果がある。	交通安全教室については、幼稚園や保育所、小学校だけでなく、高齢者や外国人技能実習生など幅広い世代を対象として開催している。	今後も事業を継続する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
61	地域安全課	自転車等 放置対策 事業		公道や公共施設に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて非常時における緊急活動の場を確保することを目的に、放置禁止区域(鴨宮駅、下曽我駅、小田原駅西口、小田原駅東口、足柄駅の周辺)を指定するとともに、自転車駐車場の維持管理、放置自転車等に対する警告札の取り付け、保管場所への移動、所有者の特定、引取通知の送付、処分を行う。 令和5年度の市内の放置自転車等移動台数は、1,024台であった。	24,100	市内の放置自転車等移動台数(台)	1,200	1,024	117.2%	放置自転車対策は、法に基づいた事務事業であり、安全・安心な市民生活に直結しているため、市の関与は必須である。	業務の委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の活用により、最大限の効果をを得ている。	今後も事業を継続する。	① 継続実施
62	地域安全課	消費生活 相談事業	○	専門知識を有する消費生活相談員が、住民からの消費生活相談を受け付け、あっせんや適切な助言を行う。市町村による消費生活相談等の事務の実施については、消費者安全法第8条に明記されている。 消費生活相談は、次の5つの役割・機能を果たすために実施している。 ①消費者被害からの回復や問題解決に向けた助言等の消費者支援 ②行政処分等の行政監督制度の端緒としての機能 ③地域住民の消費生活の実情や起きている問題の把握等の消費者行政のためのセンサー機能 ④消費者庁による消費者事故等に関する情報の一元化のための機能 ⑤消費者保護や産業の健全化のための法律改正や制定等に関する分析・検討に寄与する機能 令和5年度の消費生活相談件数のうち、解決した件数、助言により消費者の自主的な交渉につなげた件数の割合(%)は83.4%であった。	8,100	—	—	—	—		消費生活センターが関わることにより事案の解決、又は消費者の自主的な交渉につなげる件数を増加させるため、WEB研修を活用し、消費生活相談員の知識・技術・資質向上に努めた。	現在の市直営の形態が望ましい。 高齢化に加え、経済情勢の変化やネット環境の進展等により、消費者問題は高度化・多様化し、消費契約トラブルは増加が予想されるため、消費生活相談員の研修機会を充実させ専門性を高めるほか、福祉部局や民生委員等の関係機関団体と連携して、見守り体制の構築を図っていく。	② 見直し・改善
63	地域安全課	消費生活 啓発事業	○	消費者被害の未然防止及び消費者の知識向上を図り、自立した消費者を育成するため、「くらしの講座」「消費生活出前講座」などの啓発事業を実施するほか、県等関係機関と連携しながら、消費者トラブルの注意喚起等、年齢層や事例に合わせて、市民へ適切な情報提供を行う。 (消費者基本法第4条及び消費者教育の推進に関する法律第5条の【地方公共団体の責務】に位置付け) 令和5年度は、次のとおり啓発事業を実施した。 ①「くらしの講座」を消費者被害の対策をテーマで1回実施した。 ②「消費生活出前講座」を社会福祉協議会、高等学校、短期大学、地域包括支援センター等を対象に10回実施した。 ③「親子おこづかい教室」は、夏休みに1回実施した。 ④民生委員や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行った。	6,604	—	—	—	—		啓発事業は、そのほとんどを県補助金を財源に実施している。また、啓発講座(消費生活出前講座)の講師には、消費者団体や民生委員児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有し、消費者被害の未然防止のための啓発を図っている。	高齢者を中心に消費契約トラブルなどの増加が予想されるため、消費生活相談員を中心に、消費者団体や民生委員児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有し、消費者被害の未然防止のための啓発を図っていく。	① 継続実施
64	地域安全課	市民相談 事業		一般相談及び専門家による特別相談により、市民の諸問題の相談に応じ、トラブルの解決を支援する。また、市民相談を通じて収集された諸問題を市政に反映させ、市民サービスと市民生活の向上を図る。 令和5年度の一般相談の件数は1,296件、特別相談の件数は560件、計1,856件となっている。	9,956	相談件数 (件)	2,000	1,856	92.8%	無料で気軽に受けられる市民相談は、「安心して暮らせるまち」の実現のため、市の役割として必要不可欠な事業であると考えられる。 現状の相談体制で、おおむね相談者の要望に対応できており、一定の成果は出ている。	令和2年度から会計年度任用職員制度に移行したことに伴い、一般相談員が5人から3人となったが、1日2人体制を維持している。	市民の安全・安心を確保するため、相談者にとって問題解決の第一歩となる市民相談窓口を継続することは、必要不可欠である。 また、複雑化・多様化する相談に対して、専門家による特別相談のほか、一般相談についても相談員の資質や専門性を確保し、対応していく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
65	人権・男女共同参画課	人権施策推進事業		【目的】 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。 【内容】 ①令和5年3月に改定した「小田原市人権施策推進指針」に基づく人権施策の進捗管理や評価方法について、小田原市人権施策推進委員会による検討、協議を開始した。 ②人権団体が実施する人権啓発活動事業に対し、補助金を交付した。 ③職員の人権意識向上のため、人権団体が主催する講演会・研修等に職員を派遣した。令和5年度は、計15件の研修に延べ136人の職員を派遣した。	2,181	人権団体が主催する講演会・研修等の参加(人)	120	136	113.3%	第6次総合計画が目標とする多様性が尊重される社会の実現に向けて、誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりを基本理念とした「小田原市人権施策推進指針」を定め、人権に関する施策を推進している。人権尊重は、市の施策の根幹であることから、市が実施すべき事業である。意識啓発事業は、切れ目なく継続実施することで徐々に成果を上げていくものであり、事業が意図する目的を達成できている。	講演会への職員派遣については、テーマに関する実務担当者等を所管課から推薦してもらい派遣している。また、参加者には庁内研修の際に講師を務めてもらうなど、情報共有に努めている。	引き続き現行事業を充実させていく。	① 継続実施
66	人権・男女共同参画課	人権啓発事業	○	【目的】 小田原市人権施策推進指針の基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりの実現」を目指して、啓発事業を実施する。 【内容】 ①「人権メッセージパネル展」の開催。11月13日～20日の期間、市民ロビーにスポーツ・文化・芸術等の各界で活躍している方々から寄せられた人権メッセージを掲載したパネルを展示し来庁者に人権の大切さを伝えた。 ②「人権を考える講演会」を令和6年1月31日、三の丸ホール小ホールで開催した。参加者は213人。令和5年度は、前半は認知症や老老介護、介護と仕事の両立に関する映画の上映。後半は映画監督から、自身の体験を踏まえた講演を行った。	406	—	—	—	—		パネル展で展示するパネルは、県から借用している。 講演会は、神奈川県の人権啓発活動地方委託事業を活用して実施しているので、事業コストが抑えられている。 人権を考える講演会の開催に当たり、小田原市人権擁護委員会の協力を得て、円滑なイベント運営を図った。	引き続き現行事業を充実させていく。	① 継続実施
67	人権・男女共同参画課	人権擁護委員支援事業		【目的】 小田原市人権擁護委員会の会員相互の研修及び職務遂行の促進を図り、もって人権擁護の目的達成に資するため、同委員会の職務遂行等の支援を行う。 【内容】 ①人権擁護委員候補者の法務大臣への推薦。(令和5年度は該当者なし) ②小田原市人権擁護委員会の事務局として、人権擁護委員活動の補助や法務局との連絡調整、各種資料作成等の支援を行った。	284	特設相談の実施(回)	15	13	86.7%	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、各市町村ごとに議会の意見を聴いて首長が推薦し、法務大臣によって委嘱されるもので、市域における円滑な活動を支援することは、基礎自治体の本旨に資するものである。小田原市人権擁護委員会は、地域住民の人権相談、幼稚園・保育園や小学校等での人権教室の開催、街頭啓発活動など、啓発と相談を実施しており、意図した目的を達成できている。	組織の自立化促進を図るため、人的支援を最小限にとどめている。	現行事業を継続し、人権擁護委員会組織の自立化を支援する。	① 継続実施
68	人権・男女共同参画課	自立・更生保護活動支援事業		【目的】 犯罪や非行に陥った人の更生保護活動を支援するとともに、地域社会における犯罪非行防止活動を推進し、もって明るく住み良い社会づくりの実現に資するため、各種事業を実施する。 【内容】 ①法務省が主唱する全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施した。小田原駅周辺で街頭キャンペーン(7月3日)、中学生作文コンテスト(夏休み)、各地区でのミニ集会の開催(通年、計10回)、各種広報活動(通年)等を実施した。また、環境美化活動として、東日本大震災の「復興のひまわり」の苗を市内中学校に配布した。 ②小田原地区保護司会、小田原市更生保護女性会、小田原地区BBS会の事務補助として、書面会議開催等の調整や資料作成等の支援を行った。	803	ミニ集会参加(人)	600	785	130.8%	社会を明るくする運動は、法務省が提唱し、基礎自治体に協力を求めていることから、市が実施すべき事業である。また、保護司法には保護司及び保護司会に対する地方公共団体の協力が規定されていることから、市が保護司会に補助事務を行うことには妥当性がある。他の更生保護団体に関しても、保護司会と一体となって活動することで、より成果を上げるものなので、市の支援には有効性がある。	社会を明るくする運動の実施に関しては、地区保護司会や更生保護女性会、青少年団体等の地域団体に主体的に参加してもらうことで、草の根運動的な支援の輪を広げている。	現行事業を継続し、更生保護団体の自立化を支援する。	① 継続実施

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
69	人権・男女共同参画課	男女共同参画推進事業		【目的】 第3次おだわら男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて各種事業を実施する。 【内容】 ①小田原市男女共同参画推進協議会(庁内組織)の開催(7月)。第3次おだわら男女共同参画プランにおける各課の取組事業及び審議会等への女性の参画率の報告等を行った。 ②男女共同参画セミナーを2回開催した。 ・第1回6月24日「アンコンシャス・バイアス」(会場 UMECO 参加者23人) ・第2回8月5日「性教育について」(オンライン開催 参加者20人) ③おだわら男女共同参画推進サポーター2人を県主催の男女共同参画施策推進者研修に派遣した。	213	審議会等における女性の参画率(%)	40.0	33.5	83.8%	本事業は、男女共同参画社会基本法に基づく取組を、市町村が総合的かつ計画的に実施する取組であり、市が実施すべき事業である。 男女共同参画社会基本法第14条第4項に基づき定めた市町村基本計画に基づき体系的に目的を達成している。	啓発事業の実施に当たっては、課題ごとに体系化を図り、偏りがないよう配慮している。男女共同参画推進サポーター登録団体の啓発イベントを後援する等、市が主催するのみでなく、団体の支援でエンパワメントを図った。	第3次おだわら男女共同参画プランに基づき着実な事業実施を図っていく。また、審議会等への女性参画率の向上について、着実に進めていく。	①継続実施
70	人権・男女共同参画課	女性活躍推進事業		【目的】 第3次おだわら男女共同参画プラン(女性活躍推進法における市町村推進計画)に基づき、女性の職業生活における活躍の推進のために各種事業を実施する。 【内容】 ①小田原市女性の活躍推進協議会の開催。令和5年度は「女性活躍に係る総合的な取組の推進について」協議し、市長に答申を提出した。 ②小田原Lエール事業の推進。令和5年度は新規20社、更新17社を認定した。また認定企業の取組を市広報紙やホームページ、パネル展開催等により紹介した。 ③女性活躍推進アドバイザーを派遣した。令和5年度は2社に計4回の派遣。 ④女性活躍推進講演会を開催した。対象は企業のトップや管理職。 令和6年2月2日 オンライン 参加者78人 ⑤女性活躍推進セミナーを開催した。 ・キャリアセミナー 9月20日、10月20日 オンライン 参加者35人 ・プチ起業セミナー 10月21日、10月28日 オンライン 参加者24人 ⑥働く女性の交流会(8月31日 参加者12人、12月14日 参加者14人)を開催した。 ⑦女性のためのキャリア相談を実施した。令和5年度の相談件数34件。	5,626	女性活躍推進優良企業新規認定数(社)	20	20	100.0%	女性の活躍推進協議会は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第23条に基づく協議会として設置されるもので、市が実施することに妥当性がある。 また、市内企業等を対象とした具体的策を検討するためには、公と民がそれぞれの立場で役割を果たすことが重要であり、公民のメンバーで構成する協議会により協議・検討することは有効である。	令和4年度から国の地方創生推進交付金を活用することで、事業費の負担軽減を図っている。	第3次おだわら男女共同参画プランに基づき着実な事業実施を図っていく。	①継続実施
71	人権・男女共同参画課	女性相談事業		【目的】 「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者に対する相談体制の充実を図るとともにDV被害者支援に係る啓発活動を行う。 【内容】 ①婦人相談員による女性相談実施。令和5年度の実績は323人。 ②DV被害者等の緊急一時保護対応。令和5年度は一時保護なし。 ③DV防止に関する意識啓発。4月「若年層の性暴力被害予防月間啓発展示」(UMECO、中央図書館、東口図書館)、11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、DV防止啓発展示(UMECO)と関連書籍紹介(東口図書館)、パープルリボンプロジェクト、小田原城天守閣のライトアップ等を実施した。また、市内大学の学園祭等の機会にアンケートや啓発グッズの配布を行った。	7,631	女性相談の受付(人)	200	323	161.5%	女性相談は、「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、専門の相談員を配置して実施しており、行政が実施すべき事業である。 第3次おだわら男女共同参画プランに、暴力の防止及び被害者の保護に関する法律における市町村基本計画を位置付けており、体系的な事業実施により、目的が達成できている。	毎年DV対応関係機関連絡会議(庁内)を開催し、支援体制に遺漏が生じないように庁内関係課との連携を図っている。県都市婦人相談員業務研究会に参加し、県内各市の相談員が相互に連携協力を図る体制を整えている。	引き続き現行事業を充実させていく。	①継続実施
72	人権・男女共同参画課	外国籍住民支援事業		【目的】 外国籍住民の言語によるハンディを軽減し、地域で安心して暮らせるように支援する。 【内容】 ①「通訳・翻訳ボランティア」の登録及び派遣。令和5年度は派遣実績なし。 ②「かながわ医療通訳派遣システム」への参加。令和5年度の小田原市の利用は13件。 ③自動通訳機を各課窓口対応等の際に貸し出している。令和5年度は13件。 ④外国籍住民への情報発信のモデル事業として、FMおだわらで、近年急増しているベトナム人向けに、生活・イベント・防犯等の行政情報や日本の文化や習慣に関する情報を届ける番組を放送した。毎週日曜日12時30分から30分間の放送。 ⑤外国籍住民の情報取得の利便性を図るため、市HPにポータル的なページを作成した。	651	通訳実施件数(件)	15	13	86.7%	第6次総合計画が目標とする多様性が尊重される社会の実現に向けて、地域に住む外国籍住民との相互理解を深めるとともに暮らしやすい生活環境をつくることは、行政が実施すべき事業である。	国が作成した多言語生活情報誌の活用や、多言語対応のWEBサイトの案内等経費節減を図っている。 医療通訳については、神奈川県医療通訳派遣システム推進自治体協議会に加盟することで、経費の節減を図っている。また、通訳機の導入により、通訳ボランティアと利用者の日程調整に要する時間と経費の節減が図れるようになっていく。	引き続き現行事業を充実させていく。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
73	戸籍住民課	証明書コンビニ交付サービス事業		マイナンバーカードで利用できる利用者証明用電子証明書を活用し、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機や、住民窓口・市民窓口を設置されているかんたん窓口システムにより住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスを提供する。	10,208	証明書発行件数(件)	28,838	38,019	131.8%	支所等の廃止に伴う証明書交付手段の代替として、マイナンバーカードを活用した便利・簡単・安心のコンビニ交付サービスを導入。住民サービスの向上、マイナンバーカードの普及促進及び証明窓口の混雑緩和を図る。	平成31年1月15日にサービスを開始して以降、マイナンバーカードが普及していることを受け、証明書発行件数が増えており、利便性の向上につながっている。	引き続き、本サービスの周知を図り、利用を促進する。	① 継続実施
74	戸籍住民課	証明書郵便局交付サービス事業		市域の10郵便局の窓口職員が住民票の写しなどの請求を専用のファクシミリを用いて市へ取り次ぎ、郵便局の窓口で各種証明書を交付するサービスを提供する。	340	証明書発行件数(件)	1,745	1,063	60.9%	支所等の廃止に伴う証明書交付の代替手段として、市民の身近にある郵便局10局において対面に対応する郵便局交付サービスを導入。住民サービスの向上及び窓口の混雑緩和を図る。	平成31年1月15日にサービスを開始して以降、一定の利用があることから、郵便局の利用について案内している。	引き続き、本サービスの周知を図り、利用を促進する。	① 継続実施
75	戸籍住民課	広域証明発行サービス事業		小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町内に住所地がある住民が、最寄りの行政窓口において、相互に住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(改製原戸籍、除籍謄抄本を除く)を取得できるサービスを提供する。広域サービスの提供により住民の利便性を向上させるとともに、市町間の広域連携の推進を図る。	275	証明書発行件数(件)	1,200	1,022	85.2%	各自治体における証明書発行は法令等に基づく事務であるが、広域での証明書取得を可能とするため、参加自治体間で協定を締結している。令和5年度は、他市町で交付した小田原市の証明が383件、小田原市で交付した他市町の証明が546件あり、需要に応えられている。	手数料については、全て住所地、本籍地の自治体に納付され、事務委託経費として手数料の半額が、証明書を交付した自治体に支払われる。	当面は、現状のサービスを維持する。	① 継続実施
76	防災対策課	地震被害軽減化事業		大規模地震による人的被害を軽減するために、危険なブロック塀の撤去に対して助成を行う。地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、危険な塀等撤去促進事業においては、地震災害等による被害の軽減及び避難路の安全の確保を図るため実施している。	590	ブロック塀等撤去費補助金申請数(件)	10	7	70.0%	大規模地震による人的被害を軽減するために、危険な塀の撤去に対して助成を行う。地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、危険な塀等撤去促進事業においては、地震災害等による被害の軽減及び避難路の安全の確保を図るため実施する必要がある。	補助により市民の防災力の向上が図れるほか、市民の意識啓発としての意味合いもあるため、時機に応じた補助制度を継続して行っている。	引き続き制度の周知に努めるとともにブロック塀等撤去費についての補助を行っていく。	② 見直し・改善

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
77	防災対策課	防災拠点整備事業		災害時に水の供給は最重要であるが、広域避難所施設は給水管の耐震性が低く、大規模地震発生時に配水管が復旧しても、施設内での給水ができない可能性がある。災害時の飲料水を確保する手段の一つとして、重要給水施設水道管耐震化工事を行い、応急給水口を令和5年度までに広域避難所等40か所に整備した。また、白山中学校に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置した。さらに、広域避難所において被災者が衛生的な避難生活を遅れるようマンホールトイレの整備を開始し、東富水小学校、富士見小学校に整備した。	240,789	応急給水口整備数(基)	8	8	100.0%	大規模地震に伴う断水を想定し、水を供給するための拠点整備を行う。 地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的に、応急給水口、耐震性貯水槽及びマンホールトイレを上下水道局とともに整備している。	災害時において防災拠点となる施設等の整備は重要な事業であり、予算の範囲内で必要な整備の充実を図った。	引き続き、防災拠点となる公共施設や広域避難所等の施設の機能維持・強化に努めていく。	② 見直し・改善
78	防災対策課	災害対策用資機材整備事業	○	災害時備蓄計画を策定し、災害時に必要となる応急対策用資機材や備蓄食料等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行い、災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。 街頭消火器については、令和3年度から10年かけて、更新本数の半減を進めている。また、広域避難所にある防災倉庫の棚卸を実施した。	37,247	-	-	-	-		資機材や備蓄食料の整備により災害発生時に効果的な活用を期待されるが、予算の範囲内で必要な整備の充実を図った。	多様な状況に対応できるよう、必要な資機材の充実を図るため、災害時備蓄計画に基づき、資機材や備蓄食料の整備を進める。	② 見直し・改善
79	防災対策課	災害情報収集伝達体制整備事業		非常時通信システム基本計画に基づき、防災行政無線の更新について、検討が必要であるが、防災行政無線の依存度を下げ、デジタルを活用した情報伝達手段を導入した。令和5年2月から運用を開始した防災アプリ「おだわら防災ナビ」は、文字情報として避難情報等市民一人ひとりの手元に届けることで適切な避難誘導を行うことを目的としており、より多くの市民が活用できるよう啓発活動を実施している。 また、市管理河川等に危機管理型水位計、河川監視カメラ、海岸監視カメラ、土石流検知センサーを設置し、河川氾濫予測災害感知システムを構築し、6時間先の洪水・氾濫予測を行うことが可能となった。	50,803	防災アプリ「おだわら防災ナビ」のダウンロード数(件)	6,000	23,000	383.3%	防災行政無線の更新に合わせて、情報伝達手段の全体的な見直しにより、情報の共有、発信の効率化に資する防災のデジタル化を推進し、発災時に市民に漏らさず、情報提供できる体制を構築する必要がある。		防災行政無線が更新の時期を迎えているため、「非常時通信システム基本計画」に基づき、防災行政無線の依存度を下げるため、防災アプリ「おだわら防災ナビ」の普及を図り、ダウンロード数は、約23,000件に増加した。今後は、要配慮者等のデジタルデバйд解消に向け、防災ラジオ等の代替策の検討を進めるとともに、防災行政無線の更新方針を決定する。	② 見直し・改善
80	防災対策課	防災啓発事業	○	防災アプリ「おだわら防災ナビ」を令和5年2月から稼働させ、災害発生時に一人ひとりの手元に情報が届くことで、より自分に合った避難行動につなげられるように説明会等を行い、周知啓発を図っている。 個人や家庭単位での災害時対応が円滑に行われるような防災知識の周知を図るため、地域防災計画や水防計画等の改訂にあわせ、令和4年度に各種ハザードマップ等を一本化し各世帯に配布した新しいハザードマップをおだわら防災ナビでも見られるよう整備した。 また、防災教室や防災講演会により、マイ・タイムラインの作成や、発災時のリスクを正しく理解できる環境を整えた。 関東大震災100年事業として、パネル展や講演会、防災フェスタを開催した。	242	-	-	-	-		ハザードマップ等を防災アプリ「おだわら防災ナビ」に入れるなどデジタル技術を活用し、効率化を図った。	本市のハザード情報が概ね揃い、ハザードマップが一元化できたことから、防災講演会や防災教室、防災ナビ等で活用しながら、啓発を進める。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
81	防災対策課	自主防災組織等活動支援事業		災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。 資機材等整備事業は、6月から1月までの間に、83自治会が補助金申請をし、自主防災活動に寄与する資機材を整備した。 地区防災計画は、令和5年度にモデル地区として富水地区自治会連合会内の小台自治会で作成した。	6,055	防災資機材購入補助件数(件)	100	83	83.0%	災害時の被害を最小化するためには、地域ごとの自主防災組織の充実を図ることが必要であり、そのために市は支援を行うべきである。 各自主防災組織で防災資機材等の整備が進められているほか、全自治会連合会で防災訓練が実施された。また、地区防災計画のモデル地区として小台地区で計画が作成され地域防災力の向上が図られている。	助成制度により、各自主防災組織で効果的に資機材等整備が進められ、また、全自治会連合会で防災訓練が行われている。 【資機材補助実績】 83件(自治会数)	地域防災力を向上するには、地域が自ら防災訓練や資機材整備に継続して取り組むことが重要であることから、事業を継続する。 年次計画等により、自主防災組織が資機材購入補助金を効果的に利用していただけるよう、周知していく。 地区防災計画については、計画の策定の支援を行う。	① 継続実施
82	防災対策課	住民防災訓練事業		自主防災組織と、他の地域団体や地域内の事業所、学校、ボランティア等とが協力し、市や関係機関と連携して行う総合防災訓練を実施し、地域の総合的な防災力の向上を進める。 災害発生時に各地域の住民が相互に協力し、自らの手により適切な対応が取れるように、地域ごとに実施される防災訓練を支援する。 防災力向上のためには、自助・共助・公助の連携協力により、相乗的に効果を上げることができる。総合防災訓練では、この点を重視して実施し、市の防災を更に向上させることを目的とする。 いっせい総合防災訓練は、より実践的な訓練となるよう、協定団体とも協力し、市内25か所の全広域避難所が、訓練前にそれぞれ運営委員会を開催し、全自主防災組織と連携した訓練を検討し、市職員と地域住民が同日に防災訓練を実施した。	2,037	総合防災訓練参加人数(人)	5,000	5,284	105.7%	災害時の被害を最小化するためには、地域ごとの自主防災組織の充実を図ることが必要であり、そのために市は支援を行うべきである。 各自主防災組織で防災資機材等の整備が進められているほか、全自治会連合会で防災訓練が実施され、地域防災力の向上が図られている。	助成制度により、各自主防災組織で効果的に資機材等整備が進められ、また、全自治会連合会で防災訓練が行われている。	地域防災力を向上するには、地域が自ら防災訓練や資機材整備に継続して取り組むことが重要であることから、事業を継続する。 防災訓練がより効果的な訓練となるよう制度を見直す。	② 見直し・改善
83	防災対策課	危機管理諸計画整備事業	○	地域防災計画の改正の準備を進めたほか、危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害対策本部体制の見直しを図り、既存の組織に付随した業務をチームの仕事としている体制から仕事の塊を分担業務とする班に対して人員(組織)を割り当てる体制に変更した。新しい災害対策本部体制としてさまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施し、適時計画の見直しを行っていく。	96	-	-	-	-			さまざまな災害に対応できるよう、引き続き、国や県の計画との整合を図りながら、本市における各種計画等の修正等を進めていく。 今後により実践的な訓練を実施し、さまざまな災害に迅速かつ的確に対応できるように諸計画やマニュアル等を検証する。	② 見直し・改善
84	防災対策課	災害時応援連携事業		災害時相互応援体制の確立のため、各種協議会等(県西部広域行政協議会防災部会、S.K.Y.圏防災部会、中越大震災ネットワークおぢや、富士山火山防災協議会、箱根山火山防災協議会、相模湾排油防除協議会、東海道五十三次市区町災害時相互応援協定、湘南七市四町防災事務連絡協議会等)による連携活動を行った。 防災関係機関(県、自衛隊、警察等)や市内関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)との連絡調整を行った。 市町村、民間事業者等と災害発生時の対応について、自治体間相互、民間事業者等と連携を進めた。 商工会議所・連合自治会及び市との包括協定に基づき、単位自治会と会員企業との災害協定を締結した。	173	市内事業者(商工会議所会員)と自治会との災害協定締結数(件)	3	3	100.0%	災害発生時の応援連携は、市が関与して取り組まなければならない事業である。 災害時に相互に対応できる状態を維持することができた。	災害時相互応援体制の確立のための必要最小限の事業費であり、これ以上の削減は難しい。	今後も、平時からの結びつきに基づき強化していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
85	文化政策課	職人育成 研修等推 進事業		本事業は、本市の歴史的景観や固有の情緒等を構成する歴史的建造物の保全・有効活用に必要な伝統工法に通じた職人を育成する事業等である。 伝統工法の習得に意欲をもつ職人(大工等)・設計関係者(建築士・設計士)・職人志望の学生等を対象として実施。公有物件や景観形成等の面で重要な歴史的風致形成建造物等を教材として選定し、職人育成と景観向上とを一体的に進めている(実践型研修)。 令和5年度は、NPO法人おだわら名工舎に業務委託し、歴史的建造物を教材とした研修を実施した(3回)。(旧保健所跡地板塀の修復及び出入り口簡易門柱設置、龍清本店の障子及び襖張替え) 教材物件選定等の過程で候補物件所有者から歴史的建造物としての価値や修理方法等に関する相談にも応じている。	2,000	政策型、実践型研修等の実施回数(回)	4	3	75.0%	伝統工法に関わる技術等については、地域資源であり、固有の歴史的景観等を構成している歴史的建造物を保全、活用していくため継承していく必要がある。 本市では国土交通省の委託調査等を踏まえ、独自の研修手法を採用しており、技術継承等に加え景観等の向上にも寄与している。	都市部と連携して、公有物件を教材に選定し、研修による修繕を実施して、効率的な財源の運用を図った。	受託者が蓄積した歴史的建造物の保全等に関するノウハウを活用し、歴史的建造物の定期的な維持修繕において職人の活用を図る。	②見直し・改善
86	文化政策課	歴史的建造物整備 活用事業		本市の所有する歴史的建造物の維持保全を行いつつ利活用を推進し、認知度と回遊性を高める取組を進め、小田原城周辺及び南町・板橋の歴史的風致の維持向上を図る。 ①清閑亭 飲食店としての利活用にに向けた協議、関係機関との調整を進め令和6年3月25日から利活用を開始した。 ②旧松本剛吉別邸及び皆春荘 民間事業者による活用促進業務委託を継続し、多様なイベント実施を通じて来館者の増大につなげた。 ③豊島邸 令和5年2月に飲食店として利活用を開始した。ギャラリーの一般開放やテレビ取材の協力を行い、豊島邸の認知度の向上につなげた。 ④旧内野醬油店 耐震等改修工事実施設計を行い、耐震改修工事にに向けた準備を進めた。	67,739	歴史的建造物(旧松本剛吉別邸、皆春荘)の入場者数(人)	11,000	17,735	161.2%	本市に残る歴史的建造物を着実に維持保全し、将来へ引き継ぐとともに、各エリアに点在する建造物の回遊性を高め、地域資源の価値を高めるために、利活用等を通じて認知度向上を図る必要があるため、行政が実施すべき事業である。	旧松本剛吉別邸及び皆春荘は、引き続き民間事業者のノウハウを活かした管理運営・活用となることで、来館機会・認知度の向上を図った。 豊島邸は、引き続き民間事業者による利活用に繋げ、認知度の向上を図るとともに、民間貸付を行うことで維持保全経費の削減を図った。 清閑亭は、令和5年度末に利活用を開始した。	旧内野醬油店は民間事業者による利活用として民間貸付を行い、地域資産として魅力発信とともに、地域の活性化につなげる。	②見直し・改善
87	文化政策課	文化振興 推進事業		「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」の進捗について文化振興審議会で評価を行う(令和5年度評価は10月に実施予定)。 市の文化情報のみならず、市民の文化活動の情報や小田原の文化を広く情報発信を行う。 令和5年度は、引き続きメールマガジン、及び文化レポーターによる情報発信を実施した。	126	メールマガジンの登録者数(人)	1,600	1,604	100.3%	より多くの市民が文化に触れることができるよう、文化を継承、創造、発信する環境整備と支援をしていく事業であることだし、行政が実施すべき事業である。	文化・芸術情報を掲載したメールマガジンを通し1回配信した。また、市民10人に小田原文化レポーターとして活動していただき、小田原の文化情報や小田原三の丸ホール現地見学などフェイスブックで配信するほか、文化レポーターブログでの情報発信も行った。令和3年度から引き続き、紙媒体による「いろいろ小田原」を3回発行した。	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に沿って、文化によるまちづくりを推進する。	①継続実施
88	文化政策課	市民文化 活動支援 事業		市民の芸術文化活動の発表の場、鑑賞の場として、市美術展覧会及びおだわらカルチャーアワードを行い、市民の文化活動を支援する。 ①市美術展覧会 市民から美術作品(洋画、日本画、彫塑、工芸、書道、写真、共同作品)を公募し、市内の芸術文化団体の関係者等が作品審査を行い、優秀な作品の表彰を行う。これまで生涯学習センターけやきを会場に実施してきたが、令和4年度から小田原三の丸ホールに会場を移し開催した。入場者数は2,898人となった。 ②おだわらカルチャーアワード 「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に掲げた9つの小田原ならではの多彩な文化を振興するとともに、文化の担い手となる市民による文化活動を更に発展させ、文化によるまちづくりを推進していくための支援策として活動団体の表彰を行う。これまで行ってきた文化活動のPRの機会を提供する「アクション奨励部門」では26件中9件を表彰、産業・観光など他分野との連携によりこれから行われる文化活動・企画を募集する「チャレンジ応援部門」では14件中4件を表彰した。また、来場者の投票により決定する「市民チョイス賞」を1件表彰した。	1,856	市美術展来場者数(人)	2,100	2,898	138.0%	活動団体を広く紹介し、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、まち全体で小田原の文化を承継・創造していく気運を醸成させるため、行政が実施する必要がある。 また、各芸術文化団体主催の展覧会等は既にあるが、芸術分野や参加資格等を広く設定し、多くの市民が芸術文化活動に参加できる機会は限られるため、行政が実施する必要がある。	市と市民との実行委員会が事業を実施しており、適切な役割分担や実施内容等について継続的に見直しを行っている。 また企業協賛を募り、事業費の確保を図った。	芸術文化の新たな担い手の育成を図るとともに、多くの来場者が気軽に文化・芸術に触れる機会を増加させるため引き続き小田原三の丸ホールで開催する。 市民による文化活動を広く紹介し、プレイヤーとサポーターが相互に協力し文化によるまちづくりを推進する。	②見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
89	文化政策課	文化活動 担い手育 成事業		小田原の芸術文化を支える新たな担い手、鑑賞者を育成するため、各種事業を行う。 ①アウトリーチ事業 音楽、美術、伝統芸能等の芸術家を小中学校等へ派遣し、質の高い芸術文化に触れる機会を提供する事業。令和5年度は21か所で29回実施し、児童生徒の参加者数は3,337人となった。また、定量的、定性的評価を行うため、参加児童全員と教員にアンケート調査を実施し、児童生徒の満足度(5点満点)の平均は4.8点であった。 ②三の丸ホール鑑賞事業 小田原三の丸ホールの質の高い舞台環境で芸術を鑑賞する体験を通じて、地域の文化資源の認知と誇りを醸成し、出演者は若手芸術家とすることで活動支援を行う。 令和4年度から新規事業として開始し、市内全25校の4年生を対象に開催し、児童生徒の参加者数は1,376人となった。また、定量的、定性的評価を行うため、参加児童全員と教員にアンケート調査を実施し、児童生徒の満足度(5点満点)の平均は4.6点であった。	3,423	アウトリーチ事業の参加児童数の満足度(5点満点)	4.7	4.8	102.1%	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」では「文化に触れあう機会をつくる」、「未来のまちを創造する」目標が定められている。各事業はこの計画に基づき実施し、公益性が高い事業であることから、行政が主導していく。	学校の要望に応じて新たに小田原ゆかりのアーティストを2校に派遣した。また、学校にアーティストを派遣するだけでなく、開館した小田原三の丸ホールを会場として市内全小学4年生を招いて、鑑賞の機会を提供することで、義務教育期間内に、全ての児童に三の丸ホール訪問と、芸術鑑賞の機会の提供を行い、アウトリーチとの差別化を図った。	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に沿って引き続き事業の実施を行う。 小田原三の丸ホールでの芸術鑑賞の機会を提供するため、小学生を対象としたコンサート等を引き続き開催する。	① 継続実施
90	文化政策課	市民ホール管理運営事業		市民が文化・芸術活動を行う拠点として、安心・安全にご使用いただくため、小田原三の丸ホールの管理運営、維持管理を行うとともに、本市の文化振興を促進するために、官民共同で組織した実行委員会とともに観賞事業等の自主事業を実施する。 ①小田原三の丸ホール施設の貸出 ②小田原三の丸ホールの維持管理 ③市民ホール文化事業の実施	189,704	小田原三の丸ホールの来館者数(人)	400,000	323,013	80.8%	小田原三の丸ホールは、市民の文化・芸術活動の発表の場として、また、市民が気軽に音楽や演劇等を鑑賞する場として整備し、開館以来多くの方にご利用いただいている本市の文化・芸術の拠点である。したがって、市が常に安心・安全な環境を整え、質の良いサービスを提供できるよう適切に管理運営・維持管理を行う必要がある。	利用者からの意見・要望を踏まえ、大ホールに手摺を設置したほか、音響設備の調整や館内サインを増やすなど、来館者が利用しやすい環境を整えるために、改善を行った。	指定管理者制度への移行が正式に決まったことから、事業者選定等を進める。	② 見直し・改善
91	文化政策課	姉妹都市等交流事業		1 国外姉妹都市及び友好都市との交流 ①姉妹都市青年交流事業／小田原海外市民交流会 小田原海外市民交流会と協働で、アメリカ合衆国テュラピスタ市との青年相互交流事業を始めとする国際交流事業を実施する。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症による出入国の規制がかなり緩和されたが、ワクチン接種証明書等の必要性や、参加者の感染に対する安全確保の点など課題があったことから、相互で検討を重ね中止としたが、両市にある高校との交流を支援した。 ②ときめき国際学校開催事業 国際感覚や問題意識を持つ青少年を育成するオーストラリアノーザンビーズ市との相互交流事業であるが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症による出入国の規制がかなり緩和されたが、ワクチン接種証明書等の必要性や、参加者の感染に対する安全確保の点など課題があったことから、相互で検討を重ねたが、中止となった。 2 国内姉妹都市及び友好都市との交流 国内の姉妹都市や友好都市とは、相互のイベントによる交流や名産物を活用した給食メニューの提供などの交流を実施したほか、御城印の発行など歴史的なつながりを活かした活動を実施した。	208	姉妹都市・友好都市との文化交流事業実施回数(回)	7	8	114.3%	本事業は、市が締結に関係し、姉妹都市等との都市間交流事業であるため、行政が関与して取り組む必要がある。 また、民間団体と行政、市民と行政が連携・協力することにより、本市の国際化を効果的に、継続的に推進することができる。	経常的なイベントなどによる交流事業のほかに改善を図り、名産物や歴史文化のつながりを活用した交流など新たな交流が生まれ始めている。	国内の姉妹都市等とは、新型コロナウイルス感染症の収まりに伴い、通常の交流へと戻っており、交流も活発化してきている。国外の姉妹都市等との交流については、各国の出入国規制が解除され、事業再開に向けて協議を実施している。	① 継続実施
92	文化政策課	地域大学連携事業		平成23年度から小田原大学連携連絡協議会を設置し、定期的な情報交換や意見交換を行っている。 また、大学施設の活用により、災害協定などの取組も実施しているほか、市民公開講座や市のイベントへの学生の参加、大学の講義への職員などの講師派遣といった連携事業を実施した。	0	市と大学の連携事業数(本)	11	14	127.3%	地域の高等教育の発展や市民などが大学が提供する優れた機会に触れられるようにするためには、行政・大学間での連携は重要と考えている。 また、大学が学部の特性を活かした地域貢献は本市にとって大きな価値がある。	大学に委託して実施していた市民公開講座は、大学の自主事業として事業が継続されるようになった。	市及び大学双方がメリットを感じることができる連携事業へと推進する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
93	生涯学習課	おだわら 市民学校 事業		地域の課題解決の担い手育成のため、各分野の実践者を講師に招き、官民協働で実施する2年制の学びの場「おだわら市民学校」を運営する。 1年目として、さまざまな分野の魅力や課題を知り、郷土愛を育む基礎課程「おだわら学講座」を実施。【全15回連続講座、37人が受講】 2年目として、各分野の学びを深め、実践活動へつなげる専門課程を実施【全6分野、50人(内5期生38人)が受講】。 併せて、深く小田原の魅力や学び教養を高める教養課程を実施【全2分野、30人(内5期生14人)が受講】。 また、活動団体等向けに「人づくり課題解決ゼミ」を実施した【全3回連続講座、17人が受講】。	11,077	受講者人数(人)	126	117	92.9%	地域の課題解決の担い手の育成は、各部局をまたがる共通の課題である。 潜在的な担い手を発掘し、官民さまざまな人材育成をつないで体系的に取り組む本事業は、第6次総合計画の詳細施策にも「まちづくりの担い手育成」として唯一挙げられている。 また、SDGs推進の中心的な取り組みに位置付けられているため、市の関与が必要である。	当事業費のほか、関係各課も含め年間約120回の講座を実施する職員の人手が掛かる。 令和5年度は、市民学校PRと若年層の受講促進を目的に、専門課程各分野で1つの講座を一般市民向けに公開し、193人の方が受講した。 その他、歴史関係に特化していた教養課程「郷土の魅力を知り伝える」を様々な角度から小田原の魅力を捉える内容に刷新した。	公開講座の取組を継続するとともに、インターネット配信等の検討を行う。 また、学びにより受講生の活動意欲がより一層高まり、実践へと結びつくよう、カリキュラム構成の見直しを行うとともに、関連職員に対しても意識付けの研修を実施する等体制の強化を図る。	② 見直し・改善
94	生涯学習課	家庭教育 学級事業		心身ともに健全な子どもを育成するために必要な家庭教育に関する知識や技能を講話や話し合いを通じて学習するほか、子育てをともに相談しあえる仲間づくりを支援するため、子育て期の養育者を対象に、PTA等で実施される学習会のほか、幼稚園や保育園、小中学校で行われる入園、入学前説明会の機会に、専門家を講師に招いた家庭教育講座や、子育て世代の交流を生み出すような事業を開催する。 令和5年度は、コロナ禍前の開設状況には程遠いものの、家庭教育学級開催数が徐々に増えつつあり、各PTA等において、「発達がゆっくりな幼児への支援」、「PTAってなに?」、「幼児と小児の救護法」、「二宮尊徳に学ぶ生活や子育ての知恵」ほか、さまざまなテーマで行われた。家庭教育講演会は、「子どもの発達と大人のかかわり～思春期のゆらぎに寄り添うために～」というテーマで、小中学生の保護者のほか、社会全体で家庭を支える裾野を広げていくために地域や事業者等を含む一般の方々を対象に開催した。	147	家庭教育学級参加者数(人)	800	521	65.1%	社会教育法において家庭教育支援は教育委員会の事務として位置付けられている。本事業は家庭教育支援に位置付けられる事業であり、行政の関与が必要である。事業を通じて、家庭教育に関する知識や技能を学ぶほか、子育てについて相談しあえる場が設けられている。	家庭教育学級の実施形態を、外部講師だけでなく、協議を主体としたもの、内部講師(校内・園内の教師等)の採用、小田原市の生涯学習事業(出前講座等)の活用等、多様な選択肢を紹介している。また、本市の家庭教育支援については、保護者だけでなく、地域社会による支援につながるよう、事業の紹介を積極的に行った。	家庭教育力の向上を図るために、今後も支援が必要であるため、引き続き支援を続けていく。	① 継続実施
95	生涯学習課	PTA研修 事業		PTA活動の充実発展及び家庭教育力の向上を図るため、子育て世代の中心的な団体であるPTAに対して、各家庭、地域に共通する問題の解決方法を研究したり、情報交換の機会を創出する研究集会やPTA役員に対する研修会を行う。 令和5年度の市PTA研究集会は、「NICU命の授業」というテーマで、神奈川県立こども医療センターから講師を招いて開催した。 このほか、生涯学習課では、例年、各校・園の担当者を対象とした「PTA広報担当者研修会」や「PTA成人教育等担当者研修会」を開催している。	138	研究集会参加者数(人)	200	114	57.0%	社会教育法において家庭教育支援は教育委員会の事務として位置付けられている。本事業は家庭教育支援・社会教育支援に位置付けられる事業であり、行政の関与が必要である。事業を通じてPTA活動の充実発展が図られている。	研究集会の実施については、市PTA連絡協議会への委託により、業務の効率化等が図られている。	PTA活動の充実発展のために、研修の機会提供が必要であるため継続して支援していく。	① 継続実施
96	生涯学習課	郷土文化 館本館管理運営事業		本市の博物館相当施設である郷土文化館について、施設利用者に対する利便性や安全性に配慮して学習環境を整えるとともに、収蔵資料の適切な保管や展示に留意した施設の維持管理を行い、郷土文化館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的としている。 郷土文化館本館施設を対象に、適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を行うとともに、国指定史跡外への施設移転が完了するまでの間、老朽化が進んだ施設の機能維持のための整備を図る。 令和5年度は、引き続き施設の維持管理を行った。	8,904	郷土文化館入館者数(人)	38,000	26,785	70.5%	地域の歴史資産を収蔵し、広く市民や学校等の利用に供する施設の管理運営事業であり、信頼性の観点からも市の関与が必要である。	光熱水費の抑制に努め、可能な限りの事業費削減に取り組んでいる。 清掃、警備業務等については、包括委託を実施済み。	現状の施設は建業後80年近く経過し、国指定史跡内に立地しているため、現在地での建替えや大規模な改修が難しいことから、史跡外へ移転することとなっている。移転までの間は、必要な維持修繕や改修等を継続する必要がある。収蔵スペースの不足については、整理作業の進展により、危機は脱したもの、根本的な解決には至っておらず、包括的な資料収蔵施設の整備は引き続き必要である。	② 見直し・改善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
97	生涯学習課	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業		博物館相当施設(改正博物館法では、みなし指定施設)として、郷土文化の質の向上に資することを目的に、資料収集、調査研究などを行うほか、企画展示、講演会、研究会、講座などを開催し、これらの成果を発表する場として郷土文化館研究報告を刊行している。令和5年度は、企画展「100年の記憶と記録―小田原の関東大震災―」を開催し、関連イベントとして、ギャラリートーク、ハルネギャラリーでの出張展示「関東大震災100年」、郷土研究講座「関東大震災100年・その地震像と被害」、郷土探究会「関東大震災の史跡をめぐる―根府川地区の山津波―」を開催した。コーナー展示としては、収蔵資料紹介「戦国国衆の鞍替え」、「海藻おしほ教室参加者作品展」を開催し、土器製作体験教室「どきどきタイムトラベル2023」、自然探究会「磯の生物を観察しよう」等のイベントを開催したほか、県立生命の星・地球博物館主催のミューズフェスタ2024に参加し、ブースを出展した。また、郷土文化館研究報告第60号を刊行した。	1,201	事業の参加人数(人)	200	487	243.5%	小田原の豊かな自然や歴史・文化に関して蓄積した情報を市民に還元する公立の博物館施設の特性を活かした事業である。 事業を通じて市民が自ら学習を進めるきっかけづくり、小田原の歴史資産に関する理解を深め、郷土への誇りや愛着を涵養するとともに、生涯学習の振興に寄与している。	市民の学習ニーズを踏まえた適切なメニューと事業数を設定するとともに、事業のメニューに応じ、外部講師等の活用や他館・地域の研究会との連携、博物館実習生の活用など、効率化を図って実施している。	引き続き、市民の学習ニーズを踏まえた事業を展開する。	② 見直し・改善
98	生涯学習課	郷土文化館分館松永記念館管理運営事業		松永記念館について、茶室等の歴史的建造物や収蔵資料の適切な保管・展示に留意した施設の維持管理を行い、松永記念館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的とする。 松永記念館の諸施設(本館・別館・収蔵庫・烏薬亭・葉雨庵・老樺荘・無住庵・庭園)を対象に、その文化財的特性を生かした適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を継続していく。 令和5年度は、庭園の植木選定等の景観維持や、自動ドアの改修、池への仮設給水設備の設置等を行った。	13,944	松永記念館の入館者数(人)	18,000	17,326	96.3%	土地建物を財団法人から市が譲り受けるとともに、市民から寄託・寄贈された美術資料等を収蔵し、広く市民や学校等の利用に供する施設の管理運営事業であり、信頼性の観点からも市の関与が必要である。	日常的には再任用職員・会計年度任用職員のための配置で管理するとともに、光熱水費の抑制に努め、可能な限りの事業費縮減に取り組んでいる。 清掃、警備等の業務については包括委託、庭園管理(樹木剪定)等の業務については委託を実施済み。	今後は、整備改修した歴史的建造物や庭園を適切に管理していきながら、利活用を推進していく必要がある。	② 見直し・改善
99	生涯学習課	郷土文化館分館松永記念館資料収集・保管・活用事業		松永耳庵・益田鈍翁・野崎幻庵ら、近代小田原三茶人を始めとする地域の文化人に関する資料を収集・保管・公開・調査研究するとともに、実績を顕彰することで、地域文化の一層の振興を図ることを目的としている。 令和5年度は、常設展「松永耳庵と老樺荘」(通年)、収蔵資料展「中河与一コレクション」、収蔵版画展「小田原と浮世絵」、収蔵資料展「近代数寄者の書―鈍翁・幻庵・耳庵・夜雨―」、「春の書画」、特別講演会「どうする安左エ門」を会場とオンラインで開催したほか、市民ボランティア団体等による呈茶(14回)、板橋秋の交流会実行委員会の主催による、観月茶会、「夢見遊山いたばし見聞楽」を4年ぶりに開催した。また、文化財課主催の「文化財建造物秋の観覧会」に合わせ施設見学会を開催した。イベント数はコロナ禍前まで回復したが、参加者数については、まだ回復の途上である。	450	事業参加者数(人)	2,000	1,671	83.6%	小田原固有の歴史・文化資産を活用したまちづくり推進の一環として実施する事業であり、また、行政と地元自治会・商店会等との連携や円滑な連絡調整を図って効果的に事業を推進するため、市の関与が必要。	令和5年度は、いずれの事業も久々の開催ということもあり、参加者からは好評だったが、残念ながら人出はコロナ禍前の水準にまでは回復していない。「夢見遊山いたばし見聞楽」では、人手不足に対応するため、地域外ではあるが小田原おでんや社会福祉施設に出店してもらったほか、新しい客層を掘り起こすため、「松永記念館の植物観察」や「SPLEコード鑑賞会」等の新しいジャンルのイベントも併せて開催した。	引き続き、資料収集や調査研究を進めるほか、「板橋秋の交流会実行委員会」などの地域団体や、茶道をはじめとする文化芸術関連の団体などと連携を図りながら、事業を継続していく。	② 見直し・改善
100	生涯学習課	特別展開催事業		郷土の文化芸術や歴史資産を時宜に合ったテーマで、市民に広く紹介する特別展を開催するほか、関連講座等の開催、図録等の出版を行う。 令和5年度は、(仮称)「横田七郎展」の開催に向けて、作品の選定及び修復作業を行ったほか、燻蒸作業を行った。	1,228	特別展入場者数+関連事業参加者数(人)	1,300	0	0.0%	小田原の豊かな自然や歴史・文化に関して蓄積した情報を市民に還元する公立の博物館施設の特性を活かした事業である。 事業を通じて市民が自ら学習を進めるきっかけづくり、小田原の歴史資産に理解を深め、郷土に対する誇りや愛着を涵養するとともに、生涯学習の振興に寄与している。	受益と負担の観点から、特別展の開催に当たっては入場料を徴収するとともに、図録については実費相当額で販売している。(令和5年度は開催準備のため、未実施。)	今後も時宜に合ったテーマで開催を継続していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
101	生涯学習課	尊徳記念館管理運営事業		尊徳記念館の管理運営を適切に行うことにより、市民の生涯学習の場として、かつ二宮尊徳翁の事績を顕彰する場として、来館者が安全快適に過ごせる施設を提供する。 貸館(含宿泊)、図書室運営及び展示室公開を行っている。 令和4年度の宿泊業務は、新型コロナウイルス感染症対策として発出されたまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言を受け、定員を半減し実施していたが、令和5年度から通常業務に戻した。 令和5年度は、講堂の照明器具のLED化と熱源台数制御機更新を実施した。	23,220	尊徳記念館来館者数(展示室+研修室)(人)	62,000	43,721	70.5%	二宮尊徳翁の事績を顕彰する中核施設として、また、社会教育法における社会教育に関する地方公共団体の任務を遂行するため、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	清掃管理、警備保安や設備運転保守については、外部委託により効率化を図っている。 コロナ禍においても、市民の学習活動や文化活動の拠点として安心して使用ができるよう、消毒等を行い、感染症拡大防止に努めた。	建物や設備等の老朽化にに対し、公共建築マネジメント基本計画及び市有建築物維持修繕計画の方針に則り、修繕や更新を計画的に実施し、長寿命化に取り組んでいく。	② 見直し・改善
102	生涯学習課	尊徳資料収集・保管・活用事業		二宮尊徳翁の教えや事績を後世に伝えるために、尊徳翁が残した遺品や関係する当時の資料を収集し、保全を図り、これらのデータを整備し、一般への公開を進める。また、県指定重要文化財である二宮尊徳生家を保存し、公開する。 尊徳生家を良好に管理するため、二宮尊徳いろりクラブによる煙燻蒸、火焚きを月2回、すす払いを年1回実施している。	271	尊徳記念館展示室入場者数(人)	10,000	6,819	68.2%	郷土の偉人である二宮尊徳翁の教えや事績は本市の貴重な財産であり、市民全体が受益者になり得るものである。生家の保存を含め、資料等を継承することについては、市として取り組む必要がある。	おだわら市民学校教養課程「二宮尊徳の教えを継承する」コースやその前身である報徳塾卒業生からなる二宮尊徳いろりクラブに定期的な煙燻蒸等を委託することにより、市民による文化の継承の取組や業務の効率化を図っている。	展示室や二宮尊徳生家の大規模更新に向けて、国等補助金の活用を視野に入れながら検討していく。	② 見直し・改善
103	生涯学習課	尊徳学習・顕彰事業		二宮尊徳翁の教えや事績を学び、実践し、市内外の人々に発信することを目的とする。 尊徳翁の教えや報徳の考え方を学芸員が市民に伝える「金次郎を学ぶ会」や、関係団体、地元桜井地区の市民の方々と尊徳翁の事績を顕彰する「尊徳祭」(「二宮金次郎と私」作文発表会、表彰式含む)ほか自主事業の開催を行っている。 また、令和5年度は、映画「二宮金次郎」上映会を2回実施し、好評を得た。このほか、市内小学校5・6年生を対象にした「二宮金次郎とわたし」を主なテーマとする作文募集、展示観覧者への解説を始め学校や団体への派遣を行うボランティア解説員の配置、尊徳翁の教えや事績をまとめた冊子「二宮金次郎物語」「二宮金次郎を学ぼう」の刊行販売を行っている。	1,666	尊徳記念館展示室総入場者数(人)・・・(参考:現記念館建設以降)	643,200	615,316	95.7%	郷土の偉人である二宮尊徳翁の教えや事績は本市の貴重な財産である。これを学び、実践し、後世に伝えるための事業であることから、市の関与が必要である。	「金次郎を学ぶ会」は平成28年度からゼロ予算で開催している。 作文募集は市内各小学校4年次で取り組む尊徳学習を、高学年以降にも継続する効果が期待できる。 知識、経験や意欲のある元教員等を中心にボランティア解説員として配置することで、人件費を抑制しながら、シニア世代の活躍の場を提供するとともに、事業の充実を図っている。	ボランティア解説員の確保・育成に取り組むとともに、小田原ガイド協会など関係団体とも連携しながら、事業の推進を図っていく。	② 見直し・改善
104	生涯学習課	博物館構想推進事業		平成29年に策定した博物館基本構想を具現化し、新博物館を整備することを目的としている。構想は、策定後7年が経過し、その間に博物館法の改正があり、博物館の役割が大きく見直されたほか、デジタルミュージアム創設事業での資料のデジタル化作業を進めた結果、所蔵資料について新たな知見が数多く示された。これは、当初想定していた前提条件が大きく変化したこととなり、構想の内容を一部改訂する必要性が生じている。 令和5年度は、未デジタル化資料の撮影等を進め、デジタルミュージアムの更なる内容充実を図ったほか、教育現場での利活用について、先進事例の調査研究等を行った。また、「おだわらデジタルミュージアム創設業務」をテーマにした講演会を開催し、その意義と、今後の博物館整備にどのように活かしていくことができるかについて、参加者とともに考える契機となった。	7,247	事業参加者数(人)	150	164	109.3%	老朽化が進む郷土文化館の代替施設の整備、及び市民の共有財産である博物館資料や市域に点在する歴史資産の保存・活用等の中核となる拠点施設整備に係る構想であり、貴重な文化や郷土資料を後世に確実に伝えていくためにも市が取り組むべき事業である。	古写真の整理を市民ボランティア団体との協働で実施するとともに、未整理資料のデジタル化を進め、「おだわらデジタルミュージアム」の更なる内容充実を図った。	博物館基本構想を、改正博物館法や本市の現状に沿ったものに改訂することを検討するとともに、博物館整備に向けた検討を確実に進めていく。また、市民の間での博物館建設の機運を高めるための講演会の開催や周知活動、市民ボランティア団体との協働を積極的に進めていく。さらに、資料のデジタル化を推進し、デジタルミュージアムのコンテンツの更なる充実を図っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
105	生涯学習課	キャンパス おだわら 事業		誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう「学習講座の提供」、「人材バンクの運営及び活用」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」を市民主体で運営することで、より市民ニーズにあった学習講座を提供するとともに、学んだ成果を活かす機会を提供するなど、市民の生涯学習を推進してきた。平成30年度から、学習講座の提供、人材バンクの運営及び活用、学習情報の収集及び発信などの事業をNPO法人との協働事業として実施したが、令和2年度からは、市直営に変更した。具体的には、多様な生涯学習情報を掲載した「自分時間手帖」の発行を始め、年4回発行の定期情報誌やホームページ等により、広く情報発信するとともに、人材バンク事業として、小学生向けの「夏休み子どもおもしろ学校」を開催したほか、令和5年度は、関東大震災から100年となる節目を機に「片岡日記からみた小田原の関東大震災」と題した公開講座、新たな人材バンク事業として、主に大人を対象とした「キャンパス講師による1日体験講座」を開催した。	4,411	講座受講 者数(人)	20,000	40,996	205.0%	社会的課題の解決のためには社会教育的な視点が必要であり、市民主体のより良い生涯学習を実現するためにも、市の関与が必要である。	令和2年度から市直営に変更したことにより、事業が迅速かつ円滑に進められ、費用面でも効率化が図れている。また、キャンパス講師による新規事業の開催等、人材バンクの更なる活用を図った。	本市が直接運営することとしたが、今後もこれまでの理念や目的を継承しながら、市民主体の生涯学習の更なる推進を図る。	① 継続実施
106	生涯学習課	生涯学習 センター本 館管理運 営事業		誰もが生涯学習活動を通じ、知識や技能を身に付けることにより、生活の中で楽しみや生きがいを見つけ心豊かになることで、生活の質の向上を実感できるようにすることを目的とし、生涯学習センター本館の施設管理及び運営を行い、開館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。令和5年度は、舞台照明LED化や、火災受信機連動操作盤の更新、防火シャッターの改修工事などを行うとともに、給湯器設備等の修繕を実施した。また、館内一部エリアへの無線LANの設置や、男性用トイレにサンタリーボックスを設置するなど、利用者の利便性を上げる修繕等を実施した。	134,158	施設利用 者数(人)	95,000	91,497	96.3%	社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務が示されており、生涯学習の振興に寄与することに努めることとされ、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	LED舞台照明を導入し、舞台演出における省電力化を図った。また、フルカラー舞台照明を導入し、演出効果を高めた。さらに、照明のプログラム化ができるようになったことで、複数のシーンを簡単に切り替えられるようになるなど、利用者の利便性の向上を図った。また、2階木ワイエで利用できる無線LANを設置し、けやき利用者の利便性の向上を図った。	生涯学習活動の拠点施設として、活用促進を図るとともに、施設の適正利用と管理運営に努める。	② 見直し・改善
107	生涯学習課	生涯学習 センター国 府津学習 館管理運 営事業		誰もが生涯学習活動を通じ、知識や技能を身に付けることにより、生活の中で楽しみや生きがいを見つけ心豊かになることで、生活の質の向上を実感できるようにすることを目的とし、生涯学習センター分館国府津学習館の施設管理及び運営を行い、開館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。令和5年度は、屋上防水改修工事を実施するとともに、大会議室の一部エアコンや手洗器の修繕など施設の基礎的な部分に関する修繕等を行った。また、男性用トイレにサンタリーボックスを設置するなど、利用者の利便性を向上させる修繕を実施した。	6,065	施設利用 者数(人)	16,000	17,421	108.9%	社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務が示されており、生涯学習の振興に寄与することに努めることとされ、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	劣化し雨漏りの原因になっていた屋上の防水工事を行い、雨漏りを予防することで、建物の長寿命化を図った。	生涯学習活動の拠点施設として、活用促進を図るとともに、施設の適正利用と管理運営に努める。	② 見直し・改善
108	生涯学習課	学校施設 等開放事 業	○	社会教育の振興を図るため、身近にある小中学校の施設・設備を市民等に開放することで、気軽に生涯学習活動を行うことができ、また、身近な生涯学習活動の場の提供を行うことで、市民生活の質の向上に資することを目的とし、市内小中学校の施設、設備を学校教育上支障のない範囲内で、社会教育活動の利用に供する。	0	-	-	-	-		団体の登録手続きのみを行っている。	課題を検討しつつ、現状どおりのサービス提供を続ける。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
109	生涯学習課	生涯学習支援事業		生涯学習に関する市主催事業等に参加を希望する幼児等の保護者が安心して参加できるよう託児による支援を行う。 令和3年度までは生涯学習支援者育成事業という名称で、主に託児ボランティアグループの育成・支援を行っていたが、令和2年度末に当該グループが解散したことを受け、民間事業者による託児の機会を提供することで、保護者の生涯学習を支援する事業として位置付けし直し、令和4年度から名称も生涯学習支援事業と改めた。 令和5年度の託児利用は、キャンパスおだわら事業で、主に大人の生涯学習活動のきっかけ作りとして新たに企画・開催した「キャンパス講師による1日体験講座」における1件のみであった。	16	支援者数 (人)	10	1	10.0%	育児中の保護者の生涯学習事業への参加を促進するため、託児は不可欠である。	託児を行うことにより、子どもがいる参加希望者の生涯学習の機会の創出が図られ、生涯学習活動の振興に効果がある。	引き続き、出張託児を行う民間事業者を活用しながら、安定した託児の機会を提供することで、生涯学習事業に参加しやすい体制を維持していく。	① 継続実施
110	生涯学習課	生涯学習フェスティバル開催事業		市内における生涯学習活動への取組や生涯学習団体の活動を広く一般に紹介することで、会員の拡大や団体活動の充実発展につながる場を提供し、団体間の相互交流や市民の自発的な生涯学習活動を支援、推進することを目的としている。 生涯学習活動を行っている団体が実行委員会を組織し、音楽・舞踏などの発表、美術・工芸品の展示、ミニ講座などを自ら企画し、生涯学習フェスティバルを開催する。 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止していたが、令和5年度は、開催日数を従来の2日から1日に短縮して実施した。	10	生涯学習フェスティバルの参加団体数 (団体)	30	23	76.7%	生涯学習活動団体が一堂に会し、ひとつの事業を行うことで、参加団体間の交流が生まれ、併せてそれぞれの活動成果を発表することにより更なる生涯学習の推進が図られている。	市民団体が組織する実行委員会により、市民力を生かし事業費を見直すことで、低予算で開催することができている。(平成24年度から)	成果発表の場としてより多くの市民の参加を得るため、参加団体のネットワークを生かした新たな広報手段を検討していく。 約3年間のコロナ禍を経て、参加団体の本来の活動も縮小傾向となったり、会員の高齢化により閉会となる団体もあるなど、そもそも成果の発表が難しい団体が多い。	② 見直し・改善
111	生涯学習課	地区公民館支援事業		地域住民の社会教育の振興を図るため、身近にある地区公民館へ補助を行うことで、地域における生涯学習活動の活性化を図り、市民生活の質の向上に資することを目的としている。 地区公民館における生涯学習活動を支援するとともに、公民館の老朽化に伴う新築、建替え、改修、修繕などの工事費に対する補助を行う。また、地区公民館を活動の場としている文化・学習サークルの日頃の成果の発表と交流、相互理解の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催する。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度から中止をしていた地区公民館いきいきフェスタをを開催日数を短縮して実施するとともに、公民館大会については、実施を見送っていた研修講座も合わせて実施した。	13,265	地区公民館いきいきフェスタの参加団体数 (団体)	50	23	46.0%	地区公民館は、地域住民にとって最も身近な“学びの場”であり、事業の目的はおおむね達成できている。 地区公民館は、地域の生涯活動の拠点であるため、活動や施設の維持に対して市が支援する必要がある。	自治会等による運営の下で、地域の生涯学習活動の拠点として、大きな効果が得られている。 平成28年度から地区公民館修繕費補助金の下限を100万円から50万円に引き下げ、小規模な修繕にも対応できるようにした。令和5年度は地区公民館9館の修繕要望があり、令和6年度9館5,991,000円の修繕費補助金を執行する。	地区公民館の老朽化が進み、建替えや耐震化、修繕等の要望が増えるとともに、その費用も高額となることが予想されることから、令和4年度の補助金から補助率を従来の30%から40%に増額するとともに、補助対象メニューも、家庭用クーラーやWi-Fi機器等の設置工事にも対応できるようにした。	② 見直し・改善
112	生涯学習課	集会所管理運営事業		地域改善対策特別措置法に基づき、小田原市集会所を設置し、生涯学習活動、自治会活動、子ども食堂など地域住民に開放する。	826	施設利用者数 (件)	1,000	1,219	121.9%	市が特定の目的をもって設置した施設であり、地域に管理運営を委託することで、有効活用が図られている。	地元自治会に管理運営を委託することにより、効率化を図っている	現状の運営形態で継続。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
113	文化財課	史跡小田原城跡保存活用整備事業		史跡小田原城跡の保存と活用を図るため、令和2年度に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき史跡整備を進めており、遺構の保護や来訪者の安全確保のための環境整備は継続的に実施している。 平成22年度から修景整備を行っている御用米曲輪については、令和5年度に基礎調査、環境調査、3D測量、発掘調査を実施し、「御用米曲輪戦国期整備検討部会」において、今後の整備について検討を進めた。	37,309	整備面積 (㎡)※年 毎	500	0	0.0%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められている。	整備が完了した場所は一般開放し市民や観光客に親しまれており、誘客(観光入込客数の増加)に寄与している。整備途中の場所も現地見学会を実施するなど、史跡への関心を高める取組を実施している。	「史跡小田原城跡調査・整備委員会」及び「御用米曲輪戦国期整備検討部会」の議論を踏まえ、史跡の価値を高めその魅力を効果的に伝えられるように整備を進めていく。	① 継続実施
114	文化財課	史跡等用地取得事業		遺構の保護等の目的で必要がある土地については、地権者の理解を得ながら公有化を行ってきた。 令和5年度は史跡小田原城跡の弁財天曲輪用地(約1,031㎡)を公有化した。	231,353	公有化面積 (㎡)※年 毎	200	1,031	515.5%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められており、そのための公有化は必要である。	公有化は8割の国庫と1割の県費を用いて実施している。	財政状況を勘案しながらも臨機応変な対応を行う必要がある。	① 継続実施
115	文化財課	史跡石垣山保全対策事業		史跡石垣山には落石の危険性がある場所が点在していることから、市民や観光客の安全を確保するための保全対策事業を進めている。 国・県と工法等に係る協議を行い、個別の箇所ごとに実施設計を行い工事を実施してきた。令和5年度は引き続き井戸曲輪内の石垣について保全対策工事を行った。	23,363	保全完了面積 (㎡)※年毎の 設計又は 保全工事 面積	30	127	423.3%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められており、保全対策を行う義務がある。	史跡の価値や安全性に関わる工事内容であるが、効率性を踏まえた実施設計に基づき施工している。	優先順位を付け保全対策を行っており、井戸曲輪の残り箇所の施工と並行して南曲輪の実施設計を行い、その後、順次対策工事を実施する。 また、「石垣カルテ」の作成や「保存活用計画」を策定するための準備を行う。	① 継続実施
116	文化財課	史跡江戸城石垣石丁場跡整備事業		江戸城築城に使われた石垣を切り出した早川石丁場群は、分布調査、散策路・説明板整備、暫定的な一般公開、測量調査及び分布調査報告書の刊行などを行い、また、文化庁、神奈川県のほか、同様の石丁場を有する静岡県及び熱海市・伊東市との協議を経て、平成27年度に「江戸城石垣石丁場跡」として国史跡に指定された。 近年(平成28年度)は、文化財公開事業としてシンポジウムを開催したほか、文化庁や関係自治体と連絡調整を行ってきた。	0	※事業の 性質上、指 標設定自 体が困難。	-	-	-	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められている。 具体には、文化庁や神奈川県のほか「江戸城石垣石丁場跡」の史跡を有する静岡県及び熱海市・伊東市と協議しながら進める必要がある。	神奈川県、静岡県、熱海市、伊東市との協議では、小田原市に具体的な整備計画がないため、近年、会議の開催を静岡県側自治体主体でお願いしており、必要に応じてそれへ出席することで経費の軽減をしている。	史跡として適切に保存・活用するための「保存活用計画」を策定に向け、文化庁、神奈川県、静岡県、熱海市、伊東市と調整していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
117	文化財課	文化財保護委員会 運営事業		文化財の保存及び活用について、調査・研究あるいは意見具申をするため開催する審議会。令和5年度は3回開催し、指定文化財候補の事前協議や「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた協議を行った。	338	開催回数 (回)	3	3	100.0%	文化財保護法に定めのある「地方文化財保護審議会」として条例設置しており、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するために必要な機関である。	「市非常勤の特別職職員報酬等に関する条例」に基づいて報酬を支給している。	必要な案件について専門的な見地から議論いただくとともに、教育委員会からの諮問に答申をいただく。	① 継続実施
118	文化財課	指定文化財等保存 管理事業		史跡や歴史的建造物、天然記念物など市所有の指定文化財等を適切に管理保存するため、見回り監視や草刈業務等を行っているほか、老朽化している説明板の更新などを実施している。また、手続きとして現状変更に伴う関係書類の作成や台帳類の管理も行っている。令和5年度は下曽我地域の説明版2基を更新した。	11,317	説明版の 更新件数 (件)	2	2	100.0%	文化財保護法の趣旨に照らし、国民・市民の共有の財産である貴重な文化財を後世に引き継いでいくためにも、今後も実施する必要がある。	明治天皇行在所など、一部史跡の日常管理を自治会に託すなどしている。 説明板の維持管理については、観光課と相互に老朽箇所の情報提供を行うなど、連携しながら実施している。	市所有文化財の適切な管理の一環として除草や樹木剪定等を行う。また、説明板の管理・更新を行う。	① 継続実施
119	文化財課	文化財保存修理等 助成事業		民間所有者が指定文化財を適正に保存管理できるよう管理奨励金を交付し、その過程で現況や修繕の必要性などの把握に務めている。修繕が必要な有形文化財所有者や継続的な後継者育成支援が必要な無形民俗文化財保存団体に対し補助金を交付している。このほか、市所有文化財の日常的な管理をお願いしている自治会に謝礼を支払っている。令和5年度は5件に対し補助金を交付した。	2,806	管理奨励 金交付件 数(件)	86	86	100.0%	文化財の適正な維持・修繕には多額の費用が掛かるため、奨励金・補助金制度は必要である。	修繕内容と見積書のチェックはもちろんのこと、作業前後の現況確認や必要に応じて事業者とのヒアリングも行っている。	所有者の修繕要望に応じ て支援を検討する。	① 継続実施
120	文化財課	文化財公開事業		市民や来訪者に小田原の歴史資産についての理解を深めてもらうとともに、埋蔵文化財保護意識の醸成を図るため、発掘調査の成果を報告書にまとめて刊行するほか、遺跡調査発表会、最新出土品展、遺跡見学会、シンポジウム・遺跡講演会の開催を通じて啓発している。 また、紅葉の時期に合わせ、民間所有者にも御協力をいただきながら文化財建造物の見学会・観覧会を開催している。 令和5年度は、最新出土品展2022(11月3日～12月24日)、遺跡調査発表会(11月25日)、遺跡講演会(11月26日)、文化財建造物の観覧会(12月2日、3日)、遺跡見学会(令和6年3月16日)を開催し好評を得た。	2,837	公開事業 来訪者数 (人)	6,200	6,659	107.4%	小田原の文化財の重要性を普及・啓発する上で重要な事業であり、発掘調査の成果を公開・活用できるのは、調査主体者である小田原市だけである。参加者や来訪者の関心も高く毎回一定の集客があることから、今後も継続が必要である。	最新出土品展は、郷土文化館の展示事業と連携を図り、告知効果を高めた。 文化財建造物の公開事業は、紅葉の時期に実施し、現地案内は建物・歴史に造詣の深いNPO法人小田原ガイド協会にお願いした。また、令和6年度の協同事業に先立ち、甘柑荘公民連携で実施している。	埋蔵文化財の公開事業は、直近の発掘調査の実績によりテーマを設定し開催する。文化財建造物の公開事業は民間所有者に協力を求めながら開催する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
121	文化財課	緊急発掘調査事業		市内に所在する281か所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)において開発行為等が計画された場合は、事前協議を行い、遺跡に影響を及ぼす可能性のある計画に対して試掘調査を実施している。 その結果等を受けて実施することとなった本格調査のうち、個人住宅及び併用住宅等の場合は、市民の金銭的負担が大きいため国の補助金を活用して市直営で発掘調査を行い、それ以外の営利を伴う開発については、事業者に対して本格調査の調整・指導を行う。 また、発掘調査の成果を記録し、公開・活用するため報告書を刊行する。 令和5年度は試掘調査を37件、本格調査を10件実施し、15地点の調査報告書を刊行した。	102,163	試掘・本格調査件数(件)	50	47	94.0%	個人住宅等の開発に伴う本格調査については、市民の金銭的な負担が大きいため、引き続き国の補助金を活用した市直営の記録保存が必要である。その上で、報告書の刊行や埋蔵文化財の公開・活用も進めていかなければならない。	発掘調査を効率的に進めて期間の短縮に努めた。発掘調査を迅速に行ったことで施主の負担を減らしつつ、適切に埋蔵文化財包蔵地の記録保存が達成できた。	国の補助金を活用するためには、市直営による発掘調査が条件となることから、引き続き市直営で実施する。	① 継続実施
122	文化財課	遺物保存管理事業		出土した木製品・金属製品の腐食を防止する保存処理を行っている。 また、報告書の執筆・刊行、記録図面類の整理、出土遺物等の整理(洗浄、注記、接合など)・保存処理などを行っている文化財整理室や出土品を保管するための収蔵庫を管理・運営している。	2,743	展示等で公開した調査地点数(地点)	15	12	80.0%	発掘調査の成果を広く公開することは小田原市の実施事業であり、そのための報告書の作成、その準備に至るまでが全て必須である。 また、民間発掘調査組織が発掘調査を実施した遺跡についても、報告書刊行後には出土品が市へ移管されるため、適切な収蔵場所の確保と活用を図らなければならない。	発掘調査で出土した文化財には、そのままでは劣化し朽ち果ててしまうものがあるため、保存処理を行うことで適切に保管・活用ができるようになる。	文化財の保存と活用のため、出土遺物を整理・保管し、公開・活用が可能となるよう進めていく。	① 継続実施
123	図書館	小田原文学館管理運営事業		小田原出身・ゆかり(居住歴のある者)の文学者の作品や事績等について、彼らの創作活動に影響を与えた本市固有の歴史・風土・文化とともに紹介するため、旧田中光顕伯爵別邸である本館(昭和12年建築)、白秋童謡館(大正13年建築)及び市内曽我谷津から移築した尾崎一雄邸書斎の三施設からなる小田原文学館を設置し、関係資料の収集、公開・展示、調査研究等を行う。 令和5年度は、特別展を中心とする北條秀司生誕満120年記念事業、貴重資料特別公開(2回)、常設展の更新(1回)を実施した。	20,705	来館者数(人)	10,000	5,649	56.5%	本市ゆかりの文学資料を収集・保存し、広く公開に努めることにより、個性豊かな文化を育み、全国に向け発信することは市(行政)の責務である。文学館は常設展や特別展の開催などを通じ、本市固有の文化資源の一つである文学資料を一般に展覧する場として機能している。また、周辺に展開する文学遺跡や歴史的建造物等の散策拠点としても有効である。	作家紹介パネル・文学年表等の更新、案内表示・展示什器等の整備、庭園の植栽の開花状況を発信する「庭園花だより」をホームページ上へのアップ等により、来館者の利便性を向上させた。また旧松本剛吉別邸との連携を視野に入れ、本館内において図書館で所蔵する松本剛吉の関係資料の展示に着手した(随時更新)。	継続して社会資本整備総合交付金を活用し、小田原ゆかり文学の情報発信拠点として整備を進める。また隣接する旧松本剛吉別邸等と連携するかたちで、周辺の歴史的風致の面的な向上が図れるよう、旧保健福祉事務所跡地と合わせて、より効果的で持続可能な利活用の在り方を検討していく。	① 継続実施
124	図書館	旧保健福祉事務所跡地活用事業		西海子エリアの小田原文学館や旧松本剛吉邸などの歴史的建造物に隣接した旧保健福祉事務所跡地に関静な住宅環境と調和した交流の場となる空間を創出し、小田原駅からかまぼこ通り、板橋地区、早川地区への回遊性を高めるため、将来的に地域文化発信拠点施設を整備し、歴史や文化の薫るまちづくりを推進する。 令和5年度は、当該地は第一種低層住居専用地域であり、商業的利活用の幅に限界があるため、地域文化発信拠点施設整備を視野に入れながら用途地域の規制を踏まえ旧保健福祉事務所跡地の利活用について検討を行った。	965	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	西海子エリアは、江戸時代は武家屋敷が集積し、明治以降、北原白秋、谷崎潤一郎らの文豪の居宅や政財界人が別邸を構え、桜並木と歴史的な佇まいが残されている。 これらの歴史的景観と関静な住環境を保全しつつ、静かなる交流の場を創出し、歴史や文学と、その風情を肌で感じられるまちづくりを推進することは市が取り組むべき事業である。	当該地の取得目的が「文化・生涯学習施設建設用地」であるため、短期間の使用でかつ行政財産としての目的を害しない範囲での使用については行政財産目的外使用許可を行っており、その使用料は、草刈りなどの維持管理費に充当している。	地域文化発信拠点施設整備の方向性の検討	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
125	図書館	中央図書館管理運営事業		市民及び利用者の学習や余暇時間の充実及び読書活動の推進を目的として、広範な分野の資料の収集と提供を行った。 令和5年度は、LED照明を導入し、利用者サービスの向上や職員の業務環境改善のほか、蛍光管交換の費用・手間の削減、資料の劣化防止、災害時の器具落下などのリスク低減が実現できた。 また、市民の図書館活動に対する主体的な参画により、図書館が活性化させることを目的とした市民参加型図書館活性化事業を開始し、利用者提案型イベントの開催や、一箱本棚オーナー制度により、利用者の活躍の場が広がった。	155,171	市民一人当たりの貸出冊数(冊)	3	3.04	101.3%	住民に対し、情報や学習の場を提供し、文化的な営みに寄与するとともに、住民の「知る権利」を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、図書館法に基づき、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。	中央図書館は開館後25年以上が経過し、機械設備等の老朽化が著しいことから、施設を健全に維持するため、継続的に効果的な老朽化施設の更新を行っている。	中央図書館として本市図書館事業の総合的な企画運営を行うとともに、日常的な図書館利用の促進に向けた情報発信とニーズに沿った図書資料の提供に努め、運営方針に基づくサービスを展開していく。 また、電子図書サービスなど非来館とDXによる利便性向上を踏まえたサービスについても検討をしている。	② 見直し・改善
126	図書館	小田原駅東口図書館管理運営事業		平成27年2月に策定された「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」に基づき、小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設「ミナカ小田原」の6階フロアに令和2年10月19日、「まちの活性化」、「次世代育成」、「利用者層の拡大」をコンセプトに新たに小田原駅東口図書館を開館。 指定管理者制度を導入し、併設する子育て支援センターとの連携強化及びフロア管理に係る責任の明確化、柔軟な運営のため、ゆうりん・おだたんグループにより2施設一括の管理運営を実施。 新規利用者、リピーターが多く集まる魅力ある図書館づくりのため、おはなし会を中心とした幼児・児童向けイベント、「一箱市」、「みんなの本棚展」など、利用者が主役になる展示やイベント、小田原のさまざまなコンテンツを紹介し、街、人を応援するためのイベント、展示を実施した。また、これらについてホームページ、広報、X(旧Twitter)などの媒体を介して、東口図書館を市民に広く周知した。	178,659	貸出者数(人)	100,000	82,993	83.0%	住民に対し、情報や学習の場を提供し、文化的な営みに寄与するとともに、住民の「知る権利」を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、図書館法に基づき、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。	「利用者層の拡大」、「次世代育成」、「まちの活性化」をコンセプトとし、令和2年10月19日の開館以来、コンセプト実現のためのさまざまなイベント等の実施により、来館者等の増加につながっている。 また、民間のノウハウを活用した図書館サービスの充実が図られている。	利便性が高く、多様な層に図書館利用を訴求しやすい立地を生かし「利用者層の拡大」、「次世代育成」、「まちの活性化」の実現を指定管理者の迅速かつ柔軟な対応により図っていく。 民間のノウハウを図書館業務へフィードバックすることで図書館サービス全体の底上げしていく。	① 継続実施
127	図書館	図書館郷土資料整理・保存・公開事業		図書館が開館以来収集してきた地域固有の貴重資料(古文書・記録等。市史編さん事業における収集資料を含む)を中央図書館の地域資料コーナーにおいて保存・公開している。 対象資料は図書館で扱う一般図書とは大きく性格を異にするため、事業推進に当たっては、専門知識を有する者を雇用し、適正な整理・保全に当たるとともに、専門性の高いレファレンス等に対応している。また、令和3年度からは貴重資料の活用促進等のため、分かりやすい解説を付してその一部を一般に展観する「図書館の宝もの」等の事業を実施している。 令和5年度には、貴重資料の保全と利活用の促進の両立に向け従来から進めてきたデジタル化において、「デジタルミュージアム(以下、DM)」による公開・活用を推進している。また、新聞マイクロフィルムのデジタル化、城絵図の修復保存処理、文学資料の脱酸処理を実施し、貴重資料の確実な保存に供した。さらに、「図書館の宝もの2023 100年前の目撃者」と題し、関東大震災100年関連展示(写真パネル等展示)を実施し、広く市民に公開した。	8,094	入室者数(人)	2,000	2,443	122.2%	資料は市(図書館)の所蔵品のほか、個人等が所有する寄託・借用資料も含まれるが、ともに本市の歴史や文化を表す重要資料であり公共性・公益性が高い。 これら資料を着実に保全し、公開活用を図ることにより、人々の暮らしや様々な営みにおいて先人が残したメッセージを伝えることができ、郷土愛を高め、「まちの記憶」として今後のまちづくりに役立てることができる。	従来から貴重資料の保全、情報の発信、市民等による活用の利便性向上のため、貴重資料のデジタル化を進めてきたが、令和4年度に生涯学習課ほか関係所管と連携して、DMを構築し、これを活用した公開を行った。 修復保存においては、保全と利用促進の整合的推進のため、利用度の高い資料を優先して実施した。	貴重資料原本の着実な保全のための環境(保存空間・設備等)及び体制を整備する一方、デジタル化の継続的推進によりDMの機能を拡充するとともに、既存や新規作成デジタル化データをDMIに統合し、貴重資料の公開体制を整える。寄託・借用資料についても、DMでの公開に向けた協議を進める。	② 見直し・改善
128	図書館	読書推進・図書館利活用促進事業		図書館所蔵の図書、視聴覚資料、地域資料の活用を通じて読書に親しみ郷土の歴史文化への理解を高め、図書館利用の向上を図るためさまざまなイベントを開催した。 令和5年度は、例年開催している読み聞かせや図書館を使った調べる学習コンクール関連のイベント、読書活動推進講演会のほか、特別イベントとして、読書会や絵本の読み聞かせに関する講座等も開催した。また、イベントの開催数や日数、参加募集人数を新型コロナウイルス感染症拡大以前の状態に戻して実施しており、全体の参加者数は前年度より増加した。	223	参加者数(人)	5,500	1,457	26.5%	図書館はさまざまな知識や情報を手軽に得られる場である。学習イベントに参加することで新たな知識を得つつ図書館や図書資料についての理解を広げることができ、参加者が自分に見合った新たな図書館の価値を創造していくことができる点で有効性が高い。	前年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながらの開催であったが、令和5年度は、イベントの開催数や日数、参加募集人数を以前の状態に戻して実施した。	絵本の読み聞かせなど継続して実施する必要があるイベントは今後も引き続き実施し、図書館利用が少ない世代や市民向けの新たなイベントの実施を検討する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
129	図書館	図書館ネットワーク等運営事業		2図書館(中央、東口)、6ネットワーク施設(生涯学習センターけやき、尊徳記念館、国府津学習館、川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、橋タウンセンターこゆるぎ)をオンラインシステムで結び、資料検索、貸出や予約業務が可能となっている。 また、自動車文庫として、各小学校の放課後児童クラブ等に図書を配本し、学校図書館以外で読書に親しむ機会を拡大している。 令和5年度は、継続してオンラインシステムの運用や自動車文庫の配本を行うとともに、図書館サービスの拡充を行った。	39,852	インターネットでの予約サービス利用件数(件)	100,000	102,975	103.0%	広範囲に市域が広がる本市においては、図書館と市内の地域センターや生涯学習施設の図書室を結ぶことにより各施設利用者の読書機会を拡大するとともに、各施設の蔵書を有効活用することができる。	システム事業者との定例会を行い、システムの安定稼働に努めた。 また、マイナナンバーカードやスマートフォンの画面に表示されるバーコードでの貸出を開始し、利用者の利便性向上に努めた。	引き続きシステムの安定稼働に努めるとともに、現状の運用や課題点を整理し、機能改善を図る。	① 継続実施
130	図書館	デジタル図書館事業		情報技術の進展や生活様式の変化を背景に多様なサービスが求められる中、読書や情報取得に対する利便性の向上を図るため、令和4年10月27日から、インターネットに接続したパソコン、タブレット、スマートフォンで利用できる電子書籍の貸出サービスを実施した。 令和5年度は、市内小中学校の児童生徒に利用者ID・PWを付与し、学習用端末などから電子書籍を活用できる環境を整え、何人でも同時に読むことができる読み放題バック(児童用)を導入した。	5,881	貸出冊数(冊)	5,000	59,891	1197.8%	電子書籍は24時間365日利用可能であるため、図書館の開館時間内に来館できない方にも読書機会を提供することが可能となる。また、音声読み上げ機能や文字サイズ拡大機能を持つ電子書籍を通じて、ハンディキャップのある方へ読書機会を提供することが可能となる。	仕事や育児などにより来館が困難な利用者を想定した書籍(ビジネス、育児書、料理本等)やティーンズ世代と小中学生の読書意欲を向上させ、図書館利用につながるような書籍を購入した。	電子書籍の購入を継続し、デジタル図書館サービスの拡充を図る。 市内小中学校と図書館の連携のもと、学習用端末を活用した電子図書館の利用環境を整え、児童生徒の読書活動を推進する。	① 継続実施
131	スポーツ課	ウォーキング啓発事業		日常生活にウォーキングを定着させるため、各地域にコースを設定し、ウォーキング啓発事業を実施するものである。 令和5年度は、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催した。	90	イベント等参加者数(人)	1,000	947	94.7%	小田原市スポーツ振興基本指針ではスポーツ実施率の向上を目標に掲げているが、スポーツ実施状況等市民アンケートにおいて「Q.今後実施してみたい運動・スポーツ」で最も回答が多かったウォーキングを啓発していく。	(公財)小田原市体育協会と連携して実施することで、効果的・効率的な集客を行えた。	市民のスポーツ実施のきっかけとなる事業展開を、市民ニーズ等を踏まえ、検討していく。	① 継続実施
132	スポーツ課	城下町おだわらツデーマーチ開催事業		市民及び全国のウォーカーが、西さがみを舞台に、歩くことを通じて自然に親しみ、心と体の健康づくりを図るとともに交流を深めてもらう。また、ウォーキングを通じて、参加者の心と体の健康づくりに寄与するとともに、小田原を始め箱根・真鶴・湯河原(西さがみ)の魅力を全国に発信することを目的とする。 令和5年度は4年ぶりに2日間の通常開催に戻すとともに、「観光ガイドウォーク」や「ユニバーサルウォーク」などの特別企画を設けて実施した。	5,500	参加者数(人)	6,000	4,061	67.7%	全国的な規模を視野に入れたイベントであり、小田原の魅力の発信、市民の健康づくり、参加者同士の交流の場となっている。また、市民と行政が一体となって事業を成し遂げてきており、今後も全市的なイベントとして発展させていくために、市の関与は必要と考える。	当日受付をなくすことや給水所等の設置場所やサービスを見直すことで、イベント従事者(ボランティアスタッフ)を大幅に削減した。	様々な関係団体と連携することで老若男女が楽しめる魅力ある大会を目指す。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
133	スポーツ課	市体育協会補助事業		各種スポーツ教室の開催、市からの移管事業(おだわら駅伝競走大会開催事業、かながわ駅伝競走大会派遣事業、市民総合体育大会開催事業、スポーツ少年団姉妹都市交流事業、ニュースポーツ普及・促進事業)を含むスポーツ大会の開催、地区体育振興会・種目協会の支援を通じて、市内のスポーツ振興を推進している(公財)小田原市体育協会へ助成を行った。	66,701	参加者数 (人)	26,800	18,731	69.9%	行政では開催が難しい各種スポーツ教室や、大会を開催することにより、市民の健康増進とスポーツの普及・発展、競技力の向上等を図ることが可能なので妥当である。	各競技団体等で構成される(公財)小田原市体育協会の特性を活かして、大会等を開催することができ、参加者のニーズに合ったイベントが開催されている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった補助事業については、補助金の返還を受けた。	各種スポーツイベント等において、競技という側面のみでなく、レクリエーションや普及という側面も視野にいったイベント運営等を促進していく。	① 継続実施
134	スポーツ課	柔・剣道錬成事業		小田原スポーツ会館を会場として、柔道・剣道錬成教室を開催した。委託して事業実施しており、錬成教室の開催、館内大会の開催、暑中及び寒稽古の実施、各種大会への派遣等を行っている。	4,077	参加者数 (人)	5,000	4,814	96.3%	小田原市内に柔道教室はなく、日本古来の武道の普及・振興に多くの市民の体力向上・健康増進を図るためにも民間の教室だけでは不足しており、市の関与は妥当である。日本古来の武道(柔道・剣道)の普及・振興を図るとともに、柔道・剣道を通じて青少年の体力の増強、精神力の養成、健全育成に概ね寄与できている。	新型コロナウイルス感染症対策方法を受託者とも協議し、教室を開催することができた。	市民が参加しやすい仕組みづくりについて、参加者や関係団体等の意見を聴きながら改善を進めていく。	① 継続実施
135	スポーツ課	地域スポーツ活性化事業		小田原市スポーツ振興基本指針に掲げるスポーツ実施率の向上を目指し、「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興を図るものであり、関係団体と連携しながら事業展開しているところである。 令和5年度は各種目協会の努力により、一流アスリートが出場する大会を小田原で実施することができたことから、主催者や種目協会等と連携しながら市民無料招待など「みる」スポーツの振興を図った。	50	地区ブロック数(ブロック)	1	0	0.0%	地域にスポーツを振興させていくためには、地域や各スポーツ団体等の連携が肝となるため、市も積極的に関与していくことが重要である。	市内で活動している総合型地域スポーツクラブや湘南ベルマーレフットサルクラブなど、さまざまな団体と連携することで、効果的に本事業を実施することができている。	スポーツ競技団体とも連携し、市民のスポーツを“する”“みる”の振興を図っていく。	① 継続実施
136	スポーツ課	総合型地域スポーツクラブ推進事業		総合型地域スポーツクラブについて市民へ周知するとともに、当クラブ事業に参加を促すことで市民が主体となったスポーツ振興を図るものである。 令和5年度は、市内で活動する総合型地域スポーツクラブの体験会のチラシを市内の小中学校に配布することで、同クラブの周知及び支援を行った。	0	講師派遣をしたイベント等の参加者数(人)	100	99	99.0%	総合型地域スポーツクラブの活動支援は、地域スポーツの推進に必要であり、今後はイベント形式だけでなく、その活動を地域とつなげていく必要があるため、妥当と考える。	市内の総合型地域スポーツクラブと協力して、実施することで、市内同クラブの周知や強化を図っている。	神奈川県総合型地域スポーツクラブへの支援の方向性を考慮しつつ、地域などへ講師を派遣する形でクラブの活動を支援していく。また、体験会等の案内チラシを配布し、会員数の増加を図る。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
137	スポーツ課	スポーツ推進委員活動促進事業		市民が行うスポーツ活動の指導・助言や小田原市のスポーツイベントに関する運営協力を行っているスポーツ推進委員を委嘱し、スポーツ推進委員協議会に活動費を助成した。	2,969	イベント参加者及び従事者人数(人)	150	130	86.7%	スポーツ推進委員の活動に対し支援・助成することにより、スポーツ推進の体制を整備し、市民のスポーツ活動の推進を図る。	スポーツ課とスポーツ推進委員協議会との連携を密に取るため、スポーツ推進委員協議会における常任委員会を開催した。また、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行った上で、実技研修や他市の推進委員との研修を行った。新型コロナウイルス感染症により、市民ハイキングは中止した。	スポーツのコーディネーターとして地域スポーツの推進を図るため、市と密接に連携しながら人材育成ができるよう支援を行っている。	① 継続実施
138	スポーツ課	小田原アリーナ等管理運営事業		小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。 また、利用者サービスの向上を念頭に置いて経費節減を図り、効率的な管理を行った。	157,218	利用者数(人)	605,000	574,080	94.9%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	指定管理者制度の導入により、適切な管理・修繕を行い、サービス向上・コストの削減を図っている。	小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の管理運営。 今後の各施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
139	スポーツ課	城山庭球場管理運営事業		城山庭球場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。 また、利用者サービスの向上を念頭に置いて経費節減を図り、効率的な管理を行った。	872	利用者数(人)	13,500	12,790	94.7%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	会計年度任用職員3人を交代で常駐させ、適切な管理を行っている。 コート整備は近隣高校にも協力してもらっている。	城山庭球場の管理運営。 今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
140	スポーツ課	市営プール管理運営事業		御幸の浜プールを、安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。	14,629	利用者数(人)	5,600	9,100	162.5%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	プール監視及び入場券販売等業務を民間に委託しており、安全の確保に努めている。	御幸の浜プールの管理運営。 今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
141	スポーツ課	城内弓道場管理運営事業		城内弓道場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性、指定史跡内での制約等を考慮した中で維持修繕した。	1,155	利用者数 (人)	7,700	4,905	63.7%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	施設管理に弓道協会の協力を得ることで、職員等を常駐させることなく効率的な管理を行っている。	城内弓道場の管理運営。今後の各施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
142	スポーツ課	スポーツ広場管理運営事業		酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場を安全・快適に利用できるようにし、経年や気候条件等に起因する不具合や器具の劣化等について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。	5,715	利用者数 (人)	139,000	207,048	149.0%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	会計年度任用職員の採用、関係競技団体の協力を得る等、事業コストの削減を図っている。	酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場の管理運営。今後の各施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
143	スポーツ課	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業		安全に自転車に親しむことができる施設を広く市民に開放し、自転車の貸出しを通して自転車の乗り方や交通ルールを身に付けるとともに、市民の健康増進を図り、いつまでも健康で暮らせるための環境づくりを進めた。	6,182	貸出自 転車利用 者数(人)	11,500	12,890	112.1%	安全に自転車の乗り方や交通ルールを身に付ける場を提供することで、スポーツ振興や市民の交通安全に寄与する。	管理運営業務を一般財団法人小田原市事業協会に委託し、経費の削減を図っている。	酒匂川左岸サイクリング場の管理運営。今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
144	スポーツ課	酒匂川サイクリングコース管理事業		市民が酒匂川の自然に親しみながらサイクリングを楽しめるよう、小田原市酒匂川サイクリングコースを管理した。	428	整備総延 長(m)	5,133	5,133	100.0%	サイクリングやウォーキング・ランニングをする場を提供し、身近に運動できる環境を整えることで、スポーツ振興・健康増進に寄与する。	維持管理に係る直営と業務委託を使い分けながら、事業コストの削減を図っている。	酒匂川サイクリングコースの管理。今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
145	ス ポ ー ツ 課	学校体育施設開放事業		学校体育施設開放事業は、学校施設開放事業、学校運動場照明開放事業、学校プール開放事業の三つの事業がある。 学校体育施設開放事業については、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図るため、市内の小学校25校、中学校11校の体育館及び小学校2校、中学校2校の運動場を学校教育に支障のない範囲で登録団体に開放している。 学校運動場照明開放事業については、国府津小学校、豊川小学校及び酒匂中学校の運動場に照明設備を設置し、夜間の時間帯に利用登録団体に開放している。 学校プール開放事業については、PTAを含むプール運営委員会が主体となって実施しており、夏休み期間の学校プール開放事業運営費の一部を支援している。 令和5年度の学校プール開放は、新型コロナウイルス感染症の影響により、下府中、矢作、曾我、桜井、富士見小学校以外は実施しなかった。	3,215	利用者数 (人)	223,000	177,122	79.4%	学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域のスポーツ活動・交流の場を提供することで、スポーツ振興を図る。	学校の体育施設を地域住民に開放することにより、施設の効率的利用を進めるとともに、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図っている。	学校施設開放事業、学校運動場照明開放事業、学校プール開放事業の実施。 今後の事業の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
146	ス ポ ー ツ 課	スポーツ施設あり方検討事業		本市におけるスポーツ施設の在り方を検討するため、諮問機関として「小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会」を設置するほか、本市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議しているスポーツ推進審議会やその他関係団体にも意見を聞きながら、新たな施設整備や公民連携の手法のほか、既存公共施設や民間資産の活用なども踏まえて検討し、「小田原市スポーツ施設整備基本計画」を策定する。 令和5年度は、策定検討委員会での意見やスポーツ関係団体、民間事業者等のヒアリング等により各施設が抱える課題を整理するとともに、計画策定に当たった基本的な考え方を取りまとめ、令和6年2月の厚生文教常任委員会において中間報告を行った。	10,475	スポーツ推進審議会等の開催数(回)	5	5	100.0%	本市のスポーツ施設においては、経年による老朽化や大雨による冠水被害といった課題があるとともに、スポーツを取り巻く環境や市民ニーズが変化してきていることから、既存スポーツ施設や新たなスポーツ施設の在り方を検討し、市民が身近にスポーツができる環境の整備につなげる。	計画の策定に関する総合的な支援を民間事業者に委託していく。	既存スポーツ施設や新たなスポーツ施設の在り方を検討し、令和5年度と6年度の2か年で「小田原市スポーツ施設整備基本計画」を策定する。	① 継続実施
147	環 境 政 策 課	地域循環共生圏構築事業		地域循環共生圏の構築に向け、荒廃竹林や獣害対策など先導的な取組を創出する。併せて環境保全活動に係るプラットフォーム機能を担う「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化等を図る。 令和5年度は、「おだわら環境志民ネットワーク」の自立化を支援し、自主イベントの開催、催事等への出展、首都圏イベントへの出展、会員間の情報交換会、フィールドワーク、会員連携による保全活動への支援事業や、「森里川海ブランド事業」について会員による検討を行った。 特に、「森里川海ブランド事業」の検討については、ネットワーク内にワーキングチームを設置し、具体的なコンセプトやブランド名、実施方法などを検討した。 ＜主な実績＞ ・取組数 3件(R4:ハンターバンク事業 R5:小田原産メンマ、植物染め) ・NW会員数 83(R6.3.31現在 団体35 企業11 個人37) ・活動支援事業 7件(17個人・団体 ※共同申請者含む)	4,533	地域循環共生圏の構築に向けた取組数(累計)	3	3	100.0%	地域循環共生圏の構築に向けて市内に先導的な取組を増やしていくため、市の役割は大きい。	市への寄附金(平成30年度)及び企業版ふるさと納税(令和5年度)や国のデジタル田園都市国家構想交付金(1/2)の活用により、市の財政負担を軽減した。	引き続き「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化を図り、自立的運営に向けた支援を行う。 また、森里川海ブランドをはじめ、会員主体の取組を進めるとともに、資金が循環する取組を生み出していく。	① 継続実施
148	環 境 政 策 課	環境基本計画推進事業	○	小田原市環境基本計画の策定及び改定、進行管理を行うとともに、計画策定等に必要自然環境調査を行う。また、専門的な知見や市民意見を反映するため、小田原市環境審議会を運営する。 令和5年度は、進行管理・評価の実施要領に基づき年次報告書を作成し、環境審議会において協議等を実施、公表した。また、計画推進のため「ゼロカーボン・環境共生推進本部」を運営し、庁内横断的な取組の推進を図った。特に、有識者による研修や市職員が身近に取り組める「脱炭素アクション」について若手ワーキングチームによる検討を行い、職員の行動変容を促した。その他、計画に係る指標に必要な自然環境モニタリングの調査を実施した。 ＜主な実績＞ ・環境審議会 2回 ・ゼロカーボン・環境共生推進本部会議3回、本部員向け研修会1回、全課室職員対象の動画視聴による勉強会1回、脱炭素アクションワーキングチーム打合せ11回・成果報告	1,319	-	-	-	-	推進本部のワーキングチームにおいて、庁内から若手の職員を募り、参加することで、より柔軟な発想で、職員が現実的に取り組める提案内容を検討することができた。また、気候変動対策における国際的な専門家による講義を全部局の職員が直接受講することで、気候変動対策の世界的動向と地方自治体の役割について、改めて意識向上を図った。	毎年度実施する進捗評価のほかに、中間評価を行い、環境審議会からの意見等を踏まえ、環境基本計画等の見直しを行う。また、庁内の各部署と調整及び意識醸成を図り、庁内横断的な計画の推進を図っていく。	① 継続実施	

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
149	環境政策課	環境活動推進事業		市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。 令和5年度は、市内小学校の夏休み期間を活用し、様々な環境分野について、実際に環境活動を実践している団体の方を講師とし、自由研究のテーマ選びにもなる環境教室(テーマ別11回)を開催した。また、小中学生を対象とした1日で学べるイベント「夏休み環境フェス@HaRuNe小田原」を初開催した。また、秋には里山を活用した自然観察会(1回)を実施した。 <主な実績> - 夏休み子ども環境教室(11回) 参加者数 153人 - 夏休み環境フェス(ワークショップ7、イベント3、展示1) 参加者数 200人 - 自然観察会(1回、秋) 参加者数 15人	260	市で実施している環境学習や講座の実施件数(件)	20	23	115.0%	多様な主体の育成・活躍の推進をするため、次世代を担う子どもたちへ継続的に環境学習の機会を市内において増やしていくことは重要であり、国や県、民間の開催も少ないことから、市が運営に携わることが必要である。	「夏休み環境フェス@HaRuNe小田原」を初開催するに当たり、ゼロカーボン推進課、小田原東図書館と連携することで、充実したメニューづくりができた。また、講師を環境団体へ依頼することで市民が実践者から直接学びが得られる場を増やすとともに、各団体のPRや情報共有することができた。	夏休み子ども環境教室については、参加数の増加が見込める内容を工夫し、参加者を増やしていく。また、イベントについては、関連する事業との連携など、引き続き推進していく。	①継続実施
150	環境政策課	ごみ減量意識啓発事業		ごみに関する情報を市民に提供し、ごみの減量意識啓発を図る事業である。環境情報誌「ゴミダス」等の冊子類や自治会回覧、ホームページなどを活用し、ごみの分別方法や、ごみの減量化・資源化、処理に関する情報を提供し、市民のごみ減量意識の啓発を図る。ゴミダスの発行、ごみと資源の分け方出し方ガイドの発行、環境メールニュースなど、冊子やインターネットを活用するとともに、自治会や小学校等での啓発活動に努める。 市施設にウォーターサーバーを設置し、プラスチックごみ削減やマイボトルの持ち歩きを促進を行った。 - 生ごみサロン13回 - 段ボールコンポスト店頭実演25回 - 出前講座10回 - ごみに関する授業7回 - 夏休みこども環境教室4回 - イベント出展9回	1,697	啓発回数(回)	50	68	136.0%	ごみの分別方法の情報提供、ごみ減量の意識啓発を図ることは、市が取り組むべき事業である。	マイボトル携帯の促進のため、市施設に給水ができるウォーターサーバーを設置し、民間事業者と協定を結び啓発事業を協働で行った。また、リユース活動の促進のため、民間事業者2者と協定を締結し、リユースの周知啓発を行った。	ごみの分別方法、ごみの減量化・資源化、処理に関する情報を提供し、市民のごみの減量意識の啓発を図ることは重要であり、今後も継続して実施していく。	①継続実施
151	環境政策課	指定ごみ袋販売事業		「燃せるごみ」用指定袋を作成し、販売する。 市民が「燃せるごみ」を排出する際、市の指定袋を使用することで、ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入を防ぐ。 なお、令和3年度からはカーボンニュートラルの考え方からバイオマスプラスチック含有率10%のごみ袋に切り替えを行った。	62,082	準義務的 事業であり、指標設定が困難なため、指標を設定しない。	-	-	-	ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入防止のため、指定ごみ袋を作成、販売することは有効である。	指定ごみ袋の作成は入札により執行しており、人件費も含め最小限の費用で実施している。また、販売店の利便性の向上のため、電子申請システムを利用したインターネット経由による受注を開始した。	引き続き、適切に事業を実施する。また、今後は販売店からの受注方法の見直しや導入したバイオマスプラスチックの含有量増加を検討していく。	①継続実施
152	環境政策課	事業系ごみ減量強化事業		事業系一般廃棄物の減量化と資源化を目的に、排出事業者や収集運搬業者に対して検査・指導を実施している。 また、多量排出事業者に対しては、毎年度「減量化及び資源化計画書」の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を実施している。 また、公園、学校、農道から出る剪定枝の資源化に取り組んでいる。令和5年度は、約37tを資源化した。	1,014	排出計画提出率(事業所)(%)	100	98.9	98.9%	事業系一般廃棄物の減量化や分別徹底の指導は市が取り組むべき事業である。	多量排出事業者に対し、計画書の内容を確認した上で、必要に応じてごみの減量に取り組むよう指導した。また、計画書の提出がない事業者に対しては督促を行った。	事業系一般廃棄物の減量化と資源化は、燃せるごみの減量化に向けて取り組む必要があり、今後もヒアリング等を行い、減量・資源化に向け協力を仰いでいく。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
153	環境政策課	生ごみ減量・資源化推進事業		燃せるごみの約30%を占める生ごみの減量化を目的に、段ボールコンポストを活用した家庭での生ごみ堆肥化事業を推進している。 新規参加者には初期セットを無料で配布しており、出前講座等で積極的にPRを行っている。 市内各地域で生ごみサロンを開催しているほか、市内各所のスーパーマーケットにおいて店頭実演を行っている。また、夏休み期間中には小学生を対象とした環境教室を行っている。 食品ロスの削減に関しては、食材を捨てずに使う料理教室と座学を組み合わせた講座を実施し、事業系食品ロス削減のため、食べきり協力店制度を実施している。	711	生ごみ堆肥化推進事業新規加入世帯数(世帯)	200	140	70.0%	市民の力で生ごみの減量に取り組む事業であり、燃せるごみの減量につながることから、市が推進することは妥当である。 食品ロスに対する意識啓発の観点からも有効な事業である。	段ボールコンポスト新規参加世帯の増加及び参加者の継続率向上のため、イトーヨーカドー小田原店、小田原百貨店、しまむらストア店頭で実演を行った。 夏季には小学生向けに環境教室を実施し、段ボールコンポストを通じて自然の仕組みとごみ減量の必要性を説明した。また、作り方動画を作成し、取り組みやすさを向上させた。 食品ロスに関しては、料理教室と座学を組み合わせた講座を実施し、効率の向上を図った。	段ボールコンポスト参加世帯の拡大を目指すとともに、継続率向上に向けた取組を検討し、普及と定着に努める。 食品ロス削減に向け普及啓発等に取り組む。	① 継続実施
154	環境政策課	焼却灰等資源化事業		市内で排出される廃棄物を安全かつ適正に処理し、併せて循環型社会の構築に向け資源化処理の推進を目指す。 本市最終処分施設の残容量が逼迫する中、ごみの焼却により発生する焼却灰や、不燃物の処理により発生する不燃残渣、可燃残渣、ガラス残渣等について、リスク分散を考慮しながら最終処分先を確保するとともに、最終処分業者による資源化を推進している。	367,956	焼却灰資源化率(%)	14.2	15.1	106.3%	廃棄物の適正処理と資源化は市の責務である。	外部委託により効率的に実施している。 焼却灰の資源化率の向上、リスク分散を考慮し、新たに焼却灰の資源化を行う事業者と資源化委託契約を締結した。 また、環境事業センターに持ち込まれた羽毛布団を分別し、再生業者に売却することで、焼却量削減と収入増を図った。	焼却灰については、地域的リスク分散も含めた最終処分先の確保に努めるとともに、資源化率の向上を目指す。 有価物については、売却品目の細分化を図るなど歳入増を目指す。	② 見直し・改善
155	環境政策課	容器等再資源化事業		循環型社会の構築を目的に、トレー類、プラスチック容器、ペットボトルを分別収集し、引取り品質ガイドラインに沿った破袋や異物除去等の中間処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託を行う事業。	53,062	容器包装比率(容リ協会検査結果)(%)	95.0	94.37	99.3%	分別の徹底と容器等の再資源化は市が取り組むべき事業である。	外部委託により効率的に実施している。	(公財)日本容器包装リサイクル協会では、市町村が引き渡した資源物の品質調査を行っており、低品質の場合引き取り拒否となる場合があること、また、高品質であれば合理化拠出金が分配される場合があることから、分別の徹底を図り、資源物の品質確保に努める。	① 継続実施
156	環境政策課	古紙リサイクル事業		紙類を確実かつ安定的に分別収集し資源化することを目的に、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により取り組んでいる事業。 収集経費から紙・布類の売却益を差し引いた不足分を賄う協力を古紙リサイクル事業組合に支出している。 燃せるごみに混入している紙類の分別の徹底を図るため、「その他紙」分別について周知啓発するとともに、高齢者や障がい者のみの世帯を対象に紙・布類の登録制戸別収集を実施している。平成31年1月に、高齢者の年齢要件を65歳以上に引き下げた。 ・出前講座10回 ・ごみに関する授業7回	40,000	古紙リサイクル推進啓発回数(回)	12	17	141.7%	廃棄物の適正処理と資源化は市の責務である。	他の自治体と比較して費用を低減できている。 平成27年度から開始した高齢者や障がい者のみの世帯を対象とした紙・布類の登録制戸別収集について、平成31年1月に、高齢者の年齢要件を65歳以上に引き下げた。	引き続き、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により紙類の収集・資源化を行う。 燃せるごみの減量化を図るため、今後も紙類の分別の徹底について周知・啓発を行う。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
157	環境政策課	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業		【目的】 小田原市と足柄下郡3町(箱根町・真鶴町・湯河原町)が、各市町の地域特性や、将来の計画などを踏まえ、施設の老朽化、新たな施設整備の必要性、ごみの資源化・減量化などの課題を解決するため、今後、相互に協力していくことが望ましい事項について、1市3町を枠組みとした広域的なごみ処理を実施する計画を策定し、その方法等について検討することを目的とする。 【対象】 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 【実施手法】 合議制による検討 【内容】 (1)協議会の運営 (2)広域的なごみ処理体制の検討 (3)国交付金を受けるための事務手続き等の調整	25	準義務的 事業であり、指標設定が困難なため、指標を設定しない。	-	-	-	本市が単独で施設整備や資源循環型社会に向けた取組等を行うよりも、複数の市町で共同で取り組むことが、経費削減など、効率的なごみ処理事業の運営に有効である。	小田原市と足柄下郡3町のエリア内でのごみの分別区分や収集方法の統一を目指すとともに、各市町の地域特性に応じた効率的な広域処理システムの実現について検討している。	本市と足柄下郡3町による広域事業であり、次期広域処理システムの実現に向け、構成市町の意見集約を図っていく。 【小田原市系統】 次期広域処理システムの実現に向けた検討を行う。 【足柄下郡系統】 箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設の集約化等、3町共同処理に向けた整備事業を進めていく。	① 継続実施
158	ゼロカーボン推進課	地球温暖化対策推進事業		温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、家庭及び事業者に対し、地球温暖化対策に資する設備導入の支援を行うとともに、普及啓発活動を行う。 令和5年度は、地球温暖化対策推進事業費補助金の交付件数を増やすとともに、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用した補助事業を引き続き実施し、太陽光発電設備、高効率空調、高効率照明及びソーラーシェアリングの導入に対する補助を行った。 また、市、事業者、市民協働による「おだわらゼロカーボン推進会議」において、「おだゼロフェア」を始めたゼロカーボンに資する事業を展開したほか、イベント開催などの機会を捉え普及啓発を行った。	28,517	補助金交付件数(件)	237	101	42.6%	地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を削減するためには、家庭部門における省エネルギー性能に優れた住宅等の導入に対し、効率よく補助を行い効果を高めるとともに、国県の施策との連動や事業者等との協働により相乗効果を得る必要があり、行政が関与すべき取組である。	国の交付金活用により対象設備の拡大や件数を増やすことができ、地域の再生可能エネルギー導入の拡大、省エネルギー化の促進につながった。	FIT後における国の政策動向等を見据え、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に寄与する機器などへの導入費用を助成することで、地球温暖化対策を更に促進する。 「おだわらゼロカーボン推進会議」など公民連携した普及啓発活動に継続して取り組んでいく。	① 継続実施
159	ゼロカーボン推進課	再生可能エネルギー導入促進事業		エネルギーを地域で自給する持続可能なまちの実現を目指し、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例及び小田原市気候変動対策推進計画に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するため各種事業を実施する。 令和5年度は、事業用太陽光発電設備に対して奨励金(7件)を交付した。	1,346	奨励金交付対象設備総出力量(kW)	670	261	38.9%	2030年のカーボンニュートラル達成に向けた再生可能エネルギー導入促進施策であるが、脱炭素に限らずエネルギーの地産地消による地域経済対策の側面もあり、引き続き行政が関与して取り組む必要がある。	地球温暖化意識啓発事業における重点対策加速化事業補助金の創設によって再生可能エネルギー発電設備に対するインセンティブの支援が可能となり、従来の奨励金によるランニングコストの支援と合わせて支援方法の拡充が図られた。	引き続き、奨励金の交付による再生可能エネルギー利用を促進するとともに、エネルギーの地域自給の促進に向けた事業を公民連携により取り組んでいく。	① 継続実施
160	ゼロカーボン推進課	市役所脱炭素化推進事業		市有施設の脱炭素化を図るべく、再生可能エネルギー発電設備や省エネ機器を導入する。令和4年5月に環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち重点対策加速化事業に採択されたことに伴い、令和5年度はこの交付金を財源に46施設13事業の再エネ・省エネ改修を行った。	186,137	市有施設の再エネ・省エネ改修施工数(件)	47	46	97.9%	脱炭素化を進めていくに当たり、行政機関としての小田原市はCO2を多く排出する事業者でもある。 2030年カーボンハーフ、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を進めるに当たり、自ら率先して範を示す必要がある。	市有施設の改修には多額の費用が必要となるため、国交付金といった財源確保を始め、建物のライフサイクルコストを踏まえた改修計画及び改修効果としての光熱水費等などのランニングコストの低減等、本市財政への影響を低減させるよう取組を進めた。	国交付金を有効に活用すべく、重点対策加速化事業の事業採択期間である令和8年度までに集中的に取組を進める。	② 見直し・改善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
161	ゼロカ ー ボ ン 推 進 課	分散型エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム 先 行 モ デ ル 構 築 事 業		2050年の脱炭素社会の実現に向けて、その基盤となる仕組みを作るため、公民連携により再生可能エネルギーの導入促進に資する先行的なモデル事業を構築する。 令和5年度は、EVを活用したエネルギーマネジメント事業や小中学校におけるVPP事業、地域マイクログリッド事業等の公民連携事業に引き続き取り組んだほか、脱炭素先行地域づくり事業に本格着手した。 また、脱炭素・エネルギーイノベーション総合展への出展や脱炭素EXPOでの講演等を通じて、本市の取組を来場した民間企業や他の出展企業に売り込むことにより、新たな公民連携事業の端緒とした。	127,243	実施中の 公民連携 事業数 (件)	5	5	100.0%	脱炭素化領域は、新技術の開発や新たなイノベーションが多数発生する領域であり、公民連携により民間事業者による脱炭素ビジネスを本市域内で展開・拡充させていくことは、本市脱炭素施策において極めて重要である。 そのためにも本市が脱炭素におけるトップランナーであり続ける必要があり、行政として施策を強力に推進していく必要がある。	公民連携を主眼にして、民間資本による脱炭素ビジネスの市内展開に務めたことにより、市財政に負担を掛けることなく各種施策を展開することができた。 また、市主体の事業においても脱炭素先行地域づくり事業のように国交付金を確保するなど、本市脱炭素施策の持続可能性を確保することができた。	従来の公民連携事業を継続するとともに新規事業開拓に努める。 また脱炭素先行地域づくり事業については、重点的に取り組んでいく。	② 見直し・改善
162	環 境 保 護 課	コアジサシ の 保 護 事 業		環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類され、世界的に生息数が減少している市の鳥コアジサシを保護する活動を行うとともに、その活動を通して、市民の環境保全意識の醸成・向上を図ることを目的に、飛来及び営巣したコアジサシの数を把握した。	25	コアジサシ の 飛 来 数 (羽)	100	100	100.0%	市の鳥と定めたコアジサシや絶滅のおそれのある野生生物の種の保存は、地方公共団体として市が施策の策定・実施に努めるべきものである。また、類似事業が存在しない。	経費は、コアジサシの保護事業の開催費に充てているもののみであり、事業そのものの実施に当たっては、環境保護団体との協働により実施している。	当面はコアジサシの営巣場所付近での観察会実施により、環境保全意識の醸成・向上を図る。	① 継続実施
163	環 境 保 護 課	メダカ の 保 護 事 業		環境省の汽水・淡水魚類レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類され、地域固有の遺伝子を有する市の魚メダカを保全する活動を行うとともに、その活動を通して市民の環境保全意識の醸成・向上を図る。 「酒匂川水系のメダカ」の保全啓発のため、メダカを配布して大切に育てていただく制度である、「メダカのお父さんお母さん制度」の実施や、市民、行政、地元自治会、環境保護団体等で構成される市民メダカ会議を開催し、保全・啓発活動の推進、情報共有を図るとともに、環境保護団体と連携して生息域の保全活動などを行うことで、市民の自然環境保全意識の向上を図った。	395	メダカのお 父さん・お 母さん新規 登録者数 (人)	80	20	25.0%	市の魚と定めたメダカや絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存については、地方公共団体として施策の策定・実施に努めるべきものである。 メダカのお父さんお母さんの登録者数が順調に増加していること、また市民の有志によるメダカの保護団体が結成され、メダカの生息地における草刈りやパトロールなど、ボランティア活動を活発に行っていることなど、事業の成果が得られている。	メダカの生息地における草刈りやパトロールなどの維持管理の活動をメダカの保護団体や市民と協働することによって、メダカの生息環境の保全がなされている。また、平成28年度から、県内水面試験場に委託を継続し、ビオトープの環境変化等の調査や、外来種の駆除を合わせて実施しており、メダカを始めとする水生生物が安定して生息できる環境を管理維持し、包括的な保全を行うことができた。	めだかサポーターの会等との連携により、市民への啓発活動の更なる充実を図りつつ、企業や学校、団体等を中心にメダカの配布事業を展開していく。	② 見直し・改善
164	環 境 保 護 課	野 猿 等 対 策 事 業		「神奈川県二ホンザル管理計画」に基づき、市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会等の関係機関が連携し、追い払いや加害個体の捕獲等を実施することにより、野猿による被害を防ぐ。 獺友会へ野猿監視、追い払いの委託、小田原市鳥獣被害防止対策協議会(農家による追い払いを実施している)への補助金の支出、H群の群れの除去を実施。現認される全ての個体の捕獲が完了した。 また、ハクビシンなどの有害鳥獣による生活被害(住居の汚損等)を軽減することにより、良好な生活環境を形成することを目的に、適正な捕獲の許可を行い、捕獲檻の貸出し及び処分等の支援により、有害鳥獣等による被害を防止した。	13,996	野猿捕獲 数(頭)	7	5	71.4%	「神奈川県二ホンザル管理計画」では、野猿対策のうち、被害防除対策や捕獲に関しては市が取り組まなければならない事業と規定されている。 また、ハクビシン等の有害鳥獣対策の推進は、良好な生活環境形成のためにも、積極的に取り組むべき事業である。	野猿対策として、獺友会に委託することで通年365日の監視・追い払いを実施しており、住民からの通報に対しても迅速な対応を行っている。	二ホンザルの群れ(H群)の除去については、現認められる頭数の捕獲が行われた。 イノシシ、ハクビシン等の有害鳥獣については、引き続き捕獲時の許可及び捕獲用箱わたの貸し出しを実施し、良好な生活環境の確保を図る。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
165	環境保護課	水質保全事業		【事業概要】 河川や海域の水質調査監視体制を強化するとともに、排水事業者と協働による取組や生活排水対策を進め、良好な水環境の保全に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な水環境を保全するため。 【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、河川定点水質調査、水浴場水質調査、工場・事業場排水立入検査、合併処理浄化槽補助金に係る事務、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の経由事務。	46,687	公共用水域水質常時監視延べ地点数(地点)	132	132	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。合併処理浄化槽整備費補助金については、国及び県の補助金制度を利用しながら、神奈川県生活排水処理構想に基づき、浄化槽区域の単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽へ転換を促進していくことで、河川等の水質汚濁の防止に努める。	合併処理浄化槽への転換促進のため、対象者に対し補助金制度の周知を行った。水質汚染事故の未然防止のため、市民向けのホームページを新規作成するとともに、有害物質を使用する事業所に対し、立入調査等を実施している。	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。合併処理浄化槽整備費補助金については、効果的な制度の周知方法や補助制度の在り方について検討を行っていく。	①継続実施
166	環境保護課	地下水・土壌保全事業		【事業概要】 豊かで良好な地下水資源を将来に残すため、地下水・土壌に関する調査や指導を実施し、将来に向けて地下水・土壌を保全する。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な地下水、土壌環境を保全するため。 【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、地下水汚染追跡調査、地下水水位調査、地下水塩水化調査、開発事業者等への土壌汚染対策法に基づく指導・監視、市条例に基づく届出受理事務。	2,756	公共用水域水質常時監視(地下水)地点数(地点)	8	8	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。地下水汚染追跡調査については、地下水汚染が確認された事業所の周辺地域に対し、継続的な水質調査を実施することで、市民の安心・安全へつながるために必要な調査である。		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。地下水汚染追跡調査については、その結果も含め今後の調査地点数や頻度等、必要に応じて検討を行っていく。	①継続実施
167	環境保護課	大気保全事業		【事業概要】 市民の良好な健康保持のため、大気環境を的確に把握し、良好な大気環境の保全に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な大気環境を保全するため。 【実施内容】 ダイオキシン類大気環境調査、自動測定器による大気環境調査(NO、NO2、SO2、SPM)、窒素酸化物簡易調査(PTIO法)、酸性雨調査、空間放射線量率調査、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の経由事務。	1,058	自動測定器による大気調査(NO、NO2、SO2、SPM)延べ地点数(地点)	4	4	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約4割である。大気環境調査においては、交通量の多い主要交差点や、開発が進み交通量が多くなっている川東南部地域周辺の窒素酸化物簡易調査を実施することで、周辺環境への影響の有無について調査を行う。		現状維持であるが、法令、条例に基づかない大気環境調査においては、調査地点の選定や頻度の検討を行い、業務の効率化や調査の必要性の検討を行う。	①継続実施
168	環境保護課	騒音振動対策事業		【事業概要】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査及び工場・事業所の騒音・振動防止対策指導等を行い、市民の快適な生活環境の維持に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な環境を保全するため。 【実施内容】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査、新幹線騒音・振動調査、工場・事業所の騒音・振動防止対策指導、法令に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の受理・副申事務。	773	自動車騒音常時監視地点数(地点)	9	11	122.2%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。環境騒音振動調査においては、現状の周辺環境を考慮し、調査に適する地点の選定を行う。	①継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
169	環境保護課	公害防止 対策事業		【事業概要】 ・公害発生源への立入調査、監視を行い、市民が快適で健康に生活が送れるよう、指導体制の強化を図る。 ・安全で衛生的な飲料水の確保を図るため、各種届出の手続きや、立入検査を実施する。 【目的】 ・市民の良好な健康保持と快適な生活環境を保持し、法令改正、防止対策等に対応し、公害問題に対応するため。 ・飲料水利用者の健康を保護し、公衆衛生の向上に寄与する。 【実施内容】 ・新しいタイプの公害問題、法令改正、分析方法、防止対策等について、環境省主催の研修会・説明会等で習得する。神奈川県環境保全事務連絡協議会、西湖地区公害行政研究会等へ参加し、情報交換を行う。 ・水道法関連の法令・条例に基づく確認・受理事務、立入検査業務。	1,096	水道法に係る立入調査数(件)	20	20	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事務の業務量の占める割合が約9割である。環境関連の協議会や研究会へ参加することで、公害苦情に関する対応への知見を習得することが、実際の苦情対応に生かすことができる。	公害苦情発生未然防止の観点から、比較的苦情の多い、解体工事に伴う騒音・振動・粉じんについては、実施事業者への啓発を行うことで、苦情発生の抑制を図った。また野焼きに関しても、農協等を通じて農家の方へ注意喚起のチラシを配布した。生活騒音に関しては、新規ホームページを作成したり、おだわら防災ナビで周知を行うとともに、チラシを作成し対象自治会への回覧を実施した。	事務処理の合理化とさまざまな苦情に対応できる人材を育成する。公害苦情発生未然防止について、継続して実施していく。行政で対応が難しい苦情申立てに関しては、市民への啓発方法について検討を行う。水道法の立入については、効率的な頻度等を検討していく。	① 継続実施
170	環境保護課	酒匂川水系保全事業		酒匂川水系の環境及び水質の保全、そして、酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、酒匂川水系保全協議会の事務局として、水質保全及び環境の維持向上に資する諸事業を支援。 (協議会は、昭和35年に発足。令和6年3月末現在の会員数は77会員。)	200	事業参加人数(人)	330	203	61.5%	酒匂川水系保全協議会は、昭和35年に設立された歴史ある団体であり、酒匂川水系を保全する団体として、流域市町及び流域の企業の信頼と参加を得ており、酒匂川の保全に欠かすことのできない団体であるとともに、他に変わる組織がない。	令和5年度は、予定していた全てのイベントを実施することができたが、想定よりも参加者数が少なく、設定目標は達成できなかった。	本協議会の活動を通じて流域事業場への加入を働きかけるとともに、酒匂川の水の利水域の住民等にも酒匂川のすばらしさを積極的に周知していく。また、協議会で実施するイベントの参加者数を増加させていくため、イベント内容の見直しを図っていく。	② 見直し・改善
171	環境保護課	地域美化促進事業		きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推進するとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動を支援し、美化促進の啓発をすることを目的とする。環境美化推進員を各自治会から1人推薦していただき、ごみステーションでごみの捨て方を指導するなど、地域美化のリーダーとして活動していただいている。また、美化活動が顕著な方(個人、団体)を環境美化活動表彰において表彰するなど、地域美化意識の向上を図っている。自治会清掃、ボランティア清掃時に、ごみ収集袋を無償提供し活動を支援した。	1,789	美化清掃実施回数(回)	600	586	97.7%	平成7年度に施行した「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」の実効性を高めるため、ボランティア団体や環境美化推進員と協働し、小田原市の美化推進と美観の保護に今後も務めていくために必要な事業である。	落書き消去活動においては、ボランティア団体と「落書き消去活動支援事業に関する協定」を締結し、事業目的を共有し、成果を得るために役割分担を行い、効率的な活動を行った結果、落書きの消去が図られた。環境美化推進員に対しては、年一回研修会を開催している。	ボランティア団体や環境美化推進員の高齢化や担い手不足が進んでいる状況から、事業を再度見直し、幅広い世代に美化啓発を呼びかける。	② 見直し・改善
172	環境保護課	環境美化促進重点地区美化事業		きれいなまち「小田原」をつくるため、小田原駅周辺を指定した環境美化促進重点地区内における美化及び市民の意識の向上を図ることを目的とする。環境美化促進重点地区内の清掃、ポイ捨て禁止を呼びかけるポイ捨て防止キャンペーン、喫煙場所の設置を実施してきたが、協働団体である「まちをきれいにする会」の参加者が減少したことから、ポイ捨て防止キャンペーンの実施を取りやめるとし、小田原駅前のデジタルサイネージを使い啓発を行うことにより、重点地区内の美化が図られた。	1,931	ごみ収集量(キログラム)	1,000	1,007	100.7%	「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」により屋外の公共の場所における喫煙を規制したことによる効果の検証と今後の啓発活動等施策の検討のため、また小田原駅周辺環境美化促進重点地区のポイ捨ての実態を調査し、デジタルサイネージ等で環境美化を啓発するために必要な事業である。	これまで啓発事業として実施してきた「ポイ捨て防止キャンペーン」に代わる、より効果的なものとしてデジタルサイネージによる啓発を実施した。環境美化促進重点地区内については、シルバー人材センターにより清掃を実施した。また、西口の喫煙所については、喫煙所エリア内で喫煙するよう、指導を行ったが、一時的なものであり、夜間や雨天時には喫煙エリア外での喫煙が目立っている。	環境美化促進重点地区のサイン表示(路面)が老朽化しているので、リニューアルを検討する。また、喫煙場所の在り方についても検討を行い、誰もが快適に過ごせる環境づくりに取り組んでいきたい。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
173	環境保護課	海岸美化推進事業		美しい海岸の姿を保ち、自然環境保全と快適な利用環境を創造することを目的とした事業であるが、活動に伴うボランティア清掃ごみ袋の提供や(公財)かながわ海岸美化財団へ活動負担金を支出した。	1,875	(公財)かながわ海岸美化財団によるごみ回収量(トン)	100	48	48.0%	海岸漂着ゴミの清掃は市及び県が行うものであるが、神奈川県では、県及び海岸を有する13市町が出資して設立された(公財)かながわ海岸美化財団に負担金を交付(市1/2、県1/2)し海岸ゴミの清掃が行われることは効果的である。	この事業を、本市単独で実施する場合は、人的にも費用的にも負担が大きくなるため、(公財)かながわ海岸美化財団に負担金を交付(市1/2、県1/2)し海岸ゴミの清掃が行われることは効果的である。	今後も地域ボランティアへのごみ収集袋の無償提供の支援及び(公財)かながわ海岸美化財団への費用負担を通じて、海岸美化の推進に努めていく。	① 継続実施
174	環境保護課	害虫駆除事業		不快害虫であるユスリカや、生命に危険を及ぼすスズメバチなどを駆除することで、良好な生活環境を保ち、市民の健康増進、安全を確保することを目的とする。 不快害虫が発生しやすい指定水路を定期的に消毒を行うほか、その他の水路については、発生状況によって随時消毒を実施し、スズメバチについて、市民からの連絡等に基づき現場を確認して駆除を実施した結果、市民生活の安心・安全の確保が図られた。	17,927	スズメバチの駆除件数(件)	200	199	99.5%	スズメバチについては、発生場所によっては、通学路等、不特定多数が被害にあうことが想定され、迅速な対応を行うために必要な事業である。 ユスリカについては、不快害虫の中でも市民からの要望も多いことから、良好な生活環境を保持するため、必要な事業である。	スズメバチの駆除は基本的に直営で行っているが、直営で行うことができない場合は、入札により単価契約を行った専門の業者に委託している。 ユスリカ駆除は、専門の業者への年間委託契約により実施しているが、実施する水路については、発生状況から見直しを行っている。	実施方法や内容の見直しについては今後も検討していくが、当面の間は現状を維持する。	② 見直し・改善
175	環境保護課	公衆便所管理事業		廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、市町村は必要と認める場所に公衆便所を設け、衛生的に維持・管理しなければならないと規定されている。 これにより、市で設置した公衆便所を、市民等がいつでも清潔・快適に利用できるよう維持管理することを目的とし、市内に設置の公衆便所について、衛生面の保持、施設の維持・整備を行う。 市内6か所の公衆便所及び2か所の準公衆便所の維持管理や整備を実施した。 なお、これまで便所の洋式化を推進している中で、本市が管理する公衆便所(準公衆便所含む。)8か所における大便器は27基あるが、御幸の浜公衆便所分5基を除く22基を洋式化する計画である。年1基の洋式化を今後も実施する考えであるが、令和3年度までに19基、洋式化している(洋式化率(19基/27基)=70%)。令和4年度においても1基を洋式化した。 令和5年度においては、施設内照明灯のLED化や扉等不具合な箇所の簡易修繕を行った。	7,519	洋式化率(%)	74	74	100.0%	市内8か所に設置されている公衆便所の衛生面の確保を行うために必要な事業である。	老朽化に伴う部品交換のほか、いたずら等による破損部分の修繕を迅速に実施した。 老朽化した部品について、同一部品を使用しているものは同時に交換するなど、故障を未然に防ぐほか、工事対応及び費用の縮減を図っている。	事業は継続していくが、公衆便所の在り方について今後も検討する。	② 見直し・改善
176	環境保護課	公衆浴場補助事業		自家風呂を持たない人や、災害時の入浴支援など、市民等の衛生面を確保し、また、地域コミュニティの場ともなる公衆浴場の利用が促進され、公衆浴場が維持されることを目的とする。 小田原公衆浴場組合へ、公衆浴場利用促進の一環として、公衆浴場利用促進事業費補助金を交付し、季節イベントや無料入浴デーが実施され、利用促進が図られたとともに、公衆浴場設備の一部に不具合が生じ営業に支障を来す恐れがあることから公衆浴場施設整備費補助金を交付し、改修工事が行われ、営業継続と利用の確保が図られた。	76	無料入浴実施時の利用者数(人)	40	8	20.0%	公衆浴場の経営の安定化のための利用促進と市民等の衛生面の確保を図るため、必要な事業である。	公衆浴場利用促進事業費補助金の交付により市民等の利用の機会の確保が図られている。公衆浴場経営者においても、ゆず湯等の季節イベント及び無料入浴デーが実施され、利用促進が図られた。 公衆浴場施設整備費補助金の交付により公衆浴場の設備等の更新が図られ、経営の維持と利用者の公衆衛生が図られた。	当面の間は現状を維持する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
177	環境保護課	し尿収集事業	○	汲取り便所、浄化槽及び仮設便所から生し尿等を収集し、処理を適切に行い、良好な生活環境をつくることを目的とする。 生し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬を実施した結果、生活環境の保全が図られた。	286,424	-	-	-	-		本業務においては、台帳管理から料金賦課・収納管理を行っているとともに、収集運搬業者とも連携をとっている。 仮設トイレ設置やマンホールトイレの整備についても関係部署と協議検証をし、災害時における対応に向け協議検証を行った。	現状を維持しつつ、料金改定の必要性を引き続き検討する。 災害時における具体的な対応の検討を行う必要がある。	② 見直し・改善
178	環境保護課	扇町クリーンセンター管理運営事業		市内の生し尿、浄化槽汚泥等について、適正に希釈し公共下水道へ放流することにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。 小田原衛生公社への委託により施設を管理し、生活環境の保全が図られた。 令和5年度で長寿命化計画で予定していた設備改修工事は終了した。 また、使用していなかった旧清掃協会事務所を解体した。	166,814	光熱水費 (千円)	182,041	122,640	148.4%	公共下水道の整備が進んだことや人口の減少によって、し尿収集量は減少傾向にあるが、市内の全世帯に下水道を整備することは不可能であり、今後も安定的な処理の継続が求められるため、必要な事業である。	平成26年度扇町クリーンセンター施設機能診断業務を委託し、調査を行った。 この調査結果に基づき、今後の施設の長寿命化計画を作成し、平成29年度から長寿命化工事を実施し、令和5年度に計画していた工事は終了した。また、旧清掃協会事務所を解体し、跡地を駐車スペースとしたことにより、ゲートボール跡地で開催されたドッグラン利用者に駐車場として提供できた。	令和5年度に長寿命化計画工事が終了し、令和6年度からは部品交換等を定期的に行い長期的・継続的に維持管理を行っていく。	① 継続実施
179	環境保護課	犬・猫飼い方マナー啓発事業		犬や猫の飼い主や餌やりをする人に対して、飼育マナーの啓発を行うことにより、糞尿の被害等の減少を図り、糞の不始末等の迷惑行為のない快適な生活環境をつくる。 広報小田原、市HP等への飼い主のモラル向上を図る記事の掲載や、愛犬手帳でのマナーの周知、糞放置禁止等のモラル向上看板の貸与を実施した。 また、野良猫の減少に向けて、野良猫を捕獲し、自ら飼養する人に対して、去勢・不妊手術に係る費用の一部を補助した。 さらに、犬の飼い方マナーを向上させる施策の一環として、上府中公園において仮設のドッグランを開催するとともに、扇町クリーンセンターにおいてもドッグランを試行開催した。	7,203	啓発看板の配布枚数(枚)	100	190	52.6%	人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目的とする神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に則り、飼育マナー等の啓発を行うことは市が行うべきことである。犬猫のふん尿のにおいや放置に悩む市民に、啓発看板の貸し出しを行っており、貸し出し後に苦情が寄せられることは少ないことから、少しずつではあるが啓発効果が得られている。	公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に参加し、ボランティア活動者とともにTNR活動を行っている。また、野良猫の去勢・不妊手術費補助金を交付し、野良猫の減少に取り組んでいる。	野良猫対策は、根本的な解決策がないため、TNR事業や、野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付に加え、ボランティア団体が実施する飼い主のいない猫の譲渡会に協力するなど、既存の事業を継続するとともに、改善策を検討しながら、野良猫の減少に努める。	② 見直し・改善
180	環境保護課	畜犬登録・狂犬病予防注射事業		公衆衛生の向上を図り、狂犬病予防法に基づき集合注射の実施及び飼い犬の登録事務を実施する。なお、令和5年度末現在での犬の登録数は9,639頭である。 狂犬病予防集合注射の実施や、犬の登録申請書、犬の死亡届出書、犬の登録事項変更届出書、犬の鑑札・注射済票再交付申請書を受理し、犬の鑑札の交付又は再交付、注射済票の交付又は再交付を実施。	5,590	狂犬病予防注射の実施頭数(頭)	8,550	8,156	95.4%	狂犬病予防法等により、犬の登録申請書受理、犬の鑑札交付などは市の事務となっていることから、市が関与して取り組むべき事業であり、現在のところ本市内で狂犬病は発生していない。	令和5年度においては、集合注射会場での実施頭数が減少傾向にあることから会場数を6会場へ見直した。 令和6年度以降は、狂犬病予防注射の接種率等を踏まえ、さらに集合注射会場の見直しを検討していく。	犬の登録事務については、引き続き法令に基づき、事業を実施するとともに、狂犬病予防集合注射については、会場数の見直しを図っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
181	環境保護課	斎場管理運営事業		公衆衛生に寄与することを目的とし、火葬需要に対して安定した火葬を提供する。 小田原市が事業主体となり南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の2市5町でPFI事業として斎場を運営している(令和元年7月供用開始)。 令和5年度は、303日間運営し、4,284件の火葬を行った。 総火葬件数のうち2市5町居住者3,920件(うち小田原市居住者2,467件)、管外居住者364件。	248,595	利用者満足度(%)	95	97	102.1%	小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例では、墓地等(火葬場含む)の経営の主体は、地方公共団体、宗教法人、公益社団法人とされており、民間による経営は困難であるため、市が取り組むべき事業である。 また、近隣で斎場を所有している自治体は、秦野市、平塚市、真鶴町であるため、西湘地域において極めて重要な施設である。	令和元年7月から現斎場の供用を開始し、指定管理者が維持管理を行っている。 令和5年度は120kg以下のご遺体を安全に火葬できるよう火葬炉(7号炉)の改修工事を行うとともに、屋上や敷地の一部に太陽光発電設備を設置した。	PFI事業により令和15年度まで指定管理者が維持管理運営を行う。 事業の要求水準及び事業者提案が達成されているか市のモニタリングにより適正な事業運営を監督していく。また、火葬需要の増大に対応し、火葬受入体制の充実を指定管理者と協議する。	②見直し・改善
182	環境保護課	保存樹・保存樹林奨励金交付事業		樹容が特に優れている樹木及びその集団の樹容が特に優れている樹林の保全を図ることで、美観風致を維持することを目的とし、健全で美観上優れる樹木・樹林を保存樹・保存樹林に指定し、奨励金を交付する。 保存樹については1本当たり3千円、保存樹林については100㎡当たり800円及び固定資産税・都市計画税相当の奨励金を、所有者に交付した。	701	保存樹・保存樹林の指定数(件)	161	161	100.0%	優れた樹木等の保全に資することで美観風致を維持することができている。		現状を維持する。	①継続実施
183	環境事業センター	分別排出奨励事業		市民自らが、ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化、資源化を図ることを目的とし、ごみ集積場所を主体的に管理する自治会を対象に、協力金を交付する。	5,612	資源化率(%)	24.7	24.0	97.2%	自治会が主体的にごみ集積場所の管理を行うことで、ごみの分別等について実効性を持たせることができる。	ごみは各家庭からごみ集積場所へと排出されるもののごみ集積場所の管理を個々に委ねることは非常に困難である。	引き続き自治会の協力を得ながらごみ集積場所等の適正管理に努める。	①継続実施
184	環境事業センター	ごみ分別指導事業		一般廃棄物の分別排出を徹底し、資源化を推進することによる減量化を図るため、啓発及び指導を行う。 施設の開設時間に常時排出できる資源ごみ回収拠点を、環境事業センター、梅の里センター、尊徳記念館に設置し、かん類、びん類、紙・布類(環境事業センターのみ)の資源回収を促進している。	20,027	資源化率(%)	24.7	24.0	97.2%	一般廃棄物の処理は法において市町村の責務とされている。また、廃棄物の減量化は、環境負荷の軽減を図るために不可欠であるとともに、減量化を図ることで、収集運搬や処分に係る行政の経費負担の軽減も図れる。	家庭からごみ集積場所に出されるごみの分別の啓発や指導を図るとともに、一層の資源化・減量化を図るためには、事業系一般廃棄物の指導を徹底することが効果的であることから、「事業系廃棄物のパンフレット」を作成し、一般廃棄物収集運搬許可事業者に配布するとともに、市ホームページに掲載している。	自治会と協力し、適正な排出方法や分別の徹底によるごみの減量化に努める。また、資源ごみ回収拠点の周知を図り、ごみの減量化、資源化を促進する。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
185	環境 事業セ ンター	ごみ収集 運搬事業	○	法令上の実施義務に基づき、家庭から出される一般廃棄物等を収集し、清掃工場に運搬する。 このうち、市内4地区を対象に、高齢者等戸別収集の実証事業を約2か月間実施した。	667,815	-	-	-	-		全収集業務の70%程度を委託しており、他自治体と比べても高い水準である。	人口は減少していくが、ごみ集積場所の数は増加傾向にある。高齢化の進展等、社会環境が大きく変わる中ごみ収集についても、デジタル技術の導入など一層の効率化を図り、安定的かつ継続的な業務執行体制を目指すとともに、高齢者等戸別収集の導入を検討し、市民サービスの向上を図る。	① 継続実施
186	環境 事業セ ンター	リサイクル 施設等管理 運営事業	○	市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せないごみ」と「資源ごみ」について、リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において適正に中間処理し、再資源化できるようにする。また、その施設や付帯設備について、計画的な修繕等をするほか、適正な施設の運営、維持管理を行う。	186,704	-	-	-	-		1トン当たりの処理単価が県内自治体の中で低い水準にある。 計画的に設備の補修を行うことで、施設の継続的な運営と品質の高い資源化が可能となっている。	事故・故障等による長期の処理停止が起こらないように、適切な修繕と適正な運営を行っていく。また、市民サービスの向上を図るため、不燃物の降ろし場を管理棟前に新たに整備した。	① 継続実施
187	環境 事業セ ンター	焼却施設 管理運営 事業	○	市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せるごみ」について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正にかつ効率的に焼却処理する。また、その焼却施設や付帯施設について、計画的に修繕等することにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	573,351	-	-	-	-		1トン当たりの処理単価が県内自治体の中で低い水準にある。 24時間勤務体制である焼却炉とクレーン運転操作業務を委託している。	施設の長寿命化を図るため、事故・故障等ないように、適正な維持管理に努める。	① 継続実施
188	環境 事業セ ンター	埋立処分 場管理運 営事業	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、堀ヶ窪埋立処分場と中村原埋立処分場の適正な施設の運営、維持管理を行う。	17,941	-	-	-	-		堀ヶ窪埋立処分場については、浸出水処理施設で浸出水を適正に処理するほか、焼却灰の搬入・搬出状況の管理や薬剤等を用いて周辺への飛散防止を行っている。 中村原埋立処分場については、施設の廃止に向けたモニタリングを継続して行うほか、地元住民の憩いの場として利用できるように適切に維持管理を行っている。	焼却灰の搬出入について、引き続き適正に管理する。 また、灰の搬入が終了しても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設廃止までの間、適正に維持管理する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
189	環境 事業セ ンター	不法投棄 防止対策 事業	○	良好な生活環境の保全を図るため、廃棄物の不法投棄の防止対策に取り組む。	785	-	-	-	-		不法投棄防止用啓発看板の貸出し等による未然防止策や不法投棄させない環境づくりや警察、県や地域住民等、関係機関との連携のもと、パトロールの実施を推進する。	現在の事業を継続しつつ、今後は必要に応じ、不法投棄された土地の管理者等に対し、適正な土地の管理を行うよう求めていく。	① 継続実施
190	福祉 政策課	重層的支 援体制整 備事業		地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法などに基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援等を一体的に推進する。令和5年度は、「福祉まるごと相談」として多機関協働事業に取り組んだほか、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う「地域福祉相談支援」の支援員を1人増員し4人体制とした。	37,987	多機関連携による支援件数(支援会議又は重層的支援会議で扱った事例数に限る。)(件)	5	3	60.0%	従来の分野別の制度では想定していなかった制度の狭間、複雑・複合ケースに対し、生活課題の本質を捉えた支援をするため、福祉行政においては、包括的な支援を実現することが求められている。本事業は、その包括的支援を実現するための一手段である。	重層的支援体制整備事業の多機関協働事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援は関係性の深い事業であるため、連携した支援が円滑に行えるよう「福祉まるごと相談」と「地域福祉相談支援」として、同一法人に委託して実施している。	庁内関係課及び関係支援機関の連携した支援が行えるよう、重層的支援体制整備事業の枠組みのもと、包括的な支援体制を整える。	② 見直し・改善
191	福祉 政策課	成年後見 制度利用 促進事業	○	権利擁護支援を目的に、成年後見制度の利用の促進に関する法律等に基づき、成年後見制度に関する中核機関として「おだわら成年後見支援センター」を設置するほか、小田原市成年後見制度利用審議会を運営する。令和5年度は、「おだわら成年後見支援センター」で相談業務を実施するほか、制度に関する普及啓発(講演会等)、市民後見人の養成講座を行い、第1期生5人が市民後見人候補者として名簿登録した。また、小田原市成年後見制度利用促進審議会を2回開催して、本市の取組の現状報告等を行ったほか、「おだわら成年後見支援センター」の愛称を決定した。愛称=TOMONI(ともに)	13,358	-	-	-	-		中核機関の運営は、法人後見などの権利擁護事業を実施している小田原市社会福祉協議会へ委託して実施している。	高齢化社会の進展により、今後成年後見制度の利用を必要とする方の増加が見込まれることから、制度の普及啓発に努める。	① 継続実施
192	福祉 政策課	福祉監査 指導事業	○	社会福祉事業の担い手として、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人に対し必要な指導・監査を行う。	80	-	-	-	-			現状どおりの事業を実施しつつも、事業の効率化を検討していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
193	福祉政策課	民生委員 児童委員 事業		地域福祉のキーステーションである民生委員・児童委員の活動に対する積極的な支援を通じて地域福祉基盤の充実を図る。	50,002	民生委員・ 児童委員の 相談支援 件数 (件)	5,000	5,018	100.4%	民生委員・児童委員活動が充実することで地域福祉の向上が図られるが、民生委員・児童委員が地域で十分に活動していくためには市との連携協力が必要である。	民生委員・児童委員の活動経費は、行政が一定程度負担する必要がある。また、市民生委員児童委員協議会が広報PRチームを作り広く周知する活動に協力するなど、円滑な協議会運営に努めた。	引き続き実施する。	① 継続実施
194	福祉政策課	市社会福祉協議会 補助事業		市社会福祉協議会の運営費(人件費)及び地域福祉推進事業費に対する助成事業。	94,237	補助金額 (千円)	94,237	94,237	100.0%	社会福祉協議会の事業として、地区社会福祉協議会の活動の充実を図り、高齢者等の見守りなど「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取組を行っている。 市内全域に活動を展開する上で、必要不可欠な組織である。	地区社会福祉協議会の担当者のみならず、地域の方と協力し、現在の事業を実施することができている。 市の福祉部門、市民部門との十分な連携を図り、市の施策の推進の一翼を担っている。	社会福祉協議会が地域に根ざした地域福祉の中核組織となり、また、地域共生社会の実現に向けた地域福祉に必要な事業の実施を適切に行うことができるよう、効果的、効率的な助成を随時検討していく必要がある。	② 見直し・改善
195	福祉政策課	地域共生 社会推進 事業		高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要とする方々を市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みづくりに向けて、市内各地区を対象に各種事業を実施する。 物価高騰の影響等により、生活に困窮する家庭への食糧支援が安定的に行われるよう、フードバンク活動団体を支援する。	3,476	生活応援 隊事業及び 担い手 育成事業 の実施地区 数(地区)	9	9	100.0%	新たな支援の仕組みづくりや地域福祉活動への支援には、行政も協働して取り組む必要がある。	地域の取組に対し、事業が適正に実施されるよう地域へ外向き、サロン等地域での活動状況の把握をするほか、会議等へ出席し必要に応じて助言等を行った。また、フードバンク事業への補助を実施し、生活困窮者への支援につなげた。	現在、実施されている地域の取組が継続されていくよう、必要に応じて関与していくとともに、新規事業を実施する地区を支援していく。	① 継続実施
196	福祉政策課	避難行動 要支援者 支援事業		高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」について、名簿の整備を進めるとともに、個々の状況に合わせた具体的な避難方法等を定めた「個別避難計画」の作成に取り組むことで、災害時の円滑かつ迅速な避難を図る。	0	個別避難 計画の作 成件数 (件)	-	-	-	災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿が義務付けられており、個別避難計画の作成については努力義務と規定されているため。		令和5年度に引き続き、自治会、民生委員、福祉事業者等の協力を得ながらモデルケースの作成を進め、個別避難計画の作成を全市的に進めるための方策について検討する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
197	福祉政策課	社会福祉センター管理運営事業		福祉団体・関係者が活動の拠点として活用している社会福祉センターの管理運営事業。	5,020	会議室の利用者数(人)	10,000	22,674	226.7%	市民の福祉の向上のためには、福祉団体の研修及びボランティア活動の場並びに高齢者の健康増進、生きがいつくりのための施設を確保する必要がある。このため、市が関与して取り組むべき事業である。	おだわら総合医療福祉会館の貸館業務を市社会福祉協議会に委託し、人件費削減を図っている。	引き続き実施する。	① 継続実施
198	福祉政策課	ふらっと城山管理事業		平成24年に当時の所有者から高齢者の憩いの場として活用してほしいと土地及び建物の寄付を受けたもの。平成26年度からは、市社会福祉協議会が運営している。	99	延利用者数(人)	680	782	115.0%	平成26年度から、施設を市社会福祉協議会に貸し付けており、地域福祉を推進する拠点とすることで、事業の内容の充実と市社会福祉協議会の活動の充実を図っている。		引き続き実施しながら在り方を検討する。	① 継続実施
199	福祉政策課	生活困窮者自立支援事業	○	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援を行う。 令和5年度は、自立相談支援、住居確保給付金の支給のほか、引き続き、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援の各任意事業を実施した。	13,348	-	-	-	-		生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を直営で運営することにより、他機関(他課)との連携が迅速かつ円滑に行うことができている。	令和5年度から自立相談支援については、重層的支援体制整備事業の一部として一体的に支援を行う。また、複雑化する相談に対応するため、社会福祉士や保健師といった専門職の配置に努める。	① 継続実施
200	福祉政策課	中間的就労運営事業		生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の就労支援のプログラムと連携し、長期間就労していない方などを対象に、個々の状況に応じて、清掃作業などの就労体験の場を提供し、一般就労に向けた支援を行う。	3,788	年間利用者実人数(人)	20	11	55.0%	直ちに一般就労することが困難な支援対象者が就労体験を積むことができる場を提供する事業として必要なものである。	本事業は、市内事業者に委託して実施しているが、必要最低限の人員配置となっている。	就労体験を行う場が、受託者が請け負う公園清掃などに固定化した状況にあるため、個々の状況に応じた多様な場を提供できるよう改善を図る。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
201	福祉政策課	中国在留邦人等支援事業	○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付費、配偶者支援金の支給等の援護の実施	1,853	-	-	-	-			法令に基づき支援を実施する。	① 継続実施
202	福祉政策課	行旅病人・死亡人援護事業	○	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく旅行中の病人の救護並びに旅行中死亡した引取者のない者及び身元不明の死亡者の火葬等事務 墓地、埋葬等に関する法律に基づく死体の火葬を行う者がいない又は判明しないときの火葬等事務	4,322	-	-	-	-			法令に基づき事務を実施する。	① 継続実施
203	福祉政策課	被災者支援事業		小田原市災害見舞金等交付要綱に基づく小規模災害に対する見舞金等の支給 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金貸付の実施	4,670	【対象外】 火災等の被災者に対する見舞金等のため	-	-	-	災害にあった者の精神的被害の回復及び緊急の生活資金等のための災害見舞金の支給は必要である。		引き続き実施する。	① 継続実施
204	福祉政策課	遺族援護等事業		先の大戦における戦没者に対し市を挙げて追悼を行うとともに、遺族等に対する援護を行う。小田原市戦没者慰霊祭の実施及び遺族会等に対する助成事業。	1,001	助成団体数(団体)	2	2	100.0%	先の大戦の犠牲者に対する追悼とその遺族に対する支援は、市を挙げて継続的に実施する必要がある。	遺族会の活動経費は、行政が一定程度負担する必要があるとともに、専属の担当職員の配置が円滑な運営のために必要である。また、遺族会との信頼関係の構築及び情報共有、協力体制の充実が事業の大きな目的の一つである。	引き続き実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
205	福祉政策課	外国籍高齢者・障がい者等福祉給付事業		国民年金法施行時(昭和36年4月1日)における国籍条項により国民年金制度への加入が認められず、その後の法改正によっても、なお公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者、障がい者に対する福祉給付金の給付事業。 【給付額】 外国籍高齢者 月額20,000円 外国籍障がい者 月額38,000円	139	給付対象者数(人)	6	1	16.7%	公的年金の受給要件を制度上満たすことができない外国籍高齢者等の福祉の向上のため、支給は必要である。		引き続き実施する。	① 継続実施
206	福祉政策課	住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付事業	○	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万(当初)、7万(追加)の住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金を給付し、経済的負担軽減を図った。	2,113,352	-	-	-	-				③ 完了・休止・廃止
207	福祉政策課	物価高騰対応支援給付金給付事業	○	物価高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を、18歳以下の子どもを扶養する住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、子ども1人当たり5万円の物価高騰対応支援給付金を給付し、経済的負担軽減を図った。	344,928	-	-	-	-				② 見直し・改善
208	福祉政策課・健康づくり課	生きがいふれあいフェスティバル開催事業	○	明るい長寿社会の実現をテーマに、市民と関係諸団体の協力のもとに、世代を越えて市民が触れ合うイベントを開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る。	17	来場者数(人)	1,000	800	80.0%	高齢者がいきいきと健康的に生活するため、普段の活動の成果を発表するなどの場の提供は必要ではあるが、同様の事業もあることから事業の主旨を含め内容及び運営方法について再考する時期にきている。	新型コロナウイルス感染症が5類に変更になったため、規模を縮小して再開したところ、約20団体が参加するなど、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に役立っている。	他施設でも類似するイベントが行われている中、毎年50近い団体が参加するなどニーズは高く、高齢者の生きがいづくり、健康づくりに寄与しているため、その規模や運営方法は見直しつつ、今後も継続していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
209	福祉政策課	生きがいふれあいセンター管理運営事業		高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動の推進を図ることを目的として設置された「生きがいふれあいセンターいそぎ」の管理運営を行う。	37,778	利用者数 (人)	70,731	58,660	82.9%	高齢者の生きがいづくりや健康づくりに関する活動の推進を図るためには、活動するための施設が必要である。また、仲間づくりの場として提供するには、一定以上の規模を持った施設が必要であり、市が施設を提供しなければ活動の推進は難しい。	新型コロナウイルス感染症の施設集団接種会場となり利用を制限する日があったことや、一回の利用の人数を控えるなどの動きもあり、新型コロナ前の8割程度の利用があった。施設や設備の老朽化が進む中、昨年度は施設内の樹木伐採や陶芸用電気窯の更新などを実施し、利用者の利便を図ることができた。	引き続き実施する。	① 継続実施
210	福祉政策課	前羽福祉館管理運営事業		市民の福祉増進を図ることを目的として設置された「前羽福祉館」の管理運営を行う。	1,655	利用者数 (人)	7,500	2,343	31.2%	各種福祉団体の連絡、活動のほか、市民の健康増進、教養の向上、レクリエーションの便宜を図る場として存置が望まれるが、特定地域の住民のための集会施設としての色合いが濃くなっており、妥当性は薄れている。	建物維持のため、和室のカーテンレール及びカーテンの修繕を実施した。	引き続き実施しながら在り方を検討する。	① 継続実施
211	福祉政策課	下中老人憩の家管理運営事業		老人福祉の増進を図ることを目的として設置された「下中老人憩の家」の管理運営を行う。	1,473	利用者数 (人)	9,000	3,849	42.8%	高齢者の教養の向上、レクリエーションの便宜を図ることにより、高齢者の健康増進を図る。高齢者福祉事業を促進する上で存置が望まれるが、特定地域の住民のための集会施設としての色合いが濃くなっており、妥当性は薄れている。	利用者の利便性を考慮し、駐車場を新たに4台分確保した。	引き続き実施しながら在り方を検討する。	① 継続実施
212	福祉政策課	鴨宮ケアセンター管理運営事業		居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供することにより高齢者の居宅生活を支援する。	4,984	延利用者数 (人)	8,000	7,200	90.0%	要介護者、要支援者その他居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供することにより、居宅生活の支援を図る施設として設置されたが、介護保険制度が定着し、多くの民間事業所が同種のサービスを提供するようになっており、市が実施するべき必要性は薄れている。		引き続き実施しながら在り方を検討する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
213	生活 援 護 課	生活保護 事業	○	生活保護法に基づく保護を実施する。	6,107,355	-	-	-	-		稼働年齢層(16歳～64歳)で就労可能と判断された生活保護利用者に 対し、就労支援員による自立に向けた指導や助言を行い、結果、対象者78人中25人の就労が決まった。 長期入院中の利用者に対し、退院促進員が働き掛けを行い、対象者15人中3人が退院となり、長期入院患者の社会的自立を促進した。 介護事務支援員による介護扶助利用者の計画票点検を実施し、計画量・サービス料が適正であることが確認できた。また、みなし2号保険者の介護利用が適正であるか見直して随時障害サービスへの移行を進めている。	現状どおり事業を実施していく。	① 継続 実施
214	高 齢 介 護 課	アクティブ シニア応 援ポイント 事業		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、市内在住の60歳以上の高齢者が、市指定の介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績をポイントとして評価し、ポイント数に応じた商品を交付する。	155	参加延べ 人数(人)	3,400	1,758	51.7%	高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進として、またプロダクティブ・エイジングの視点から、豊かな経験や知識を持った高齢者が積極的に社会参加していくことは、地域社会に活力を与えるだけでなく、介護予防や認知症予防にもつながるものであり、市として推進していくべき事業である。	ボランティアのコーディネートや支援を実施している社会福祉協議会に委託することで、ボランティアに対する知識やネットワークを活用することができ、より効果的に事業を展開している。	引き続き社会参加のきっかけとして、活動しやすい環境づくりを進め、登録者数を増やしていけるよう周知等に努める。	② 見直 し・改 善
215	高 齢 介 護 課	シルバー 人材セン ター運営 補助事業		高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして就業等の機会を得ることは積極的な社会参加を促すとともに、高齢者の生きがいづくりにつながることから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他多様な就業の機会の確保等に努めているシルバー人材センターに対し運営費を補助する。	14,839	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の雇用及び就業の機会を確保する団体に対し支援することは、市が行うべき事業である。	シルバー人材センターの理事の一人として、就業開拓を始め、センターの効率的・効果的な運営等について検討した。	国の示すシルバー人材センター事業執行方針等も踏まえ、シルバー人材センターの運営に対する補助を行っていく。	① 継続 実施
216	高 齢 介 護 課	老人クラブ 活動補助 事業		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、老人福祉法第13条の趣旨に則り、健康増進の活動や友愛活動を行っている老人クラブの活動に対し、神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	4,934	老人クラブ 数(団体)	108	98	90.7%	老人福祉法第13条の趣旨に則り、老人福祉の増進のための事業を支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。	生きがいづくりや健康づくりなど各種活動を行っている老人クラブの活動は、閉じこもり防止や介護予防の観点からも重要であり、引き続き老人クラブに対する補助を行っていく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
217	高 齢 介 護 課	福寿カード 交付事業		60歳以上の市民を対象に市と協定を締結している旅館に協定料金で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進する。	0	優待施設 数(箇所)	15	11	73.3%	高齢者の心身の健康増進と介護予防のために外出を促進することは市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、老人クラブでの周知や高齢者のためのガイドブック等への掲載により周知を行った。	引き続き、適切に事業を実施していく。また、対象者の年齢要件等、本事業の在り方について検討していく。	② 見直し・改善
218	高 齢 介 護 課	高齢者はりきゅう・マッサージ等施術費助成事業		高齢者の心身の健康増進を図るため、市内在住の75歳以上の方が、はり・きゅう等の施術を受ける場合に、施術費の一部を助成する。 助成内容は、1回につき1,000円分×3枚の助成券の綴りを、1人当たり年1回交付する。 助成券の交付申請は、高齢介護課窓口のほか、支所等の窓口でも受け付けている。	2,555	利用延べ 人数(人)	2,800	2,516	89.9%	高齢者がいきいきと健康的に生活することを支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、窓口交付の際に封筒を使用しないなど、コスト削減に努めている。	令和元年度から対象年齢を1歳ずつ引き上げ、当該年度に75歳以上となった。事業の周知などに努めていく。	① 継続実施
219	高 齢 介 護 課	敬老行事・長寿祝事業		高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を続けられるよう、老人福祉法第5条の趣旨及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝う。 【敬老行事】地区敬老行事実施団体を通じて、敬老行事の開催を行う。 【長寿祝】満100歳の長寿を祝うため、市長が訪問し祝状・祝金を贈呈する。	39,201	地区敬老 行事対象 者数(人)	28,000	27,142	96.9%	老人福祉法第5条及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、市民の長寿を祝うことは、市が行うべき事業である。	令和3・4年度に実施した敬老行事あり方検討会において、検討し、令和4年度から敬老祝金を88歳は、祝品を市が一斉郵送、100歳は、市が実施している長寿祝に事業統合し、市長又は職員から祝金を手渡す形に変更、併せて他の祝品の内容や贈呈方法の変更した。令和5年度についても同様に実施した。	対象者数の増加する一方で、敬老行事を実施する各地区の担い手の不足や、負担の増加等の諸課題や高齢者を取り巻く環境の変化に対応するため、敬老行事のあり方検討委員会において、今後の事業の在り方について引続き検討していく。	② 見直し・改善
220	高 齢 介 護 課	地域包括 支援セン ター運営 事業		高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行なう中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。センターの主な業務(介護保険法に基づく「包括的支援事業」)は次のとおり。 【総合相談支援業務】高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行う。 【権利擁護業務】高齢者虐待の防止・早期発見や、消費者被害の防止のため、関係機関と連携して支援を行う。 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】適切なサービスが提供されるように、地域における関係機関等との連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行う。 【介護予防マネジメント業務】介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント。要介護状態を予防するため、心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう必要な支援を行う。	258,539	相談件数 (件)	8,680	25,890	298.3%	市は、介護保険法に基づき地域支援事業のうち包括的支援事業を実施することとされている。地域包括支援センターは当該事業を実施するための施設として設置されるものだが、その職員として条例で定める専門職の配置が必要であり、事業の効果的な実施のため、委託により行っている。 市内12の日常生活圏域ごとにセンターを設置することで、高齢者やその家族にとって身近な総合相談窓口としての機能を担っており、極めて有効な事業である。	大規模な自然災害が発生した場合に地域の高齢者やその家族に対して安定的・継続的に支援を提供するため、業務継続計画(BCP)の策定を進めた。センターの機能強化を図るため、民生委員による外部評価を実施した。	介護業界の人材不足は地域包括支援センターにも及んでおり、職員体制の維持が困難なセンターがあり、地域づくり等に支障をきたす場合がある。事業の達成割合が298%となっていることから、センターの業務負担は増加しているといえるため、センター運営に関する負担軽減やサポートを展開し、持続可能な運営体制を整備する。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
221	高齢介護課	地域ケア会議開催事業		地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができるような環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するために、地域包括支援センターが主体となって、個別ケア会議と圏域ケア会議を開催する。 個別ケア会議では支援が必要な高齢者等の個別課題の解決と個別事例からの地域課題を明らかにする。圏域ケア会議では地域や医療・介護に関わる関係者等のネットワークの構築や個別ケア会議から明らかになった地域課題の共有を通じて、課題解決に向け協議し、地域の実情に応じた支援体制づくりを進める。また、各圏域ケア会議での課題を集約し、市は全体会議となる、おだわら地域包括ケア推進会議を開催する。令和4年度は、前年度の会議で挙げた「介護・医療専門職以外の市民の高齢者に関する課題感や取組が把握できていない」という課題を踏まえて実施した企業向けのヒアリング調査の結果を報告し、認知症や独居の高齢者を地域全体で支えていくための取組の方向性について議論が行われた。 また、介護予防・重度化防止の視点から、市が主体となって多職種でケアプランを検討する「自立支援ケア会議」を平成30年度から開催し、地域ケア会議に位置付けている。	4,010	開催件数 (回)	126	84	66.7%	地域課題の抽出や課題の共有、解決に向けた議論を地域で行うことで、市の施策への反映ができることから、協議の場を設定することは市の業務である。	地域ケア会議で出た課題を抽出し「顧客対応スキルアップ講座～高齢者への対応・金融機関編～」を開催。講座を機に、金融機関との連携を促進することができた。	個別ケア会議、圏域ケア会議については、提出書類の簡素化等をはかり、会議開催の負担を軽減していくことで開催の促進を図る。 自立支援ケア会議については、1事例ごとの会議の質の向上をはかる。	② 見直し・改善
222	高齢介護課	在宅医療・介護連携事業		2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、介護需要が大幅に増加することが見込まれることから、それを見据え体制整備が必要となってくるため、地域における医療・介護の関係機関が連携及び人材の養成と確保に向けた支援をすることで、包括的な在宅医療・介護の提供ができるように在宅医療の仕組みづくりを行う。 また、高齢化の進展により在宅医療の重要性が高まる中、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするため、行政が中心となり、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的な在宅医療・介護体制を整えるための準備を進める。具体的には医療・介護に係る多職種による共同研修を開催し、講義により知識を深めるとともに、参加者によるグループワークを通して意見交換・協議を行った。また、医療・介護の専門職と行政が一同に会する検討会では、医療・介護連携が求められる4つの場面のうちから「入退院支援」について検討を行った。 ※4つの場面:「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」	18,775	研修会参加数(人)	360	315	87.5%	地域包括ケアシステムの構築は、市全域のものであり、今後の医療・介護事業にとっても重要となるため、行政が中心となって行っていく必要がある。医療、福祉、介護事業者等の多くの参加者があり、連携体制の構築に向けたきつかけ作りとなっている。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ZoomによるWeb研修方式を導入し、令和5年度は会場とZoomのハイブリットでの開催をし、2回(実施回数:2回×2)合わせて参加上限人数(目標値:90名×4回)の8割を超える申し込みがあった。また、テーマをタイムリーかつ参加者からの希望が多い内容とすることで、有効的な情報共有や、医療介護連携体制について検討することができた。グループワーク時間を多めに設定したり、参加者の中からファシリテーターや書記を募ることで、より参加型の研修を目指した。検討会にて協議した。	引き続き多職種協働研修を通して各専門職の役割の理解及び共有を図るとともに、各職種でチーム連携が取れるよう、研修で学んだことを実践に生かす。また、検討会は「日常の療養支援」をテーマに協議し、協議結果はその他事業(多職種共同研修・終活講座)へ関連させることで、在宅医療・介護連携事業の一体的な実施を目指す。	① 継続実施
223	高齢介護課	生活支援体制整備事業		高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス(介護保険サービスに限定されない社会資源)を把握・発掘・開発し、支援体制を整備することを目的としている。合議機関としての「協議体」の設置と、実働者としての「コーディネーター」の配置により事業を行うこととされており、市全体の第1層、日常生活圏域・地域ごとの第2層にそれぞれ設置・配置して実施している。平成27年度から、市事業担当者を第1層コーディネーター、地域包括支援センターの社会福祉士を第2層コーディネーターとして位置付けてきたが、平成30年度から第2層コーディネーターを小田原市社会福祉協議会に変更したことにより、より地域に入り込むことができ、協議体としての地域に関する多くの話し合いが行われた。 また、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施している。	13,720	協議体会議開催回数(回)	250	208	83.2%	基準緩和型サービス従事者研修については、研修により多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手が参入することにより、介護給付費の減少が見込まれることから実施している。	引き続き第2層コーディネーターを市社協に委託し実施した。地域に入り込んで活動した成果として、資源開発につながり、活動が開始された。協議体については、既存の活動を位置付けており、新たな費用等は発生していない。地域資源の開発や課題の検討のため、市内企業に対するアンケートを市、包括センターと協働実施した。	これまでの活動を踏まえ、本市における生活支援コーディネーターの立ち位置を明確にし、周知するとともに、地域資源開発に当たっては、地域住民主体の居場所づくりが促進される取組を行う。	① 継続実施
224	高齢介護課	認知症サポーター養成事業		一般市民、介護関係従事者や市内の民間企業に勤務する者に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を終了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を年2回開催する。	180	受講者数 (人)	1,400	546	39.0%	国の認知施策推進大綱に位置付けられている。市内15か所以上の公共施設等を中心に事業を開催することで、地域住民が身近な場所で知識が得られるよう考慮している。	当事業の講師は、無償ボランティアで構成されており、今後とも無償ボランティアで行う予定である。	高齢者の生活に身近な企業へ積極的に働き掛けるほか、聴覚障がい者、外国人向けのツール作りを検討する。また、学校関係に働き掛け、若い世代の対象者に認知症に関する正しい知識の普及を図る。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
225	高齢介護課	認知症地域支援推進事業		認知症地域支援員により、地域における認知症の実態把握や認知症ケアパスを作成し、認知症の人を支えるネットワークを形成する。	190	認知症地域支援推進員数 (人)	2	2	100.0%	認知症の方が地域で安心して生活するためには、医療と介護の連携や家族支援、地域における理解醸成が必要である。認知症地域支援推進員は、医療・介護等の連携役として市町村に設置する者であり、市の取り組みむべき事業である。	事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施している。認知症ケアパスを作成し、医療機関や介護事業所へ配布するとともに、地域の身近な支援者である民生委員や地域のサロン等で配布し、認知症への正しい理解と対応について普及啓発を図った。認知症カフェ運営費補助金を5件助成した。	引き続き、認知症ケアパスの普及啓発を行うとともに、認知症カフェを運営する者へ運営費を補助し、認知症カフェの立ち上げや継続的な運営支援を行うなど、認知症の方が安心して生活できるような共生社会づくりに向けて取り組む。	① 継続実施
226	高齢介護課	認知症初期集中支援事業		認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症の人やその家族に対して、地域包括支援センターの医療職及び福祉職並びに専門医が訪問等を行い、早期診断・早期対応できるよう支援体制を構築する。	84	ケアマネジメント件数 (件)	5	5	100.0%	国の認知症施策推進大綱に位置付けがあり、市町村が具体的な計画を定め進めていくこととされているため、市の取り組みむべき事業である。	本市では、認知症初期集中支援のチーム員を地域包括支援センターに置いている。地域包括支援センター職員を認知症初期集中支援のチーム員とすることで、認知症の相談窓口を一本化することができ、早期の対応が可能となっている。また、認知症地域支援推進員が事例提出をする包括のアセスメントに同行する、かかりつけ医への連絡票を作成するなど、運用の見直しを図っている。	引き続き、チーム員が相談しやすい体制の構築に向けて検討を行うとともに、かかりつけ医との連絡票を用い、医療機関とチーム員の連携を図る。	① 継続実施
227	高齢介護課	高齢者成年後見制度利用支援事業		認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求に掛かる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	4,750	成年後見人等報酬助成件数 (件)	39	23	59.0%		審判の申立てに掛かる費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。市長申立ての要請があったケースについては、利用調整会議を3課(福祉政策課、障がい福祉課、高齢介護課)で行っている。令和5年度からおだわら成年後見支援センターTOMONI(ともに)のセンター長にも出席いただくことができ、市長申立ての決定判断をより適正に行うことができた。	令和6年度から市長申立て案件以外でも申立費用や報酬の助成が行えるように整備した。また、市民後見人の活躍を推進する。中核機関や他課と協議しつつ制度の利用促進を図る。	② 見直し・改善
228	高齢介護課	家族介護教室開催事業		在宅で介護されている家族を対象に、基礎的な介護に関する知識や技術を学ぶための教室を開催する。また同じ立場にある家族同士日頃介護に関して抱えている悩みや思いを打ち明け合うことができる会を開催する。	80	参加延べ人数(人)	720	371	51.5%		認知症の基礎知識や対応例、高齢者の自立度に大きな影響を与える口腔ケアと服薬管理の講座等を行い、正しい知識の習得を図った。また、介護者の精神的負担を軽減する講座を実施した。Web会議システムを活用し、来所することができない介護者でも参加できるようにした。	今後ますます家族介護者の増加も見込まれるなか家族介護者の身体的及び精神的負担の軽減のために、事業を継続していく必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
229	高齢介護課	家族介護用品支給事業		小田原市内に住所を有し、かつ介護保険法の規定による要介護認定において、要介護、5、4又は3と認定されている住民税非課税の者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、介護用品として紙おむつ等を給付する。要介護3と認定されている者は、認定調査の結果おむつが必要と認められる者が対象。 在宅でねたきりや重度認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給することによって、家族の経済的な負担の軽減を図る。	2,265	支給延べ人数(人)	522	266	51.0%	介護保険法に基づき、地域の実情に応じて、市町村の判断で任意に実施できる事業であり、在宅の要介護者を介護している家族に対し必要な介護用品を支給し、経済的負担を軽減することは、在宅介護の支援という観点からも市の関与の必要性は高い。	対象者への申請勧奨通知を廃止した。利便性維持のため、申請の手段や方法を拡大(地域包括支援センターやケアマネジャーへの協力依頼等)を行った。その結果、役務費を削減することができた。 ホームページにて製品情報の詳細を掲載し、製品を選択しやすくなるよう改善した。	本事業は、在宅で要介護者を介護する家族の経済的負担を軽減するものであり、今後は支給方法等の見直しを図り、家族に対する支援方法を検討していく。	②見直し・改善
230	高齢介護課	認知症等高齢者SOSネットワーク事業		徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、警察の捜索と並行して関係機関に協力を依頼し、行方不明者を少しでも早く発見・保護し、家族の元に帰れるよう支援する。	0	新規登録者数(人)	100	32	32.0%	捜索時間短縮のため、事前登録制としている。情報の管理や、迅速な捜索のための全国規模のネットワークには、警察及び市町村の実施が有効である。	行方不明時に全国の市町村に捜索依頼をする仕組みを作ること、早期の発見・保護につながっている。	認知症関連イベントや講座などを活用し、制度の周知を図る。	①継続実施
231	高齢介護課	食の自立支援事業		在宅の高齢者に対し、食事を定期的に宅配することにより栄養状態の改善及び安否確認を行うことを目的とし、事業委託により配食サービスを提供している。(介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業)	7,377	配食実人数(人) ※介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業の合計	95	54	56.8%	栄養状態の改善を必要とする高齢者に対し、安否確認を兼ねて食事を配達することは、高齢者が健康で自立した食生活を送るための支援として、市が取り組むべき事業である。	事業者への委託によりコストの低減を図っている。配食事業費の一部は、利用者にも自己負担してもらっている。(1食あたり500円)	高齢者の栄養改善・見守りのため、引き続き事業を実施していく。	①継続実施
232	高齢介護課	高齢者救急要請カード配付事業		救急活動の円滑化を図るため、在宅で生活している概ね75歳以上の高齢者に対しあらかじめ持病やかかりつけ医などの緊急時に必要な情報を記載するための「救急要請カード」を配布する。 また、地区民生委員の戸別訪問等により救急要請カードを配付することで、担当地区の高齢者の状況把握を行うことができ、見守り体制の強化を図る。	218	新規対象者配付率(%)	96.0	96.8	100.8%	高齢者が安心して日常生活を送れるよう、高齢者の見守り体制を強化することは、市の取り組むべき事業である。	救急要請カードの配付を民生委員による戸別訪問時に行ってもらうなどして、事業費の最小化を図っている。	救急要請カードの様式の変更や、配付方法について、小田原市民生委員・児童委員協議会と調整していく。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
233	高齢介護課	独居老人等緊急通報システム事業		高齢者が、在宅で日常生活を安心して送ることができるようにするため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の方からの要望に応じ、緊急通報システムを設置し、緊急事態が発生し救助を要請したいときに簡単な操作で警備保障会社に通報するシステムのサービスを提供する。	237	設置台数 (台)	15	9	60.0%	ひとり暮らしの要介護状態にある高齢者等が安心して日常生活を送るとともに、在宅で生活ができる環境を整えることは、市の取り組むべき事業である。	事業費はシステムに係る経費のみであり、職員人工も最小限で実施している。	平成22年度に事業対象者を見直していることから、当分の間は現状を維持する。	① 継続実施
234	高齢介護課	福祉タクシー利用助成事業		在宅の介護を要する高齢者等の通院及び日常生活の利便に供するため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者に対し、通院等にタクシーを利用した場合に初乗り運賃相当分を助成する。	2,475	利用台数 (台)	2,700	3,715	137.6%	在宅の介護を要する高齢者等の交通手段を確保し社会活動の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることは、市の取り組むべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に利用した場合に利用券を追加交付することとした。	利用券の交付など、実施方法に問題はない。事業の周知などに努めていく。	① 継続実施
235	高齢介護課	高齢者虐待防止ネットワーク事業	○	令和4年度同様オンラインにてセルフネグレクトに関する研修を実施した。しかしネットワーク会議については未実施となった。	30	-	-	-	-		事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施しており、これ以上の削減は難しい。 また、高齢者虐待への対応等については、高齢者虐待防止法に基づき国及び地方公共団体が必要な支援や措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、民間等への委託はなじまない。	研修会に関しては、より介護職員の現場の状況に即した内容を検討し、ストレス軽減につながる研修を実施する。 高齢者虐待防止ネットワーク会議に関しては、感染症予防対策を徹底し、対面開催ができるよう調整する。	① 継続実施
236	高齢介護課	老人ホーム入所等措置事業	○	①老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ②老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、虐待等のやむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに、その者について特別養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ③老人福祉法第10条の4の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害がある者が、虐待等の「やむを得ない事由」により介護保険法に規定する在宅サービスを利用することが著しく困難であると認めるときに、その者について要介護認定と同一の手続きを実施し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける。	6,181	-	-	-	-		本事業概要に該当する高齢者に対し、措置により高齢者施設に入所させることにより当該高齢者の身体・生命の保護及び安定した生活の保持を図った。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
237	高齢介護課	高齢者福祉介護計画推進事業	○	おだわら高齢者福祉介護計画に定めるべき事項を検討するため、有識者や市民により構成する計画策定検討委員会を設置・運営する。	655	-	-	-	-		事業予算は必要最低限の報償費である。	第9期おだわら高齢者福祉介護計画の進捗管理を行う。 令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10期おだわら高齢者福祉介護計画の検討・策定作業を行う。	① 継続実施
238	高齢介護課	介護保険施設等整備補助事業		介護保険施設の計画的な整備を推進するため、事業者の財政負担の軽減を図ること及び日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的に、3年ごとに市町村が策定することとされている介護保険事業計画の中の施設整備計画に基づき整備される介護保険施設等の事業主体に対し、施設整備費、開設準備経費等の一部を補助する。 第8期計画の2年目である令和4年度は「介護医療院 50床(1か所)」、「認知症高齢者グループホーム 18床」について整備費補助金を支出したほか、計画に基づかない非常用自家発電設備整備に係る補助金(3件)、地域包括支援センターの整備に係る補助金1件を支出した。 また、「小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所 1か所」の整備事業者の公募選定を実施した。	83,238	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	国県補助金を主たる財源としており、他自治体を実施する中で本市が実施しない場合、本市域における介護保険施設等の整備が滞る可能性がある。 施設整備を着実に進めるため、施設整備費に対する補助は必要と考える。		第9期おだわら高齢者福祉介護計画に基づく施設整備に係る事業者選定、補助金支出を行う。	① 継続実施
239	高齢介護課	介護保険事業運営事業	○	高齢化の進展により増加の一途をたどる第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数等に係る事務を適正かつ効率的に処理し、また概ね3年ごとに行われる介護保険制度改正に適切に対応して、制度を安定的に運営する。また、介護保険料の賦課・徴収に係る事務を適正に執行する。	379,322	-	-	-	-			必要となる職員数及び専門職を適正に配置するとともに、法改正等に伴う事務処理システムの改修により効率的かつ適正に事務を執行する。	① 継続実施
240	高齢介護課	要介護認定事業	○	要介護等認定申請がされた場合、訪問調査(市訪問調査員又は委託)を行うとともに、主治医意見書を取り寄せる。その後、介護認定審査会を開催し、要介護等の判定を実施する。 要介護認定の有効期間は、新規申請及び区分変更申請の場合は、原則、申請日から6か月間、更新申請の場合は、原則、認定期間満了日の翌日から1年間である。	108,657	-	-	-	-			介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
241	高齢介護課	介護保険給付事業	○	介護保険サービスを高齢者に適切に提供するために、被保険者又は介護保険事業者に対し、介護報酬の算定基準に基づき、サービス費用の9割、8割又は7割、高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費(サービス利用等に伴う自己負担が上限額を超えた分)、特定施設入所者介護等サービス費(介護保険施設等の食費・居住費等について負担限度額を超えた分)の給付を行う。また、事業者からの保険請求に対する審査・支払いについて国民健康保険団体連合会に手数料の支出を行う。	16,197,430	-	-	-	-		住宅改修費及び福祉用具購入費について受領委任払いを行い、被保険者の負担を軽減している。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
242	高齢介護課	介護サービス事業所指定等事業	○	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行う。	0	-	-	-	-		職員人工を最小限で実施している。また、事業所指定に係る市HPの内容や案内文等を修正し、提出不備等が軽減されるように図った。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
243	高齢介護課	市指定事業者指導監査事業	○	介護(介護予防)サービスを提供する事業所や施設に対し、計画的に実地指導及び集団指導を行うほか、介護サービス事業者の不正等が疑われる場合は監査を実施し、事実確認の上必要な正勧告等を行うもの。市が事業所指定を行う地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対する指導は、市が単独で行い、県が事業所指定・登録を行う事業所や施設に対する指導は、県(小田原保健福祉事務所)と合同又は、県単独で行っている。令和5年度については、全102サービスの指導を実施した。	0	-	-	-	-		職員人工を最小限で実施している。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
244	高齢介護課	介護サービス事業者支援事業		介護サービスの質の確保・向上を図るため、市内の全ての介護サービス事業者を対象とした連絡会議を開催し、高齢者施策等に係る情報提供等を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営のための環境形成を図る。令和5年度は、11月に小田原三の丸ホールにおいて会議を開催した。	40	事業者連絡会議参加者数(人)	210	224	106.7%	介護サービス提供者である事業者に対する情報提供、制度内容等の周知徹底は、介護保険制度の円滑な運営と被保険者が適切な介護サービスを受取るために、保険者の責務として市が取り組むべき事業である。	令和2年度から4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場招集型の会議によらず、メール配信により制度内容等各種情報提供を行ったが、令和5年度は5月にコロナウイルスが5類感染症に位置付けられたため、従前どおり市内の全ての介護サービス事業者を一堂に招集する方法に戻して連絡会議を開催した。	介護保険制度を適切かつ円滑に運営するため、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
245	高齢介護課	ケアマネジメント技術向上支援事業		介護給付適正化の取組の一環として、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員のケアマネジメント技術の向上を図るため、ケアプランを提出してもらい、委託業者が点検をする。また、ケアプランとサービス計画書の連動性を図るため、介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員、介護サービス事業所を対象に研修を行った。	3,153	ケアプラン点検数 (件)	108	108	100.0%	介護サービス利用の要となる介護支援専門員の資質向上は、本市の介護保険全体の質の向上につながるものであり、介護保険の保険者である市が取り組むべき事業である。	介護支援専門員研修等を行っている専門業者へ委託することにより、効率的・効果的にケアプラン点検が行えた。	令和元年度に作成したケアプランに関するマニュアルを、ケアプラン点検から抽出された課題も勘案し、改訂していき、ケアマネジメントの質の向上を図る。	① 継続実施
246	高齢介護課	介護相談員派遣事業		介護サービスを提供する施設等に市に登録のある介護相談員(1人当たり月約5回)を派遣し、利用者からの相談等に対応することにより、利用者の不平や不満の解消を図りながら、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、事業者のサービスの改善に結びつけることにより介護サービスの質の向上を図り、施設における高齢者虐待を早期に発見し、高齢者虐待の担当者や地危機包括支援センター等と連携し迅速に対応することを目的とする。また、介護相談員の連携を深め、情報を共有するための連絡会議を年4回、介護相談員と派遣事業所との意見交換会を年1回開催する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、派遣を休止していたが、令和5年2月から一部再開した。	937	事業所訪問回数 (回)	290	285	98.3%	高齢者が安心して施設等で日常生活が送れるようにするため、介護相談員を施設等へ派遣する事業を保険者(市)として実施する必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染拡大防止のため、派遣を休止していたが、介護相談及び派遣受入施設に対して派遣に係る意向調査を実施し、可能な施設から派遣を再開した。	新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、派遣施設を増やしていく。	① 継続実施
247	高齢介護課	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	○	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得者で生計が困難である者の介護費負担分、食費・居住費(滞在費)及び宿泊費を軽減した場合に、軽減分の一部を社会福祉法人等に助成する。	70	-	-	-	-		社会福祉法人に対し、当該事業の実施を呼び掛け、軽減実施法人数を増やしている。	国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	① 継続実施
248	高齢介護課	居宅介護支援事業者等事務費補助事業		介護保険サービスの住宅改修を行う場合、「住宅改修理由書」が必要となる。居宅介護(介護予防)サービスを利用していない要介護者及び要支援者からの依頼を受け、この理由書を作成する場合、作成に掛かる経費については介護保険から給付されないため、理由書を作成した介護支援専門員を雇用する居宅介護(介護予防)支援事業者に対して、その業務に対する費用の一部を助成する。	116	対象となる住宅改修理由書の作成件数 (件)	80	58	72.5%	居宅介護サービスの利用のない要介護者等であっても、住宅改修を円滑に行うことができるよう市として支援することが求められており、他自治体同様、本市においても実施することが適当である。	職員人工を最小限で実施している。	国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
249	高齢介護課	介護給付適正化事業		サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、介護給付費通知を発送している。	1,353	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	介護給付の適正化を図るため、サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げることが目的とした事業である。	職員人工を最小限で実施している。給付費通知の発行を行うシステムの改修をし、別途作業を行っていた資格喪失者の通知発行を取り消す処理を通知を発行する処理と同時に進めるようにし、事務軽減を図った(令和2年2月発送分より実施)。	厚生労働省が定めた「主要介護給付等費用適正化事業」に基づき発送しているものだが、今後(令和6年度から)は本事業の対象外となり、発送費用の財源の一部は介護保険料であるため、介護保険料の上昇抑止の観点から終了とする。	③完了・休止・廃止
250	高齢介護課	訪問型サービス事業	○	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである訪問型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、基準緩和訪問型サービス、住民主体訪問型サービス、短期集中訪問型サービスを提供する。	79,644	-	-	-	-		扶助費の増加抑制の観点から、国基準訪問型サービスから基準緩和訪問型サービス及び住民主体訪問型サービスへの移行を促進するために、市民への制度周知とサービス従事者の増加を図った。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。 また、適切な事業実施方法や利用促進等について、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せ及び方策の検討を行う。	①継続実施
251	高齢介護課	通所型サービス事業	○	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防通所介護に相当するサービスのほか、基準緩和通所型サービス、住民主体通所型サービス、短期集中通所型サービスを提供する。	255,332	-	-	-	-		市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるように取り組んでいく。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるように取り組んでいく。	①継続実施
252	高齢介護課	介護予防ケアマネジメント事業	○	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、掛かる費用について支払う。	45,410	-	-	-	-		ケアプランの質の向上を図ることを目的とし、まずは、居宅サービス計画書を念頭に置いて「ケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル」を作成し、その周知に努めた。	介護予防プラン作成マニュアルやケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル等を踏まえ、要支援認定を受けている利用者に合ったケアマネジメントが行われるよう介護支援専門員及び地域包括支援センターへの周知を行い、介護予防ケアマネジメントの適切な実施に努めていく。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
253	高齢介護課	介護保険事業特別会計への繰り出し	○	介護保険法に基づき一般会計から介護保険事業特別会計へ繰り出す。	2,658,899	-	-	-	-			介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
254	高齢介護課	アクティブシニア応援ポイント事業(介護保険事業分)		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、市内在住の60歳以上の高齢者が、市指定の介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績をポイントとして評価し、ポイント数に応じた商品を交付する。	1,377	参加延べ人数(人)	3,400	1,758	51.7%	高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進として、またプロダクティブ・エイジングの視点から、豊かな経験や知識を持った高齢者が積極的に社会参加していくことは、地域社会に活力を与えるだけでなく、介護予防や認知症予防にもつながるものであり、市として推進していくべき事業である。	ボランティアのコーディネートや支援を実施している社会福祉協議会に委託することで、ボランティアに対する知識やネットワークを活用することができ、より効果的に事業を展開している。	引き続き社会参加のきっかけとして、活動しやすい環境づくりを進め、登録者数を増やしていけるよう周知等に努める。	② 見直し・改善
255	高齢介護課	一般介護予防事業 評価事業	○	令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期おだわら高齢者福祉介護計画」の策定に向けて、高齢者福祉及び介護保険事業の施策形成のための基礎資料とするため、市内高齢者の状況やニーズ等を調査する。	0	-	-	-	-		令和元年度の調査時においては、プロポーザル方式により実施したが、参加事業者数が1者のみであったことから、令和4年度の調査時から、選定対象を拡大するために業務仕様の一部を変更した。仕様を変更したことによりプロポーザル方式で執行する必要がなくなったことから指名競争入札とし、結果として経費の削減ができた。	国の示す実施の手引き等を踏まえて、今回の調査実施時である、令和7年度に向けて、実施方法等検討する。	③ 完了・休止・廃止
256	障がい福祉課	障がい者相談支援事業	○	日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援を行う。また、地域における相談支援を効果的に実施するため、関係機関との連携体制の構築や、民間相談支援事業所への専門的な指導・助言等を行う。 ○おだわら障がい者総合相談支援センター(委託先) 1 社会福祉法人宝安寺社会事業部 2 社会福祉法人永耕会 3 社会福祉法人風祭の森 4 公益財団法人積善会→令和5年10月から社会福祉法人よるべ会に変更 ○基幹相談支援センター(委託先) 社会福祉法人風祭の森 ○障害者生活相談支援員の配置 障がい者及びその家族からの相談に応じる非常勤嘱託員を障がい福祉課窓口配置する。	75,484	-	-	-	-		既に本事業は民間社会福祉法人等への委託により実施している。	基幹相談支援センター、おだわら障がい者総合相談支援センターを中心に、重層的支援体制、地域生活支援拠点の整備などを踏まえ、地域の相談支援体制を強化していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
257	障がい福祉課	障がい福祉関係諸計画推進事業		○国の報酬改定に合わせて3年ごとに策定している「小田原市障がい福祉計画」について、障害福祉サービスの需給バランスと課題を整理し、今後の給付方針を作成した。なお、計画期間については、神奈川県が福祉計画に合わせ、計画の実行と検証を十分にできるよう6年間の計画期間に変更した。 ○訓練等給付や障害児通所支援の給付額の増加傾向に対し、それぞれに支給基準の適正化を検討していく方針としている。 ○地域障害者自立支援協議会を足柄下郡3町と共同設置し、地域における障がい福祉施策の課題の集約や対応策の検討を行う。 また、小田原市障がい福祉計画などの市町村計画について協議会で報告し、計画の進捗管理を行った。	29	-	-	-	-			新たに策定した障がい福祉計画に基づき、訓練等給付や障害児通所訓練の支給基準について見直しを検討していき、地域障害者自立支援協議会を通じて協議を進めていく。	①継続実施
258	障がい福祉課	障がい者理解促進・啓発事業		ノーマライゼーション理念の普及啓発を図るため次の事業を実施している。 ○精神保健福祉普及啓発地域交流会 精神障がい者への理解を深めるため、おだわら三の丸ホールで啓発事業を実施 ○ノーマライゼーション理念普及啓発 障がい者団体等から、広く一般市民を対象としたノーマライゼーション理念普及に資する事業を募集し、そのうち事業を市で選定したうえ、応募団体へ事業委託し、ノーマライゼーション理念普及啓発を実施した。令和2年度までは講演会を中心に行ってきたが、コロナ禍での中断を経て、令和4年度に実行委員会を創設し、令和5年度は普及啓発イベントとして当事者の作品展示や物品販売、パネル展示などをハルネ小田原で行った。 ○合理的配慮提供促進事業 障害者差別解消法において、事業者にも努力義務が課せられている合理的配慮の提供について、その費用の一部を助成する事業を、令和元年度から令和5年度まで実施した。	426	-	-	-	-		地域の課題等を関係機関が認識して、事業を実施するものであり、その支援を行っていくことは、ノーマライゼーションの普及に寄与している。	その時々々の社会の動きに合わせて、柔軟に啓発事業を実施できる事業スキームの構築が必要より効果的な事業を実施していく内容、実施方法について検討を要する。 精神・知的・身体等、別々に開催しているため、一同に集まる機会も検討していく。	①継続実施
259	障がい福祉課	障がい者成年後見制度利用支援事業		認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって契約行為や財産管理ができるよう、家庭裁判所が後見人を選任する。後見人が必要な者のうち、申し立てを行える親族等がない場合に市長が家庭裁判所に成年後見の申し立てを行うことができる。また、成年後見制度の申し立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求に掛かる費用及び後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成する。併せて、老人福祉法第32条の2の規定に基づき、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域での生活を身近な市民が支える「市民後見人」の体制を整備していく。	4,536	-	-	-	-		審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。	引き続き、適正に事業を実施する。成年後見制度を円滑に利用することができるよう、令和6年度から助成対象を拡充し、市が審判の申し立てをしていない者のうち、低所得者について申し立てに係る費用や後見人等の報酬に係る費用を助成する。	①継続実施
260	障がい福祉課	特別障害者手当等給付事業		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の在宅障がい児者に特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を支給する。 (手当の額(令和5年4月現在)) 特別障害者手当 月額 27,980円 障害児福祉手当 月額 15,220円 経過的福祉手当 月額 15,220円	61,843	-	-	-	-		認定に当たっては、障がい別の診断書によるほか、本市の依頼した医師によるチェックをするなど、二重の判定の上、支給決定をしている。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
261	障がい福祉課	市中心身障害児福祉手当給付事業		小田原市に引き続き1年以上住所を有する障がい児の保護者の申請に基づき、手当を支給する。 ○対象児童 国制度の障害児福祉手当を受給していない次に該当する児童 (1)身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている児童 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された児童 (3)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている児童 ○手当の額 月額 2,000円(生活困窮者については1,000円を加算)	4,250	年間延べ受給者数(人)	2,224	2,113	95.0%	心身に障がいを持つ児童の生活の向上を経済的側面から支援することが目的であるので必要な事業である。	障害者手帳の所持の有無等を支給要件としているので、疑義が生じることはない。	必要な方に必要な支援が行き届くよう、市条例に基づき実施する。	①継続実施
262	障がい福祉課	障害福祉サービス費等給付事業	○	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス費を給付する。 障害福祉サービスの利用を希望する障がい者は、市から受給者証の交付を受け、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設と契約を結び、サービスを利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した額を障害福祉サービス費として給付する。	4,175,875	-	-	-	-		障害福祉サービスの受給者証の交付に当たっては、サービス等利用計画に沿った支給決定を行うほか、その利用者により適正なサービス提供ができるよう必要に応じて利用者や家族、事業者と相談しながら決定している。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
263	障がい福祉課	障害支援区分認定等事業	○	障害福祉サービスの利用する際に必要となる障害支援区分の審査及び判定を行う。 ○障害支援区分認定調査 障害支援区分の認定を行うため心身の状況に関する80項目のアセスメントを行う。 ○障害支援区分認定審査会 80項目のアセスメントから判定された障害支援区分の一次判定について、主治医意見書等を踏まえて、障がい保健福祉をよく知る委員で構成される審査会で、二次判定を行う。	12,525	-	-	-	-			国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
264	障がい福祉課	障害者自立支援医療費給付事業	○	自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度 ○更生医療 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う。 ○育成医療 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。	219,904	-	-	-	-		対象者に制度や手続きについて周知を図っている。	国の制度である本事業と地方自治体の制度である重度障害者医療費助成事業との整合について国等に要望していく。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
265	障がい福祉課	重度障がい者医療費助成事業		重度の障がい者に対して、保険医療費の自己負担分を助成する。ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けていることにより助成対象となる場合は、通院医療費のみが助成対象となる。 ○対象者 本市に居住する社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者のうち、次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された方 (3) 身体障害者手帳3級の交付を受け、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	608,853	受給者証所持者数(人)	3,567	3,484	97.7%	重度障がい者の経済的負担の軽減を目的としている。	平成27年度末から、社会保険等に関する審査・支払の委託先を変更した。このことにより、高額療養費の事務処理等の軽減を図るとともに、医療機関手数料を廃止した。	対象の要件等の検討を続けながら当面は現状を維持し実施していく。 また、国の制度である障害者自立支援医療費給付事業と地方自治体の制度である本制度との整合について国等に要望していく。	① 継続実施
266	障がい福祉課	コミュニケーション支援事業		聴覚障がい者、音声言語機能に障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。 ○手話通訳者の配置 障がい福祉課の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障がい者からの相談、行政手続の支援、手話通訳・要約筆記者の派遣コーディネートを行う。 ○手話通訳・要約筆記者の派遣 社会生活上必要な手続等のため意思疎通が必要な場合に、聴覚障がい者等からの申請により手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。 ○手話奉仕員(通訳者)・要約筆記者の養成 派遣手話通訳者及び要約筆記者を担う人材を発掘、育成するため、養成講座を開催する。令和5年度は、手話奉仕員養成講座を全42回、手話通訳者養成レベルアップ講座を全20回、要約筆記(PC)者養成講座を全8回開催した。	2,535	-	-	-	-		平成28年度から、手話通訳士の資格を有した職員を配置し、窓口における聴覚障がい者への対応力の向上、効果的な養成講座の開催及び派遣のコーディネートの適正化が図られた。 令和3年度からは、雇用形態を任期のない常勤職員として新規採用した。	市が義務として行う手話奉仕員養成を実施するほか、通訳者養成のため、県の通訳者養成講座の受講を可能にするための講座も継続して実施する必要がある。	① 継続実施
267	障がい福祉課	障がい者生活支援事業		障がい者の日常生活を支援するため次の事業を行う。 ○重度障がい者住宅設備改良費助成事業 ○移動支援サービス事業 ○日中一時支援サービス事業 ○重度障がい者訪問入浴サービス事業 ○日常生活用具給付事業 ○軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	132,968	-	-	-	-		各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。	県内他市の動向に注視するなど、既存制度に改善の必要があれば対応していく。	① 継続実施
268	障がい福祉課	障がい者自立支援事業		在宅で生活する重度障がい者等の自立を支援するほか、施設に入所等をして障がい者がグループホームに居を移したときの家賃の一部を助成する。	24,243	-	-	-	-		各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。 グループホーム利用者への家賃助成について、令和元年度から助成期間を3年間に延長するとともに、地域移行者以外の利用者についても助成制度を創設した。	各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
269	障がい福祉課	情報バリアフリー事業		障がい者の日常生活及び社会生活を支援するためには、適切な情報提供が必要であることから、視覚障がい者の障がい特性に配慮した方法により情報提供を行う。	142	点訳冊子の発行部数(部)	120	120	100.0%	行政情報の提供であるため市が実施すべき事業であり、視覚障がい者へ行政情報を提供することができた。	庁内に、視覚障がい者の求めに応じた行政情報の提供体制は整っていない中で、必要な情報提供を行っている。	障がい福祉課所管の特定の情報のみを点訳・音訳しているが、視覚障がい者が望む情報伝達手段はさまざまである。視覚障がい者への情報伝達手段としての点字より汎用性が高い音声データによる情報伝達を強化していく。	① 継続実施
270	障がい福祉課	歯科二次診療所管理運営事業		障がいの程度や設備の面で一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者に対し、安全でより高度な歯科診療と口腔保健指導を行う。(指定管理制度適用施設) (所在地)小田原市南鴨宮2丁目27番19号 (診療日) 歯科診療:火曜日と木曜日の午前9時から正午 保健指導:月曜日から木曜日の午前9時から午後5時(ただし、歯科診療日の火曜日と木曜日は、午後1時から午後5時) (診療受付)完全予約制 令和5年度に令和6年度から5年間の指定管理者として、一般社団法人小田原歯科医師会を指定した。	57,886	年間延べ受診者数(人)	1,200	1,216	101.3%	障がいの特性などから、一般の歯科診療所で治療できない重度障がい者のための歯科診療所で、一般社団法人小田原歯科医師会を指定管理者として委託している。 運営費は、2市8町で負担している。	指定管理者として委託し、効率の良い運営を図っている。	建物や付帯設備、診療機器の経年劣化が進んでいるため、今後も計画的に施設修繕等を行っていく必要がある。	① 継続実施
271	障がい福祉課	障がい者福祉施設等運営支援事業		障がい者の日中活動の場である地域活動支援センターの運営や支援困難者を受け入れる体制を整える団体に対して、運営費補助金を交付する。	146,427	地域活動支援センター年間延べ利用者数(人)	12,900	13,055	101.2%	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らすことのできる社会とするため必要である。	補助金の支出に当たっては、審査を厳格に行っている。	時代の変化とともに、障がい者を取り巻く状況は変化してきており、それらのニーズに合わせた補助内容を検討していく必要がある。支援員の処遇改善について県への要望など検討していく。	① 継続実施
272	障がい福祉課	障がい者福祉施設・設備整備費補助事業		○グループホーム等設置費補助金 障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、建設費及び冷蔵庫、洗濯機等の購入に要する初度調弁費を助成する。 補助上限は、建設費が500万円、初度調弁費が50万円。	6,000	グループホーム設置補助件数(件)	3	3	100.0%	障がい者の地域移行が進む中、その選択肢の一つとして、グループホームは大きな役割を担っており、整備に当たって費用を助成することは必要である。	事前に事業者と情報交換しながら実施している。	軽度・中度の知的障がい者を対象としたグループホームは比較的整備が進んでいるが、重度の知的障がい者、身体・精神の障がい者や重度重複障がい者を対象としたグループホームは整備が進んでいないので、積極的に補助事業について周知を図っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
273	障がい福祉課	障がい者就労支援事業		就労を希望する障がい者を支援する目的で次の事業を実施する。 ○障害者就業・生活支援センター運営費の助成(県西2市8町共同事業) 障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、社会福祉施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に補助金を交付する。 ○農福連携 障がい者の社会参加の推進と農業従事者の働き手の確保を目的とした事業。障害者支援センター(ぼけっと(社会福祉法人よるべ会))に業務を委託し、農福連携に係る調査や先進事例の視察、障がい福祉事業所と農家への普及啓発活動を行い、双方のマッチングを支援する。	10,577	障害者就業・生活支援センター登録者数(人)	500	511	102.2%	地方公共団体は、障がい者の雇用の促進、職業の安定を図るために必要な施策を、障がい者の福祉に関する施策と連携を図り、推進するように努めなければならない。 農福連携による障がい者の社会参加により、自信や生きがいを獲得し、地域共生社会を実現に寄与する。	一般就労に結び付く障がい者もいるが、短期間で離職してしまう場合もある。知的・精神障がい者の就労に対しては、就労後のサポートも必要である。将来的な自走を見据え、障がい福祉事業所と農業従事者の橋渡し役を配置し、継続的なフォローを行っていくことが必要である。	就業・生活支援センターとの連携を継続して障がい者の就労を支援していく。農福連携の取組を周知するための啓発活動及び新たなマッチングの成立とアフターフォローを行う。また、農福連携に係る情報の集約及び協議機関として農福連携協議会(仮称)を設立する。	① 継続実施
274	障がい福祉課	障がい者スポーツ・文化活動支援事業		障がい者の社会参加を支援するため、スポーツ・レクリエーションに関する事業を行うほか、障がい者の社会参加を推進する事業を行う団体を対象に事業費を助成する。 ○スポーツ・レクリエーション事業 城下町おだわらソーデーマーチに合わせて、パラスポーツの体験を通した障がい者理解の普及啓発イベントを開催した。 ○社会参加促進に関する活動を行う団体に対する助成 障がい者のスポーツ大会等を行う団体に対して、運営費を助成する。 ○知的障がい者サークル活動 在宅知的障がい者の日常生活活動に必要な基礎知識の習得や余暇支援を行う。	1,213	スポーツ・レクリエーション事業参加者数(人)	470	100	21.3%	障害者慰安激励事業(バス旅行)の見直しの結果、創設した経緯がある。 障がい者団体との協調事業であり、スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参加の推進に寄与している。	NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて実施していたが、令和3年に同協議会が解散したため、令和4年度からスポーツクラブと連携して障がい者スポーツの普及啓発イベントを行った。 従前は、知的障がい者を中心にスポーツ・レクリエーションを行っていたが、障がい特性を限定せず、障害がある方もない方も楽しめるイベントとして開催した。	障害がある方もない方も参加できるスポーツ・レクリエーション事業として開催し、お互いが理解しあえるイベントとして実施する。	① 継続実施
275	障がい福祉課	障がい者交通費助成事業		障がい者の日中活動の支援や社会参加の機会の増加等を目的に交通に係る費用を助成する。 ○障がい者施設等通所者交通費助成事業 就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等に通所する障がい者の通所に係る交通費を助成する。 ○障がい者自動車改造費助成事業 一定の障がいがある方に、自分で運転するために必要な改造に係る費用を助成する。 ○障がい者福祉タクシー利用助成事業 特定疾病医療受給者証、身体障害者手帳1・2級を所持しているなど条件を満たした障がい者等に対し、初乗り運賃等分を助成するタクシー券を交付する。	55,242	通所者交通費年間実利用者数(人)	550	565	102.7%	障がい者の社会参加に資することができている。	通所者交通費については、毎回、申請について個別に審査し給付を決定している。	それぞれの事業について、対象者や助成金額等について検証しながら実施していく。	② 見直し・改善
276	障がい福祉課	障がい児通所支援事業	○	児童福祉法に基づき障害児通所支援給付費等を給付する。 児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスの利用を希望する障がい児の保護者は、市から受給者証の交付を受け、サービス事業所と契約を結びサービスを利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した額を障害児通所給付費として支給する。	917,372	-	-	-	-		各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
277	保険課	国民年金事業	○	・国民年金第1号被保険者に係る資格得喪、裁定請求等の受付・送付及び相談業務。 この事業は、国民年金法第十二条第一項及び第四項(第五条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務である(国民年金法第六条)。 ・国民年金広報の充実 市民の年金受給権の確保、年金受給額の最大化に向け、積極的な広報活動(広報紙やモニター広告等)を展開する。	9,382	-	-	-	-		年金機構発行の機関紙等での情報収集や法改正の動向を注視し、早め早めにタイムリーな記事の把握に努めた。	近年の水準を今後も維持できるよう工夫を重ね、事業を継続していく。	① 継続実施
278	保険課	保険料収納率向上対策事業		国民健康保険の制度運営の根幹をなす保険料収入を確保するため、次の各事業を中心に展開していくことで、収納率の向上を目指す。 ・徴収嘱託員事業 滞納整理事務の一環として、保険料滞納者宅を訪問し、保険料の徴収及び納付指導や現地調査を行うため、また、庁内で職員の滞納整理事務の一部を担当してもらうため、徴収嘱託員を設置する。 ・電話納付勧奨事業 滞納整理事務の一環として、国民健康保険料の滞納累積を抑止するため、外部委託による滞納初期段階における電話納付勧奨業務を行う。 ・滞納情報管理事業 滞納者との折衝や被保険者からの問い合わせへの迅速な対応、滞納整理に関する書類や統計等の作成の効率化を図るため、世帯構成、保険料額、収納状況、交渉経過等を滞納整理管理システムで一括管理する。	12,822	現年度国民健康保険料収納率(%)	95	94.75	99.7%		本事業は、保険制度の運営において財政基盤の安定化と負担の公平化を担保するものであり、市が積極的に取り組む必要がある。 電話や訪問等により滞納者に直接働き掛けるとともに、滞納整理管理システムで各種情報を一括管理することで、円滑かつ迅速な滞納整理が可能となる。	徴収嘱託員の設置や市税等納付促進センターの電話納付勧奨を活用することにより、高額滞納案件について効率的に対応することができた。 徴収嘱託員事業では、外勤嘱託員による国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の訪問催告を実施した。 電話納付勧奨事業では、現年度分の滞納者に限らず滞納繰越分の滞納者も架電対象に加え納付勧奨を実施した。 滞納情報管理事業では、収納率向上や事務の効率化を目指し、令和3年度からスマホ収納及び滞納者財産調査の一つである預貯金調査の電子化を導入し活用しているほか、令和5年7月から市役所等の窓口において、キャッシュカードだけで国民健康保険料の口座振替手続きが可能となる「ペイジー口座振替受付サービス」を開始した。	現状を維持しつつ、各事業の課題の実現に向け引き続き検討する。
279	保険課	国民健康保険事業特別会計への繰り出し	○	繰出金には、法定繰り出しと法定外繰り出しがあり、このうち法定外繰り出しについては、累積赤字の解消、基金積立や保健事業の充実等、国保財政の安定化に資するため措置しているが、令和5年度決算において338,363,963円繰り出したので、徐々に減少させていく。	1,600,000	-	-	-	-		法定外繰出金を繰り出すに当たり、決算見込総括表と繰出金の内訳を確認し、内容が妥当であるかチェックした。		① 継続実施
280	保険課	国民健康保険診療施設事業特別会計への繰り出し		片浦地域における唯一の医療機関として地域医療を担い、かかりつけ医として大きな役割を果たしている片浦診療所の財源不足を補うため必要な繰り出しを行う。	7,000	一般会計からの繰出額(千円)	11,000	7000	63.6%		歳入の大幅な増加が見込めない中、安定的な運営のために必要である。		片浦診療所の適正な運営に努めた。

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
281	保険課	後期高齢者医療事業特別会計への繰り出し	○	後期高齢者医療制度運営のため、後期高齢者医療制度の医療費負担に係る負担分や運営事務費等について、一般会計から繰出金を支出する。 ・事務費繰入金(保険料徴収等に係る人件費・物件費) ・保険基盤安定繰入金(低所得者等の保険料軽減) ・広域連合事務費繰入金(広域連合でかかる経費) ・医療費負担金(国・県・市で負担する医療費の定率負担) 令和5年度は、前年度に比べ被保険者数が増加しているため、医療費や保険料軽減に係る費用が前年度に比べ増加している。	2,538,959	-	-	-	-		医療費の抑制策として、高齢介護課、健康づくり課と連携して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行った。		① 継続実施
282	保険課	片浦診療所あり方検討事業		片浦診療所(昭和31年5月15日開設)は、地域の診療所として運営して、今日まで60年以上が経過している。 木造建築物である当施設は、老朽化が著しく、平成31年3月策定の「小田原市公共施設再編基本計画」において、「当面は機能・施設ともに現状のまま継続するが、今後の運営の効率化や計画的な修繕等について検討する」とされている。 これに沿って、令和4年度から小田原市国民健康保険運営協議会において、片浦診療所の在り方について検討を始め、令和5年度は当診療所の現地視察や公益社団法人地域医療振興協会による調査分析の結果報告などを実施した。	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	平成31年3月策定の「小田原市 公共施設再編基本計画」において、「当面は機能・施設ともに現状のまま継続するが、今後の運営の効率化や計画的な修繕等について検討する」とされている施設であり、市として今後の方向性を決定する必要がある。		国民健康保険運営協議会にて、今後の在り方について検討する。	① 継続実施
283	健康づくり課	健康相談事業	○	市民の健康保持・増進を図るために、心身の健康に関する個別相談を実施し、生活改善など必要な助言・指導を行う。定期的な相談のほか、身近な地域の公民館等での出張相談や電話での相談を実施する。	74	-	-	-	-		新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、地域活動を再開した地区が増加したことで、健康相談の機会が増えた。 また、健康チェックの項目において測定する機会の少ない血管年齢測定を年度当初から取り入れたことで、参加意欲の動機付けとなった。	回覧や広報等では周知に限界があるため、ショッピングモール等の人が多く集まる場所で開催し、自分の健康を知ってもらい、健康への関心を高めて行く。また、開催回数も増やすことでより参加しやすい環境を作る。	① 継続実施
284	健康づくり課	訪問指導事業	○	心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる者を保健師等が家庭訪問し、生活習慣病の予防、関係制度の活用、関係機関との連携、介護家族の健康管理等、本人及び家族に必要な指導を行い、要介護状態になることの予防と健康の保持増進を図る。	286	-	-	-	-		制度の狭間で支援やサービスにつながない方や、医療の必要性があるが医療受診につながない方など、他機関から連絡を受け行政保健師が介入する場面が増加しており、市民の健康問題をきめ細やかに解決するためには、行政が行うことが重要である。 医師会、民間等で訪問看護を行っているが、行政保健師の訪問の目的が、それとは異なるため、市の事業として必要である。	他関係機関との連携や、行政の保健師による訪問指導の周知徹底を行いつつ、継続実施。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
285	健康づくり課	健康診査事業	○	75歳以上の後期高齢者医療の者や生活保護利用者等に対し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康診査を実施する。また、被用者保険が実施する特定健康診査において実施されない項目について、追加項目・詳細項目を実施する。 その他、40・45・50・55・60・65・70・75・80歳になる者に、生活習慣病予防の一環として歯周疾患予防のための成人歯科健診を実施する。 小田原医師会及び小田原歯科医師会に委託。	188,403	-	-	-	-		長寿健診等は、毎年継続的な受診ができることで、健康寿命の延伸につながる。成人歯科健診は、節目の年齢に受診券を送付することで、市民が歯科のかかりつけ医を持ち、以後継続的に定期受診ができる。	学校を卒業したあとも歯科健診の機会を設け、若い方を中心にかかりつけ歯科医の定着、歯周病の早期予防・発見により力を入れていく。	②見直し・改善
286	健康づくり課	がん検診事業	○	市民のがんの早期発見、早期治療により、市民のがんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。 がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)、肝炎ウイルス検診の実施及び要精検者の管理を行う。	231,454	-	-	-	-		がん検診の普及について民間団体と連携し、がん検診の普及の拡大になった。 また、防災のイベントにがん検診の普及啓発を行い、がん検診を身近に感じてもらうことにつながった。	若い世代にがん検診の受診を促す取組が必要であるため、検診を受けやすい環境づくりを検討していく。加えて、乳がん検診について民間団体と連携を強化し、勉強会やイベント開催を予定しており、民間団体と共催することでがん検診の受診率向上を目指す。	②見直し・改善
287	健康づくり課	健康情報システム管理運用事業	○	健康診査やがん検診、予防接種等の受診者の情報を経年的に管理する健康情報システムを、法改正等により必要に応じて改修し、総合的な保健指導に資する。 また、国は地方公共団体の基幹業務システムにおいて、令和8年3月までに全国的にガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を行うことを目指しており、それに向けた移行作業を順次行っている。	9,237	-	-	-	-		個人の健康に関する情報が一元化され、経年管理できることで、健康づくりのための保健指導等に役立てることができている。	適切な個人情報の管理を行うための運用と管理方法の検討を行うとともに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を行っていく。	①継続実施
288	健康づくり課	特定健診・特定保健指導事業	○	本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施している「特定健康診査・特定保健指導実施計画」を基に推進するものであり、生活習慣病対策としてメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健診と、その結果に基づいて必要な方には特定保健指導を行うものである。計画の中では、特定健診の受診率・特定保健指導の終了率や、メタボリックシンドローム該当者等の減少等、目標値を定めている。 特定健診受診率向上の取組として、次のとおり実施した。 ○実効手法 ・70歳以上の被保険者と住民税非課税世帯は自己負担金を免除 ・特定健診初年度である年度内40歳到達者の受診料免除 ・5年間特定健診未受診かつ生活習慣病での医療機関受診歴がない者等を対象に、10月、11月に集団健診を実施 ・特定健診の代わりに人間ドックを受診した者に対し助成金を支給 ○普及啓発…受診券発送後にケーブルテレビの放送や広報紙への掲載、各種イベントでの受診勧奨を実施 ○受診勧奨…過去の健診やレセプトデータをもとに対象者を抽出し、電話やハガキによる受診勧奨を実施	111,298	-	-	-	-		特定健診を受診することで生活習慣の見直しを図り、生活習慣病を予防することを目的としているため、10年20年といったスパンで医療費の適正化が図られていくものと考えている。 各対象者の層に合った勧奨内容になるよう工夫し、電話勧奨や通知勧奨を実施した。	・診療情報提供事業の実施、医療機関等への普及 ・未受診理由アンケートの分析 ・推定一日塩分摂取量の分析 以上により、前年度受診者の受診継続を図りつつ、新規特定健診対象者や定期的に受診している層へ働き掛けることで、更なる受診率向上を図り、健康状態の把握による医療費の適正化・市民の健康増進を目指す。	②見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
289	健康づくり課	感染症予防事業	○	- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、市民に対し予防接種法に基づく新型コロナワクチンの特例臨時接種を実施した。 - 新型コロナウイルス感染症を中心に、感染状況や感染対策、感染又は感染が疑われる際の対応等について、様々な情報提供ツール(市ホームページ、広報紙、自治会回覧、タウン紙等)を活用し、情報発信を行った。 - 感染症対策として、防護服や消毒液等の備蓄を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する夏と冬の時期に、庁内各部署へ消毒液の配布を行った。	702,506	-	-	-	-		・高コストとなっていた新型コロナワクチン接種に係る費用について、委託業務の仕様の見直しを行い、業務成果の水準を維持した状態で費用を削減し、最少の費用で最大の効果を上げるよう改善に努めた。 ・新型コロナワクチンの集団接種の実施に当たり、市民の方へ実施したアンケートの結果や、これまでに実施した集団接種の実績(会場、曜日、時間帯別の予約率等)を踏まえ実施し、市民の方が接種しやすくなるよう努めた。	・令和6年度以降の新型コロナワクチン接種は、国の方針に基づき、65歳以上の方等を対象とする定期接種として実施する。 ・感染症の感染状況や感染対策等の情報について、引き続き様々な情報提供ツールを活用し情報発信する。 ・感染症対策として、引き続き防護服や消毒液等の備蓄を行うとともに、感染状況等に応じて庁内各部署へ消毒液の配布を検討する。	② 見直し・改善
290	健康づくり課	予防接種事業(健康づくり課)	○	高齢者等に対する予防接種を実施する。 感染性の疾病を予防することにより、社会の維持及び市民の生命の保護・健康の維持を目的とする。 医師会等と業務委託の契約をし予防接種の実施環境を整えらるとともに、対象者に接種を行った。 带状疱疹ワクチン任意予防接種について、接種費用の一部助成を開始した。	133,445	-	-	-	-		全ての予防接種が医療機関での個別接種となっており、市では適切な接種と請求がされているかを、予約票等の精査により確認した。 また、個別に発送する接種券やホームページ等により、予防接種の有効性や副反応の情報などを正確に伝え、接種を検討している方が十分に納得した上で接種を受けられるようにした。	予防接種は社会の維持及び市民の生命・健康を守るために必須である。 国では、定期予防接種の対象疾病の拡大が随時検討されているため、その動向を注視し、適宜、事業の拡大や適切な周知を行っている。	① 継続実施
291	健康づくり課	健康増進計画推進事業		小田原市健康増進計画の目標である健康寿命の延伸を目指し、市民の健康や疾病の状況を把握し適切な保健事業を展開している。 ・第2期健康増進計画をスタートさせ、キックオフイベントを開催したほか、健康増進計画推進委員会を開催し、計画の進捗管理等について協議した。 ・小田原歯科医師会等と実施している「おくちのけんこうフェスティバル」は、講演会という形で実施をした。 ・脳血管疾患予防や栄養摂取課題の対策のために、適塩メニューや健康メニューの提供を行う地元飲食店や食塩相当量を表示した「健康おだわらい塩梅(あんべえ)MAP(野菜たっぷり・減塩・食べきり おだわらい食べ歩き)のグルメマップ」を発行した。 ・令和3年度から取り組んでいる「食事」と「運動」について引き続き事業を進めている。「食事」については、コンビニエンスストアに「野菜プラス1皿」のPOPを掲示し、食生活改善のヒントを載せたチラシの掲示や配架を行った。スーパーマーケットでは「野菜たっぷり(ひそかに減塩)弁当」を販売も引き続き実施した。「運動」についても令和4年度に引き続き健幸ポイントアプリを活用したウォーキングイベント「10万歩14Days」を開催した。 ・第2期健康増進計画の位置付けのもと、健康増進拠点の望ましい姿のイメージを整理し市民と方向性を共有するため、健康増進拠点基本構想の策定に着手した。	11,406	単年度での目標値設定が困難のため対象外	-	-	-	市民の健康寿命を延伸するために、さまざまな統計等から市の健康課題を抽出し検討した市の健康づくり計画であり、市が策定し進捗管理をしていくべきものである。	第2期計画について広く市民に周知するためキックオフイベントとして「健康寿命延伸セミナー」を開催した。 第2期計画の進捗管理に活用するため、取組分野ごとにロジックモデルの手法を用いて体系整理を行った。	健康増進計画推進委員会で意見交換をしながら計画を推進していく。	① 継続実施
292	健康づくり課	保健センター管理運営事業		市民の健康増進に寄与する拠点施設として、清掃、受付、人的警備を実施し利用環境の維持に努める。また、施設機能を安定して稼働させるため、設備機器等の維持管理に努めるとともに、保守点検を定期的に実施するほか、段階的に改修計画を立て改修事業を実施する。 清掃、受付、人的警備、中央監視業務は民間委託(包括管理業務対象)している。また、設備機器については、定期的な保守点検を委託しているほか、必要に応じて維持修繕等を実施している。 なお令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対応として感染症対応等医療関係団体以外の貸館業務を休止した。	31,421	会議室等利用件数(件)	1,000	1,009	100.9%	全市民を対象。保健衛生行政の拠点として市が維持していく必要がある。 乳幼児健診等のサービスの提供や休日・夜間急患診療所等の機能を維持できている。	専門的な分野については委託するなど適切な運営を図ることができている。 清掃、受付、中央監視業務や設備機器等の保守点検等は委託化している。	適切な維持管理を継続するとともに、開館後30年が経過していることから、計画的に設備機器等を更新していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
293	健康 づくり 課	健康教育 事業	○	市民の健康保持・増進を図るために、保健センターや地域で、生活習慣病予防や健康増進に関する講習会を開催する。 腹囲改善を目的とした教室(「おだわらシェイプアップチャレンジ」)は市民の関心も高く、令和5年度は2クール実施した。 依頼による健康教育件数は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に変更され、増加傾向にある。	2,214	-	-	-	-	市民の健康への意識の向上のために市が健康づくりを推進するものである。	腹囲改善を目的とした教室(「おだわらシェイプアップチャレンジ」)は、7回コースで教室を実施し、個別に電話や面接でフォローアップも行った。参加者同士の交流を育めるよう、グループ分けを行うなど工夫している。	引き続き、複数回コースでの教室を実施していく。講話や実技の内容については、参加者の傾向等に応じて、検討していく。	① 継続実施
294	健康 づくり 課	ふれあい けんこう フェスティ バル開催 事業		健康に関連した相談・各種健康チェック等健康づくりを中心に、市民の健康づくりを推進する普及啓発イベントを行政と関係団体が一体となって開催し、健康に対する意識の向上を図る。 年1回、ダイナシティウエストを会場に開催。 令和元年度は、台風のため中止となった。 令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。令和5年度はダイナシティウエストの会場が確保できなかったため、川東タウンセンターマロニエを会場に開催。	198	延べ参加 者数(人)	1,800	807	44.8%	市民の健康への意識の向上のために市が健康づくりを推進するものである。	医師会、歯科医師会、薬剤師会等が、それぞれの事業を行っているが、これら3師会が集まってのイベントはほかにはない。 3師会含めた関係団体で実行委員会形式を取り協同で進めている。	引き続き各団体が協力し、市民の健康意識向上のために実施していく。	① 継続実施
295	健康 づくり 課	健康おだ わら普及 員事業		市民一人ひとりが積極的に疾病の予防を行い、健康の増進に努めるための健康づくり運動を地域に根差すため実施する。 健康おだわら普及員を育成するため、健康づくりに関する各種研修会の開催のほか、定例会の開催、普及員からの相談や支援を行う。	2,505	定例会参加 者数(人)	400	342	85.5%	地域に健康づくりを普及啓発していくには、市民と協働して事業を展開していく必要がある。 普及員は全地区から推薦されており、地区担当保健師とともに全地区で活動を実施している。		地域での役割を理解いただき、今後も育成を継続するとともに地域に応じた活動も展開していく。 また、普及員の任期終了後は、健康づくりサポーターとして登録していただけるように促す。	① 継続実施
296	健康 づくり 課	地域自殺 対策強化 事業	○	本市における健康づくりを、より包括的・効果的に進めるとともに、市民の健康意識向上に向け、より分かりやすく伝えていくため、これまで個別に策定していた「健康増進計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」を一体化した「第2期小田原市健康増進計画」を策定し、令和5年4月から開始している。 普及啓発活動としては、市役所本庁舎でのパネル展示や図書館でのブックキャンペーンを実施した。神奈川県との共催で自殺対策講演会や包括相談会を実施した。 また、自殺対策を支える人材の育成の一環として、ゲートキーパー養成研修の実施や、困ったときに助けを求められるよう、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を対象を拡大し市内小学校20校に対し実施した。	60	-	-	-	-		児童生徒のSOSの出し方に関する教育を市内全小学校の6年生を対象とし、20校(1,065人)に実施ができた。ストレスマネジメントや相談することの大切さについて伝えることで、児童のこころの健康と自殺対策へつなげることができた。	自殺対策の普及啓発やゲートキーパー養成研修、児童生徒のSOSの出し方に関する教育等を継続する。SOSの出し方教育は、国によって推進されている自殺予防対策のための心理教育であるが、小学校での実施や効果検証報告数が限られていることから、本市の実践の効果検証を行う。令和6年度も引き続き全小学校6年生を対象に実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
297	健康 づくり 課	健幸ポイン ト事業		スマートフォンアプリを活用し、20歳以上の市民を対象に健康増進及び健康管理意識を高めることを目的とする。また、昨今の状況から、いわゆる新型コロナウイルスが引き起こす「健康二次被害」について、ウォーキングを促進することで予防に努める。 なお、インセンティブ付きポイント事業として実施することで、健康無関心層へも生活習慣の改善を働きかけていく。 令和5年度は、新規登録者を増やすため、ツーデーマーチ等、様々なイベントに普及ブースを出店した。その結果、登録者を増やすことができた。	6,539	アプリ登録 者数(人)	4300	4,577	106.4%	脳血管疾患の原因の一つである高血圧を予防するためには、生活習慣の改善が必要である。 スマートフォンのアプリを活用することで気軽に健康への関心を高められる。また、市が実施することで市民の健康への関心を把握し、市の実施しているイベントの周知も同時にできることから他事業への参加にもつながることができる。	高血圧対策プロジェクトと連動したウォーキングイベントを実施した。実施した参加者から好評であるため、今後も継続していきたい。参加者数の増加や歩数の増加には、魅力的なイベントとインセンティブが必要となるため、民間事業者との連携が更に必要となる。	参加者数は前年度を上回っており、今後も更に参加者数を増加するような工夫をしていく必要がある。現在の契約が令和6年度で終了となるため、令和7年度以降どのように展開していくか検討する必要がある。	② 見直 し・ 改善
298	健康 づくり 課	データヘル ス計画事 業	○	平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト(診療報酬明細書)等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」となっており、本市では平成28年度に「第1期データヘルス計画」を策定し、平成30年には、「第2期データヘルス計画～第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画～」を策定した。 平成30年度から開始した第2期データヘルス計画の振り返りを踏まえ、令和6年3月に第3期データヘルス計画を策定した。 健診結果やレセプトデータを活用し、特定健康診査受診率向上事業、特定保健指導利用勧奨事業、生活習慣病重症化予防事業、及び受診行動適正化事業を実施した。	10,657	-	-	-	-		特定健診・特定保健指導事業と同様、医療費の適正化は10年、20年といった中長期のスパンで図られていくものと考えている。 特定健診の結果やレセプトデータを用いて、効果的な受診勧奨が実施できるよう努めた。	対象者の見直しや実施体制の検討をしながら策定した計画に基づき、効果的な事業を実施していく。 30歳代の若い働き盛りの世代に健康意識を啓発し、40歳以上からの特定健康診査の受診行動の定着を促す。	② 見直 し・ 改善
299	健康 づくり 課	高齢者の 保健事業 と介護予 防の一体 的実施事 業	○	加入する医療保険制度における保健事業の接続性や介護予防に着目した疾病予防の取組の必要性から、法の改正があり、市町村が主体的となって高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することとなった。 (1)ハイリスクアプローチ(健康相談) 健診受診者のうち、異常値を指摘されているが、受診行動等のない高血圧、脂質異常症などの疾患が重症化するリスクの高い者に、健康相談の場を案内し、受診勧奨等の保健指導を行う。 (2)ポピュレーションアプローチ 市の認知症予防教室といった高齢者が集う通いの場で健康教育や健康相談を実施する。	87	-	-	-	-		(1)ハイリスクアプローチについては、令和5年度は、健康相談を行うに当たって、面談と電話に加えて、家庭訪問を実施した。家庭訪問で健康相談を行うことで、関心期の対象者を取り入れることにつながったと考えられる。 (2)ポピュレーションアプローチでは、従来の認知症予防教室での健康相談に加えて、地域の通いの場での健康相談を行った。保健師等が関与できる場が増えていると考えられる。	参加者の状況等見つつ、参加しなかった対象者への対応も検討しながら継続して実施する。 令和2年度から5年目となり、データ分析をして健康課題を捉え直す。	② 見直 し・ 改善
300	健康 づくり 課	介護予防 把握事業		市内の70歳に到達した高齢者と前年度の未回答者(71歳～74歳)を対象に、個別の生活実態を調査し、調査結果から、市全体及び日常生活圏域別の高齢者の生活実態の把握及び課題の抽出を行うことで、総合事業における一般介護予防事業等の検討・評価するとともに、生活機能の低下がみられ、要支援・要介護状態に陥るおそれのある者を早期に把握し、個別の課題に応じた適切な支援・サービスに繋げる。 ・アンケート調査を行い、回答者あてに判定結果等を記したアドバイス票を送付する。 ・調査結果をまとめた調査結果報告書を作成する。 ・生活圏域別の個人調査結果データを希望する地域包括支援センターに提供する。	4,400	連携した地域包括支援センター数(箇所)	12	7	58.3%	対象者へのアンケート調査を行うことにより、対象者の日常生活状態を判定して、フレイル(虚弱状態)になる前に適切なアドバイスを行い、市が行っている各種の介護予防事業を紹介することができる。 個人別リスク判定結果を地域包括支援センターと共有することにより、個別の支援に役立てることができる。	リスク出現率は71歳～74歳の年齢層が70歳より高くなるが、71歳～74歳の有効回収率が70歳に比べ低くなっているため、前回調査とのリスク出現率の比較を70歳を対象とするよう変更した。	引き続き、調査を継続し対象者への介護予防事業への参加を促していく。 判定結果の有効活用について検証と検討を行う。 市内12か所全ての地域包括支援センターが個人結果データの利用をできるよう調整を進めていく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
301	健康づくり課	高齢者筋力向上トレーニング事業		65歳以上の高齢者で介護予防の必要性がある方を対象に、専門スタッフによるアセスメントに基づく筋力トレーニングを実施し、要介護状態となることを予防するとともに、高齢者自らが介護予防に向けた自主的な取組が実施されるよう支援する。 いそしぎ・小田原アリーナ、プールの基幹型高齢者筋力向上トレーニング教室の開催と地域で自主的に行っている地域型筋トレグループの支援を行っている。 ※基幹型(小田原アリーナ・生きがいふれあいセンターいそしぎ・プール)については、令和5年度に新型コロナウイルス感染症の取り扱いが変更されたが、新型コロナウイルス感染拡大対策のため行っていた教室参加定員や年間参加回数の抑制などを継続したほか、記録的な猛暑で熱中症警戒アラートがたびたび発出され高齢者が参加を控えるなどしたため、参加延べ人数が前年度並みとなった。 また、地域型については、会員の高齢化のため支援を希望しない団体もあった。	25,517	教室参加者数(延べ人数)	34,770	25,007	71.9%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	健康等を目的とした類似の教室は、民間でも実施されているが、高齢者の介護予防を目的とした教室については、保険者たる市が実施することが適当である。 コロナ禍で縮小していたアリーナマシン教室の運動時間を45分から60分に拡大した。	・基幹型:いそしぎ、小田原アリーナ、プールの三つを基幹型とし、いずれも事業者と打合せし、情報を共有しながらセルフケアも含めた介護予防が促進されるよう実施する。 ・地域型:地域の通いの場として、活動状況について引き続き把握していく。	①継続実施
302	健康づくり課	高齢者栄養改善事業		栄養教室等の開催を通して、介護予防に必要な影響に関する知識の習得を図るとともに、高齢者の低栄養状態の予防と改善を図る。 男性を対象とした料理教室も開催する。 ※感染対策を行いながら調理実習を再開し、年間8回実施した。	80	教室参加者数(延べ人数)	300	122	40.7%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	事業費の全てが講師謝礼である。 教室の開催に当たり、専門的な知見を有している外部講師に依頼している。	コロナ禍のため中止してきた調理実習を再開したことに加え、感染対策に留意しながら試食を再開する。 共催している小田原創友クラブとの連携を強め参加者数の増加を図る。	①継続実施
303	健康づくり課	認知症予防事業		認知症の予防を図るため、脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(ポピュレーションアプローチ)の対象事業として実施した。	2,350	教室参加者数(延べ人数)	1,612	1,466	90.9%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	民間への委託によりコストの低減を図っている。	委託事業者とも「地域の通いの場の大切さ」について十分に打合せをもち、意識の共有を図りながら取り組んでいく。 令和7年度以降、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(ポピュレーションアプローチ)の対象事業として実施するか検討する。	①継続実施
304	健康づくり課	介護予防普及啓発事業		地域の高齢者等を対象に、自ら行える介護予防についての講座を開催し、介護予防の意識を啓発する。令和元年度及び令和2年度は、市民提案型協働事業として、「高齢期の知っといきいき講座」を開催し、整理収納による転倒予防の普及に取り組んだ。令和3年度からは市主催の事業として開催している。令和5年度はフレイル予防をテーマに実施した。また、おだわら総合医療福祉会館で地域の高齢者の憩いの場となる介護予防対策室を運営する。	1,546	講座等参加者数及び介護予防対策室利用者数(延べ人数)	5,300	1,396	26.3%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	講演会は、他のイベントに合わせるなど臨機応変に対応するために直営実施が最適である。 介護予防対策室の運営は委託にて運営している。 包括連携協定を締結している民間事業者から講師を派遣してもらい、フレイル予防講座を開催した。	常設に近い形で運営している介護予防対策室の周知や民間企業の協力による教室開催、イベントへの参加等いろいろな場面で介護予防の普及啓発を促進する。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
305	健康づくり課	高齢者体操教室開催事業		65歳以上の高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進するため、ストレッチ体操やリズム体操を中心に参加者に合わせた運動を行う。	1,403	教室参加者数(延べ人数)	6,300	6,768	107.4%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	申込方法について、これまで希望者全員が電話による申し込みをしていたが、現在参加している方は原則、電話による申し込みを不要にして、申し込み時の負担を減らした。参加希望者が多いため、公平性の観点から、前回参加していない方を優先して参加できるように選考方法を見直した。	多くの高齢者が参加し、介護予防の意識付けとするには、地域の通いの場の活用や自主グループ化について検討していく必要がある。令和6年度から各会場2グループ制を維持しつつ、1グループ定員を5名増員して実施する。	① 継続実施
306	健康づくり課	いきいき健康事業		高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを防止するため、地区社会福祉協議会単位で、転倒予防、高齢者体操、ウォーキング、生活体力測定などの教室を開催する。 コロナ禍の影響や会員の高齢化のため、活動できない地区が存在している。	1,535	教室参加者数(延べ人数)	2,700	1,769	65.5%	介護予防の普及啓発については、保険者(市)が中心的な役割を担うべきものとする。	小田原市社会福祉協議会に委託し、地区ごとの実情にあった活動をしている。コロナ禍で活動中止していた団体も徐々に活動を再開している。	地区の実情に応じ、年間の活動実施回数を増やしていく。	① 継続実施
307	健康づくり課	地域介護予防活動支援事業		高齢者を支える「地域」において介護予防意識を高め、地域における主体的な介護予防の取組や活動を促進するため、地域福祉の担い手を対象とした講座を実施する。 ※コロナ禍の影響が残るため、三師会への講師派遣依頼はできなかったが、市職員による講義を2回行った。(生涯現役推進事業・介護保険制度)	0	教室参加者数(延べ人数)	480	128	26.7%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	事業予算は必要最低限の報償費である。コロナ禍の影響が残る小田原医師会・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会に依頼するのは困難と考え、市職員による知識の普及を図るための講座(生涯現役推進事業・介護保険制度)を開催した。	介護予防に関する正しい知識の普及のため、引き続き講座を開催していく。参加者は学んだ内容を地域で普及していくので、伝達しやすい資料づくりを意識し、行政が把握している課題と高齢者のニーズをマッチングさせながら、老人クラブ連合会と調整し実施していく。	① 継続実施
308	健康づくり課	ふれあい担い手発掘事業		地域の住民、団体等が連携して主体的・継続的に高齢者の生活支援、健康づくり、生きがいづくりや介護予防に取り組む活動を支援する。 ※コロナ禍で、地域の住民、団体等の活動が控えられたこと等により、令和5年度は補助金の交付申請がなかった。	0	補助団体数(団体)	4	0	0.0%	高齢者を地域全体で支えるため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	介護予防に自主的に取組を立ち上げる際に活用されており、その後も活動が継続されていることから十分な効果を発揮している。より多くの団体が利用できるように要綱について見直しを行った。	制度の周知を図りながら、新たな自主活動につながるようニーズの把握に努め、立ち上げに関する相談窓口となり、地域における自主グループ活動に対する支援を行っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
309	健康づくり課	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取組を機能強化し、通所・訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。 ※市公式HPに掲載した「リハビリ講座」の内容等をリハビリ情報誌(おだりハ Vol.2)に冊子化し、市内介護事業所、公共施設等に配布した。	409	研修会開催数(回)	2	2	100.0%	介護予防の取組を機能強化することにより、高齢者が要介護状態となることを予防し、介護サービスに頼らない自立の促進や、介護状態の重度化を防ぐことができる。結果として、介護に要する費用の効率化を図ることができる。	介護事業所や地縁組織等の介護予防に関する取組を幅広く強化するため、リハビリテーション専門職が柔軟に対応できるよう、事業実施方法を協議しながら取り組んだ。 リハビリ情報誌については、未掲載の原稿を全て刊行できるよう内容を精査しページ数を削減した。	これまでの取組実績により築かれてきた地域・支援者との連携基盤、活動のノウハウを活かしながら、引き続き介護予防に資するリハビリテーションの専門的見地からの支援や情報発信を充実させる。	① 継続実施
310	健康づくり課	食育実践活動事業		食育を推進するため講演会や食育サポートメイトの養成講座を開催するとともに、その資質を向上させるための育成研修を行う。また、食育サポートメイトに食生活改善を通して地域住民の健康づくりを進める事業を委託する。	163	食育サポートメイトと連携した食育訪問の実施回数(回)	21	19	90.5%	食育サポートメイト支援事業として平成14年度に神奈川県から移管された事業であり、市の食育サポートメイトを養成している。食育活動を委託し、食に対する知識の普及・啓発を図り、保健事業を効果的に実施するため。	・コロナ禍で対面実施が減少していた保育園等の食育訪問を本格的に再開した。食育サポートメイト養成講座のカリキュラムの一部に食育サポートメイトの食育活動見学を取り入れ、地域活動を学べる機会を設け、双方の交流を図った。 ・地元の食材を利用した対象者別料理教室の再開や健康的な郷土料理レシピの考案しタナゴはんコンテストに2点応募し、料理を通じた食育活動に取り組んだ。	・保育園等の食育訪問を着実に実施 ・食育サポートメイトの活動PR(イベント参加、SMS等の活用) ・地元の食材を利用した対象者別料理教室の増加 ・健康的な郷土料理レシピの考案	① 継続実施
311	健康づくり課	難治性疾患対策事業		難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成と疾病の正しい理解及び認識の取得を図るための研修の開催、疾病予防の体制作り、予防知識の普及啓発を行う。 令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策として、従来の対面型講演会からオンライン講演会に変更したり、webと現地会場によるハイブリッドで実施していたが、令和5年度は、web開催の講演会を1回、現地会場での講演会を1回実施した。	200	講演会の参加者数(人)	50	87	174.0%	難治性疾患と言われている、肝疾患、腎疾患及び糖尿病の疾病等については、患者数も多く、予防対策を行えばその効果が期待できるため、疾病予防、教育体制及び調査研究の確立を図る。	医療従事者の育成、研修の開催、予防知識の普及啓発を行うためには、医師会以外では実施できない。	事業を継続していく。	① 継続実施
312	健康づくり課	献血普及啓発事業	○	献血の推進をするため、小田原市赤十字奉仕団や自治会、ライオンズクラブなどの団体の協力を得て、神奈川県赤十字血液センターによる該当企業における献血を支援している。また、PRを行い、献血に対する理解と協力を求めている。	0	-	-	-	-		直接的な経費を市は負担していない。 献血そのものは神奈川県赤十字血液センターが担っている。 献血は神奈川県赤十字血液センターの専管事項となっている。	継続実施	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
313	健康づくり課	骨髄移植ドナー支援事業		日本では、毎年新たに約1万人のかたが白血病などの血液疾患を発症している。骨髄バンクに登録をしている患者のうち、実際に移植を受けられるのは約6割で、移植を必要とする全ての患者を救うには、より多くの方に提供希望者(ドナー)登録をしていただくことが必要となる。また、骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に7日程度要することから、ドナーに対する支援も必要となる。	0	申請数(件)	1	0	0.0%	骨髄提供者(ドナー)を増やすための助成事業は、行政が担うべき事業である。		引き続き、適切に事業を実施しつつ、補助対象者の範囲拡大を県に要望していく。	① 継続実施
314	健康づくり課	休日・夜間急患診療所助成事業		休日及び夜間における一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会が運営する休日・夜間急患診療所、休日急患歯科診療所及び休日・夜間急患薬局の運営費を補助する。 令和5年度は、休日・夜間急患診療所にてPCR等の検査を実施するための検査担当員の配置に係る費用について追加の補助を行った。 小田原市休日・夜間急患診療所(医科・歯科・薬局)の運営経費について、令和5年度から足柄上郡1市5町にも営経費の負担をしてもらうことになった。	161,148	休日・夜間急患診療所・休日急患歯科診療所の受診者数(人)	15,000	15,662	104.4%	市民の生活環境が変化していく中、休日及び準夜間の初期診療へのニーズに対応している。		かかりつけ医の必要性や一次、二次、三次救急のそれぞれの役割について周知していく必要がある。	② 見直し・改善
315	健康づくり課	広域二次病院群(補充)輪番制助成事業		入院や手術を要する救急患者及び一次救急医療機関からの転送患者に対応するため、県西地域内の10病院が輪番により内科系、外科系の2病院体制で、毎夜間及び休日昼間に診療を行うための運営費を助成する。 また、市独自の施策として、当番病院に市外病院が当たる場合、市民の利便性向上のため、別の市内病院を補充するための運営費を助成する。 実施病院:小林病院、小澤病院、間中病院、丹羽病院、西湘病院、山近記念総合病院、小田原市立病院、大内病院、湯河原胃腸病院、県立足柄上病院	101,728	受診者数(人)	3,500	2,850	81.4%	休日や夜間の診療体制を維持するため必要である。		深夜診療や、必要時の補充当番病院の確保、救急搬送の在り方等を検討していく必要がある。	① 継続実施
316	健康づくり課	小児深夜救急医療事業		毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。 小児・乳幼児の深夜帯における急病を診療するため実施している。 小田原市立病院の小児深夜救急診療に対し負担金を支出した。	25,000	受診者数(人)	2,000	2,099	105.0%	市立病院が小児深夜救急事業を実施していくためには、補助金を支出する必要がある。		引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

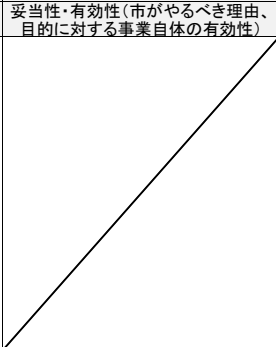
No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
317	健康づくり課	救急医療機関外国籍市民対策費助成事業		医療費の負担ができない外国籍市民が県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じた場合に、医療機関の損失を補填する。 外国籍の市民の未収金相当額を救急医療機関に助成する。	0	申請があった場合の申請に対する助成率(率)(申請に左右される指標であるため、達成度判定対象外)	-	-	-	救急医療を担う医療機関の負担を軽減する。		救急医療を担う医療機関の負担を軽減する必要がある。	① 継続実施
318	健康づくり課	看護職員人材育成支援事業		地域医療の充実に必要な看護師等の養成と確保を図るため、小田原医師会が運営するおだわら看護専門学校の運営費の一部を助成する。 医療現場において不足している看護職員を地域で養成し、確保するため、医師会設立の看護専門学校を支援する。	50,000	おだわら看護専門学校卒業生数(人)	80	59	73.8%	看護職員確保のため学校運営等の支援は必要である。		継続実施	① 継続実施
319	健康づくり課	災害時医療救護体制整備事業		災害時の医薬品の確保及び衛生材料の備蓄をするとともに、医師会や歯科医師会、薬剤師会等関係機関と協力し、災害時の医療救護活動の円滑な運用を図る。 災害発生時に、応急処置が必要な避難者に対し、仮設救護所で使用する医薬品等の確保・整備を図る。	1,123	衛生材料買替校数(校)	4	4	100.0%	災害時の医療の確保であり、市が関与する必要がある。 全市民を対象とした事業である。	年に一度、小田原医師会及び小田原薬剤師会とともに医薬品の見直し等協議している。 令和3年度から年に一度、四師会と調整し仮設救護所設置訓練を実施した。	仮設救護所設置は、以前は全校(25校)を想定していたが、4校(予備4校)となった。このことから、衛生材料は、予備校を含む8校と保健センターに限定し、備蓄することとした。 仮設救護所の運営については、小田原医師会等と協議を重ねながら、災害時に円滑に進められるよう備える。	② 見直し・改善
320	子育て政策課	子ども・子育て支援事業計画推進事業		子ども・子育て支援法に基づき、「小田原市子ども・子育て会議」を設置し、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」の策定及び進捗管理・評価、地域の実情に応じた子育て支援体制の整備等について協議を行い、子ども・子育て支援を推進するための方針について定める。 【計画期間】 第2期事業計画: 令和2年度から令和6年度まで ○ 令和5年度は、第3期業計画を策定するに当たり、必要となる基礎データ、及び住民の教育・保育等に関する利用意向等を把握するため、未就学児及び小学生の保護者を対象に調査を実施した。また、令和5年(2023年)4月に施行された「こども基本法」において、「市町村こども計画」の策定について努力義務が課されたことを踏まえ、「市町村こども計画」の策定にも対応できるよう、若者の意識や意向を把握するための調査を併せて実施した。	4,768	-	-	-	-		制度改正や国の動向も踏まえながら第3期計画策定の審議を行えるよう、「子ども・子育て会議」の委員として学識経験者を1人増員した。	令和6年度は、こども基本法で定める市町村こども計画に位置付けることも視野に、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を行う。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
321	子育て政策課	ファミリー・サポート・センター管理運営事業		ファミリー・サポート・センター管理運営事業は、子育てと仕事を両立するため、乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する支援会員の登録や相互援助活動に関する連絡、調整を行っている。 近年、ファミリー・サポート・センターに対する需要が高まりつつある中で、援助活動を行う支援会員を増加させることが課題となっている。管理運営業務の受託者による会員増加に向けた主体的な取組として、令和5年7月に「ファミサポ大学」を開始した。会員を対象に、援助活動に必要な知識だけでなく、会員自身の生活に役立つ知識について、専門家を招いて講義を行っている。これにより、会員であることの満足度を高め、会員の新規登録及び継続を図るものである。 また、市が取り組む子どもの貧困対策推進の一環として、ひとり親家庭等を対象に、支払った利用料金の2分の1を補助する制度を、令和5年4月に開始した。	9,279	活動件数 (件)	4,500	3,478	77.3%	公的サービスが提供されていない保育施設までの送迎や保育終了後の預かりなどの支援体制を整えることによって、働く者が仕事と育児を両立する手助けをするとともに、子育ての負担感や不安感を軽減できる環境づくりに資する。	業務受託者の企画提案と事業費検出の努力により、業務委託料の変更を伴うことなく「ファミサポ大学」を開始することができた。	引き続き管理運営業務を担う事業者と連携し、令和5年度に開始した「ファミサポ大学」について、魅力発信に努めるなど、既存会員の満足度向上に加えて、新規会員の増加を目指す。	① 継続実施
322	子育て政策課	子育て支援フェスティバル開催事業		子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、さまざまな情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、子育ての地域の環を広げる。 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年度から令和5年度まで開催を中止してきた。令和5年5月に5類感染症へ移行し、再開の機運が徐々に高まったことを受け、フェスティバルの在り方や内容をゼロベースで話し合うため、令和6年3月に、有志が参加する「子育てを支援する団体が集まる会合」を開催した。検討の結果、令和6年8月にフェスティバルを開催すること、また、小規模なイベントから再構築していくことを決定した。	0	入場者数 (人)	5,000	0	0.0%	市内又は近隣で活動する子育て支援団体が一堂に介する貴重な機会であり、団体同士のつながりや連携が期待できるほか、来場者にとってはさまざまな子育て支援に関する情報が得られる有益な機会となっている。	実行委員会と事務局(行政)の役割を明確にすることで、より効率的に実施することが期待できる。 令和5年度は、前年度に引き続きフェルティバルの開催を見送ったため、事業費(補助金)は未執行となった。	令和6年8月にフェスティバルを開催することが決まったため、令和6年度は、休止している実行委員会を再開し、参加する子育て支援団体の実情や、ニーズに合った開催内容及び方法について検討していく。	② 見直し・改善
323	子育て政策課	地域子育てひろば事業		未就園児の親同士の交流や情報交換の場(地域子育てひろば)を身近で通いやすい場所に開設する。 市内の地区民生委員児童委員協議会などが主体となった地域子育てひろばを設置するとともに、子育て支援センターとの連携強化を図り、地域の子育て力の向上を図る。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため設けていた制限を全て撤廃し開催した。また、地域子育てひろば連絡協議会(児童部会)を4年ぶりに開催した。地区同士の情報交換の場を設けることができ、お互いにひろばの運営に活かせる情報交換ができるなど、有益な場にすることができた。	560	ひろば参加者数(人)	11,500	5,394	46.9%	子育て家庭への育児支援を行うため、子育て支援センターとの連携を図り、地域内の親同士や地域の支援者とのコミュニティを形成できるひろばの開設は、子育て家庭の母親等の不安感の解消を図るとともに、地域の子育て力を向上させる有効な事業である。	橘地区では子育て支援センターと連携したひろばを定期的に開催した。センタースタッフと主任児童委員の関係性が強化され、地域における子育て力の向上に資する取組ができた。また、マロニエ子育て支援センターの公式LINEでひろばの情報を発信できるようになり、子育て家庭へより効果的に情報提供できるようになった。	地域子育てひろば連絡協議会(児童部会)を開催し、各地域の活動を共有し合いながら、課題解決に努め、参加者数の増加や満足度の向上に向けて取り組んでいく。また地域の大学との連携を引き続き継続していくことで、ひろばの内容をより充実したものにさせていく。	① 継続実施
324	子育て政策課	児童遊園地管理補助事業		児童に健全な遊び場を与え、事故等による傷害の防止及び健康の増進を図るため、自治会や公民館などが管理する児童遊園地の設置費、遊具の補修・増設・撤去費、運営費、施設賠償責任保険料、遊器具保守点検料に対する補助金を交付。令和5年度については、全49か所ある児童遊園地のうち、管理運営に対する補助を45件行い、遊具の補修等に対する補助を8件行った。なお、令和3年度に2か所、令和5年度に1か所の児童遊園地が廃止になったことから、全体の児童遊園地数が52か所から49か所へ減少している。また、令和5年度は、補修・増設・撤去費補助金について42,700円から65,500円へ増額した。	1,275	運営費補助公園数 (箇所)	52	49	94.2%	児童遊園地は、設置されている地域の子子どもだけでなく、広く周辺地域に子どもの遊び場を提供するという公共性があるため、補助金を支出する必要がある。 地域における子どもの遊び場として、居場所づくりにも寄与している。	児童遊園地の遊器具の保守点検に対し補助し、事故等のリスクを減らし、健全な遊び場として利用してもらえるよう努めている。 遊具が老朽化している児童遊園地が多いため、補修・増設・撤去費にかかる補助金を増額した。	児童遊園地の利用者が安全に利用できるよう、必要となる支援を行い、設置者と協力し合いながら、健全な管理の徹底に努めている。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
325	子育て政策課	子育て支援拠点管理運営事業		子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行うことにより、子育て家庭の母親等の育児に対する不安感、負担感の軽減を図る。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため設けていた制限を全て撤廃し運用した。令和4年度と比較すると利用者数が増加した。利用者からは、「さまざまな制限がなくなり、利用しやすくなった。」という意見もあり、子育て家庭に寄り添った運営ができた。	52,145	参加家庭数(件)	20,000	19,768	98.8%	子育て家庭が抱える育児に対する不安感、負担感を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を作る。	ランチタイムの再開など、コロナ禍前の運用に戻したことで子育て家庭にとって利用しやすい体制を整えることができた。また、子育て支援センターへ来所することが難しい家庭もあることから、オンライン上で参加できる講座・相談を継続して実施し、さまざまな状況にある家庭に寄り添った支援を行うことができた。	子育て家庭が気軽に利用できる施設の運営に努める。また、指定管理者制度を生かした自主事業を展開し、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業の実施を図る。	① 継続実施
326	子育て政策課	児童プラザ管理運営事業		川東タウンセンターマロニエ内に児童プラザラッコを開設し、児童の遊び場を提供するとともに、指導員を配置し、児童の遊びに対する助言・指導、安全確保及び利用児童の健全育成のための見守りを行う。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、利用時間や入場人数の制限等を撤廃したため、前年度よりも利用者数が大幅に増加した。	4,484	利用者数(人)	25,000	23,003	92.0%	子どもは、遊びを通して自らの創造性や主体性を向上させていくものと考えられ、子どもの成長にとって遊びは必要不可欠なものである。雨天時でも遊べる場の提供は必要である。	市ホームページにおいて事業の周知を図った。また、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を受け、社会情勢を鑑みながら、従来の運営に戻し、利用者の満足度につながるような運営を心掛けた。	隣接するマロニエ子育て支援センターとの連携等、限られたスペースの在り方を検討していく。	① 継続実施
327	子育て政策課	子育て支援情報提供事業		地域SNS「ピアッザアプリ」を通して、子育て中の親同士がつながり、子育て関連の情報交換など双方向のコミュニケーションができるほか、子育て支援施設の情報やアプリ利用者からの情報を地図に蓄積することができる地図情報機能を搭載し、これまで紙で発行していた「子育てマップ」に代わるデジタル版のマップを提供する。	0	ユーザー数(人)	1,500	1,253	83.5%	子育て世帯同士のつながりの希薄化が指摘される中、スマートフォンを通じてつながりの形成を促進できる場を、市が関与する形で提供することで、市民が安心してコミュニケーションを図ることができている。	地域SNS「ピアッザアプリ」は、令和4年1月に市と連携協定を締結したPIAZZA株式会社が運営するもので、市の費用負担はない。市も子育て支援に関する情報を発信するなど、市民にタイムリーに情報を届けるツールとして活用している。	引き続き、アプリユーザーの増加とユーザー間のつながりの増加に向けて、事業(アプリ)の周知に努めるとともに、アプリに対する満足度を高めるため、市も積極的に子育て支援情報を発信していく。	① 継続実施
328	子育て政策課	児童手当支給事業	○	0歳～中学生(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)の児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 ・6、10、2月に定時支払を行ったほか、資格消滅した者を対象として、4、6、7、8、10、11、12、2、3月末に随時支払を行った。 ・制度改正により、ほとんどの受給者の現況届は不要となったが、一部の受給者については6月に現況届の提出を求め、受給資格の確認を行った。 ・児童手当制度の周知のため、ホームページのほか、戸籍住民課・住民窓口と連携し、出生・転入時に制度案内に努めた。	2,291,558	-	-	-	-		今年度も引き続き、一部の受給者以外の現況届は不要であり、負担軽減が図られた。	令和6年度中の制度改正が予定されているため、これに対応していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
329	子育て政策課	児童扶養手当支給事業	○	父母の離婚や父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給する。児童を養育する、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図り、児童の健全育成に寄与する。 ・奇数月に、児童扶養手当受給者に定時支払いを行った。また、定時払い以外の月末、支払対象者に随時支払いを行った。 ・7月末に、児童扶養手当の更新の手続きとして、現況届を受給者全員に送付し、資格の確認を行った。 ・ホームページや、出生・転入時の案内で児童扶養手当の制度の周知を図った。	589,639	-	-	-	-		現況届を原則郵送での提出とし、受給者の負担軽減を図った。なお、従来どおりの手続きを希望する受給者には、対面による提出に対応した。	令和6年度中の制度改革が予定されているため、これに対応していく。	② 見直し・改善
330	子育て政策課・子ども若者支援課	母子家庭等自立支援事業		市内在住の母子・父子家庭及び寡婦を対象として、母子家庭等が持つ不安を解消し、生活の安定と早期の自立を図るとともに、児童の健全な成長の確保を図る。 ・母子・父子自立支援員による相談業務において、自立に必要な情報提供及び指導を行ったほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行った。 ・教育訓練給付金(2件)、高等職業訓練促進給付金(10件)の支給を行った。	11,016	制度の利用により有利な修業に結びついた件数(件)	15	10	66.7%	本制度の活用により就労所得の増加が図られているため、成果は得られている。	制度の活用を希望する方を対象に、事前に個別相談会を実施し、自立支援の促進を図った。	社会福祉協議会やハローワークと連携して自立支援の促進に取り組んでいく。	① 継続実施
331	子育て政策課	ひとり親家庭等医療費助成事業		ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養又は医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・ひとり親家庭の父又は母と児童 ・養育者家庭の養育者と児童 ・児童の年齢は満18歳になった日以後の最初の3月31日まで。児童に一定の障がいがあるとき、高校等に在学しているときは、20歳未満まで。 ・児童扶養手当の所得制限に準ずる所得制限あり。 助成方法 ・県内医療機関で受診する場合は、医療機関に医療証と健康保険証を提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。 ・県外医療機関で受診する場合は、領収書等により、医療費を還付している。	115,221	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。	ひとり親家庭に支給される児童扶養手当の現況届の提出方法を、原則、郵送としたことで、ひとり親家庭等医療費助成の対象者の手続きに係る負担も軽減された。	扶助費削減に向け、適正受診等の啓発活動。	① 継続実施
332	子育て政策課	小児医療費助成事業		小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、小児の健康増進に資する。 小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・健康保険に加入している0歳から中学生までの小児を養育する者。平成28年6月からは就学前までの所得制限を廃止、令和5年10月からは通院の対象年齢を中学校卒業までに拡大した。さらに、令和6年10月からは対象を18歳年度末までに拡大することとし、条例改正を行った。 助成方法 ・対象者には医療証を発行し、健康保険証と一緒に県内の医療機関へ提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。県外の医療機関を受診した場合は、領収書等により、医療費を還付する。	581,477	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	小児に係る医療費の一部を助成することによりその健全な育成を図り、小児の健康増進に資するとともに子育て世代の経済的負担を軽減する。	令和5年10月診療分からこれまで設定していた小、中学生の保護者の所得制限を廃止することにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、小児の健全な育成を図った。	令和6年10月から、対象を18歳年度末までに拡大する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
333	子育て政策課	未熟児養育医療費助成事業	○	指定養育医療機関に入院することを必要とする出生体重が2,000グラム以下又は生活力が特に薄弱な乳児に対し、養育に必要な医療を行い、生活能力を得させる。 ・対象者の管理を行った。 ・対象者には養育医療券を発行するとともに、指定養育医療機関には養育医療給付決定通知書を発行し、養育に必要な医療を給付した。 ・対象者の医療費について、毎月国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関に支払った。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	3,706	-	-	-	-		市内の指定養育医療機関に申請書と記入例を配布して申請者の負担軽減を図った。	現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施
334	子育て政策課	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	○	物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【対象となる世帯】 ひとり親世帯 児童扶養手当の受給者等のひとり親世帯 その他世帯 ひとり親世帯以外の世帯で非課税世帯やそれと同様の事情にあると認められる世帯 【給付額】 対象児童1人当たり5万円 【給付実績】 ひとり親世帯 103,450,000円 その他世帯 66,900,000円	175,233	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-		初回の振込を国が指定する時期までに行けるよう、事務処理を行った。	国において同様の事業は今のところ予定されていない。	③ 完了・休止・廃止
335	子ども若者支援課	出産・子育て応援事業	○	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、全ての妊婦及び子育て家庭が孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産及び子育てができる環境の整備を促進するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体として実施する。 【経済的支援】 出産応援給付金 妊娠届出時の面談を受けた妊婦 子育て応援給付金 乳児家庭全戸訪問時の面談を受けた養育者 支給額 出産応援給付金 妊婦1人につき5万円 子育て応援給付金 新生児1人につき5万円	132,080	-	-	-	-		伴走型相談支援と経済的支援を一体的に運用するため、経済的支援の所管課を伴走型相談支援の所管課と同じ子ども若者支援課に移管した。電子申請を導入することにより、申請の利便性を向上させるとともに、郵送料の削減を図った。	引き続き、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に運用していく。経済的支援は子育て世帯の利便性等を考慮し現金給付を継続する。	① 継続実施
336	子ども若者支援課	予防接種事業(子ども若者支援課)	○	感染性の疾病を予防し、社会の維持及び市民の生命の保護・健康の維持を図るため、医師会等と委託契約し予防接種の実施環境を整え、子どもに関する予防接種を行う。	384,363	-	-	-	-		全ての定期予防接種が医療機関での個別接種になっており、市では適切な接種と請求がされているかの確認を行っている。	予防接種は社会の維持及び市民の生命・健康を守るために必須である。国では、定期予防接種の対象疾病の拡大が随時検討されるため、動向を注視し、適宜、事業の拡大や適切な周知を行っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
337	子ども若者支援課	子育て世代包括支援事業	○	母子保健相談支援専門員等が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるなど、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。	16,983	-	-	-	-		本市は母子保健型で設置しており、母子健康手帳交付時に保健師等専門職が妊婦全員と面談をすることで、妊娠中から早期に支援できるようになっている。	妊婦への全数面談に加え、令和5年2月に開始した出産・子育て応援事業のうち伴走型支援を実施し、妊産婦への支援の充実を図り、令和5年4月には母子保健部門と児童福祉部門を統合し、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の強化を図り、令和6年4月にこども家庭センターを設置した。	② 見直し・改善
338	子ども若者支援課	妊婦・産婦健康診査事業	○	妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見、産後うつ等の予防や新生児等への虐待予防等を図るため、妊婦・産婦に対する健康診査費用の一部を助成する。また、産後、母子等に対して心身のケアや育児等のサポートを行い、安心して子育てできるよう支援する。	73,243	-	-	-	-		受診率は安定し、妊婦及び産婦の健康の保持増進に役立っている。	多胎を妊娠している妊婦への妊婦健康診査の費用補助を5回を上限に追加した。また、産後ケア事業の利用上限を合計7回まで増やし、デイサービス(通所)型だけでなく、アウトリーチ(訪問)型とショートステイ(宿泊)型のサービスを追加し充実を図った。	① 継続実施
339	子ども若者支援課	乳児家庭全戸訪問事業	○	保健師や助産師、赤ちゃん訪問員が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付ける。	5,907	-	-	-	-		支援が必要な家庭の把握や支援が迅速に実施できている。また、第2子以降等の訪問については、専門職以外の訪問員が訪問することでコストの抑制を図っている。	引き続き、乳児のいる家庭への訪問を継続する。	① 継続実施
340	子ども若者支援課	乳幼児健康診査事業	○	発育・発達の節目の時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行うことで、乳幼児の健康の保持増進、育児支援を図り、安心して子育てができるよう支援する。	26,376	-	-	-	-		少子化に伴い3歳児健診の実施回数を減らしたことで、費用削減につながった。出生直後に実施されている新生児聴覚検査について、上限3,000円の助成を行い、聴覚障がい早期発見及び早期療育を推進した。また、3歳児健康診査にて、眼科屈折検査を導入し、弱視等の早期発見に努めたところである。	出生数が減少する中で、乳幼児の健康の保持増進と育児支援を図るため、実施回数や実施方法等を検討していく必要がある。国から1か月児健診及び5歳児健診の実施が示されており、実施に向けた検討を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
341	子ども若者支援課	育児相談事業		乳幼児を持つ親の育児不安や悩みに対して、育児・栄養・遊び等の相談を通して、安心して楽しく育児ができるように支援する。また、子どもの心身の発達等の相談に対しては、臨床心理士と保健師が相談に応じ、適切な支援に結び付けるなど支援する。	3	相談数 (件)	4,500	2,333	51.8%	母子保健事業として実施。また、少子化対策及び虐待予防対策としても実施。	子育て世代包括支援センターを中心とした育児相談に加え、子育て支援センターでの育児相談を開始した。	相談支援の充実を図るため、子育て支援センターでの育児相談を継続実施していく。	① 継続実施
342	子ども若者支援課	母子訪問指導事業	○	妊娠、出産及び子育て支援のため、妊産婦・未熟児を含む新生児・乳幼児の世帯に保健師・助産師等が家庭訪問し、保健指導を行う。	23	-	-	-	-		訪問をすることで、その世帯の育児環境に合わせた指導ができ、家族の健康増進、育児支援につながる。 また、家庭内の状況が見られることで虐待のリスクも観察できる。	継続実施 実施内容(継続支援の基準等)は要検討ではあるが、母性や乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の解消のために実施していく。	① 継続実施
343	子ども若者支援課	母子健康教育事業	○	妊婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児に対して必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識の普及を行う。	490	-	-	-	-		教室として実施しているものについては、知識の普及に加え、参加者同士の交流の中で情報交換もできるため、育児支援につながっている。	正しい知識が情報提供できるよう、適宜内容や実施方法など検討が必要と考える。	① 継続実施
344	子ども若者支援課	不育症治療費助成事業		不育症や不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療等に要した費用の一部の助成を行う。なお、不育症については、不育症の診断後に実施した検査や治療に要した費用、不妊症については神奈川県助成事業に上乗せをする形で助成を行う。	866	申請数 (件)	3	1	33.3%	不育症治療費助成事業について、母子保健事業として実施。また、少子化対策としても実施。	不育症について、治療費が高額になるため、経済的負担軽減の一助となる。	不妊治療費助成については、令和4年4月から保険適用となったことを受け、県の特定不妊治療助成事業は終了となったため、市の上乗せ助成も令和5年度をもって事業終了となった。 不育症治療費助成は継続する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
345	子ども若者支援課	子ども若者相談支援事業	○	児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	19,601	-	-	-	-		令和2年度に児童相談、青少年相談、教育相談を含めた相談業務を「はーもにー」に集約以降、児童虐待相談やひきこもりなどの若者相談の増加に伴い、令和5年度までに子ども若者相談員を7人まで増員した。また、令和5年4月から、母子保健に係る部門を統合したことで、乳幼児期における児童相談件数が増加してはいるが、支援について連携し、強化も図れている。	令和6年4月にこども家庭センターが設置され相談支援体制の強化及び関係機関と連携が図られ、相談件数が増加することが想定される。また、サポートプランを作成する必要があることから、今後も専門職の増員及び職員の専門性の向上を目指すとともに、虐待予防にも力を入れていく必要がある。	② 見直し・改善
346	子ども若者支援課	早期発達支援事業		臨床心理士や保健師が保育所などを訪問し、発達障がい疑われる園児の指導方法などを保育士等に助言するとともに、関係機関との連携を図る。	2,219	巡回相談実施回数(回)	55	58	105.5%		平成24年度から心理士等による巡回訪問の対象を年々拡大してきており、民間施設等に対する訪問回数が増えている。支援を要する児童が増加する中、継続的に事業を実施することにより、職員の質を高めることができているため、巡回訪問回数を増加させることなく子どもへの支援の質を確保することにつながっている。	観察及び専門職による助言指導を行うことにより、保育士等が直接観察した児童だけでなく、他の児童に対する支援技術も向上させることができるように、カンファレンスの質の向上を図る。また、ケース検討会や講演会を効果的に開催することにより、支援技術の底上げを図っていく。	① 継続実施
347	子ども若者支援課	養育支援家庭訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における子どもの養育環境を確保する。	475	適切な養育環境が確保された割合(%)	100.0	100	100.0%	核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が問題となっていることを背景として、児童の適切な養育について支援が必要な家庭は増加傾向にあり、対象家庭の把握や早期の支援開始について、行政が中心となり取り組む必要がある。本事業では保護者を直接支援することにより、養育を支える事が可能である。	効率性を向上させるため、直接支援については民間への委託方式とし、市職員はコーディネート及び家庭の状況に応じて養育支援を行っている。	令和6年度から子育て世帯訪問支援事業として育児や家事支援を行うと同時に、専門職による養育への支援を行う養育支援家庭訪問事業も実施予定である。本事業は、ヤングケアラーを含む家庭への支援も含まれることや、虐待のリスクのある家庭への支援の一つとして実施する事業のため、実績の増加が見込まれる。	② 見直し・改善
348	子ども若者支援課	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業		妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者(つくしんぼ教室、城山教室、通級指導教室等)が安心して利用できる環境を整えるための施設運営をおこなう。	85,437	施設開設日数(日)	243	243	100.0%	施設管理業務は子ども若者支援課と教育指導課の事業内容を調整しながら行う必要があるため、市が直接行う必要がある。	令和5年度に相談室の増室、トイレの洋式化、入口自動ドア化などの施設改修に合わせ、省エネを目的としてLED化を行った。清掃、電気点検、機械警備、消防点検、エレベーター保守等を包括委託にすることで事務の効率化を図っている。	令和6年度から3年間の継続費でエレベーターの改修を行う。平成5年12月建設の建物であるため、経年劣化が見られる箇所は、資産経営課と調整しながら優先順位を付けて対応していく必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
349	子ども若者支援課	市障害児 通園施設 「つくしん ぼ教室」運 営事業		児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援サービスを専門の職員が提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本的動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障がいを受容し、子どもの発達に応じた子育てをするための援助を行う。 利用児童の集団保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うとともに、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高める。	71,563	通園児童 数(延べ人 数)	5,000	4,883	97.7%	児童発達支援は、民間事業者によるサービスも提供されているが、現在、発達に課題のある児童など利用者が増加傾向にあり、市の関係事業や民間事業者とも連携を取りながら実施していくことが必要	乳幼児期における早期療育(支援、訓練、相談)の提供により、障害児のより健やかな成長を促すとともに、安心して子育てできる環境づくりにつながった。 グループ保育については、つくしんぼ教室本園は年間途中入所希望児を随時受入れ、つくしんぼ教室分園は年間を通して定員上限まで受け入れることで、増加する要支援児に対応した。	利用児童の集団保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うとともに、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高めていく必要がある。	① 継続実施
350	子ども若者支援課	保育所等 訪問支援 事業		保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。 主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	2,987	実施回数 (回)	30	20	66.7%	つくしんぼ教室利用児が通う幼稚園や保育園で児が集団生活に適応していくために、職員が園を訪問して具体的、直接的に専門的な支援を行う。児と家族への支援のみでなく所属園の受け入れ体制を支援してインクルーシブ保育の確立を目指していく。	つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	保育所等訪問支援を活用することにより、関係機関との連携強化を図っていく。訪問の機会だけでなく、必要に応じて電話連絡等を行い、必要なタイミングを大事にして、インクルーシブな環境を拡大していく。	① 継続実施
351	子ども若者支援課	子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイライトステイ)		児童を養育している家庭の保護者が病気、出産、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどの場合で、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を施設において一時的に養育し、もって保護者の養育を支援を図る。	0	設置箇所 数(箇所)	-	-	-	核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が問題となっており、家族だけでは対応できない状況を支援するため、宿泊等を伴う本事業の必要性は高い。また、いつでも支援ができる体制を確保する必要がある一方で、利用者数は不安定になりやすく、行政と民間で連携しながら運営管理していくことが必要である。	いつでも支援を提供できる体制を確保するため、事業委託をする予定。利用率を上げることで効率上がるため、周知や利用に向けてのコーディネートを積極的に行う必要がある。	令和6年度中の事業開始を目指し、受託可能な関係機関と調整を図る。	② 見直し・改善
352	保育課	公立保育所管理運営事業		公立保育所の施設等の整備、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた施設の運営管理を行う。	5,319	修繕等計画(箇所)	45	29	64.4%	安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、市有施設である公立保育園の環境整備は市の義務である。	児童の安全確保を勘案しながら、長寿命化を見据えた緊急性等を鑑み計画的に修繕等を実施した。 また、小破修繕については資産経営課と調整し、期間、費用の節減を図った。	引き続き安全な公立保育所の管理運営を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
353	保育課	民間施設等運営費補助事業		国が定める公定価格(児童の年齢、教育・保育の必要量等の区分による基本単価及び処遇改善等各種加算)等により、各月初日の入所児童数に応じて民間保育所等法定代理受領として支払う。	4,931,366	保育施設数(施設)	72	76	105.6%	民間保育所等の健全な運営と入所児童の処遇の向上が図られるよう、施設に対する補助は必要である。	民間保育所の安定した運営によって児童の処遇向上が図られるよう、公定価格に基づき事業を実施している。 また、令和元年10月から国の施策である「幼児教育・保育の無償化」が実施されたため、これ以降事業費及び指標が大幅に増加している。	民間保育所の安定した運営のため、引き続き事業を実施していく。	① 継続実施
354	保育課	教育・保育関連事務		保育料の算定、納付書の発送及び徴収に関する事務であり、特に徴収事務については、納付の利便性の向上や滞納整理業務に努め、収納率の向上を図るとともに、保育所利用者の負担の公平性を確保する。 滞納者対策として、催告状の送付、電話催告を行い、納付を促すとともに、連絡のつかない保護者等に対して直接保育所へ出向き児童送迎の際に保護者と面談を行い、分割納付の相談に応じている。	8	催告状送付数(枚)	500	104	480.8%	児童福祉法第56条に基づき、保育所等の利用に係る費用を負担能力に応じて徴収することになっているため。	事業費削減と収納率向上のため、平成25年度からコンビニ収納よりも手数料が安価な口座振替での納付を原則とすることとした。 令和4年11月以降、財産調査、差押予告書の発送及び滞納処分の実施した。	スマホ収納等を実施することで納付方法の多様化による納付者の利便性を向上させるとともに、未納分を分割納付にて確実に納付させることで滞納額の増加を抑制する。	① 継続実施
355	保育課	教育・保育施設等整備事業		国や県の補助金を一部特定財源として、民間保育所における児童福祉の向上を図る。また、待機児童解消のための保育所の創設や、「小田原市子ども子育て支援事業計画」に基づく教育・保育の必要量に対する確保方策のための施設整備、大規模修繕などを行う場合に、その建設費の一部を補助し、園児が安全に生活できる保育環境を整備する。	396,276	待機児童数(人)	2	9	22.2%	全国的な課題となっている待機児童対策や保育の質の確保のため、率先して取り組むべき事業である。 子どもを安心して産み・育てる環境を整備していくことは、保護者の方の雇用状況や出生率の回復などにつながるものであり、行政として責任を持って進めていくべきものである。	令和5年度は、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や「新子育て安心プラン実施計画」に基づく教育・保育の量の見込みを踏まえ、教育・保育施設等の整備を行った。	令和6年4月1日の待機児童数は3人であり前年度より6人減少している。また、保育児童数は77人で前年度より19人減少している。既存園の改築や大規模修繕等の環境改善等を図っていく。	① 継続実施
356	保育課	多様な保育推進補助事業		乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等を実施する民間保育所等に助成する。	53,300	障がい児保育費補助金実施施設数(施設)	20	25	125.0%	安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、多様な保育ニーズに合わせた補助は必要である。	各施設が安全な環境で預かり又は事業を実施できるよう、国庫補助金等を活用して、乳児や障がい児を積極的に受け入れる施設に係る人件費や各種子育て支援事業に係る運営費に対して補助を行った。 これにより多様な保育ニーズに合わせた受入れが可能になった。	近年の発達障がい疑われる児童の増加といった課題に対応するなど、市内の保育サービスの充実が図られるよう民間保育所等に必要な助成を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
357	保育課	認可外保育施設支援事業		認可外保育施設のうち保育面積や保育従事者の配置数等一定の条件を満たした施設が、県に届出をすることで就学前児童の保育を行うことができる届出保育施設に対し、児童の健康診断料、調理員担当職員等保菌検査、施設賠償責任保険経費について補助を行う。	105	補助対象施設数(施設)	3	2	66.7%	当該施設に入所する児童の健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保されるよう、市が補助を行う。	認可保育所等を補完する機能に加え、保育要件のない世帯の預かりに対応していることで幅広い子育て世帯のニーズに対応している。 こうしたことから当該施設の水準を一定に保つための施策の必要性はあると捉えている。	引き続き、事業を実施していく必要がある。	① 継続実施
358	保育課・教育総務課	就学前教育・保育充実事業		市全体の幼児教育・保育の質の向上に向け、公立・民間・幼稚園・保育所の職員参加により、子どもを主体とした質の高い教育・保育の推進を目的とする意見交換会を2回開催した。	72	質の向上の取組参加率(参加施設数／施設総数)(%)	63	68	107.9%	平成31年3月に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を策定し、幼児教育・保育の質の向上・確保の重要性を踏まえ、公立の役割として、子どもの主体性を育む教育・保育を全市に拡大していくことや、公立認定こども園整備を位置付けた。これを受け、誰もが質の高い教育・保育を受けられる環境を醸成し充実させるため、市が主体的に働き掛けを行く必要がある。	先進園の事例紹介や学識経験者の助言を交え、意見交換会を実施することで、質の向上に向けた取組を行う施設数を拡大していく。	学識経験者からの知見を交え、各教育・保育の現場における工夫や新たな取組を共有し合うことで、子どもの主体性を育む教育・保育を市全体に拡大し、保護者から選ばれる多様で特色のある質の高い幼児教育・保育を全ての公私幼保施設で実践することを目指す。	① 継続実施
359	保育課・教育総務課	就学前教育・保育施設再編整備事業		公立幼稚園・保育所の再編整備については、平成31年3月策定の「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」において、公立施設の役割を定めるとともに、公立幼稚園・保育所の利用やニーズの状況を踏まえ、統合・廃止に合わせて認定こども園の整備を進めることとした。また、令和2年3月に策定した「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」では、量的ニーズへの対応と施設の統廃合を踏まえ、公立施設の統廃合や認定こども園の整備を位置付けた。 これに基づき、令和2年度から川東南部の橘地域における認定こども園整備に向け地域協議に入り、市方針案を示すとともに、令和3年度は自治会との打合せ、子育て世帯へのヒアリング及び就学前児童のいる世帯へのアンケートの実施、住民説明会を行い、整備について一定のご理解を得ることができた。このことから、令和4年12月に、「(仮称)橘地域認定こども園整備基本計画」を策定した。令和5年度は、基礎調査である地質調査を行ったほか、設計施工一括方式による事業者を選定した。	21,943	整備進捗率(%)	50	25	50.0%	川東南部の橘地域には、公立幼稚園2園が整備されているが、園児数の減少により適切な集団規模での教育活動ができなくなっていることや、保育所がないこと、市外施設を利用している割合が高いこと、民間施設の整備が見込めないことなどから、幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えた認定こども園を整備する。	川東南部の園児数が減少している公立幼稚園2園を統合し、認定こども園1園を整備することで、これまでなかった保育機能を整備するとともに、幼稚園機能が継続できる。また、新たに認定こども園のカリキュラムを整備すること等により、質の高い教育・保育を提供する。	令和6年度は、令和5年度に選定した設計施工一括方式(デザイン・ビルド方式)による事業者と設計作業を進め、令和8年4月開所に向け新園舎の建設工事に着手する。	① 継続実施
360	保育課	私立幼稚園教育支援事業		私立幼稚園(新制度未移行)に通園する幼児の内科検診、歯科検診が確実に効果的に実施されるよう、各私立幼稚園に対し健康診断事業費の一部を補助する。 なお、令和元年から幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、幼稚園の保育料が無償化されたことに伴い、就園奨励費補助金は廃止した。	426	内科・歯科検診事業費補助対象園数(園)	6	6	100.0%	内科・歯科検診事業費の一部を補助することは各園における保健・安全に係る取組が確実に実施されるために、有効的な取組である。	内科・歯科検診補助金については、各幼稚園の園児数に応じた補助額への変更を検討したが、結論には至っていない。	内科・歯科検診補助金については、引き続き、事業を実施していく必要がある。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
361	青少年課	青少年健全育成施策推進事業		青少年未来会議では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について必要な事項を調査審議するとともに、総合的施策の適切な実施を期するために関係行政機関相互の連絡調整を図る。令和3年10月に答申を受けて、時代に即した子ども・若者支援施策の推進を図る必要性を鑑みて、令和4年3月定例会にて「小田原市青少年問題協議会条例」を改正し、令和4年10月から小田原市青少年未来会議に再編した。委員は学識経験者や公募市民など14人で構成されている。令和5年度は「子ども若者の未来を支える方針」について調査・審議し、協議を重ねた。そして、全ての子ども若者が、多くの選択肢の中から自分らしく生きることができるよう支えていくため、本方針を策定した。 青少年と育成者のつどいについては、中学生が意見を表明し、社会に参画する機会を保障するとともに、大人が中学生への理解を深める機会として開催し、各種表彰事業も合わせて実施している。令和5年度は、令和5年12月2日(土)に、生涯学習けやきホールにて、第1部は中学生の主張発表、第2部は青少年善行賞等表彰式を行った。	835	青少年と育成者のつどい参加者数(人)	300	210	70.0%	青少年未来会議については、「小田原市青少年未来会議条例」において、地方青少年問題協議会法第1条に規定する市町村青少年問題協議会となっており、市が実施する必要がある。 青少年と育成者のつどいについては、子どもの権利条約に基づく子どもの意見表明権、参画権を担保するものであり、褒章基金条例に基づき表彰も行うことから、市が実施することには妥当性がある。作品集等の媒体を通して、中学生の思いを知る機会を提供し、青少年に対する関心が高められるとともに、青少年育成推進員等との交流も行われている。	青少年未来会議においては、委員が14人となっている。青少年問題協議会の委員が16人だったため、人数をスリム化しながら学識経験者や公募市民の方など多方面の方に参画していただいている。 青少年と育成者のつどいに関しては、学校関係者、青少年育成推進員協議会、各種関係団体の協力により経費等、効率的に実施している。特に表彰に係る経費は、平成29年度より褒賞基金から繰入して得られている。	青少年未来会議については、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について必要な事項を調査審議していく。 青少年と育成者のつどいについては、指導者の活動周知や中学生の思いを知る機会の提供を通じ、青少年に対する関心を高めていくことを目的としているため、今後も、青少年育成推進員協議会と連携しながら継続実施していく。	①継続実施
362	青少年課	子どもの社会参画力育成事業		本市が目標とする「子どもが夢や希望を持って成長できるまち」の実現を目指し、家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会として非日常型体験学習事業を実施した。参加者は市内小学5・6年生の計67人であった。	3,414	参加人数(人)	140	67	47.9%	非日常型体験学習事業は令和4年度から新規に立ち上げた事業である。対象者やサポーターとの地域や世代を超えた交流は、子どもたちにとって大変貴重な機会である。将来の小田原市を担っていく子どもたちをこうした事業で育てていくことは、市として率先して実施していくべきであると考え。	非日常型体験学習事業は、宿泊場所を民間施設にすることで、衣食住に関する手配は宿泊施設を管理する業者に全て任せてある。従来の宿泊事業はそういった手間も全て職員が負担していたことから、効率性が上がった。	宿泊場所である長野県飯田市の大平宿は、電気と水道だけが残された場所であり、ここでき経験することができない自然体験を通して自主性・自立心など豊かな人間性を育む良い機会となっている。 また、子どもたちは他の学校の子やサポーターたちと会話やプログラムを通じて直接交流を図る貴重な機会を得ており、引き続き宿泊体験学習は実施していく。	①継続実施
363	青少年課	青少年指導者等養成事業		「指導者養成講座」を開催し、コミュニケーションやリスクマネジメント、グループづくりなど実践的な研修を実施し、指導者として必要な知識や技術の習得を図り、地域での青少年育成に係る担い手を育てることを目的とした事業。なお、研修受講者は、本市が実施する体験学習や指導者派遣事業(市内小学校の宿泊体験学習への派遣)において指導者として活躍する。令和5年度は、指導者養成研修事業については年間を通じ7回実施(内1回中止)した。そのうち1回はプレイリーダーを養成する講座を実施し、受講者は7人で、同時開催したプレイパークには子どもが40人、大人が20人参加した。 指導者派遣については指導者養成研修を受講し、指導者に育った人材を、市内小学校22校に派遣することにより、体験学習の充実を図った。 また、青少年リーダー育成事業として、研修等を通じ、学校や学年の異なる仲間を輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、地域における青少年活動のリーダーを養成する。青少年リーダーである中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー、さらには18歳以上を対象としたユースリーダーにつながる青少年リーダーの育成を図る。	1,341	受講者数(人)	50	62	124.0%	本事業は、「かながわ青少年支援・指導者育成指針」に基づき、県・市・団体がそれぞれの立場から協働し、青少年の体験活動を支援する指導者を養成するものであり、市の関与は妥当である。指導者養成研修事業と派遣事業との連携が深く、指導者を養成していくスキームとして十分に機能していると言える。 地域の青少年活動のリーダーを育成するという観点から、行政が関与して取り組むことは妥当である。	指導者養成研修については、受講生から負担金を徴収しており、研修材料費も必要最小限に努めるとともに、安価な報酬にて著名な研修講師を招くなど、事業コストを抑え効果的な取組に努めている。 また、ジュニアリーダー、ユースリーダーとも、自らの年会費を主に運営しており、市が事務局を担っている。地域少年リーダー養成講座については、参加者からの適正な負担金を徴収し必要最小限の経費で運営している。	指導者養成研修事業の内容を精査し、毎年、魅力ある充実した事業にすること及び実践の場の提供を継続していくことで、新規指導者の確保につなげていく。また併せて現指導者のスキルアップを図ることを実施していることから、参加者のニーズに合わせた幅広い研修内容を設定し、参加者の拡大を図る。なお、指導者派遣については、これまでの研修で養成した指導者で構成された団体への委託事業とする。 また、リーダーの育成にとどまらず、地域で育成した人材が、成長しても地域にとどまり、まちづくりの主体となるために求められる。参画力・社会力を育んでいく。今後も引き続き、ジュニアリーダー、ユースリーダーには、青少年施策と子どもの架け橋として、各種事業に活動してもらう。	①継続実施
364	青少年課	子どもの居場所づくり事業		令和4年度から補助事業として実施することとなった子どもの居場所づくり事業は、子どもたちの安全確保と健全育成を図るため、地域総ぐるみで子どもを見守り育てるという考え方にに基づき、学校や公民館等を活用し、体験活動等を通じた世代間交流の場を提供する事業である。令和5年度は、コロナ禍が明け、各地域の居場所づくりが活動を再開しつつある。 また、同じく令和4年度から補助事業として実施することとなった情報発信支援事業は、PTAや子ども会など、子どもに関連する地域の活動情報を集約し、発信する取組を支援することで、各団体の事業の活性化につなげ、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図ることを目的とした事業である。令和5年度は、5地区において情報発信活動が実施された。	684	実施地区数(地区)	25	15	60.0%	地域主体の事業であるが、事業の継続と他の地区への広がりを支える意味において行政支援が必要である。 子どもの居場所づくり事業は、それぞれ地域の特色に応じた事業を展開しており、さまざまな体験活動や地域住民との交流を通じ、子どもたちの自主性や創造力の向上につながっている。 情報発信支援事業は、自治会による配布や回覧により、地域内の子どもたちが平等に情報を得る環境づくりが図られており、それぞれ地域の特色を生かした事業を展開している。子どもに関する情報を互いが共有することで、また情報紙を作成することで、各団体のネットワークが強化される。	子どもの居場所づくり事業は、年間の事業計画、規模、内容の実費相当額程で事業が実施されており適切である。 また、情報発信支援事業は、情報の集約・編集、印刷等、実費相当額で事業実施を行っており適切である。	子どもの居場所づくり事業については、引き続き、公民館等を活用しながら、放課後子ども教室事業などとの連携も模索しつつ、地区の実情にあった居場所づくりを実施していく。 また、情報発信支援事業については、まちづくり委員会や青少年活動団体等に働き掛け、担い手の確保に努めていく。	①継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
365	青少年課	はたちのつどい開催事業		20歳という区切りを迎えるに当たり、社会人の一員に仲間入りを果たすことを祝福、激励し、大人としての自覚を持つことを促すとともに、友人との交流の場としての役割を果たし、小田原での思い出を語らう場を提供することを目的とした事業。年度内に20歳となる対象者から募集した「はたちのつどい運営委員会」を組織し、「はたちのつどい」を令和6年1月8日に小田原三の丸ホールで開催した。ホール客席数1105席に対して、対象者数が1714人であったため、市内を酒匂川の西側と東側に分割し、午前と午後の2回開催(式典のみ)とした。	973	参加者数 (人)	1,000	1,232	123.2%	はたちのつどいとは、「20歳」という人生の節目を祝う行事として市民生活に定着している。また、事業実施に際しては、個人情報への取り扱い(小田原市内在住の全対象者への周知)を始め、会場手配・警察への警備依頼等を実施する必要があるが、行政が関与して取り組むことが妥当である。	はたちのつどい対象者による実行委員会が企画・運営することで、目的をもった式典が開催されている。式典当日は、安全確保の必要性から、委託警備員を配置しているが、警察の協力を得るほか、青少年育成推進員やユース・リーダーズ・クラブなどの多くのボランティアを活用し、最小限の経費での安全確保に努めている。	「20歳」という人生の節目にお祝い・激励を送るだけでなく、市内在住の「20歳」の人が一堂に会し、小田原市で過ごした思い出を語らう場を提供しており、今後も「20歳」を迎える人の運営により開催していく。令和4年4月からは改正民法が施行され成人年齢が引き下げられたが、今後も「はたちのつどい」として、年度内に「20歳」となる市民を対象に実施する。	① 継続実施
366	青少年課	青少年関係団体支援事業		青少年育成推進員協議会は、青少年の健全育成及び非行防止を図り、地域の青少年健全育成の指導者的立場となる青少年育成推進員を設置するとともに、同推進員の資質の向上と相互の連携を図ることを目的に設置され、行政側は同協議会の活動について支援を行った。 また、地区健全育成組織は、地域ぐるみの青少年育成活動体制を確立し、青少年の健全育成及び非行防止活動を推進するため、各地域の青少年健全育成組織(市内各地区青少年健全育成組織(現24地区))が行う地域活動について世帯数に応じた活動費の補助を行うとともに、事務局として活動を支援した。 また、子ども会支援事業は、子どもたちが安心して集い、活動できる場づくりなど、子どもたちの健やかな成長の空間を形成することを目的とした事業であり、次世代を担う子どもたちの心身の健全な発達を促進するために、さまざまな活動を行っている市子ども会連絡協議会への活動費の補助や活動支援などを行った。なお、例年、市子ども会連絡協議会への委託事業(青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」、スポーツ、レクリエーション競技及び文化発表を行う「ふれあい子どもフェスティバル」)により、学区を越えた交流の機会を設け、より広い視野とコミュニケーション能力を育むことを目的とした事業を展開している。	5,486	補助金(千円)	1,525	1,229	80.6%	青少年育成推進員事業は、青少年の健全育成及び非行防止は、地域と行政が一体となって社会全体で取り組むべき事業である。協議会活動は定期的に実施されており、各地区活動も適宜行われている。 地区健全育成組織は、地域の担い手となり得る地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるため、財政的、人的支援を行う必要がある。 子ども会は、少子化・核家族化の進む現代において、地域で子どもが学年を超えた仲間との関係性を築く、基礎的なコミュニケーションであり、活動の活性化を市が支援することには妥当性がある。そうした中、市子ども会連絡協議会は、地域における子どもたちの心身の健全な発達を促進するとともに、地域を担う人材を育成するという公益性が高い活動をしており、市が財政的、人的支援等を実施すべき事業である。	青少年育成推進員の活動を支援していくことは、地域の大人が地域の子どもの見守り育てるという本市の目指す姿の実現に寄与している。 地区健全育成組織は、組織の規模に応じた補助金の交付が、地域活動を支援し、青少年の健全育成に寄与している。 子ども会支援事業は、補助金が単位子ども会にまで行き渡るため、その活動の充実の一助になっており、単位子ども会の活動を支えることが、市子ども会連絡協議会の活動維持にもつながることとなる。	青少年育成推進員が、市(全体)及び地域の青少年健全育成活動の牽引役となるよう、引き続き青少年育成推進員の資質向上に向け、協議会活動を支援していく。 地区健全育成組織は、市内の先進的な取組を共有し、全市民的青少年育成活動の充実と活性化が図られるよう、引き続き支援していく。 市子ども会連絡協議会との円滑な連携の下、財政的支援を含め引き続き活動支援を行っていく。	① 継続実施
367	産業政策課	企業誘致促進事業		市内に企業等を誘致するとともに、産業基盤・環境を整えることなどにより産業の振興を図ることで、市内企業の拡大再投資を促し、流出を防止することにより、地域経済の活性化に寄与するとともに雇用の場を確保し、人口増加を図る。 そのため、県や土地所有者と協力し企業立地フェア等の各種イベントに参加し企業誘致推進条例に基づく優遇策や市内の工業用地を周知し、工場・研究所等の誘致活動を行っているほか、都内にあるビジネス・プロモーション拠点でのイベント等を行い、市の魅力や支援制度の紹介を行い、事務局オフィスの誘致に努めるとともに、進出希望企業の産業用地のマッチングを行っている。 令和5年度は、企業立地フェア等のイベントで30社に対しセールスを行ったほか、電話等の問合せで50社に対しセールスを行った。また、ビジネス・プロモーション拠点での活動を通じ500社と交流を行った。 これらの活動により、企業誘致推進条例に基づく支援が4件、オフィス賃料補助金の支援が18件、リノベーション補助金の支援が6件あった。	94,754	立地セールス企業数 (社)	550	580	105.5%	全国の自治体が同様の施策を展開して企業誘致を図っている中、人口減少社会の中で雇用の場を確保し人口を維持することが必要であり、本施策は市の目的に合致している。また、企業の新規立地では、雇用、税収の増加や市内経済の活性化が見込まれる。流出防止が図られた場合、市民の雇用の場や既存取引企業等の事業も守られる。	優遇制度の周知や産業用地の紹介を行ったことで、企業の立地が進んでおり、今後の税収増加が期待される。また、ビジネスプロモーション拠点となっているWeWorkのコミュニティを利用し、効果的に小田原市のPR活動が行えている。	令和7年3月31日に期限を迎える企業誘致推進条例の見直しを行い、より効果的な支援策を検討し、西湖テクノパークや鬼柳・桑原地区工業団地等への積極的な企業誘致を行っていく。また、ビジネスプロモーション拠点の活動などを通じて、事務局オフィスの誘致を行って行く。	① 継続実施
368	産業政策課	新しい働き方に対応した企業誘致推進事業		都心の企業等の関心を小田原に向けるとともに、WeWork渋谷スクランブルスクエア内のビジネスプロモーション拠点で活動している。また、地域課題を解決するために、市内で活動する企業の施設利用費や交通費を支援し、企業誘致につなげていく。 令和5年度はWeWorkの渋谷スクランブルスクエア他、横浜や大阪での各種イベントに参加し、市のPRを行った。また、地域課題の解決に向けたプロジェクトや実証実験に取り組む企業1社に対し支援を行った。	2,720	イベント開催・参加 (回)	12	14	116.7%	従来の企業誘致に捉われず、本市の魅力や施策を積極的に、効果的に発信し、本市に興味をもってもらう、新しい人の流れをつくることは有効と考えられる。	ビジネスプロモーション拠点であるWeWorkIに入居することで、そのコミュニティを利用して、効果的に本市のPRを行い、誘致につながっており、令和5年度末までに、WeWork関連企業を7社誘致し、24社と事業連携を行っている。	WeWorkにおいて、市の魅力や支援策PRするイベントを積極的に開催するとともに、WeWork主催イベントへの参加や、ARUYOODAWARAやイノベーションラボと連携し、本市のPRや事業連携の推進を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
369	産業 政策課	市内企業 交流事業		市内の大手企業事業所との意見交換を介して経済動向や操業環境維持・改善の状況把握に努めている。そのため、「企業市民まちづくり協議会」の開催や経済部職員による企業訪問などを実施するほか、対事業所窓口としてワンストップサービスを実施し、法的な課題や地域交流、事業所課題などの解決を支援している。令和5年度は「ふるさと納税」をテーマに棋会員企業と活発な意見交換を行ったほか、ゼロカーボン推進に関する補助金の紹介などを行った。	0	企業市民 まちづくり 協議会開 催数(回)	1	1	100.0%	企業の事業展望や本市のまちづくりへの意見を行政は聴取すべきものであり、良好な関係を築くことにより、流出防止にも一定の効果を発揮していると考えられる。	経費は人件費のみであり、事業コストは適切である。	企業から市政に対する意見や、操業に関する悩み等を直接聞けるとともに、市の施策をPRできる貴重な機会であり、有効に活用していく。	① 継続 実施
370	産業 政策課	起業家支 援事業		地域産業の活性化を目指し、その新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援のための、創業・経営相談、起業スクールなどを手掛け、更なる雇用の創出を図る。 小田原箱根商工会議所による「おだわら起業スクール」には、38人が参加し、そのうち令和5年度末に、既に13人が起業している。創業支援等事業計画に基づく創業支援においては、支援対象者217人のうち、113人の創業者を輩出し、一定の成果を上げた。	3,500	創業者数 (人)	60	113	188.3%	平成28年度に国に認定された「小田原市創業支援等事業計画」に基づき、市、金融機関、商工会議所等と連携し、包括的な創業支援を行い、新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図ることにより、更なる雇用の創出を目指している。	「小田原市創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者と連携しながら、支援を継続した。	小田原箱根商工会議所への補助事業を継続し、同会議所や金融機関等と官民連携した事業を推進していく。	① 継続 実施
371	産業 政策課	新しい働き 方推進環 境整備事 業		新しい働き方である、コワーキングスペース、シェアオフィス、ワーケーション施設などを使ってテレワークができるよう、環境整備を推進することで、交流人口の拡大、人口増を図るため、令和3年8月に、小田原箱根商工会議所、金融機関等と公民連携で発足した「新しい働き方に関する協議会」を運営し、新しい働き方・暮らし方の推進施策について、協議・検討してきた。令和4年9月に協議会の意見を集約した「ワーク・プレイス・マーケット」がスタートしたことを協議会のひとつの区切りと捉え、今後は必要の都度支援策や推進施策を協議する場として開催していく。	0	協議会開 催(回)	-	-	-	これまでの働き方とは異なる働き方を事業者自身が認め、導入できるようになることは、地域経済活性化に寄与することであるため。	協議会は、学識経験者を始め、市内経済界において多忙な方たちを構成員としていることから、招集は必要最小限にとどめてきており、令和4年9月の「ワーク・プレイス・マーケット」がスタートしたことを協議会の初期目的に対するひとつの区切りと捉え、今後は必要の都度支援策や推進施策を協議する場として開催していく。	協議会で意見集約された「ワーク・プレイス・マーケット」が令和4年9月にオープンにより、必要が生じた際に開催する。	② 見直 し・改 善
372	産業 政策課	新しい働き 方拠点運 営事業		令和4年9月にオープンした起業家、事業者をサポートする拠点Work Place Market ARUYO ODAWARA施設において、小田原への新しい人の流れを作るとともに、オープンイノベーションや新たなビジネスモデルを創出し、地域経済の活性化、関係人口増加を図るため、人と情報が集うコミュニティを拡大し新しい働き方を推進した。令和5年7月から、企業合宿・オフサイトミーティングのコーディネートを行っているほか、同年8月からは共通テーマを設定したミートアップ交流会を実施している。	31,834	事業マッ チング(件)	36	43	119.4%	新しい人の流れを創出し、市内で働く、居住する可能性のある人を掘り起こし、地域経済活性化に寄与するため。	起業支援に取り組む神奈川県とも連携し、起業家やベンチャー企業と小田原の生産者や企業等との交流促進に向けたマッチング相談の対応を行った。また、寄せられる相談から企業合宿・オフサイトミーティングのコーディネートに需要があり、拠点に有効に働くと捉えたことから、令和5年7月からコーディネートを開始した。	拠点の利用は個人が多いことから、事業者の参加を促すとともに、ビジネス相談は、市外や都心からの相談が少ないため、広域の周知に努めていく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
373	産業 政策課	労働団体 等環境整 備事業		勤労者に係る、労働環境の改善、福利厚生の充実、生活の安定と向上を図るため、労働団体支援事業、勤労者福利厚生活動支援事業、勤労者融資支援事業等を実施する。 労働環境の大きな変化に伴い、新しい時代に即応できるよう勤労者の知識の習得を図り、労働環境の向上に資するために労働講座を開催する。 労働に関する問題や制度変更について、労働者、使用者、市民等の理解を深める。 令和5年度については、賃金支払の原則、労働条件の明示など最近のトピックを講座内容として実施した。	127,329	講座の出 席者数 (人)	30	25	83.3%	無料で利害関係がない講座は民間では見当たらない。 主たる対象者は労働者・使用者であるが、市民全般も対象である。	これまで講師として大学教授に依頼することが多かったが、令和4年度に引き続き、地元の社会保険労務士に依頼し、労働者・使用者等にとって身近な内容にも触れていただき、好評を得た。 また、使用者側の参加者が時間外勤務とならないよう、平日・午後に開催した。	県等との他団体との共催を前提とした事業展開を継続する。	① 継続 実施
374	産業 政策課	若年者雇 用支援事 業		若年者の正規雇用に向けての就労支援を行うためのセミナー、就職面接会、合同企業説明会を開催する。 域外の若年者を対象に、小田原や市内企業で働く魅力をSNSで情報発信する。 この機会を通じて、地元企業の魅力を学生に知ってもらい、将来自らの適性に照らして職業を選択する際の参考にしてもらうとともに、若く、熱意あふれた人材を地元ひきつけ、地域の経済・産業を活性化へとつなげていく。 令和5年度「ジョブスタディ〜高校生と企業の交流会〜」については、コロナ禍前の規模に近づけるため、対象を高校1・2年生に戻して開催した。なお、セミナーについては、会場で実施したほか、出席できなかった生徒向けにその様子を、後日、動画配信した。	805	参加生徒 数(人)	80	68	85.0%	若年者と企業のミスマッチを防止するとともに、地元企業の魅力をPRし、若い活力を地域の活性化につなげる施策は必要である。・高校1、2年生を対象に地元企業の魅力をPRをする事業は他にはない。	小田原箱根商工会議所、小田原公共職業安定所と共同で開催し、事業効果・効率性を高めている。 会場参加できなかった生徒に対しセミナー部分を動画配信した他、コロナ禍前規模に近づけるよう会場参加の募集定員を増やした。(60人→80人) 参加生徒が関心の高い企業と交流できるよう、フリータイムを設けた。	企業、高校、生徒からも好評であり、当面は現状の形をベースとして、より効率の高い事業として定着を図りたい。 地元採用を希望している新規立地企業に参加いただけるよう調整していきたい。	② 見直 し・改 善
375	産業 政策課	中小企業 経営支援 事業		市内中小企業の経営支援を行い、企業の健全な発展と地域経済の活性化を図ることを目的に、産業政策課内に経営改善相談窓口を開設し、中小企業診断士が市内中小企業者に対して経営に対する無料相談を実施した。	3,023	相談件数 (件)	260	241	92.7%	経営に不安を覚える事業者に対し、新規事業展開や各種補助情報等の相談に応ずることにより、市内経済の活性化を図るために、専門家の知見を活かすことは有効であるため。	市職員よりも中小企業へのアドバイス能力に長けた専門家を起用した相談窓口では、令和5年度は令和4年度までの週3日開設から週2日の開設にすることにより、1日当たりの相談件数が令和4年度の2.1件から令和5年度は2.5件に増え、中小企業に対する相談を効率的に行うことができた。	コロナ禍を経て新たな事業展開を検討する事業者や、起業準備者などからの相談に応ずるため、専門家と関係機関の連携を強め、令和6年度は令和5年度同様に週2日開設により効果的な支援を行う。	① 継続 実施
376	産業 政策課	中小企業 融資等支 援事業		中小企業が融資を受ける際の債務保証のため、信用保証協会に支払う信用保証料への助成と金融機関への預託による中小企業小口資金融資の活用により、市内中小企業経営の体質強化と健全な発展と促進を図る。 金融機関及び信用保証協会と連携し、事業を円滑に実施できた。 保証料補助件数は、390件であり、そのうち、緊急経済対策信用保証料補助(新型コロナウイルス感染症特例)が210件と約半数だが、要件となる国によるセーフティネット4号が令和5年9月をもって限定的な扱いとなったことから、市では新型コロナウイルス感染症特例を10月末をもって終了とした。 市中小企業小口資金融資実績は251件であった。	479,879	信用保証 料補助件 数(件)	250	390	156.0%	信用保証料補助金は、金融信用力が乏しい中小企業者の資金繰りを支援するためには必要であり、中小企業小口資金融資は市独自の融資制度を設けることで、市内中小企業者に有益な融資実行を可能にする。いずれも、市内中小企業者の経営強化と発展において、必要な支援策である。	コロナ禍を契機として事業者支援策として令和2年に新型コロナウイルス感染症特例を始めたが、コロナ禍の状況が変化し、セーフティネット4号が令和5年9月をもって限定的な扱いとなったことから、市では新型コロナウイルス感染症特例を10月末をもって終了とした。	中小企業者の健全な発展のため、融資制度を継続するとともに、信用力・担保力等が弱い中小企業者の負担を軽減する信用保証料補助金制度を継続する。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
377	産業 政策課	小田原箱 根商工会 議所運営 補助事業		経営相談、指導にノウハウを持つ小田原箱根商工会議所が実施する各種事業等に助成を行うことで、中小企業の経営強化を図る。 補助事業の実施により、市内中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。また、商工会議所とは、各事業内容を含めた中小企業支援について、定期的に情報共有や意見交換を行い、令和5年度に行うことになった副業人材活用支援事業を支援するなど円滑に進めた。	11,570	補助金額 (千円)	9,770	11,570	118.4%	小田原箱根商工会議所は、公的融資相談、就職相談、創業支援、経営者に対する経営指針の指標となる情報提供等を実施することにより、市内中小企業者に密着した支援期間として役割を十分に果たしている。	市内事業者は、コロナ禍を経て新たな事業展開を図っており、商工会議所は令和5年度にこうした事業に取り組む事業者に対する人的支援として副業人材活用事業に取り組んだことから、市ではこの事業を支援した。また、小田原箱根商工会議所会員の人的資源等を活かしながら、効率的に市内商工業の発展を図ることで、地域の商工業振興に寄与した。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続 実施
378	産業 政策課	市橋商工 会運営補 助事業		経営相談、指導にノウハウを持つ小田原市橋商工会に助成を行い、中小企業の経営強化を図る。 補助事業の実施により、中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。 各事業内容を含めた中小企業支援について、定期的に情報共有や意見交換を行い、事業を円滑に進めた。	935	補助金額 (千円)	935	935	100.0%	橋地域において、小規模地域ならではの密着した相談・指導機関としての役割を果たしている。 また、みんなの花火事業、出張住宅相談、出張商店街事業など、地域に根差した事業を行い、総合的な地域振興を図っている。	小田原市橋商工会会員の人的資源等を活かし、効率的に橋地域の商工業の発展を図り、橋地域の商工業振興に寄与している。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続 実施
379	産業 政策課	地域経済 循環型住 宅リフォーム 支援事業		市内施工業者による住宅リフォームを実施した市民に対し、地場産品等の商品を進呈(カタログギフト方式)することにより、市民の消費を促し、地域経済の活性化の向上を図る。 定員を上回る申請があり、事業実施の結果、地場産品のPRに貢献し、地域経済の活性化にも一定の効果が生まれた。	2,734	リフォーム 実施数 (件)	50	49	98.0%	本事業の実施は市民に広く周知することや、施工業者、地場産品等の提供業者の選定など、公平性の観点が求められることから、行政が推進する必要がある。 「市民」、「市内施工業者」、「助成金提供事業者」の間で経済が循環する本事業は、地域経済の活性化に大きく寄与するものである。	リフォーム実施者に対して補助金ではなく、地場産品等の贈呈することで、地場産品等活用の推進や地域経済の循環を図ることができた。	補助金ではなく地場産品等の贈呈による事業を継続していく。事業実施に際しては、地場産品等の提供業者を増加していくことで、市民が利用できる事業者を増やし、更なる地域経済の循環を図っていく。	① 継続 実施
380	産業 政策課	地場産業 団体活動 支援事業		商品開発から流通・販売に至るまでの知識や技術の習得を目的に、市地場産業振興協議会と連携してトータルプロデュース講座を開催することで、若手を中心に地場産業界の事業者を支援している。令和5年度は、令和6年2月16日に、永田宙郷氏を講師に迎え、「商品(もの)づくりの入口から出口まで」というタイトルで講座を開催し、13人の参加があった。 また、市内における地場産業界の振興を図ることを目的に、(一社)箱根物産連合会、県工芸産業振興協会、地場産業振興協議会に対し、後継者育成や技術の継承、販路開拓などの事業に対し助成した。これにより、技術研鑽のための研修会の開催や物産展への参加、情報発信等が行われた。	903	研修会等 開催回数 (回)	1	1	100.0%	各業界が行う伝統的な技術の継承、後継者の育成、販路の開拓などの事業に対し支援することは、伝統的産業を守り、地場産業を振興していくためには不可欠であるため、市が関与することは有効である。	地場産業界を振興するためには団体等との連携が不可欠であり、市が事業費の一部を助成し、民間が事業を展開するという分担ができていたため効率性は認められる。	引き続き、各団体等と連携して後継者育成や販路開拓を進めていく。また、商品開発から流通・販売に至るまでの知識や技術を習得するための機会(トータルプロデュース講座)については、地場産業振興協議会が主体となる事業に位置付け、市も連携しながら地場産業の振興を図っていく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
381	産業 政策課	伝統的工芸品産業 産地組合 助成事業		伝統技術を後世に継承するため、伝統的工芸品産業産地組合に対し助成することで、後継者育成、需要開拓、普及啓発等の団体が行う事業を支援する。小田原漆器と箱根寄木細工は、昭和59年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく「伝統的工芸品」に認定されており、組合が後継者・従事者研修事業や需要開拓事業を行ったことにより、伝統工芸品だけでなく小田原地方の木製品全体のイメージアップに大きく寄与した。	347	研修会等 参加者数 (人)	30	33	110.0%	組合構成員の多くが零細中小企業であり、各種研修会や販路開拓などの事業を単独の財源で実施することは困難なため、組合組織に対する支援は必要不可欠である。	伝統的産業を振興するためには団体等との連携が不可欠であり、市が事業費の一部を助成し、民間が技術の継承や需要開拓などの事業を展開するという分担ができていたため効率性は認められる。	後継者・従事者減少等の課題解消に向けて各団体との連携を継続していく。特に小田原漆器は、職人が高齢化している一方で、需要の減少により若手の参入や事業継続が困難な状況にあり、技術を継承し産業自体を継続するために組合と連携しながら対応していく。	① 継続 実施
382	産業 政策課	産業発展 功労者表彰事業		市内事業所に永年勤続し、本市産業の発展に寄与した勤労者並びに永く技能関係の同一業種に従事し、その職種に功績のあった者を表彰し、広く顕彰する。 令和5年度は、優良産業勤労者46人(商業35人、農業10人、水産業1人)、技能者10人(技能功労者3人、優秀技能者4人、青年優秀技能者3人)を選出し、表彰を実施し、産業発展及び技能者の社会的経済的地位の向上に一定の効果を上げた。	258	優良産業 勤労者及 び技能者 の表彰者 数(人)	50	56	112.0%	勤労者に支えられている本市の産業の発展と、技能者の社会的、経済的地位の向上、技能を尊重する気風の醸成を図るため実施すべき事業である。	市内産業の発展や、表彰者のモチベーションアップを図ることができた。	産業勤労者、技能者の称賛の場として、当面は事業を継続し、各産業、業種のPRにもつなげていく。	① 継続 実施
383	産業 政策課・ 商業振興課	地場産業 PR支援事業		本市の伝統的な地場産業の振興を図ることを目的に、「小田原城名物市」や「小田原箱根 木・技・匠の祭典」、「菓子祭り」、「かまぼこ桜まつり」やなど、各業界が行う啓発イベントに助成することで、小田原固有の伝統的な産業や技術などを広く発信し、観光と交流を軸とした需要の拡大を目指す。 令和5年度は、小田原城名物市(オダワラオープンマルシェ)(5/3～5)は130,000人、菓子祭り(2/17・18)は10,000人、かまぼこ桜まつり(3/30・31)60,000人の来場があった。 また、地場産業振興協議会と連携し、首都圏を中心に「小田原の観光と物産展」を開催しているが、令和5年度に関しては、旧芝離宮恩賜庭園(11/3)や東京交通会館(3/16・17)で出展し、本市の観光情報を含め情報の拡散を図った。	1,865	イベント入 り込み客数 (人)	115,000	200,000	173.9%	本事業は小田原の産業を中心に魅力を広くPRするものであり、多数の市民や観光客の来場・参加が見込めることから、地場産業の振興のみならず、観光振興にも寄与できるものと考ええる。	行政が費用の一部を負担し、民間がイベントを展開する仕組みが定着している。各イベントには安定した集客力があり、地場産業のPRは効果的に行っている。	イベントの開催方法や告知方法など、効率的な展開ができるよう実行委員会などと連携を深め、役割分担を明確にしながら進めていく。	① 継続 実施
384	産業 政策課	各種展示 会・見本市 出展補助 事業(販路 開拓事業)		市内経済の好循環のために、地場産品の販路拡大や需要拡大を目指し、各種展示会や見本市への出展に対して支援を行う。また、海外において小田原で生産された商品を流通させることを目指し、アメリカ・サンフランシスコにおいて期間限定の企画展を開催する海外展開マーケティング事業を実施した。箱根物産連合会が取りまとめた出展する国際的な見本市である「東京インターナショナル・ギフトショー」には、令和5年度は3事業者の出展があった。また、令和4年度から新設した中小企業等販路開拓事業補助金を活用した展示会や見本市への出展については、6事業者に対し支援した。海外展開マーケティング事業では、10/28・29にサンフランシスコのジャパントウにあるホテルカブキのエントランスホールを借用し期間限定の企画展を開催した。この出展には、市内から19事業者が商品を提供し、2事業者が現地に同行した。会場には約900人の方が来場し、小田原のものづくりや観光情報の発信を行った。	10,507	展示会・見 本市出展 事業者数 (社)	10	55	550.0%	地域経済の好循環を目指し、国内のみならず、世界に小田原の商品を流通させ、小田原の認知度を高めていく取組であるため、関与は妥当である。	展示会や見本市への出展を、市が費用の一部を助成することにより、事業者の経費負担の軽減が図れている。海外での期間限定の企画展を開催した結果、市内事業者に商談があること、また、企画展に訪れた方が、後日、来日した際に本市を訪れ木製品を買い求めたことなどの効果が出現している。	中小企業等販路開拓事業補助金や海外展開マーケティング事業においては、事業者の声を拾いながら、臨機応変に事業を展開していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
385	産業 政策課	ものづくり・ デザイン交流促進事 業		若手を中心とした工芸職人と現代アート作家で構成される団体「ものづくり・デザイン・アート」の活動を支援する。 夏休みの期間中に子どもを中心とした体験教室の開催、ものづくりと芸術がコラボレーションした展示会の開催を通じ、市民や観光客に対し、小田原のものづくりをPRし、小田原のブランド力の向上、地域経済の活性化及び地場産業と文化・芸術の振興に寄与している。 令和5年度は、ものづくり体験教室をハルネ小田原を会場に8/2～6までの期間で開催し、325人の参加があった。また、展示会である「もあ展」については、4/17～21に三の丸ホールで開催し、860人の来場があった。	0	イベント来 場者数 (人)	500	860	172.0%	小田原のものづくりを身近に体験できる機会を創出しているほか、現代アート作家の参加により、文化振興との相乗効果も見込めるものである。	平成23年度以降、会員から会費を徴収することにより、現在では経費面において自立運営としている(市は0予算事業で対応)。	市は側面的に支援しながら、引き続き、体験教室や展示会を継続していく。	① 継続 実施
386	商業 振興課	市商店街 連合会補 助事業		市内の各商店街を統轄する小田原市商店街連合会の運営、及び連合会がスケールメリットを生かして行う各種事業に対して助成することで、市全体の商業活性化を促進する。 令和5年度は、市商店街連合会が実施した商店街フェアやおだわらハロウィンなどの「商店街にぎわい創出事業」、及びインターネット事業や一店逸品運動事業などの「商店街魅力アップ事業」に対する助成を行った。	6,521	集客事業 数(件)	2	2	100.0%	各商店街を統括する市商店街連合会の運営が健全化されることで、商店街の横断的な事業の実施や、新たな商業活性化策の検討・実施につながり、ひいては商業の持続性を高め、市民の生活を支え、また豊かにすることができるため、市が連合会を支援することは妥当である。	従来は個々の事業ごとに補助メニューを設けていたが、市商店街連合会が社会情勢の変化や新たな地域ニーズに迅速に対応できるよう、平成30年度に事業目的の性質別に2種類に統合再編した経緯がある。これにより、市商店街連合会が柔軟に事業内容の変更・追加等に対応できるようになった。	事業の内容を整理し、連合体としての強みをより活かした事業となるよう助言することで、事業成果を向上させるとともに、商業者が商店街連合会に加入することのメリットを引き出し、加盟店増加につなげていく。	① 継続 実施
387	商業 振興課	商店街団 体等補助 事業		①地域商店街団体等が実施する活性化事業や持続可能な商店街づくり事業に対する助成を行う。 ②地域商店街団体が設置・管理している街路灯等の電気料への助成を行う。 令和5年度は、活気ある商店街づくりに取り組む17団体と、持続可能な商店街づくりに取り組む12団体に対して補助金を交付した。 また、街路灯を維持管理する17団体に対して、街路灯等電気料負担に係る助成を行った。電気料補助に関しては、本年度に限り電気料高騰の影響を鑑み、補正予算で一部上乘せて助成した。	22,317	補助金額 (千円)	30,573	22,317	73.0%	各商店街が地域コミュニティの核となって機能していくことは、市民の暮らしを支えていく上で大変重要であるため、各商店街が実施する事業を支援することは必要かつ有効的である。また、商店街団体が設置・管理する街路灯は、商店街を通行又は利用する住民の安全性に寄与していることから、電気料への助成は妥当である。	街路灯のLED化を推奨することで、各商店街の電気料負担、またそれに対する市補助金の低減を図っている。 LED化に伴う改修費用については、持続可能な商店街づくり事業費補助金の補助対象とするとともに、県の補助金も併用するよう促し、商店街及び市の費用負担を軽減させている。	商店街団体が取り組む活性化事業について、これまでの主流であった一過性のイベント事業から、商店街が地域コミュニティの核となって持続的に取り組む事業へのシフトを推進し、「暮らしを支える商店街の再生」を促進していく。	② 見直 し・改 善
388	商業 振興課	空き店舗 利活用促 進事業		平成25～29年度を計画期間としていた「小田原市中心市街地活性化基本計画」は計画期間満了後、平成30年度に最終評価・検証を内閣府に報告し、小田原市中心市街地活性化協議会も解散となった。中心市街地の活性化については、空き店舗対策等の個別事業を推進する。 中心市街地の空き店舗対策については、施策展開の基礎資料とするため、商店街を構成する店舗等の業種や空き店舗数等について調査を行う。 また、令和3年度に「空き店舗等利活用促進事業補助金」を新設し、設備の老朽化等を理由に貸し出されない空き店舗等の所有者に対し、店舗として貸し出すため必要となる経費の一部を補助するなど、空き店舗等の利活用を促進していく。令和5年度の補助金活用実績は1件であった。	1,575	空き店舗数 (店舗)	270	268	100.7%	市及び地域経済の振興や中心市街地の活性化を担う関連団体が連携を図り、一体的に中心市街地のまちづくりを推進する必要がある。 中心市街地エリアにおける空き店舗の実態を把握し、活用方策を検討することは、本市の商業振興やエリア価値の向上に向けて重要であり、行政が率先して取り組むことは妥当である。	空き店舗対策において、膨大な数の店舗・事務所の実態を調査するには、専門知識と技能が必要であり、また不動産情報は民間事業者でなければ把握できないことから、業務委託により事業実施することは妥当である。	小田原市中心市街地活性化基本計画の期間が終了し、中心市街地活性化協議会も解散したことから、中心市街地活性化推進事業は、空き店舗調査・研究等の個別の事業を実施していく。 「空き店舗等利活用促進事業補助金」により、空き店舗等の利活用を促進していく。 事業の実施に当たっては、空き家・空き店舗の対策や利活用に関する庁内関係課とも連携し、意見・情報交換しながら進めていく。	② 見直 し・改 善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
389	商業 振興課	中心市街 地商業振 興事業		なりわい文化の魅力を発信し、中心市街地の回遊性向上や街なかの賑わい創出、地域産業の振興の促進を図るため、地域に根差した老舗を街かど博物館として認定し、資料展示や解説を行い、各館を巡る街かど博物館体験ツアーなどを実施している。認定博物館のうち、なりわい交流館はかまぼこ通り周辺地区における回遊拠点となっている。 令和5年度に、「ハチミツ養蜂博物館」として新規に18館目の街かど博物館が認定された。 街かど博物館体験ツアーについては、予定どおり5回開催することができた。 なりわい交流館の来館者数は、新型コロナウイルス感染症前の水準以上に増加し、目標の数値を超えた。	9,239	なりわい交 流館の来 館者数 (人)	40,000	43,321	108.3%	なりわい交流館はかまぼこ通り周辺地区の情報発信及び回遊の拠点であり、中心市街地の活性化、歴史資源を生かしたまちづくりを進めるうえで重要な施設である。また、街かど博物館についても街なかの回遊性向上と地場産業の振興を図り、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	なりわい交流館は施設の機能と魅力を一層高めていけるよう、令和2年度にプロポーザル方式を導入し事業者を選定した。これにより、委託料を削減できることができたとともに、地域に開かれた施設運営が行われるようになった。 街かど博物館については事業の企画・運営は、民間事業者である各館長で組織された館長連絡協議会によって行われており、市は事業計画を事前に精査して補助額を最小限度にしている。	なりわい交流館は令和7年から民間事業者に管理運営委託または貸付による契約を検討しており、令和4年に耐震診断、令和5年に実施設計を行った。令和6年には、耐震工事を行う。 街かど博物館は新規ファンを獲得するためにも、広報活動を強化・工夫し、周辺地域を巻き込んだ賑わいの創出に取り組んでいく。	① 継続 実施
390	商業 振興課	小田原地下 街管理運 営事業		小田原地下街「ハルネ小田原」は、地域経済の振興と中心市街地の活性化の拠点として、地域資源の活用や回遊性の向上など、新しい価値を備えた公共空間を創出する施設であり、周辺商店街や観光施設を始めとする中心市街地、さらには小田原市全体の活性化に寄与することを目的として事業を実施している。 施設は公共公益機能と商業機能を併せ持ち、タウンカウンター(街かど案内所)や広場を活用して、市民や観光客に向けた地域情報の発信や多様なイベントを行うとともに、商業テナント出店により、地場産品やそれらを活用した商品などの販売、飲食サービスの提供を行うことで小田原の魅力を伝えている。	577,091	館内流動 客数(人/ 日)	40,000	33,367	83.4%	市の普通財産であり、施設内に都市計画決定された地下歩道も配置されていることから、管理は市が行わなければならない。また、地域経済振興と中心市街地活性化に資する事業は、積極的に取り組むべきことである。 商業施設としての利用者が定着しており、通路としての利用者も多い。近隣商店街との連携事業も実施し、小田原駅周辺の活性化にもつながっている。高層マンション建築が相次ぐ小田原駅周辺において、希少な公共が運営する商業施設として周辺住民の買物利便性を補完する意味で継続の意義がある。	民間事業者に一部業務を委託し、緊密な連携を図りながら、効率的な運営を行っている。また、毎年度、外部評価となる小田原地下街運営評価委員会からの答申を受け、事業運営の見直しを行いながら計画的な事業運営に努めている。	地域経済の振興及び中心市街地の活性化を担う拠点施設として、地域への定着や施設のブランドイメージの向上を目指し、事業運営を洗練させていく。 経営の安定化を図るため、顧客ニーズや商圏の変化も注視しつつ、販促施策の見直しや商業テナントの入替え等に当たり、中長期的には、民間活力の活用も視野に入れた運営形態の見直しについても検討していく。	② 見直 し・改 善
391	商業 振興課	地下街事 業特別会 計への繰 り出し		小田原地下街施設の公共地下歩道の維持管理や、タウンカウンター(街かど案内所)の運営といった公共・公益機能の管理運営などを行うために、一般会計から地下街事業特別会計へ繰り出しする。	233,350	総合計画 における概 算事業費 (千円)	507,906	233,350	217.7%	小田原地下街施設の公共地下歩道の維持管理や、タウンカウンター(街かど案内所)の運営といった公共・公益機能の管理運営などを行うために、一般会計から繰り出しすることは妥当である。	維持管理に際し、老朽化した設備等の改修について市債を財源としたことで一般会計繰り出し金が縮減された。	公共公益機能には、公共地下歩道やタウンカウンター(街かど案内所)に加え、期日前投票所等に使用される公共広場もあり、公共施設としての管理運営を引き続き行っていく。	① 継続 実施
392	商業 振興課	食による 商店街活 性化事業		地元食材や伝統工芸を活用した御当地グルメによる活性化事業を実施する商業団体への支援を通じて、地域経済の活性化を促進する。観光客をターゲットとした新たな観光資源として活用し、農産物、地場産品の価値を高めていく。 (小田原どん) 地魚等の地元食材の活用方法の研究や仕入れルートに関する情報交換を行っている「小田原どん提供店連絡会」の活動に対する支援を通じて、小田原どんの魅力を高めるとともに、国内外における認知度の向上を図る。	0	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	地場産業の振興や地域活性化のために実施している事業であり、また本市の観光資源としても両ブランドを継続・発展させていく必要があることから、行政の関与は妥当である。	事業立ち上げ当初から民間が中心となって運営しており、市の金銭的支援も最小限としてきた中で高い事業効果を生み出している。 運営費の面で自立が見込める段階に至ったことから、平成29年度をもってプレミアムスイーツ事業、平成30年度をもって小田原どん事業に係る補助金を終了とした。スイーツ事業は、令和元年度末をもって活動を終了した。	運営費用面も含めて完全に民間による自主運営となった事業だが、行政として一定の関与を続け、継続・発展に協力していく。	① 継続 実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
393	観光課	観光協会 支援事業		【事業目的】 観光イベント等の効果的な実施とサービスの向上を図るため、観光協会の活動を支援し、イベント等の企画・運営について助言・協力していく。本協会の自主財源の確保や、地域DMO・DMCの今後についても支援・助言していく。 【内容】 北條五代祭りや酒匂川花火大会などの開催、関係団体と連携して忍者を活用したイベントの開催、地域イベントなどへの支援、観光情報の発信 【評価対象年度の主な成果】 各種イベントがコロナ禍前の規模で開催され、その中でも北條五代祭りは、パレードルートを変更し駅前の混雑を回避して開催するほか、花火大会では、特別な有料観覧席を設けて話題になるなど、ともに過去最多の観客を動員することができた。さらに、「風魔忍者」や「歴史謎解き」を活用したまち歩き観光施策を実施した。	133,539	推定観客 動員数(千人)	1,302	1,637	125.7%	観光地としての小田原の認知度を高め、地域経済振興を図るために観光イベント等の実施は欠かせず、一般社団法人である観光協会に対する支援は妥当と考える。	コロナ禍前の規模での観光イベント開催となったが、密を避け回遊性を高めた事業展開や事業内容の充実により、多くの観光客の誘客が図られたことは、観光振興として有効であった。また、観光協会出資によるDMC組織と連携し、観光地経営を通じて観光客による消費を喚起し経済の活性化を図った。	平成26年度に一般社団法人に移行。平成29年度には内部に地域DMO組織を立ち上げ、プロモーションに力を入れてきており、更なる向上を目指し、民間事業者との連携を強化する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、国内・海外からの観光需要は回復しているため、今後、関係機関と連携を密にして各種事業を展開していく。	② 見直し・改善
394	観光課	美食のまち小田原 推進事業		【事業目的】 小田原の食材や食文化など、豊かな地域資源を最大限活用し、「美食のまち小田原」のイメージを市内外に定着させ、観光誘客等を図る。 【内容】 美食のまち小田原推進協議会の発足、食の啓発イベント等の実施、市民サポーターの設立、子ども食堂等への食材提供、令和6年度以降の推進プログラムの作成 【評価対象年度の主な成果】 令和4年度から国費を活用し実施。令和5年度は、学識経験者や市内経済関係団体等で「美食のまち小田原推進協議会」を組織し、市からの負担金により、食の啓発イベント等の実施や市民サポーターの設立を始め、食育の推進として子ども食堂等への食材提供など、「美食のまち」のイメージ定着に向けさまざまな取組を行った。さらには、令和6年度以降の具体的な取組について、協議会において「美食のまち小田原」推進プログラムを作成した。 ※「R5目標」は、令和5年3月に策定した観光戦略ビジョンに合わせて設定。	33,282	一人当たり 観光消費 額(円)	3,680	4,224	114.8%	本事業を市が率先して推進することで、市内飲食店や民間企業等が参入しやすい環境が整うため、市が実施する妥当性はある。また、本事業は、地域経済の好循環の実現に向けて、一次産業・二次産業・三次産業が潤う仕組みの構築を目指していることから、市内経済関係団体等で組織した当該協議会を中心に、本事業を推進することは有効である。	令和4年度に実施した観光消費動向調査のキャッシュレス利用の動向と、令和4年に一般社団法人小田原市観光協会が実施した観光客向けのアンケート結果から、観光客の飲食に関する動向と要望が高いことが分かった。このことから、小田原の食を基軸とする本事業を推進することは、更なる観光消費額を増額することにつながり、費用対効果は大きいと考える。	引き続き、美食のまち小田原推進協議会を中心に事業を展開していく。令和6年度に当たっては、令和5年度に作成した「美食のまち小田原」推進プログラムに掲げた各取組について、関係団体等と調整を行い、着実に実施していく。	② 見直し・改善
395	観光課	観光PR事業		【事業目的】 国内外を問わず広く小田原の魅力をPRするために、積極的な情報発信を展開することを目的とする。 【内容】 小田原市観光戦略ビジョンの策定、eスポーツコンテンツを活用した観光施策の造成、デジタル技術を活用した人流動向調査、観光PR動画の制作、観光パンフレット等の制作 【評価対象年度の主な成果】 新たな観光コンテンツとして実施しているeスポーツは、令和5年度に実施したイベントの累計来場者数約20,000人(参考:令和4年度3,800人)、メディア掲載数128件(参考:令和4年度106件)と、着実に本市の観光コンテンツとしてPRの一助となっている。また、令和4年度に引き続き、観光PR動画を制作し、市のYoutubelにおける再生回数の累計は約236,000回となっており、広く本市の魅力をPRできた。	47,075	入込観光 客数(暦年 千人)	7,564	8,325	110.1%	eスポーツという新たなコンテンツを活用することにより、100を超えるメディア掲載やテレビ出演など、本市のPR効果は非常に大きく、その有効性は高い。また、市が率先して、新しいコンテンツに取り組むことで、民間企業が参入しやすい環境ができるため、市が実施する妥当性はある。	観光においては、旅前のPRを積極的に実施することや、魅力的なイベントを開催することで、目的地としてもらうことが重要である。これらを踏まえ、再生回数の多い観光PR動画における旅前への効率的なアプローチや、新たな層を着実に誘客しているeスポーツイベントの開催は、市の事業のPRとして非常に高い費用対効果となっている。	情報発信の方法について、紙媒体と、SNSなどのデジタルコンテンツを活用したPRの双方の良い点を適切に把握しながら、効率的な方法でPRを実施していく。また、eスポーツなどの新規事業については、更に普及を図っていくとともに、市内企業などと一緒に運営できるような関係を構築していく。	② 見直し・改善
396	観光課	観光交流 拠点運営 事業		【事業目的】 小田原を訪れる観光客の利便性や回遊性を向上させるため、観光案内所(小田原駅、早川、観光交流センター)及び海水浴場(御幸の浜、江之浦)の管理運営を行う。 【内容】 小田原駅観光案内所、早川臨時観光案内所、観光交流センター(指定管理)の運営委託。御幸の浜海水浴場及び江之浦海水浴場の管理運営を委託。 【評価対象年度の主な成果】 各観光案内所について、多様化する来訪者のニーズに適切に対応しながら運営できている。また、海水浴場においてはコロナ禍で未開設の状態が続いており、3年振りの開設となったが、特段の事故等もなく運営できた。	47,375	観光案内 所利用者 数(人)	250,000	244,208	97.7%	各観光案内所について、観光振興は地域経済全体への波及が期待され、国や県も観光立国を推進していることから、市が関与することは妥当である。海水浴場について、県内の海水浴場は、組合や協議会などが開設者となり、海水浴場を運営しているところもあるが、本市の場合、開設当初から市が開設者となって運営してきたため、関与していくのはやむを得ない。	令和4年度から実施している人流動向調査では、来訪者の約半数が各観光案内所を起点に回遊しているという結果が出ているほか、アフターコロナと円安効果で外国人の来所数もコロナ禍前の水準に戻りつつあることから、各観光案内所の役割は非常に重要で費用対効果は高い。海水浴場は、来場者数が減少していく中、人件費の増加等により開設費用は高く推移しており、費用対効果の面では厳しい状況にある。	各観光案内所については、現在の事業を継続しながら委託先との連携を強化し、観光客のニーズに合わせたサービスを提供し、回遊性の向上を推進していく。海水浴場については、御幸の浜プールを含めた海岸全体としての在り方の検討や民間提案を受けるなど、安心して魅力的な海水浴場の運営方法を検討していく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
397	観光課	広域連携 観光推進 事業		【事業目的】 「西さがみ」や「富士箱根伊豆」といった地域の一体性や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとして設置された各協議会に参画し、広域的な観光事業を展開し、地域振興を図ることを目的としている。 【内容】 各協議会の関係市町等と連携し、PR事業や誘客宣伝を行うとともに、情報交換や人的交流などを実施する。 【評価対象年度の主な成果】 海外旅行の規制が緩和され、国内外への観光がコロナ禍前に戻りつつある中、各団体とも誘客に向けたプロモーションを再検討し実施を進めている。中でも、北条五代観光推進協議会にて、北条氏改姓500年記念として実施した、ゆかりの地(加盟市町)を巡るデジタルスタンプラリー「GO! 北条」では、登録者数は1,000人以上、参加者数は666人であった。また、新しいファン層の獲得と自主財源の確保のため、PRグッズの作成・販売を行った。	2,423	連携する自治体数(団体)	69	72	104.3%	他自治体との連携を生かして、地域の一体性や共通テーマを重視した広域的な連携を深め、アフターコロナ・ポストコロナにおける観光施策に取り組むことは有効的である。	各市町の自治体や観光協会などと連携することにより、費用面等で市単独では行いづらい事業を実施し、観光PRを図った。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、観光客が戻ってきている現状を踏まえ、引き続き、他自治体との連携を生かし、広域的な視点をもってPR活動等を進めていく。	① 継続実施
398	観光課	二次交通 拡充事業		【事業目的】 来訪者に回遊バスやレンタサイクルといった移動手段を提供し、点在する観光スポットへ誘導することで回遊性・利便性を高め、滞在時間を長くすることにより、地域経済の活性化につなげていく。 【内容】 観光回遊バスは、添乗ガイドの配置や石垣山一夜城における定点ガイドの実施など、観光客の利便性及び満足度の向上に努めるほか、利用者数の増加等を図るため、小田原ガイド協会のガイド企画とコラボし、観光回遊バスを活用したスタンプラリーを実施した。レンタサイクルは、回遊性に課題のある市北部の魅力を伝えるべく自転車を活用した企画ガイドツアーを実施し、回遊域の拡大・PRに努めたほか、季節に応じた企画ガイドツアーを実施し、自転車の利用促進を図った。また、利用者ニーズに合った電動アシスト付き自転車を増車し利便性向上に努めた。 【評価対象年度の主な成果】 観光回遊バスの利用者実績は、土・日祝日の運行で11,080人、前年度比108.0%。レンタサイクルの貸出実績は、3,401台、前年度比82.5%。	18,166	レンタサイクル利用台数(台)	3,505	3,401	97.0%	市内のメジャースポットはもちろん、ポテンシャルがありつつも移動に課題がある地域のPRを行い、魅力向上に向けた回遊性・利便性の向上を図ることは、地域経済の活性化に大きく寄与し、市が関与していくことは妥当である。	観光回遊バスについては、実施主体である箱根登山バス株式会社と協定を結び運行を実施し、添乗ガイドとして小田原ガイド協会と委託契約を結び、ガイドを実施している。レンタサイクルについては、小田原ガイド協会との連携により、回遊性向上とレンタサイクルを活用したガイドを企画し、ウィークポイントとなる地域の魅力の再発見・回遊促進を図っている。	利用率を上げるため、PR方法を検討し、広報活動を強化していく。観光回遊バスは、渋滞等を考慮しながら観光客のニーズに沿ったルートを検討していく。レンタサイクルは、令和4年度に導入されたシェアサイクル「HELLO CYCLING」との棲み分けが課題のため、レンタサイクル事業の強みを生かし、更なる回遊性・魅力の向上を図るほか、利用特典の導入も検討する。	① 継続実施
399	観光課	まち歩き観光推進事業		【事業目的】 市内の観光資源を線でつなげる全11種類のウォーキングコースを設定し、道標、休憩所、トイレ等を整備するとともに、パンフレットを製作し情報発信することで、利用の快適性を高め、観光客の回遊性・滞留性の向上を図る。 【内容】 東・中央・西部の散策マップの増刷、劣化した観光案内板等の更新作業、各コースに設置した仮設便所の清掃・管理業務委託。観光アプリケーション「小田原さんぽ」は約650か所の観光地情報のほか、AIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の機能を搭載。また、地域ポイントアプリ「プラボ」との連携により、更に便利にまち歩きを楽しめる環境を整えた。このほか、公民連携により小田原観光におけるまち歩き事業を推進している。 【評価対象年度の主な成果】 散策マップ東部版を2.6万部増刷。施設案内板や道標を9か所更新。「小田原さんぽ」のダウンロード数は10,641件、前年度比105.3%。	6,261	主要回遊拠点の観光客数(なりの交流館、文学館、松永記念館、清閑亭)(単位:千人)	69	63	91.3%	ウォーキングコースの整備は、市内の豊富な観光資源を線でつなぎ情報発信のために欠かせず、また健康を意識したウェルネスツーリズムとしての関心も高く、観光客が気持ち良くウォーキングを楽しむために、道標や休憩所、トイレ等を市が整備することは妥当である。アプリによる観光情報等の発信は、ユーザーが手軽に情報取得できる有効な手段であるほか、行政の管理により情報の信憑性があるためユーザのリーチにつながっている。	散策マップは、各エリアごとに3年に一度の更新を行っており、令和5年度は東部版2.6万部を増刷し、年度末時点で1.7万部(東・西・中央全体)の配布を行っている。東部コースのうち、「国府津・曾我丘陵ウォーキングコース」は「関東富士見百景」にも選定されており、特に、梅まつりが開催される2〜3月頃を中心に問い合わせも増え、需要の大きいパンフレットであると言える。	引き続き、ウォーキングコースの道標、休憩所、トイレ等の維持管理を行うとともに、観光客にまち歩きを楽しんでもらうため、アプリケーションの維持管理を継続するほか、公民連携によるまち歩き事業の推進も行っていく。	① 継続実施
400	農政課	農業の多様な担い手育成支援事業		就農しやすい環境を整え、新規就農者を増加させるとともに、中核的農業者等を含む地域農業の担い手に対し、安定的に農業経営ができるよう支援することで、小田原市の農業の活性化を図る。 新規就農者等が就農しやすい環境を作るために農地の賃借料や家賃に対する助成や、経営が不安定な就農直後の所得を確保する支援を行ったほか、研修希望者と中核的農業者をマッチングし、研修生をの受入れた農業者に協力を交付した。	17,015	新規就農者数(人)	8	14	175.0%	地域農業の担い手を育成・支援する公益性の高い事業であり、国の間接補助事業も含んでいることから、市の積極的な関与が必要である。	県や他市町村、JAなどの関係機関と連携を取りながら、農業者への総合的な支援を行った。令和5年度から、新規就農希望者が研修を受けやすい環境を整えるため、研修希望者と受入農業者とのマッチング及び受入農業者への支援を開始した。	国の制度に基づき実施している事業は、国の動向に合わせながら、継続していく。市独自の取組である、農業研修の受入に対する協力金の交付事業を拡充するとともに、引き続き状況に応じた効果的な取組を検討し、実施していく。また、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を行っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
401	農政課	農業交流 促進事業		地域の農林畜産業を広く紹介し、生産者と消費者の相互理解を深める機会とするため、農業まつりを開催しているが、令和5年度は、新たに和種馬の乗馬体験等を行ったほか、コロナ禍で中止としていた飲食を伴う出店を再開した。また、農業者以外の方々に自然と触れ合う農業体験の場を提供するため、市民農園開設に伴う相談などの支援や早川一夜城きらめきミニガーデンで地元協議会が実施しているコスモス摘み取り体験への支援などを行った。さらに、JAかながわ西湘小田原オーナー園部会との連携のもと、姉妹都市・八王子市の公立保育園や小・中学校等で、下中たまねぎを使用した給食を提供したほか、たまねぎオーナー制度のモニターに八王子市民を招待して下中たまねぎの収穫体験を実施した。	1,405	農業まつりの 入場者 数(人)	60,000	50,000	83.3%	農業まつりは、市が運営団体の一員となっている市内最大の農業イベントであり、生産者である農家と消費者である地域住民や観光客との相互理解を深める重要な場となっている。市民農園やオーナー制度などによる地域住民や都市住民との交流は、農の魅力向上を図るために必要なものとなっている。	農業まつりなどのイベントをプレスリリースや広報誌等を通じて、効果的に広く周知できるよう努めた。姉妹都市・八王子市との連携を図ることで、オーナー制度や下中たまねぎを広くPRできたほか、姉妹都市間交流の活性化にも寄与できた。	農業まつりは、状況に応じて実施内容を見直し、より消費者の地域農業への関心・理解を深める取組として実施していく。市民農園やオーナー制度は、引き続き、各団体などが適切に運営できるよう支援していく。	② 見直し・改善
402	農政課	梅の里センター等管理運営事業		農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場として、梅の里づくり事業により整備した「梅の里センター」とその分館の「曾我みのり館」、田島と中河原の「ふれあい広場」を適切に管理運営している。「梅の里センター」と「曾我みのり館」については、指定管理者制度を導入しており、貸館事業として室内環境の快適さなどの向上を目指し運営するとともに、農業を始めとした地域の活性化や都市住民とのふれあいの場として、自主事業を開催し、事業内容の充実を図っている。また、「曾我みのり館」においては、隣接する上曾我ファミリー農園利用者の交流・休憩施設としても利用されている。令和5年度は、梅の里センターの高圧受電設備修繕工事や曾我みのり館の空調機更新工事を実施するなど、経年劣化した施設の改修などを行った。	30,117	梅の里センター来館者 数(人)	50,000	49,984	100.0%	これらの施設は、農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場の拠点施設であり、地域住民の重要なコミュニティの場となっていることから、公共性の高い施設となっている。	「梅の里センター」と「曾我みのり館」は、指定管理制度で運営し、体験事業や地元農産物の販売など、地域農業の振興のための効果的な自主事業を行っている。	令和6年度に実施する指定候補者選定委員会において、次期指定管理者の選定を行う。	① 継続実施
403	農政課	耕作放棄地活用支援事業		耕作放棄地の再生利用のため、耕作放棄地の解消事業を行う農業者等に補助金の交付を行うほか、国が行う経営所得安定化対策や中山間地域等直接支払交付金に係る支援を行っている。また、行政と農業者団体等の連携体制の構築や地域農業の振興を目的として設置されている「小田原市地域農業再生協議会」の事務運営、同協議会実施の「経営所得安定対策」の推進を図った。	2,566	耕作放棄地解消面積 (a)	50	22	44.0%	耕作放棄地の解消や農業経営の安定を図るなど、市全体の農地の適切な維持・保全につながる事業であり、国の間接補助事業も含んでいることから、市の積極的な関与が必要である。	県や他市町村、JAなどの関係機関と連携を取りながら、農業者への総合的な支援を行った。	国の制度に基づき実施している事業については、国の動向に合わせながら、継続していく。	② 見直し・改善
404	農政課	農業振興地域管理事業	○	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の策定や農業振興地域の管理を実施するほか、水土里クラウドシステム(地理情報システム)を用いて農地情報の一元管理を推進している。令和5年度においては、令和4年度に実施した基礎調査に基づき、農業振興地域整備計画の見直しに向けた県との協議等を実施した。	1,166	-	-	-	-		県等の関係機関と連携しながら、法律の規定に従い、必要な対応を確実かつ迅速に実施できるよう努めた。	引き続き、法律の規定に従い、農業振興地域を適切に管理していくとともに、令和6年度中に農業振興地域整備計画の見直しを行う。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
405	農政課	ほ場整備事業		農地の開発、改良保全、その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化等の土地改良事業を円滑に推進する。 令和5年度においては、事業推進協議会等に負担金を支出し、土地改良事業を推進したほか、生産基盤施設が脆弱なため、ほ場整備に対して地元の機運の高まっている千代地区において、令和7年度に国の事業採択を受けるため、換地計画等の策定や神奈川県が実施する事業計画作成に対して負担金を支出した。	10,529	負担金を支出している事業推進協議会等の数(団体)	3	3	100.0%	生産基盤の強化と耕作放棄地対策、後継者確保に寄与することができる。	農地、農業用排水路、農道等を一体的に整備することにより、営農の効率化、農産物の生産性を高め、農業経営の安定化に寄与する。	千代地区のほ場整備について、地元組織として千代農地整備準備委員会が設立されており、令和7年度の国庫補助事業着手に向けて県・市・地元で連携し準備を進めていく。	① 継続実施
406	農政課	農道・用排水路整備事業		農業生産の近代化や物流の合理化を進めるため、農道及び用排水路の整備のほか、広域農道や湛水防除事業等施設整備等、神奈川県が実施する事業に対して事業費の一部を負担するとともに、土地改良区等地元農業団体が実施する農道等基盤整備に対して助成し、地域の生産・農業環境の向上を図った。	246,398	広域農道整備率(%)	73.9	74.2	100.4%	農道の拡幅整備や用排水路の溢水対策は、農村地域の生産環境及び生活環境の改善が図れ、農業従事者の高齢化対策や耕作放棄地対策に寄与することから妥当である。	事業費については積算基準にのっとり算出している。また、必要最小限の人数で対応し、事業遂行に当たっては、自治会、土地改良区や生産組合等農家団体と連携・協働しながら実施している。	引き続き、県が実施する広域農道等の整備や土地改良区等農業団体が実施する農道や用排水路の整備を支援していくほか、市営事業として緊急時の避難路となる田代山農道や、自然石を用い環境に配慮した西大友地内の用排水路等の整備を進めるなど、地域に密着した生産基盤施設整備を進める。	① 継続実施
407	農政課	農道・用排水路維持管理事業		農道、用排水路や水門など農業の重要な社会資本を適切に管理し、施設の機能維持を図る。 令和5年度においても市民要望や農業団体からの要望に対し、直営作業も含め多くの要望に対処した。	126,442	処理件数/要望件数＝処理率(%)	80.0	83.9	104.9%	市が管理する農道、用排水路、水門を維持管理することは責務であり、偏りはない。	直営作業も含め多くの要望を必要最小限の人数で対処している。また、軽微な草刈や維持修繕においては、自治会や地元農家団体等と連携し実施している。	老朽化の進む施設を適切に維持管理していくほか、多くの要望に応えるため、現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施
408	農政課	農業の有する多面的機能発揮促進事業		農業者の高齢化や宅地と農地の混在化等による集落営農機能の低下により、農地・農業用水路等の適切な保全・管理が困難となっている中、農業・農村が有する国土保全、水源涵養、景観形成を始めとする多面的機能を今後も発揮させるため、国の多面的機能支払交付金を活用している地域団体が行う活動への支援を行い、農地維持や資源向上を図っている。	6,825	活動組織数(団体)	9	10	111.1%	当事業は国の交付金を活用し、地域で自主的に農地の多面的機能(食物を生産する、景観を形成する、水源涵養など)を守るための活動を行っている事業であり、農地、農道等を地元で自主的に管理することにつながるため、積極的に取り組むべき事業である。 活動の原資は、国・県・市からの交付金が主なものであることから、市の支援は欠かせないものとなっている。	事業自体は地域団体が取り組むため、効率化できる性質のものではない。 交付金に係る確認事務については、情報を整理し、団体に早い時期から情報提供することで、申請や確認事務を円滑に進めるよう努めた。	引き続き、各団体が適切に活動に取り組むよう指導、支援していく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
409	農政課	農業生物被害対策事業		有害鳥獣による農作物への被害が進む中、小田原市鳥獣被害防止対策協議会を中心に、農作物被害の削減及び防止を図るため、同協議会に対し補助金を交付する。 狩猟免許取得経費に係る補助金を交付したほか、小田原市鳥獣被害防止対策協議会において捕獲報奨金、くくりわなの購入費等補助金、侵入防止柵購入費補助金、豚熱対策におけるイノシシ捕獲後処分費を交付した。 また、スクミリンゴガイによる水稲への被害拡大を防止するため、被害発生地域の農業者組織や福祉事業者へ委託し、防除活動を実施したほか、令和5年度から新たに、駆除剤購入費補助金を創設し、駆除の強化及び農業者の負担軽減を図った。	14,307	捕獲頭数 (イノシシ、 ニホンジカ) (頭)	719	766	106.5%	有害鳥獣による農作物への被害が深刻化し、農業被害額が増加する中、農業者の営農意欲は低下している。 農業者の営農意欲を向上させ、所得を確保させるため、市としても鳥獣被害の軽減に努めなければならない。 スクミリンゴガイの被害対策は地域一体での広域的な取組となることから、市の関与は必要である。	県の補助金を活用し、従来の捕獲報奨金への上乗せを行った。 関係機関と連携し、昨年度を上回る1.6トン以上のスクミリンゴガイの貝を駆除できたほか、社会福祉法人との連携を図ることで、農福連携の推進に寄与できた。 新たにスクミリンゴガイ駆除剤購入費補助金を創設し、駆除の強化及び農業者の負担軽減を図った。	引き続き、有害鳥獣侵入防止柵の設置やわな等による捕獲への支援を継続し、農作物被害の削減と捕獲の強化を図る。 スクミリンゴガイの農業者組織への防除委託は、令和2年度の開始から数年が経過し、被害発生状況も変化していることから、県の動向も踏まえながら、今後の対策・支援について検討していく。	② 見直し・改善
410	農政課	農産物産地化事業		小田原が持つ特徴のある農産物に対し、質の向上や魅力的なPRなどによるブランド化や高付加価値化を進め、販売促進などの支援を行う。 令和5年度は、梅やみかんを利用した商品開発、姉妹都市・八王子市との下中たまねぎを通じた交流や、民間企業と連携し湘南潮彩レモンを利用した飲料の販売などを実施したほか、ブランド化を進めている梅や湘南ゴールド、いちご(かなこまち)等の協議会や生産団体への支援を行った。 また、有機農業を始めとした地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、環境保全型農業に取り組む団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するとともに、12月には有機農業交流イベントの小田原オーガニックフェスタを開催した。 さらに、優良後継牛育成に対する支援として、北海道に仔牛を預ける乳牛預託奨励補助事業を行い、畜産業の振興を図った。	7,168	農業算出額 (千万円)	381	374	98.2%	農産物のブランド化を図り、産地のイメージを普及させることは、地域の農業者全体の経営を底上げする公益性の高い事業である。 また、市が行うことで、効果的にPRなどができる。	特産品の製造販売などの取組は、事業者で行うこととし、市の費用は極力小さくしている。	梅、湘南ゴールド、いちご、下中たまねぎ、湘南潮彩レモンなどターゲットにしている農産物のブランド化につながる取組を推進するとともに、新たな特産品の研究も行っていく。	② 見直し・改善
411	農政課	青果市場管理事業		安全・安心な青果物を安定的に供給するため、青果市場を適正に管理運営する。 青果市場の管理業務として、卸売業者など市場使用者からの使用料や光熱水費の収納及び施設の維持修繕を行うとともに、円滑な管理運営に向けた市場関係者との連絡協議会を開催している。 その中で、地場産農産物の消費拡大と青果市場の活性化を目的とした「小田原いちばやさい」ブランドを立ち上げ、料理教室等でPRしており、取扱品目は令和5年度末現在49品目となった。	53,070	青果物の年間取扱量 (t)	18,500	14,337	77.5%	青果物の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることは、市民生活の安定に資することから、市の関与は妥当である。 また、市場外流通が増加している中でも、青果市場の役割は依然として大きいものがある。	老朽化している施設の維持管理をする中、青果市場の活性化を図るため、市場関係者が一体となって実施している「小田原いちばやさい」については、平成28年11月から販売を開始し、現在も継続して行い、円滑な管理を行っている。	老朽化した施設の再整備に向けて、市場の在り方を検討していく。 「小田原いちばやさい」のPR事業は継続していく。	② 見直し・改善
412	農政課	公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)への繰り出し		「市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費及び効率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)へ繰り出しする。 令和5年度は、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)への繰り出しを行った。	6,000	繰入金額が繰出基準額を超過しない	13,420	6,000	223.7%	青果市場においては、取引の適正化、流通の円滑化、価格の適正化に取り組み、小田原市を始めとする周辺市町村住民の食生活を支えており、繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しが求められている。	老朽化した施設の修繕計画を策定し、効率的な修繕を行っている。	市場関係者との連絡調整を密にし、適切な維持管理を実施していく。繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しに努める。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
413	農政課	いこいの森管理運営事業		森林を市民の保健、保養の場として活用することにより、広く森林の有する公益的機能の理解と増進を図り、本市林業の振興及びいこいの森の運営・整備を行う。 令和2年度から、新たな指定管理者として「いこいの森共同事業体」(小田原市事業協会、(株)Recamp、(株)T-FORESTRY、小田原市森林組合)を選定し、新体制による管理運営を実施している。 また、利用者ニーズに合った環境整備や管理運営方法の見直しにより利用促進を図っており、施設が抱える課題等に対して、市と指定管理者とで連携を図りながら対応している。	13,997	施設利用者数(人) ※自主事業含む	20,000	28,970	144.9%	当該施設の目的でもある森林を市民の保健、保養の場として活用することにより、広く森林の有する公益的機能の理解と増進を図り、林業の振興へとつながっている。	公募による指定管理者の選定により、民間活力が導入されるなど、施設の再生に向けた動きは着実に進みつつある。 また、森林をテレワークやワーケーションなどの新しい働き方を行う場として捉え、時代のニーズに合わせた多様なサービスを提供するなど、新たな需要を創出している。	小田原市いこいの森再生総合計画を踏まえ、施設の再生(利用者増)に向けた取組を推進していく。	① 継続実施
414	農政課	林道整備・管理事業		林道を整備し、また適正に管理することにより、森林施業の効率化及び経営の安定化を図る。	6,029	処理件数/ 要望件数 ＝処理率 (%)	100.0	80.0	80.0%	市管理の林道を適正に維持管理することは責務である。	直営作業も含め、要望には必要最小限の人員で対応している。また、軽微な草刈等の作業に関しては利用者等と連携・協働し、実施している。	今後は、林道の適切な維持管理のほか、林業振興のため、早川石橋林道の整備を実施していく。	① 継続実施
415	農政課	松くい虫防除事業		市の条例等に基づき、松くい虫の被害から松林を守るため樹幹注入※を行い、他の松への被害拡大を防止するなど、松林保護と健全な森林育成を図る。 令和5年度も引き続き、対象松への樹幹注入を行い、保全すべき松林の保護を図った。 ※樹幹注入:健康な松の樹幹へ薬剤を注入して松枯れを予防するもの。	622	樹幹注入本数(アンブル数)	190	190	100.0%	公益的な景観を守るという観点からも行政機関が関与しないと森林整備は進まない。 森林整備に伴う二酸化炭素吸収源としての機能維持、景観保全により、林業の振興へとつながっている。	費用は、県が定める標準単価を採用しており、事業の執行は委託により効率的に執行されている。	松くい虫対策は公益的な景観を守るという観点からも積極的に県の補助等を活用して松林保護と健全な森林育成を推進していく。	① 継続実施
416	農政課	地域産木材利用拡大事業		地域産木材の利用促進により、森林の再生・保全につなげるとともに、森林・林業・木材産業の活性化を図る。 「小田原市公共施設木質化研究会(平成29年度設置)」での検討結果を踏まえ、公共施設における地域産木材の利活用実施に向け、小学校を対象とした木質化改修事業として、「学校木の空間づくり事業」を実施しており、平成30年度から令和5年度までに延べ6小学校で内装の木質化を行った。 また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律により法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大したこと等を受けて、小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針を策定(令和5年2月)するとともに、民間建築物小田原産木材利用促進事業費補助金制度を創設し4件支援した。	33,300	小田原産木材使用量(m ³)	30	15	49.3%	都市の木造化推進法に基づく、本市の木材利用方針により、地域産木材の利用促進を図る事業である。 学校木の空間づくり事業及び民間建築物小田原産木材利用促進事業費補助金を通じて、公共・民間施設等での先導的な木材利用が地域産木材の利用促進に寄与している。	学校木の空間づくり事業について、設計に当たっては、これまでの実施校における知見やノウハウを取り入れながら、市設計により実施した。 民間建築物小田原産木材利用促進事業費補助金制度については、設計者、施工者、製材所等による小田原産木材利用の新たなネットワークの構築に寄与した。	木材利用の促進はすぐに効果の出るものではなく、事業の継続が必須である。 県や国の補助金の積極的な活用を考えていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
417	農政課	木育推進事業		子どもから大人まで幅広い世代に、「木育」を始めとした森林環境教育を展開し、木材や木製品との触れ合いを通じて、森林や木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義の普及啓発を行う。 そのために、地域産木材で製作した誕生祝い品の贈呈、小学校での木育授業、市内のイベントへの参加・出展、「ひのき玉プール」や「かまぼこ積み木」など木育用ツールの貸出等による普及啓発を実施した。 また、令和元年度からは、市民に森林の魅力を伝えることができる人材の養成・派遣を目的とした「森のせんせい養成・派遣事業」に着手し、令和5年度は延べ98人を派遣した。	4,572	実施校数 (校)	14	15	107.1%	地域の森林や木材に対する興味関心を深めてもらうために行う普及啓発活動であり、公益的機能を有する森林の保全や地域産木材の利用拡大などを図っていくうえで、必要不可欠な事業である。	市内小学校と連携を図りながら授業の一環として森林学習(木育事業)を実施することにより、より多くの児童に啓発できるものとなり、また、学校間での評判などにより着実に実施校が増えている。その他、関係課や森のせんせい等と連携しながら事業の効率化を図るとともに、市民参加による森づくりを推進している。	関係課等と連携しながら、次世代の担い手となる子どもへの継続的な木育活動を実施し、森林に対する意識啓発を推進していく。	① 継続実施
418	農政課	森林整備事業		市内水道水源上流域の森林整備を実施することにより、水源地域の公益的機能を発揮させるとともに、良質な水の安定的な確保を目指す。 令和5年度も、前年度同様、県水源環境保全税を原資に、意向・測量調査、間伐、枝打などの森林整備を行い、森林の持つ公益的機能を向上させた。	101,906	森林整備面積(ha) ※市事業のみ	28	32	114.3%	災害防止や水源涵養など森林が有する公益的機能の維持増進を図るためだけでなく、環境の保全という観点からも行政主導による森林整備が必要不可欠である。	県水源環境保全税を活用して長期施業受委託事業などに積極的に取り組むことで、施業の集約化が促進され、効率的かつ計画的な森林整備が進められている。	森林の保育については植栽から伐採まで数十年を要し、健全な森林の保全には長期的な整備が必要不可欠であるため、今後も継続して健全な森林への整備を実施していく必要がある。	① 継続実施
419	農政課	里地里山再生事業		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に基づき、神奈川県の実定を受けた里地里山の保全活動を行う団体への支援を行う。	674	活動団体数(団体)	2	2	100.0%	地域住民等の主体的な保全活動による里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るため、神奈川県が支援している事業で、市も同様に支援していく必要がある。	事業自体は地域団体が取り組むため、効率化できる性質のものではない。 交付金上の事務については、団体に早めの情報提供を行うことで、円滑に事業が進むように努めた。	引き続き、各団体が適切に活動に取り組めるよう支援していく。	① 継続実施
420	水産海浜課	小田原漁港等整備事業		小田原漁港は県西地域の漁業拠点として、また、地域内3市9町を圏域とする水産物の流通拠点の役割を果たしており、近年の高鮮度水産物に対する消費者ニーズの高まりを受け、それらの安定供給を図るとともに、基幹漁業である定置網漁業の発展、地域経済の活性化に資すること等を目的に、神奈川県が事業主体の漁港等整備事業に対し、本市は受益の限度において負担金を支出している。 令和5年度は、平成30年度の台風被害を教訓とした越波対策として、令和4年度に引き続き防波堤延伸等の整備が進められた。	20,216	整備進捗率(%)	96.8	96.8	100.0%	神奈川県が事業主体の事業であるが、整備内容によって市の負担割合が決定されている。平成30年に受けた台風被害を教訓に必要な対策を講じ、令和元年11月に小田原漁港交流促進施設(漁港の駅TOTOCO小田原)が開業したが、依然西側エリアを始め漁港の機能強化は、喫緊の課題である。これまでの対策により、荒天時のリスクは軽減されていることを踏まえ、当該事業の推進は大変有効と考える。なお、令和5年度工事をもって防波堤延伸事業は完了した。	台風被害を教訓とした防波護岸のかさ上げ等の越波対策の整備が進められ、漁港施設の機能強化が図られた。	平成14年度にスタートした「小田原地区特定漁港漁場整備事業計画」は、越波対策として追加した小田原漁港交流促進施設(漁港の駅TOTOCO小田原)前面の防波堤(2)の延伸工事で、令和5年度に事業が完了した。今後は、「小田原漁港機能保全計画」に基づき、漁港施設の老朽化対策を行っていく。	② 見直し・改善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
421	水産 海浜課	市営漁港 等管理整 備事業		近年の台風の巨大化等による高潮・高波の影響により、老朽化が激しい市営漁港への被害が顕著であり、安全で効率的な漁業活動ができる漁港施設の整備が求められている。そこで、市営漁港3港(石橋・米神・江之浦)のうち、漁業頻度の高い江之浦漁港を優先し、令和4年度に策定した機能強化基本計画に基づき整備を進める。 令和5年度は、江之浦漁港の防災機能を優先した漁港機能の強化を進めるため、漁具や漁獲物の運搬だけでなく、一般車両や緊急車両の円滑な通行に寄与する臨港道路の改良に向け用地測量を行った。	6,036	維持修繕 料等(千 円)	6,336	6,036	95.3%	市営漁港の管理や本港漁具倉庫の機能維持は市の責務である。漁港施設等の適切な維持管理は漁業の安全操業に寄与するものである。	限られた予算で、必要最小限の維持管理に努めている。	市営漁港の管理については、漁業利用頻度の高い江之浦漁港を優先し防災機能強化を図っていく。	① 継続 実施
422	水産 海浜課	水産資源 保護事業		近年、地球温暖化や大型台風の襲来等を一因として、海中の自然環境が変化し、漁獲量の減少や、魚介類の餌となる海藻類が枯れてしまう「磯焼け」現象が発生している。また、自然の回復力だけでは漁獲量を維持できなくなっている現状がある。 このため、小田原市漁業協同組合が行う稚貝放流及び、漁場改良造成事業を支援することで、水産資源の回復及び増大に加え、漁業者の経営の安定化を図る。令和5年度は、市漁業協同組合が実施する、稚貝を放流する種苗放流事業と小田原藻場再生活動組織が実施した藻場再生事業に補助を行った。 ※稚貝放流数R5実績60,300個(うち補助対象は37,300個) 藻場再生事業については、カジメ母藻の設置、食害生物(ウニ、ブダイなど)の駆除作業、小学校への出前授業のほか、藻場回復を目的に設置した、食害防止用金網付きの藻場礁4基を増設したことで、藻場礁が計10基となった。 なお、今年に入り、藻場礁の周辺に新たなカジメが芽吹くなど、成果が出始めている。	799	稚貝放流 数(個)	43,600	60,300	138.3%	海中の自然環境が変化し、従来、刺網漁業者が魚介類を漁獲していた場所での水揚量が減少するなど、深刻な影響が出ている中で、活魚出荷できるサザエ・アワビ等は経済的価値が高く、種苗放流による積極的な資源回復及び増大、漁業所得向上の取組が必要である。	漁業者が稚貝を種苗生産施設まで取りに行くことで、運送経費を抑えている。	漁業者にとって経済価値が高いサザエ・アワビ等の種苗放流事業は今後も継続的に取り組んでいくとともに、種苗が効果的に育成できる環境を整えるため、藻場再生活動の取組に対して継続支援していく。	① 継続 実施
423	水産 海浜課	水産漁業 関係者支 援事業		水産漁業関係者を支援する目的で、漁業災害補償法に基づく漁業共済掛金補助事業や金融機関と協力して短期かつ低利の融資を行う水産振興資金融資事業を実施し、また海難事故を防止するための救助訓練や啓発等を行う神奈川県水難救済会の活動を支援する。 令和5年度は、漁業者の経営基盤の安定化を図るため、小田原市漁業協同組合内の漁業経営体に対して漁獲共済掛金の一部を補助した。また本市が原資を預託した金融機関が、市内の漁業者等に対して短期かつ低利の融資を実施した。さらに、海上における遭難者・遭難船の救助や訓練、啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対して支援を行った。	2,447	補助金額 (千円)	2,500	2,447	97.9%	漁業災害補償法に基づき、漁業者の経営基盤の安定化を図る必要がある。 漁業者の経営安定を図るとともに水産振興や地域経済の高揚を図る必要がある。 海難事故は毎年、発生する可能性があるが、市単独で対応できる事業ではないため、水難共済会への支援により、組織的に取り組む必要がある。	漁業者が加入する漁獲共済制度の一部を国、県、関係団体等と協力し補助することで、漁獲や魚価が低下した際の負担軽減や経営の安定化を図ることができた。 漁業者の経営基盤の安定化については、低金利で融資している農林中央金庫の制度を活用したことにより、漁業者の負担軽減が図られた。 連絡体制や出勤時の協力等、消防との連携強化を図った。	国では、漁業共済制度を活用した資源管理を推進しており、引き続き、国の動向を注視しながら、継続する。 今後も水難救済会への支援を継続する。	① 継続 実施
424	水産 海浜課	漁業後継 者育成事 業		漁業協同組合青年部に所属する若手漁業者の中には、将来に不安を抱えながら操業している者も多いが、本市では、彼らを「漁業後継者」とみなし、青年部の活動を支援することで、就労意欲や定着率を高めることを目指している。また、本市漁業への新規就業者をより積極的に募り、支援していくため、神奈川県漁業士会に、新規就業希望者の受け入れや育成指導を担う事業を委託して、新規就業者の確保につなげていく。 令和5年度は、小田原市漁業協同組合青年部によるアカモク養殖試験事業への支援や、宮城県石巻市への先進地視察研修に支援したほか、新規就労者を募る取組として、若手漁業者とともに漁業就業フェアへの出展を行ったほか、水産専門の高校生に対して漁業体験を実施した。	800	補助金額 (千円)	300	300	100.0%	現行制度において、漁業に新規就業するためには、地先漁協への加入や、多額な設備投資等が必要になるため、漁協青年部員を「漁業後継者」と位置付けて、彼らを支援し、組合員として定着させることが効率的となる。併せて、新たな担い手を確保するための対策も必要となる。	市漁協青年部員が積極的に取り組むアカモク養殖試験事業に支援したことで、就労継続に対する意識高揚につながったと考える。 漁業フェア等への出展により、新規就労希望者に対してPRが図られた。 新規就業者支援事業については、漁業に関心のある水産専門の高校の生徒2人を対象に、若手漁業者の指導により漁業体験を実施するなど、効果的な取組となった。	今後も、市漁協青年部の意欲的な取組を支援するとともに、若者をターゲットとした短期就労研修、新たに水産業プロモーション業務を展開する。 また、全国の先進事例などを調査研究しながら、改善し展開していく。	② 見直 し・改 善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
425	水産 海浜課	魚ブランド 化促進事業		地域の重要資源である「小田原の魚」をもっと「知って」、「買って」、「食べて」もらうため、関係団体とともに、様々な食シーン・ニーズに対応した「人づくり」、「物づくり」、「魚食への流れづくり」を総合的に展開する。 令和5年度は、SNS等(Instagram、Youtube)を利用した広報を実施したほか、小田原の水産業振興に寄与するための3大イベント(小田原みなとまつり、小田原あじ・地魚まつり、港の夜市大作戦)を開催できた。 また、小田原地魚大作戦協議会と連携し開発、改良を加えた「小田原あんこうカレー」は、国産水産物料理コンテスト・第9回Fish-1グランプリにて審査員特別賞を受賞した。 魚食普及の一環として、市内の学校37校に対して学校給食用にサブフグを始めたとした地魚を提供できたほか、子ども食堂に対してイシダイを提供した。	1,023	小田原市 水産市場 における地 魚の取扱 (卸売)金額 (3か年 平均)(億 円)	8.58	9.82	114.5%	小田原の魚をブランド化することで小田原の魚の認知度向上と消費拡大につなげ、地域経済の活性化を図られる。 魚食普及を浸透させるためには、若い世代に対して小田原の地魚をPRし、魚好きになってもらうことが有効であると考え	「小田原あんこうカレー」の商品改良をきっかけに、「小田原あんこう」のながわブランドへの登録、「第9回Fish-1グランプリ」での審査員特別賞の受賞など、良い流れにつながり、結果としてアンコウの魚価向上が図られたとともに、全国に対して小田原の地魚の魅力が発信できた。	SNS等を活用した効果的な広報を推進するとともに、小田原あんこうカレーを始めとした「小田原城前魚」ブランドをPRしていく。 魚食普及のため、市内小学校、子ども食堂に対して積極的に支援していくほか、小田原の地魚の魅力をさらにPRしていくために、関係課と連携しながら、取り組んでいく。	② 見直し・改善
426	水産 海浜課	水産物消費 拡大促進事業		小田原の地魚を使用した料理教室や講習会等を通じ、魚食普及活動を行うことで、小田原の水産物の消費拡大を図る。 令和5年度は、地場水産物の普及及び地産地消を推進するため、水産物に関する情報発信や魚食普及イベント開催する「小田原さかな普及の会」に補助を行った。	68	料理教室 開催数 (回)	12	11	91.7%	地魚を用いた魚食普及を推進することは、地場水産物の消費拡大や地産地消につながり、水産業の振興と地域経済の活性化が図られる。	新型コロナウイルス感染症の収束を受けて、料理教室回数は、ほぼ目標を達成できた。 料理教室では、男性のための料理教室や、親子料理教室、学校の調理実習など、幅広い対象にアプローチした。	魚食普及を継続していくため、料理教室等を通じて地魚の魅力を知ってもらう取組を行っていく。 引き続き、料理教室の実施団体に協力いただきながら、効果的、効率的な事業を展開していく。	② 見直し・改善
427	水産 海浜課	水産市場 施設管理 運営事業		老朽化している水産市場施設・設備の適切な維持管理に努め、安全・安心な水産物の安定供給に向け円滑な市場運営を進める。 令和5年度は、令和4年度に策定した維持修繕計画に基づき、老朽化した市場施設の工事や修繕等を実施し、適切な管理運営を行った。	75,084	取扱量(t)	12,000	12,580	104.8%	公設市場であるため、市が開設者となっている。 築55年以上が経過しており、水産市場施設の再整備までの間、既存市場の適切な維持管理を行いながら、安全・安心に水産物を供給するための卸売市場機能を維持する必要がある。	水産市場施設の再整備までの間、既存市場の適切な維持管理を行いながら、安全・安心に水産物を供給するために策定した維持修繕計画に基づき、計画的な修繕を行った。	維持修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行うとともに、早期の市場再整備に向けた検討を進める。	① 継続実施
428	水産 海浜課	水産市場 施設再整備 検討事業		水産市場施設は、築55年以上が経過し、経年劣化や海際の立地により施設の老朽化が著しく、再整備が急務となっている。産地市場としてのイメージを大切にしながら、安全・安心な水産物を将来にわたり持続的に消費者に提供可能な供給市場を目指していく。 令和5年度は、令和4年度の現地再整備実現可能性検討結果を基に市場関係者との意見交換や衛生管理型施設の先進事例視察を行った。	0	会議開催 数(回)	2	0	0.0%	水産市場は、県西地域3市9町約52万人の台所として地域経済を支える基幹的なインフラであり、安全・安心な水産物の供給市場であり続けるためには、市が開設者であるべきで、このことについては、卸売市場審議会からも公設で継続することが望ましいとの答申をいただいている。	令和5年度に策定した「エリアブランディング構想(早川地区)」において描かれた将来のまちの姿(2040年)では、水産市場の再整備が現在地となった。また、令和4年度の現地再整備実現可能性検討の結果を基に行った意見交換や、先進事例視察などにより、市場関係者と水産市場の将来像について認識を共有した。	令和5年度に策定した「エリアブランディング構想(早川地区)」において描かれた将来のまちの姿(2040年)で、水産市場の再整備が現在地と決定したことから、水産市場に求める衛生管理手法、市場運営に必要なとなる機能性や将来的な経営を見越した規模感等の検討を進めていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
429	水産 海浜課	公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出し		「市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費及び効率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出しする。 令和5年度は、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出しを行った。	14,000	繰入金額(実績)が繰出基準額(目標)を超過しない金額	17,000	14,000	121.4%	築55年以上が経過しており、水産市場施設の再整備までの間、既存市場の適切な維持管理を行いながら、安全・安心に水産物を供給するための卸売市場機能を維持する必要があることから、繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しは妥当である。	令和5年度については、維持修繕計画に基づく計画的な修繕のための経費を要したが、起債したことにより、繰出基準額を超過しない範囲内であった。	繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しに努める。	① 継続実施
430	水産 海浜課	交流促進施設管理運営事業		交流促進施設の管理運営業務を行うとともに、交流促進施設が立地する西側エリア及び本港並びに、早川駅を拠点とした漁港周辺エリアの回遊性向上に取り組む。 令和5年度は、小田原漁港周辺ガイドブック及び小田原漁港周辺案内マップを増刷した。	14,914	来場者数(万人)	50	66	132.0%	市が公の施設として整備した小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)は、令和元年11月の開業から令和5年度末で約240万人の方にお越しいただき、小田原の水産業の振興と地域活性化に寄与する施設となっている。	指定管理者から、令和元年度 約700万円、令和2年度 約900万円、令和3年度 約1,600万円、令和4年度 約2,200万円、令和5年度には約2,160万円の納入金が市へ納付された。指定管理者のノウハウが存分に発揮され、効率的、効果的な施設運営につながっている。	小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)の管理運営方針に基づき、小田原の水産物を中心とした地場産品の取扱いを拡大するとともに、サービスの質、量を向上させながら管理運営経費の縮減に努め、指定管理料の減額、市への納入金の増率について検討する。	① 継続実施
431	水産 海浜課	小田原みなとまつり開催事業		小田原漁港を海とふれあいの場として活用し、海業の展開と地域漁業の活性化を図るとともに水産業の振興を図る。 令和元年度の開催以降、新型コロナウイルスの影響もあり中断していたが、令和5年度は、コロナ禍後の新しい生活様式のもと、4年ぶりに第30回記念大会として開催できた。(来場者数:40,000人)	4,546	イベント参加者数(人)	700	1,029	147.0%	みなとまつりを通じて漁業PRや市場周辺店舗への来客数の増加、また、みなとまつりを地域との協働で進めることで地域の活性化につなげる。 多くの来場者により、イベント会場や漁港周辺の店舗等にも賑わいが生まれている。	みなとまつり負担金は従来より減少しているものの、感染症対策や、会場周辺の交通・歩行者の安全対策を図りながら、イベント規模が縮小しないよう工夫し運営している。	小田原漁港全体としての賑わい、回遊性を創出するため、「漁港の駅 TOTOCO小田原」との更なる連携等を検討する。	② 見直し・改善
432	水産 海浜課	内水面漁業・遊漁船業交流体験支援事業		昨今、海洋性レクリエーションは多様化しており、SUP(スタンドアップパドルボード)やミニボート等の利用が増大している中、漁船との衝突リスクや、釣具による漁具の汚損といった事例が報告されていることから、令和5年度から、関係者による海面利用調整に関する懇談会を組織し、意見交換を開始した。 海を7エリア(江之浦・根府川、米神、石橋、早川、小田原、酒匂、国府津)に区分したうえで、まずは、漁船との衝突リスクが高い「早川・小田原」エリアを優先してルールやマナー作りの必要性も含めた検討に着手した。 内水面漁業については、アユ釣り解禁に合わせたPRや、カワウ防除対策事業などに支援した。	18	懇談会開催数(回)	2	2	100.0%	総合計画の重点施策「海を生かしたまちづくり」実現のためには、海上での事故等が起きず、安全に海を利用できるよう、関係者間による意見交換や啓発活動が重要となる。	本市海岸延長は約17.7kmと広大であり、また地域により特性が異なっているため、海面利用調整に関しては、エリアを分割し、優先度の高いエリアから着手した。 ※事務事業評価指標の変更: ・前年度提出時点では検討会での議論を想定していたが、その後、「小田原市海面の利用調整に関する懇談会開催要綱」に基づき議論することになったため、指標を「懇談会開催数」に変更した。	海面利用調整の取組については、検討を継続していく。 内水面漁業(早川、酒匂川)に対しては、各組合が実施する事業に対して支援については、市漁協と調整を図りながら事業を検討していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
433	小田原城総合管理事務所	城址公園管理運営事業		城址公園内の清掃や施設の維持など安全で快適な公園環境を整えるとともに、城址公園内の使用・占用等に係る各種申請・許可事務等を実施している。令和5年度の整備事業としては、小峯曲輪北堀法面復旧設計業務等を行い、令和6年度の工事に向けた準備に取り組んだ。 また、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことから、メディア対応及び、公園内でのイベントが増加したため、一定の入込観光客数が確保でき、都市セールスの推進が図れた。	53,848	小田原城址公園入込観光客数【暦年】(人)	3,268,000	2,780,304	85.1%	城址公園は、本市の観光の核であり、市民の憩いの場として重要な施設である。 当該事業は、城址公園の安全性や快適性などの向上を図るため必要な事業である。	専門業者への委託に適する部分と、職員が直接実施する部分とを区別して管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	都市公園であると同時に国指定史跡であることから、相応の維持管理を続ける。また、観光課や観光協会などと協力し、観光資源としての活用を図る。	② 見直し・改善
434	小田原城総合管理事務所	城址公園植栽管理整備事業		城址公園内の除草、樹木の整枝剪定や伐採、桜の管理、御感の藤の樹勢回復など、都市公園・国指定史跡として、適正に植栽全般の管理を行っている。令和5年度は、公園内の斜面除草や、本丸、東堀斜面の樹木伐採等を行うとともに、御感の藤の棚架け替え業務などを実施し、修景にも配慮した中で安全性の確保を行った。	22,884	小田原城址公園入込観光客数【暦年】(人)	3,268,000	2,780,304	85.1%	城址公園の管理運営事業と一体の事業であり、園内の安全性や快適性の向上を図るため、管理上必要な事業である。 また、季節の花は誘客効果が高いため、植栽の管理は観光施策において優先的に実施すべき事業となっている。	専門業者への委託に適する部分、職員が直接実施する部分、ボランティアを活用した部分とに区別して管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	保存活用計画に基づく実施計画として植栽管理短期計画を策定し、安全管理や修景に配慮した樹木管理を行い、歴史的景観の充実を図る。	① 継続実施
435	小田原城総合管理事務所	遊園地管理運営事業		遊園地施設の維持・管理・運営を行い、市民や観光客に憩いの場を提供している。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたが、感染対策を引き続き行うことにより、安心・安全に家族連れに楽しんでいただくことができた。	50,434	遊器具使用料(円)	26,375,000	18,291,438	69.4%	将来的には、史跡整備の観点から、遊園地は移転すべき施設として位置付けられている。 しかし、存続を望む声も多いことから、当面の間は、遊具の安全性に十分配慮しながら、市民サービスとして続けていく必要がある。	遊具(豆汽車・バッテリーカー、自動遊器具)の管理運営、点検等を外部に委託するなど、効果的・効率的で、利用者や従事者にとって安心・安全な運営を行った。	国指定史跡内にあり、施設の再整備は難しいため、当面の間は、安全性に配慮しながら維持管理を継続する。入場者数がコロナ禍前に戻ったため、更なる入場者の確保に力を入れていく。	① 継続実施
436	小田原城総合管理事務所	城址公園整備事業		城址公園をより快適で魅力あるものとするため、都市構造再編集中支援事業の補助金を活用するなどし、令和5年度は次の公園施設整備事業を実施した。 ・電線地中化事業(管路埋設) ・銅門広場園路舗装修繕事業 ・城址公園周辺街路灯LED化事業	32,327	小田原城址公園入込観光客数【暦年】(人)	3,268,000	2,780,304	85.1%	園内の公園施設整備事業については、来訪者の快適性や安全性を高めるために必要な事業である。また、史跡としての取り扱いを十分理解していることが必要であるとともに、文化庁協議などあることから市が実施していく必要がある。	園内の公園施設整備事業は、市民や観光客の快適性や安全性を高めるとともに、回遊性の向上に向けた効果的な事業として誘客に結び付くものである。	引き続き都市構造再編集中支援事業の補助金等を活用し、老朽化している園内施設の改良等を進める。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
437	小田原城総合管理事務所	史跡等管理活用事業		史跡石垣山や総構は、既に一定程度の整備がなされ、市民や観光客の憩いの場や歴史散策のコースなどとして利用されている。 史跡の保全・保護に加え、歴史観光資産としての積極的な活用を図るため、除草、樹木の整理等の維持管理を行っている。 また、史跡石垣山では、令和5年度にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装TYPE1)を活用し、AR技術で「小田原合戦アニメーション」等が見ることができるようにする誘客促進環境整備事業を行った。令和5年度の来場者数は、入込調査を実施した日が雨天だったことから減少している。(参考)令和4年度実績82,233人	54,640	石垣山一夜城入込観光客数【暦年】(人)	78,600	58,082	73.9%	国指定史跡であり、これを管理運営するために必要な事務事業である。また、史跡としての管理に当たっては、史実の理解が必要なため、市が実施すべき事業である。	観光資産としての日常の維持管理業務等は、専門業者へ委託しており、効果的、効率的な運営を図っている。	除草や眺望を確保するための樹木整理、説明板の増設など、国指定史跡として相応の維持管理を続けるとともに、小田原城と連携し、観光資産としての活用を図る。 AR技術を使った「小田原合戦アニメーション」等については、関係団体と連携して誘客や歴史的な理解の促進を図る。	①継続実施
438	小田原城総合管理事務所	天守閣管理運営事業		『小田原の観光振興』と『歴史や文化に関する理解を深める』ため、天守閣や常盤木門(SAMURAI館)を有料施設として指定管理者制度で運営している。令和5年度も、ホームページ・メディア・SNS・チラシ等でのPR、魅力的な自主事業を積極的に実施し、民間ならではのサービスの向上を図ったほか、展示面では小田原北条氏誕生500年を記念した「北条氏綱展」というテーマで特別展を開催した。このことにより、来場者数の増加を図るとともに、小田原市の観光振興につなげた。(小田原城天守閣への令和5年度来場者数589,485人)	120,651	天守閣入場者数(人)	560,000	589,485	105.3%	小田原城は市のシンボルであり、観光の核でもあることから、これを効果的に管理運営し、その歴史をPRするために必要な事業である。また、運営に当たっては、史実の理解が必要なことや、借用した資料の適切な保存、活用が求められていることから、市が関与して取り組むべき事業である。	指定管理者と市で役割分担を行い、適切な管理・運営を行った。 指定管理者は、施設の管理運営、メディア・SNS等でのPR、魅力的な自主事業を実施したほか、オンラインチケット販売など民間ならではのサービスの向上を行った。市は、小田原北条氏誕生500年を記念した特別展「北条氏綱展」を実施したことで、天守閣の入場者は589,485人にまで回復した。	入場者数の更なる増加を図るため、指定管理者と連携し、PRを強化し誘客に努める。また、魅力的な特別展を実施するなど展示内容の充実も図る。	①継続実施
439	小田原城総合管理事務所	歴史見聞館管理運営事業		北条氏を陰で支えたと伝えられる風魔忍者にスポットを当て、小田原に関する歴史・文化を伝える体験型展示施設として『NINJA館』を令和元年4月にリニューアルオープンした。 令和5年度は、メディア・SNS等でのPR、魅力的な自主事業やオンラインツアーを積極的に実施し、民間ならではのサービスの向上を図ったことから、目標の80%以上まで来場者を回復させることができた。	111	歴史見聞館入場者数(人)	120,000	101,147	84.3%	忍者の視点から小田原北条氏の歴史文化を伝えるための体験型の施設である。(主にインバウンドやファミリーにご利用いただいている。)運営に当たっては、史実の理解が必要であるため、市が関与して取り組むべき事業である。	指定管理者制度により、適切な管理・運営を行った。 メディア・SNS等でのPRを実施し、インバウンド向けのパンフレットを製作したり、オンラインツアーを実施するなど、誘客に努めた。	NINJA館を拠点に、観光課や観光協会などと協力し、風魔忍者を利用した誘客につなげる事業を実施していく。 来場者数の増加を図るため、指定管理者と連携し、積極的なPRを実施する。	①継続実施
440	都市政策課	立地適正化計画推進事業		都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は、居住と居住に関わる医療、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、長い時間を掛けながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進する。 平成29年3月に都市機能誘導区域編を策定し、平成31年3月に居住誘導区域を含めた立地適正化計画全体版を策定した。 また、令和3年度から水防法や都市再生特別措置法の改正などに対応するため、都市機能誘導区域、居住誘導区域の見直し、防災指針の策定、誘導施策の見直し作業を行い、令和5年3月に改定した。	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	立地適正化計画は、基本的構造の在り方を見直し、高齢者や子育て世代にとって、健康で快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進するものであることから事業として妥当である。また、計画策定に伴い、国庫補助事業の支援等が強化されている。	市立病院は、県西二次保健医療圏における基幹病院としての役割・機能を持つ重要な都市機能誘導施設であることから、その周辺を都市機能誘導区域に編入した。また、防災指針に市立病院における取組を記載した。これらにより、市立病院建替えに伴い、国費15億円(現在まで13.5億円)を確保した。	計画の普及啓発を図るとともに、誘導施策を推進する。また、人口動向などの調査により、計画の進捗状況や妥当性等の検証を行う。	①継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
441	都市政策課	都市空間 デザイン事業		アーバンデザインセンター小田原(UDCOD)の運営を支援することにより、まちの魅力の調査・研究、情報発信を行うとともに、三の丸地区周辺のエリアマネジメント方針案の作成とエリアマネジメントを実行する体制の構築に向けた業務委託を行い、公民学の連携による新たなまちづくりを進める。 (1) UDCODへの運営支援 地域からのまちづくりの相談対応や、都市形成史や都市空間の魅力の研究、ワークショップや社会実験といったアーバンデザインに関する調査・研究、情報発信を行うUDCODに対し、負担金を支出している。UDCODの取組として、令和5年度は地域からの相談を受けた西海子小路周辺の街づくり支援や、豊川地区をモデルとしたエイジフレンドリーシティの取組などを実施。 (2) エリアマネジメント組織等構築支援業務 三の丸エリアの更なる魅力向上に向け、公共空間や既存ストック等の活用を担う人材を発掘・コーディネートし、民間主体の持続的な活動体制の構築を支援する。令和5年度は、実証実験やワークショップの開催により、取組に関わる地域住民が増えてきており、活動運営の格となり得る人材も現れてきた。	19,566	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	UDCODについては、公民学が連携し、まちの課題を解決する取組であり、行政としては、公共施設や市街地の各規制などの行政的なハードソフト面の施策調整や情報共有が具体的な役割となる。	エリアマネジメントの取組については、実証実験やワークショップを通じてまちの課題に共感するキーパーソンとつながることで、公民連携による取組を展開することができている(林青会やかながわキッチン会などとの連携)。	UDCODについては、西海子小路周辺地区や豊川地区において、令和5年度の成果を踏まえて更に取組を継続・深化していく。エリアマネジメントの取組については、史跡等を活用した実証実験やワークショップを継続しつつ、人材の拡充を図るとともに、参加者が活動を主体的に推進できるような体制、事業スキームなどを整理したエリアマネジメントの方針案を作成する。	① 継続実施
442	都市政策課	街づくりアドバイザー事業		市民との協働により魅力ある街づくりを推進するため、街づくり活動を進める団体等に対し、街づくりの各分野に精通した専門のアドバイザーを派遣する。令和5年度は、景観計画重点区域内の建築物改修や、歴史的風致形成建造物の特徴等についてのアドバイスを受けた。	180	街づくりアドバイザーの派遣回数(回)	10	8	80.0%	住民主体の街づくりの取組に対しては、街づくりの各分野に精通する専門家の適切な指導・助言が必要不可欠であり、専門家の派遣事業は必要と考えている。 また、これまで「銀座・竹の花周辺地区街づくり基準形成協議会」に対するコーディネーター派遣を実施し、地区街づくり基準が策定され、このルールに基づき街づくりが行われていることなど、成果は得られている。	コーディネーターの派遣など、専門家を外部から派遣することにより業務の効率性及び効果の向上に努めている。	引き続き、市民との協働により魅力ある街づくりを推進するため、街づくり活動を進める団体等に対し、街づくりの各分野に精通した専門のアドバイザーを派遣する。	① 継続実施
443	都市政策課	住まいの情報発信事業		良質で魅力ある空き家を活用した定住・移住の促進により地域の活性化を目的に、平成26年度末に空き家バンク制度を開始した。これを起因に、国の事業である全国版空き家バンクに参加するとともに、宅建協会と連携した県西空き家バンクを開設した。 令和4年度から県西空き家バンクの枠組みを宅建協会、小田原市、湯河原町、真鶴町に変更し、「家さが見～かながわ県西うみまち物件ナビ～」として令和4年9月にリニューアルした。	136	空き家バンク成約件数(件)	5	6	120.0%	総合計画の重点施策の既存ストック活用の促進を位置付けており、特に遊休不動産である空家等を市場に流通させていくことは重要であることから事業として妥当である。また、空家等の利活用に関し不安を抱く所有者が多くいる中、市が事業をすることで安心感を与えることができる。	空家等対策が都市政策課に一元化されたことから、空家等の情報を活用し、空き家バンクへの登録促進が可能となった。	令和4年9月に「家さが見～かながわ県西うみまち物件ナビ～」にリニューアルしてから、ポータルサイトのアクセス数が減少しているため、効果検証を踏まえ、対策が求められる。	② 見直し・改善
444	都市政策課	建築等に関する紛争調整事業		中高層建築物の建築等により生じた周辺住民と事業者間の紛争の解決を図り、良好な生活環境の形成を目的に、許可を所掌する行政による指導・助言ではなく、第三者である建築等紛争相談員及び建築等紛争調停委員会を設け、相談者等に対して適切かつ公平な対応を図ることを目的としている。平成13年4月に「小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」を施行し、第三者である建築等紛争相談員、また市の附属機関として建築等紛争調停委員会を設置し、紛争が生じた際の相談窓口を開設した。 平成28年度は、第2・4木曜日に予約制で相談を受けた。相談実施のPRIは、広報やホームページを通じて行った。 平成29年度からは、相談希望があるごとの予約制として相談を実施した。	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	本事業は、地域社会における良好な近隣関係の保持を図り、健全な地域生活環境の維持及び向上に資することを目的としているものであり、行政の責務として、紛争を未然に防ぎ、紛争が生じた際は迅速かつ適正に紛争当事者間の調整を行う必要がある。	近年、中高層建築物の建築が減少しているため、相談案件も減少している。 相談の開催数を削減できないか検討を行い、平成29年度から予約の都度開催することとした。	紛争相談事業については、全般的な相談事業を実施している市民相談事業等との統合も考えられる。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
445	都市政策課	空家等対策事業		空き家問題は、人口減少や超高齢社会の進展などにより表面化し、防災、防犯、環境、衛生などの面において、地域住民に深刻な影響を及ぼしている。本市では、平成29年3月に空家等対策計画を策定し、計画期間が令和4年度で満了になることから、令和3年度に改めて空家等実態調査を実施した結果、平成28年度の調査で把握した946棟より400棟以上多い1,389棟が確認された。これを受け、より実効性の高い計画とするため、関係団体との意見交換を重ね、公民連携の取組のもと、令和5年3月に計画改定を行った。その後、令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律及び空家等の利活用に関する空家等対策協議会からの事業提案に対応すべく、令和6年3月に計画の一部改定を行った。	1,809	空き家セミナーの参加者(人)	15	9	60.0%	空家等対策の推進に関する特別措置法では、市の責務として、空家等対策計画の策定やこれに基づく空家等対策の実施などに努めることが定められている。適切な管理が行われていない空家等が周辺環境に悪影響を及ぼしていることに鑑み、それを防止し、生活環境の保全を図るため、市が空家等対策に取り組む必要がある。	改定計画に基づき、空家等の利活用を促進するため、空家等対策協議会に不動産などの専門家により構成された住宅ストック活用小委員会を設置し、より実効性のある施策について検討を行った。また、指標の変更を行い、より多くの関係者の方々に引き続き啓発をしていく。	一部改定した空家等対策計画に基づき、総合的な空家等対策を推進していく。	①継続実施
446	都市政策課 (まちづくり交通課)	歴史的風致維持向上計画推進事業		本事業は、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくことを目的に、「歴史まちづくり法」に基づき、令和3年3月に国の認定を受けた「小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)」に位置付けた事業を、国の支援措置も活用しながら推進するとともに、進捗状況を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う事業である。本計画の進捗状況については、国が定める評価シートを作成し、「歴史まちづくり協議会」に協議し、指摘事項については次年度以降の取組に反映している。また、本計画の取組状況や成果など広く市民へ周知するため、評価シート等を市ホームページに公開している。令和5年度には、旧豊島家住宅を歴史的風致形成建造物に指定したほか、歴史的風致形成建造物である籠清本店の改修整備費に係る費用の一部を助成し、保全・活用を促進した。また、歴史まちづくりカードを清閑亭のデザインに更新し、その周知を図った。	3,170	小田原文学館、小田原宿なりわい交流館、旧松本剛吉別邸、皆春荘の合計利用者数(人)	49,864	67,053	134.5%	小田原城跡を始め、近代別邸等の歴史的建造物や密接に関わる伝統文化となりわい等は、本市固有の歴史的・文化的資源であるため、この地域資源を磨きあげ、『小田原の歴史を感じる魅力を高め、賑わいと交流のまち』の実現を目指す。本事業においては民有の歴史的建造物の改修・整備等のための支援制度等を設けており、公民連携による効果的な事業展開や効率的な仕組みを構築することが可能となる。	令和5年度の歴まち計画に基づく事業の進捗評価等について、外部有識者も含めた意見交換を行った。歴史的風致形成建造物の改修整備費の一部を助成することで、その保全・活用が図られた。デザインを更新した歴史まちづくりカードの配布により、歴史的風致形成建造物と歴史まちづくりの認知度向上が図られた。	小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、事業を推進し、歴史的風致の維持及び向上を目指していく。引き続き歴史的な建造物の保全・活用を図るため、歴史的風致形成建造物の指定及び民有の歴史的風致形成建造物への改修整備費の助成に向け、所有者等との調整を進めていく。	①継続実施
447	都市政策課 (まちづくり交通課)	まちなか再生支援事業		地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、まちづくりを主体的に進めるかまぼこ通り周辺地区等の地区街づくり協議会の活動を支援していく。この取組により、小田原の歴史や文化の振興、地区の空き家・空き店舗の利活用など、小田原の魅力と地域資産を活用したまちづくりを推進する。令和5年度は、国府津地区では、コンパクトなストリートやこれに面した海、山の自然など、地域特性を生かしたマルシェ、まち歩きなどの地区街づくり協議会の活動を支援したことで、協議会の自立化が図られた。かまぼこ通り周辺地区については地区の課題である空き家・空き店舗の解消のため、自立した活動を展開する街づくり協議会と市が連携し、空家等の所有者の個別相談に、協議会の不動産事業者、工務店の会員とともに対応した。	0	不動産勉強会の開催回数及び空家等所有者の個別相談の対応回数(回)	2	2	100.0%	国土交通省が進める地方再生コンパクトシティの推進に向けては、空き家・空き店舗対策は重要であることから、地区街づくり協議会と連携し、空家等の解消を進めている。空家等の所有者に向けた不動産勉強会や個別相談を通じて、所有者の課題解決への検討機会を創出するとともに、地区街づくり協議会の活動の自立化を促進している。	国府津地区については、令和3～5年度までのワークショップの開催やイベント開催の支援により、地区街づくり協議会の活動の自立化が図られた。地区まちづくり協議会と連携することで、地元住民・空家等の所有者の目線による、不動産勉強会や個別相談での説明や支援が可能となった。	国府津地区については、令和6年度以降、地区街づくり協議会が主体となってマルシェやまち歩きを開催していく。かまぼこ通り周辺地区については、協議会と連携し、空家等の解消を進める。地域特性を生かしたまちづくりに向け、主体的な活動を目指す団体、地域を支援していく。	①継続実施
448	都市計画課	地域地区等見直し事業	○	社会、経済情勢の変化に応じて、線引き・用途地域を見直すことにより、小田原市都市計画マスタープランに掲げる本市の将来都市像の実現を目指す。平成29年度は、一般保留区域としている鬼柳・桑原地区の市街化編入に伴う事業者との調整や、県農政協議を行い、平成30年度には、市街化区域編入に向けた都市計画手続きを開始し、令和元年度には、一部区域(約20ha)の市街化区域編入に伴う都市計画変更(区域区分の変更、用途地域の変更など)を行った。令和元年度に、立地適正化計画に基づく都市機能・居住機能の誘導策として、小田原駅周辺の商業地域における周辺の市街地環境の改善に資する建築物について、高さの基本最高限度を45m以下の範囲内で緩和することができるよう、高度地区における新たな適用緩和基準を設ける都市計画変更を行った。令和5年度は、都市計画法に基づき、県が定める「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」や「区域区分」、「都市再開発の方針」等、第8回線引き見直し作業に伴う、これらの都市計画変更素案の作成に必要な資料等を作成した。また、都市計画決定・変更手続きの法定図書として使用する都市計画基本図については、道路や建物など、最新の地形地物情報を反映するための修正を行った。	30,074	-	-	-	-		都市計画基本図の修正について、都市計画区域内の道路・建築物・土地利用の改変による経年変化が特に多い図郭のみを修正した。	引き続き、第8回線引き見直し作業に伴う都市計画変更素案の作成に必要な資料等を作成する。また、修正した都市計画基本図については、小田原市地理情報システム(Navi-O)の基図に反映し、市民サービスの向上を図る。	①継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事業的 業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
449	都市計画課	地区計画等活用促進事業		都市計画提案による地区計画制度をPRし、活用促進を図ることで、住民等の主体的な街づくりへの取組を支援し、魅力あるまちづくりを推進する。 また、地域特性や土地利用の動向を踏まえ、地区計画の活用による適切な土地利用を図る。 平成29年度及び平成30年度は市街化調整区域の根府川地区における地区計画の検討として、自治会役員等との勉強会や具体の候補地における地区計画の決定について、相談者と調整を行ったが、決定には至らなかった。 令和元年度は、民間開発事業者による開発行為(工業系保留区域の市街化区域編入)に伴い、土地利用を適正に誘導し、恵まれた自然環境と調和した産業団地機能を将来にわたり維持・保全するため、鬼柳地区地区計画を決定した。 令和3年度は、久野地区地区計画の決定に向け、都市計画審議会に報告するとともに、周辺住民や商業者を対象とした説明会を行った。 令和4年度は、久野地区地区計画の都市計画を決定し、特定大規模建築物の立地を可能とした。	0	市民との協働による地区計画の検討対象地区数(地区)	-	-	-	都市計画運用指針において、都市計画が目指す望ましい市街地の実現のため、積極的に活用されるべきとされており、有効性は高く、最終的には、市が都市計画決定することとなるため、市が取り組むべき事業である。	地区計画を都市計画決定した地区では、建築物の用途や高さ、形態・意匠など、地区計画の制限内容に沿った建築行為や基盤整備が行われることにより、当該地区にふさわしい良好な市街地環境の維持・形成が図られる。	引き続き、住民等のまちづくりに対する意識醸成及び普及啓発を行う。 提案の相談があった場合は、地域特性や土地利用の動向を踏まえ、土地所有者などと調整を図り、地区計画の決定について検討する。	① 継続実施
450	都市計画課	市街地再開発事業		快適な住環境を形成するため、一定の要件を満たす優良な建築物の共同化事業等を行う事業者等に対し、国の制度要綱に基づき建築費等の一部を助成することにより、共同化事業等の促進と、中心市街地に住宅の供給を図り、定住人口を増加させる。 令和5年度は、小田原駅前分譲共同ビル(通称新幹線ビル)、オービックビル及び小田原EPOほか7棟の建替え事業に対し、補助金を交付するとともに、小田原駅西口地区まちづくり協議会及び小田原駅前東地区市街地開発準備会に対し、再開発推進団体等補助金を交付した。西口地区は、広場の機能拡充や地区の課題解決を図るため、市民、関係権利者、事業者、各種関係団体等と協働で、まちづくりの基本的な方向性を示した「小田原駅西口地区基本構想」を策定した。駅前東地区では、主に都市計画道路栄町小八幡線を幹線道路とした市街地再開発の事業化に向けた勉強会等の活動に対し支援を行った。なお、協議会は、発展的に解散し、新たに設立された小田原駅前東地区市街地開発準備会で今後、まちづくり手法等の検討を行っていく。	667,594	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	街なかの定住人口を増加させるため、一定の基準を満たす優良な建築物の整備に対して補助することは、良好な住環境の提供につながるので妥当である。	当該事業については、国庫補助を活用することで、財源の確保に努めてきた。また、空地や緑地の創出、耐火建築物への更新を図ることで、市街地環境や防災性が改善されるとともに、中心市街地に住宅が供給されることで、街なかへの定住が促進される。	共同化事業については、着手済の地区への継続的な支援と新たな地区への支援に向けて事業者等と協議をしていく。 また、小田原駅周辺(西口・東口)の再開発については、地元のまちづくり組織と協力しながら、都市機能の更新や共同化に向けた検討を進めていく。	① 継続実施
451	都市計画課	都市計画道路見直し事業	○	社会情勢の変化等に的確に対応し、効果的な整備を進めるため、長期未着手の都市計画道路の必要性を定期的に検証し、必要な都市計画変更を行う。第1回都市計画道路見直しは、平成20年2月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、交通機能、まちづくりとの整合、代替機能等の検証を実施し、平成24年度までに廃止路線等の都市計画手続きを完了。 平成30年5月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を改訂し、長期未着手の都市計画道路を対象に、将来交通量の推計を始め、必要性の検証を行い栄町小八幡線(錦通り入口交差点～東通り入口交差点)が変更対象路線となった。見直し結果について令和元年度の都市計画審議会に報告し、令和2年度に公表した。令和3年度は、小田原駅前東地区まちづくり協議会において、まちづくり検討区域の権利者に対し、栄町小八幡線の線形変更の必要性についての説明を行った。 令和4年度は、栄町小八幡線(錦通り入口交差点～東通り入口交差点)の計画変更に向けて、測量作業を実施した。	0	-	-	-	-	見直し業務については、街路交通調査費の国費補助対象となった。 ・平成29年度交通量調査業務 ・平成30年度都市計画道路見直し検討業務	都市計画道路栄町小八幡線(錦通り入口交差点～東通り入口交差点)については、市街地再開発事業等と合わせた線形変更の取組を進めていく。	① 継続実施	
452	都市計画課(まちづくり交通課)	景観形成促進事業		良好な景観形成を進めるには、市民一人ひとりが身近な景観を意識することが大切である。このため、景観法の届出、屋外広告物の許可申請等の手続きが行われる際に、景観計画における方針等を説明することで、景観意識の高揚を図り、自主的な景観形成を促すものである。また、景観計画への適合については、必要に応じ景観評価員に意見を聴き誘導に努めるものである。 令和5年度は、景観条例に基づく届出53件、形態意匠条例に基づく申請13件、屋外広告物条例に基づく申請358件の実績があった。	3,334	講習会・講演会実施数(回)	1	0	0.0%	良好な景観形成を進めるには継続的な取組が必要である。また、届出制度の運用などに当たり専門的知見から市に対し適宜助言をいただく景観評価員の設置は有効である。	届出等手続きの不要な場合においても、窓口等にて積極的に外観の推奨色や配慮事項などを示したチェックシートを配布し、市域全域における良好な景観形成へ誘導した。 屋外広告物の許可申請については、基準に適合していないものについて改善依頼書の送付や未許可の広告物への申請依頼書の送付を積極的に実施した。	都市デザイン講習会の開催が新型コロナウイルス感染症防止のために途切れたこともあり、今後は講習会形式にこだわらず、屋外広告物の許可に合わせた啓発など、さまざまな取り組みを通じ良好な景観形成に向けた意識の高揚に努める。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
453	都市計画課 (まちづくり交通課)	景観形成 修景事業		良好な景観形成を誘導し、快適で魅力ある生活空間の形成を図ることを目的に、修景に対する補助金を交付する事業である。 かまぼこ通り周辺地区を景観計画重点区域に位置付けた。(令和4年度景観計画変更、令和5年度7月1日施行) 景観形成修景費補助金は令和5年度交付に向けた調整を進めたが、施主側の事情により交付申請に至らなかった。	0	景観修景 補助件数 (件)	3	0	0.0%	景観形成の補助制度により、良好な街なみ景観への積極的な誘導を図ることは、景観計画重点区域における景観形成の目標の達成や方針への誘導に有効な方策である。	かまぼこ通り周辺地区の景観計画重点区域への位置付けと外観修景費補助金制度の周知のため、職員によるポスティングを実施した。	個別の修景事業だけでなく、街なみとしての連なりが分かる景観形成を目指すため、特定の通りでの修景や比較的目的につきやすい門や塀など小規模な工作物などの修景を促す。 良好な景観形成が特に必要な区域は景観計画重点区域への位置付けを順次拡大する。	① 継続実施
454	地域交通課 (まちづくり交通課)	路線バス等移動手段確保維持対策事業		・誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の実現に向けて、「小田原市地域公共交通計画」を策定した。 ※小田原市生活交通ネットワーク協議会負担金(決算額 9,528千円) ・バス事業者だけでは維持が困難となった路線のうち、代替の交通手段が無い路線について、欠損額の1/2を補助し、路線の維持に努めた。 ※地域公共交通確保維持費補助金(決算額 5,611千円) (1) 国府津駅～橋団地(神奈川中央交通(株)) 2,716千円 (2) 小田原駅～石名坂(箱根登山バス(株)) 2,895千円 ・日中に路線バスの運行していない時間帯が生じている地域等の公共交通不便地域において、日常の移動に困っている方への支援策として、「おだタク・おだチケ実証事業」を実施した。 ※路線バス空白時間帯等補完実証事業(決算額 13,108千円)	28,247	協議会 年間開催 回数(回)	2	4	200.0%	公共交通は市民の生活に欠かせない移動手段であるが、路線バスについては、利用者の減少や、慢性的な運転士不足等により、維持することが容易ではなくなっている。引き続き、公共交通を維持・確保するために、路線の維持に必要な運行経費の補助など、公民連携により、維持する必要がある。 ・また、公共交通不便地域において、高齢者を中心に日常の移動支援へのニーズが高いことから、地域のニーズと実情に応じた移動支援策の実証に取り組む必要がある。	路線バスの運行経費の一部を市が補助することで、路線の廃止を防ぐとともに、地域の移動手段を確保した。 また、既存の公共交通を最大限に活かしつつ、公共交通不便地域、高齢者など移動支援が必要な方を対象に移動支援策の実証事業を実施した。	小田原市地域公共交通計画に基づき、公共交通の維持・確保を基本に、公共交通不便地域での移動支援の実証事業に取り組み本格実施を目指す。	① 継続実施
455	地域交通課 (まちづくり交通課)	鉄道利用 環境改善 等事業		・鉄道における環境改善、利便性向上、輸送力増強に資する取組を実現するため、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」及び「御殿場線利活用推進協議会」を通じて、鉄道事業者に対し、環境改善、利便性向上、輸送力向上に係る要望を行った。 ※旅費・負担金(決算額 116千円)	116	年間 要望回数 (回)	2	2	100.0%	鉄道業者が実施する鉄道輸送力の増強や利便性、安全性の向上に向けた取組の早期実現を促すため、要望活動を実施した。		鉄道輸送力の増強や利便性、安全性の向上に向けた取組の早期実現を図るため、鉄道事業者に対し、引き続き粘り強く要望していく。	① 継続実施
456	地域交通課 (まちづくり交通課)	小田原駅 周辺駐車 対策事業		平成27年3月に、駐車場整備に関する課題を整理し、課題解決に向けた施策を定めた「小田原市駐車場整備計画」を策定し、小田原駅周辺地区の自動車(自動二輪車を含む)駐車場の対策を実施している。 令和5年度は、市ホームページに掲載している駐車場まっぶの情報を更新した。	0	需給バラン ス調査実 施回数(回) ※隔年実 施	-	-	-	中心市街地の賑わいや回遊性のあるまちづくりを行うため、重点的に駐車場対策が求められる小田原駅周辺の駐車場整備地区に対し、施策の実施が必要である。	小田原駅周辺における駐車場実態調査については、毎年実施していたが、駐車場の需給状況が1年で大きく変動することがないため、事務事業改善の観点から平成30年度から、隔年で行うこととしている。	「小田原市駐車場整備計画」(駐車場整備計画)に基づき、自動車(自動二輪車を含む)駐車場について、需給バランスを考慮した適正配置や既存駐車場の有効活用に努めていく。 令和12年度に、「駐車場整備計画」の最終評価を実施予定。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
457	建築指導課	建築物耐震化促進事業		小田原市耐震改修促進計画(計画期間:平成21年2月～令和12年度。令和4年3月一部改定。)に基づき、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準建築物の所有者に対し、耐震化の重要性について啓発を行うとともに、支援策を充実させることにより、耐震化の促進を図る事業。 啓発事業については、建築士関係団体との協働で木造住宅耐震化推奨訪問事業を実施し、戸別訪問による簡易耐震診断や耐震相談を実施しているほか、市内公共施設等において、耐震セミナーや無料耐震相談会を開催している。 また、職員による戸別訪問型の啓発活動(アクションプログラム)を実施している。補助制度については、旧耐震の木造住宅及び非木造建築物の耐震診断から改修まで一連の流れを整備したことに加えて、木造住宅の除却(要件有)や長屋・共同住宅の耐震診断に対する補助を設けている。 令和4年度には旧耐震基準の木造住宅に対して、段階的な改修工事及び防火地域内の除却工事を、令和5年度には空き家の除却工事を補助対象に拡大した。	10,795	住宅の耐震化率(%)	95.0	91.6	96.4%	本市においても、東海地震や神奈川県西部地震の切迫性が指摘されており、安全安心なまちづくりの一環として、建築物の耐震化が求められている。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、市町村においては計画的に建築物の耐震性の向上に取り組むことが規定されていることから、実施すべき事業である。	木造住宅については、建築士関係団体との協働により、無料の戸別訪問型耐震相談事業の実施や職員による戸別訪問の実施によって、市民の耐震化意識の向上を図ることができた。	令和6年度も引き続き、戸別訪問型の啓発活動について実施していく。また拡充等した補助メニュー(除却の補助対象の拡大(R4～防火地域、R5～空き家)及び木造住宅の段階的な改修(R4～))の利用増を図るため、積極的な周知・啓発を図っていく。 非木造建築物についても補助制度を周知しながら、耐震化向上のための啓発を継続していく。	①継続実施
458	建築指導課	応急危険度判定士養成等事業		地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図るため、応急危険度判定を実施する応急危険度判定士の養成を行い、震災時の活動体制を整備・維持運営していく。 特に震災直後から多くの被災者が集まる広域避難所等については、神奈川県建築士会小田原地方支部及び神奈川県建築士事務所協会県西支部と「災害時における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に関する協定」を締結しており、当該活動についても連携を図り、できるだけ速やかに地元ボランティアの判定士の協力を得て判定活動を実施できるようにするため、定期的な活動協力への意向調査を行うとともに、広域避難所の判定活動に協力いただく判定士に対して震災発生時の活動マニュアルや活動時に着用するゼッケンや用具等の配布、判定訓練の実施などを行っている。	0	広域避難所へ自動 集集する 応急危険 度判定士 の人数(人)	75	49	65.3%	震災時の状況下において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図るために、応急危険度判定を実施することは必要であり、その活動に必要な応急危険度判定士の養成を行い、震災時の活動体制を整備・維持運営していくことは、行政が担うべきである。	応急危険度判定士の新規認定の取得に当たっては、神奈川県建築物震後対策推進協議会が実施する「神奈川県震災建築物応急危険度判定講習会」を受講する必要があるため、講習会の周知や受講協力の働き掛けについては、建築士関係団体に協力いただいた。 高齢化や判定活動から疎遠になっている方も多いため、活動できる判定士の精査を行うとともに、判定訓練を実施するほか、定期的な意向調査の際に判定士だよりの送付を行うなど、情報提供や意識の醸成に努めた。	震災時の応急危険度判定活動を円滑に行うための体制を整え運営していくため、定期的な判定活動への意向調査の実施や判定訓練等を実施していく。 また、判定士の高齢化が進んでいるので、新規判定士の認定取得者を増やしていくため、関係団体等の協力も得ながら、判定士養成に努めていく。	①継続実施
459	開発審査課	宅地耐震化推進事業		新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの大きな被害が出たことにより、このような被害を軽減するために、宅地造成等規制法が改正されるとともに、宅地耐震化推進事業(変動予測調査及び滑動崩落防止事業)が国庫補助事業として社会資本整備総合交付金の対象事業に位置付けられた。 国の示したガイドラインに基づき、平成27年度から市内の大規模盛土造成地の有無を分布調査(第一次スクリーニング)したところ、35か所の大規模盛土造成地の存在が確認されたことから、平成28年度からその位置等を示した大規模盛土造成地マップを公開している。 さらに、平成29年度から30年度に掛けて予備調査や地盤調査等(第二次スクリーニング)を実施し、市内の大規模盛土造成地の安全性が確認できたことから、ホームページにおいて、「危険な箇所は存在しない」旨を公表している。 令和5年度は、前年度と同様に第二次スクリーニングにおいて抽出した2か所の経過観察を行い、経年変化の状況を把握した。	0	第二次スクリーニング 実施箇所 ※H30で完了したため R2以降は対象外	-	-	-	分布調査及び大規模盛土造成地マップ作成、変動予測調査は、各自治体が行うものとして国のガイドラインで定められており、その成果を市民に公開することで市民の防災意識を高めることができる。	大規模盛土造成地マップを公開することで、市民の防災意識の向上に寄与することができた。 平成30年度に第二次スクリーニングを実施し、県内では最初に大規模盛土造成地の安全性を確認して公表した。また、経過観察により、状況に変化がないことを確認している。	大規模盛土造成地マップの公開を継続する。 第二次スクリーニングにおいて抽出した2か所の経過観察を継続するとともに、第一次スクリーニングを実施した残り33か所についても経過観察を行う。	①継続実施
460	開発審査課	被災宅地等管理体制整備事業		被災宅地危険度判定制度に基づく、被災宅地危険度判定士養成等事業は、災害対策本部が設置されることとなる規模の大地震や降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、災害対策本部長の要請により、被災宅地危険度判定士(以下、「判定士」という。)によって宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して危険度判定を行い、二次災害の軽減・防止並びに住民の安全の確保を図ることを目的としている。 平成10年度から職員判定士の養成及び資機材購入備蓄を進め、平成30年度からは民間判定士の養成を開始している。 令和5年度は、職員5人、民間3人の判定士を養成し、令和6年4月現在、職員83人、民間37人の計120人が判定士の認定を受けている。 また、神奈川県建築物震後対策推進協議会による「実施本部運営訓練」、「模擬訓練」及び「ブラッシュアップ講習会」に参加するとともに、本市独自の現地における模擬訓練を実施するなど、危険度判定を迅速かつ的確に行う体制整備を推進した。	15	被災宅地危険度判定士数(人)	127	120	94.5%	被災宅地危険度判定制度における市町村の役割は、被災宅地危険度判定の実施主体となり、判定結果を踏まえて宅地所有者に危険度の情報提供(判定ステッカーを判定士が貼付)を行うもので、判定士が行った判定結果に対する責任は市町村が負うものである。 よって、判定士を養成かつ育成し、危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制整備が必要である。	継続的な判定士の養成や判定資機材の購入、備蓄を行うとともに、机上並びに現地模擬訓練等を実施することで、危険度判定における体制整備に一定の効果が図られた。 また、令和3年度に体制強化の一環として民間判定士と災害時における判定士の派遣に関する協定を締結した。	引き続き、判定士の養成及び模擬訓練を実施するなど、危険度判定を迅速かつ的確に行うための体制整備を推進する。 また、市内に存在する盛土造成地の崩落等の危険性を把握するため、効率的かつ迅速に対応する体制整備を構築する。	①継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
461	建設 政策課	急傾斜地 崩壊対策 促進事業		県が実施する急傾斜地崩壊対策事業を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の縮小を図るもの。 令和5年度は、国府津地区で開催された急傾斜地崩壊対策事業の仕組みに関する勉強会に説明者として出席し、事業の周知を図るとともに、急傾斜地崩壊危険区域の指定に向け、同地区自治会及び地域住人の合意形成を支援した。	16,218	会議出席 件数／会 議開催件 数(%)	100.0	100.0	100.0%	一定の公益性が認められる箇所に限られるが、県の防災対策工事により、市民の生命が守られ、本市の防災力向上に資するものなので、有効である。	費用の負担率については、県市で締結した協定に基づいている。	従来どおり、県事業を促進していく。	① 継続 実施
462	建設 政策課	二級河川 等整備促 進事業		河川の氾濫を防止するため、県が所管する二級河川の改修を要望するとともに、事業に係る地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。 令和5年度は、地元自治会、地権者との調整、事業の推進に係る県や庁内の調整等を実施した。	352	地域要望 県伝達件 数／地域 要望件数 (%)	100.0	100.0	100.0%	水害が発生した場合、本市の被害は広域のかつ甚大であることから、市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、治水対策の促進のため組織されている神奈川県河川協会への負担金であり、負担金額については規約で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、令和元年度から実施している、市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	① 継続 実施
463	建設 政策課	県立おだ わら諏訪 の原公園 整備促進 事業		県西地域の広域公園である県立おだわら諏訪の原公園の第2期、第3期の事業再開を県に働き掛けるとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。 県内の公園事業は事実上休止状態である中、整備に向けた機運を高めるため、未開園区域を歩いて回る事業促進イベントを実施し、PRに努めているが、令和5年度は、地権者会の役員構成に大幅な変更があり、イベントを実施する態勢が整わなかったことから中止とした。	0	会議出席 件数／会 議開催件 数(%)	100.0	100.0	100.0%	当公園は「ふるさとふれあい公園」をテーマとし、市内外から多くの利用者が集う広域公園であり、整備の推進に関する期待の声が大きいため、市が促進することは妥当である。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、令和元年度から実施している、市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。また、コロナ禍において支障なく事業促進イベントを継続するために、運営方法の見直しを行っていく。	① 継続 実施
464	建設 政策課・ 道水路 整備課	国道・県道 整備促進 事業		都市基盤の骨格を成す国道・県道の整備について、本市のまちづくりと整合するよう国や県に要望するとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援する。 令和5年度も地元選出県議会議員の仲立ちにより市長が副知事及び県土整備局長と面談する要望活動を実施し、市長の参画を積極的に促すなど効果的な要望活動に努めたことで、事業の進捗が図られた。	724	要望実施 件数／本 市が行う 事業推進 要望件数 (%)	100.0	100.0	100.0%	国道、県道の整備は、本市のまちづくりの骨格をなす事業であり、これを市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、国道・県道の整備促進に関する協議会等への負担金及び要望活動に係る旅費であり、負担金額については規約等で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
465	建設 政策課	伊豆湘南 道路建設 促進事業		本市を含む西湖地域の脆弱な道路環境の改善を図るため、静岡県側の市町と連携し、県と国への伊豆湘南道路の実現に向けた要望活動を行うもの。 令和5年度は、国土交通省本省、関東地方整備局、中部地方整備局及び財務省に対し年3回の要望活動を実施した。神奈川・静岡の両県では、令和2年に開始された概略ルートの検討を継続するとともに、令和3年度に実施した伊豆湘南道路の計画に関するアンケートの結果を公表した。 また、令和6年2月10日、小田原三の丸ホールを会場に伊豆湘南道路シンポジウムを実施。大臣、国会議員、副知事を始め、県央、湘南、県西地域から多くの市町の首長等を来賓として迎え、広域的な協力・応援体制を構築するための足掛かりとなった。参加者アンケート(約500件回収。うち約2割が構想ルート上の市町以外の住民)では、「災害に強く、迂回可能な道路がつくられること」に期待する声が97%となるなど、当該道路に対する大きな期待が示された。	1,050	会議出席 件数／会 議開催件 数(%)	100.0	100.0	100.0%	伊豆湘南道路は、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ新しい道路構想であり、実現すれば災害等に対する道路環境が脆弱な国道1号、国道135号を補完でき、道路ネットワークの強化と緊急輸送道路の確保等につながるため、これを市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、伊豆湘南道路の実現に向けた協議会等への負担金であり、負担金額については規約等で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進するため、平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。また、令和6年度から、建設促進団体である伊豆湘南道路建設促進期同盟会において小田原市が会長市となることから、より一層要望活動に注力し、伊豆湘南道路の必要性を訴えていく。	① 継続 実施
466	建設 政策課	地域安心 安全道づく り事業		建設部と各自治会連合会の協働事業として、道路の舗装の悪い箇所やカーブミラー・ガードレールなどの不具合箇所を、地域住民と市職員が一緒に現地確認を行い、双方で優先度が高いと確認した箇所について、予算の範囲内で修繕する。令和5年度は、久野自治会連合会において実施した。	9,982	道路等整備 箇所数／道路等 整備要望 箇所数 (%)	100.0	100.0	100.0%	地域住民と市の双方が現地確認を行うことにより、道路等の危険箇所を事故発生前に発見し、補修することができた。地域住民の声を直接聴くことにより、道路の維持管理の強化が図られている。	コロナ禍前は、現地確認をくまなく実施していたが、地域からの要望がある場合に限って実施することとし、効率性を図っている。	事業自体について地域から高い評価を得ているため、事業を継続していく。	① 継続 実施
467	土木 管理課	地籍調査 事業		公共事業の推進や公共用地管理の適正化を図るとともに、津波や洪水、急傾斜地の崩壊など災害後の迅速な復旧に寄与することを目的として、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施するもの。 平成19年度から官民境界等先行調査による地籍調査に着手し、令和2年9月の国土調査法の改正により、令和3年度からは街区境界調査に手法を変更して調査を進めている。	26,102	調査面積 (km ²)	0.30	0.30	100.0%	国土調査法に基づき、筆ごとの調査や測量及び地図や簿冊の作成は地方公共団体が行うものである。近年、全国各地で土砂災害など発生しているが、迅速かつ円滑な復旧に寄与する地籍調査事業を推進することは非常に有効である。	国の動向に注視し実施区域を選定しており、土砂災害のおそれがある地域を含む調査に優先配分される国の方針を受け、当該区域を含む地域の調査を行った。	引き続き継続していく。	① 継続 実施
468	土木 管理課	狭あい道 路整備事 業		狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合(建築基準法第42条第2項及びこれと同等)に後退用地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行うもの。	72,016	用地処理 件数(件 数)	105	89	84.8%	狭あい道路整備は、緊急車両の通行や日常生活を送るために必要不可欠な道路事業である。	住宅の建替え等に合わせて、拡幅整備していくことはコスト面や効率性も妥当であるが、物件除却補償費の取扱いについて精査し、要綱の改正(平成29年6月1日付け)を行った。 なお、要綱改正に係る適用日を平成30年4月1日としたことから、平成30年度以降の申請については、物件補償費に係る対応がなくなり、経費及び事務の効率化につながった。	引き続き継続していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
469	土木 管理課	私道整備 事業費補 助事業		一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成するもの。 【主要要件】 ○補助対象となる私道 ・両端が公道に接続しており、かつ、一般交通の用に供されていること又は一端が公道に接続しており、かつ、延長20メートル以上であって、5戸以上の関係住民に利用されている私道 ・幅員が4.0メートル以上であること。 ○補助率 (1) 両端が公道に接続している私道・・90% (2) 一端が公道に接続している私道・・50%	7,678	指標設定 対象外※ 市民からの 要望に基 づいて行 うもので あるため、 適さない。	-	-	-	一般に利用されている私道の利用者の利便の向上を図るとともに、私道所有者の維持管理費の軽減を図ることを目的とした事業である。 他市でも同様の補助制度を設けている。	一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成する事業であるが、効率的・効果的な行政運営と受益者負担の適正化を図るため、補助の要件を精査し、補助要綱の改正(平成29年6月1日付け)を行った。 市民周知を行うため適用日を平成30年4月1日からとした。	引き続き継続していく。	① 継続 実施
470	土木 管理課	道路管理 システム強 化事業	○	道路法に基づき市道認定を行い、幅員などの情報を台帳化し市民サービスの向上に努めるもの。 道路法、その他法令に基づき、道路・橋りょうの台帳整備及び管理を行う。	13,024	-	-	-	-		道路台帳及び占用台帳のシステムについては、保守を含め委託契約を行っている。また、各台帳の更新業務については、業者委託するものと直営で行うものを選別し、既に業務委託を行っている。令和5年度は、通常の道路台帳更新作業に加え、境界確定図等の情報を反映させた。	引き続き継続していく。	① 継続 実施
471	道 水路 整備課	河川改修 事業		台風や近年の異常気象と見られる局地的集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。 令和5年度は、準用河川下菊川及び準用河川関口川で改修工事を実施した。	102,543	改修延長 (m)	50	48	96.0%	河川管理者として、浸水被害の軽減を図るため、河川改修を進める必要がある。	下菊川・関口川において護岸の整備を行った。	市内の浸水被害解消に向けて、今後も引き続き河川改修を進めていく。	① 継続 実施
472	道 水路 整備課	河川・水路 維持事業	○	災害における河川・水路の溢水等から市民の安全を確保するため、適切な維持管理を実施する。 令和5年度は、準用河川下菊川、準用河川小八幡川、準用河川金瀬川で河床整理工事を実施した。(3河川:計464㎡)	95,853	-	-	-	-		河川・水路の堆積土砂の状況を把握しながら計画的に河床整理を行った。	河川・水路施設の適切な維持管理は、河川管理者の義務である。今後も引き続き、適切な維持管理に努める。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
473	道水路整備課	河川管理事業		災害等に対する緊急的な対応や復旧活動のため、河川・水路施設について適切な管理を行う。	4,086	水門点検実施(回)	104	104	100.0%	大雨等による浸水などを未然に防ぐために、土のうステーションの設置や水門等の点検を行い、浸水被害の軽減を図る必要がある。	試行的な取組の中で、自治会と調整を図り、土のうを備蓄・保管する施設として市内に土のうステーションの設置を行い、市民の利便性向上、職員の負担軽減につながっている。	土のうステーションについては、試行的に運用しながら検証を行い、初期対応の充実を図っていく。	① 継続実施
474	道水路整備課	河川環境整備事業		良好な水環境や水辺の原風景の保全を図るため、自然環境と地域景観に配慮した多自然水路整備を実施するとともに、整備完了後は水質や動植物への影響調査を継続的にを行い、その有効性の検証を行う。 令和5年度は、牛島排水路の整備工事を実施した。	47,549	整備延長(m)	100	45	45.0%	良好な水環境や水辺の原風景を保全・再生するため、自然環境と地域景観に配慮した多自然型の水路整備が必要である。	定期的に水質や生態系の調査を行い、自然や地域特性に配慮しながら整備を行っている。	治水対策に加え、水質や水辺の生態系の保全・再生を図れる整備方法の検討に努める。	① 継続実施
475	道水路整備課	幹線市道整備事業		まちづくりの骨格となる幹線道路を整備することにより、交通処理能力を向上させるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図る。 令和5年度は、久野峰線(市道0036)の道路改良に先立ち、埋蔵文化財発掘調査や市道2421の道路改良(排水施設整備)を行った。	110,093	整備延長(m)	90	103	114.4%	交通処理能力を向上させるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図るため、幹線道路の整備を計画的に進めていく必要がある。	久野峰線(市道0036)の道路改良に先立ち、埋蔵文化財発掘調査等の必要な業務等を行った。	小田原市道路整備計画に基づき、着実に整備を推進していく。	① 継続実施
476	道水路整備課	魅力ある道路空間づくり事業		魅力ある道路空間づくりを推進することにより、歩行者や自転車など、全ての道路利用者の回遊性や利便性の向上を図る。 令和5年度は、旧東海道(市道0026)及びかまぼこ通り(市道2033)において、景観に配慮した道路改良を行った。このほか、銀座通り(市道2189)において、電線類地中化に向け、特殊部及び管路部の設置を行った。	114,394	整備延長(m)	470	348	74.0%	歩行者や自転車など、全ての道路利用者の回遊性や利便性を向上させる道路空間づくりは、道路管理者が主となって取り組む必要がある。	小田原市景観評価員を始め、地元自治会や関係協議会等から意見聴取し、施工内容について見直しを行った。	小田原市道路整備計画や小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)等に基づき、着実に整備を推進していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
477	道水路整備課	市民生活道路改良事業		生活道路の拡幅や歩道整備等を行い、道路環境の改善はもとより、交通安全の確保を図る。 令和5年度は、市道0045の歩道設置や市道0060の歩行空間を確保するための道路改良等を行った。	68,496	整備延長 (m)	275	257	93.5%	市民生活道路の整備(改良)は、道路環境の改善はもとより、交通安全にも寄与することから、継続的に進めていく必要がある。	水路蓋掛けによる歩道設置を行った。 (用地取得不要)	小田原市道路整備計画に基づき、着実に整備を推進していく。	① 継続実施
478	道水路整備課	踏切改良事業		ボトルネックとなっている踏切を改良することにより、歩行者等の安全な通行空間を確保し、円滑な交通処理を図る。 令和5年度は、足柄2号踏切道改良工事(拡幅整備)の実施に向け、小田急電鉄(株)を始めとする関係者との調整を行った。	0	鉄道事業者との協議 回数(回)	6	6	100.0%	道路管理者として、安全で円滑な道路交通を確保するため、ボトルネックとなっている踏切の拡幅改良を進める必要がある。	神奈川県が施行中の二級河川山王川改修工事に合わせて施工することにより、経費の節減及び工期の短縮を図る。	工事の実施に向け、関係者との調整や実施設計等の必要な作業を進めていく。	① 継続実施
479	道水路整備課	道路用地購入事業	○	土地開発公社が先行取得した道路用地について買戻しを行い、適切な行政財産化を図る。	0	-	-	-	-		平成30年度から、未供用の道路用地の買戻しを進めている。	残る3件(4路線)については、社会情勢の影響を受け、道路計画が白紙となったことから、買戻しする理由を整理する必要がある。	② 見直し・改善
480	道水路整備課	道路管理事業		道路照明灯やポンプ場施設、小田原駅・鴨宮駅の昇降施設、国府津駅前広場駐車場の適切な維持管理を実施し、道路利用者や駅利用者の利便性・安全性を確保する。 令和5年度は、小田原駅東口及び西口のエスカレーター音声案内装置設置や、西口東町線・扇町荻窪線ポンプ場テレメーターの修繕を実施した。	180,274	点検実施 数(回)	288	288	100.0%	各駅の昇降施設やポンプ場施設は、公共施設、道路附属施設であることから、施設管理者が適切に維持管理を行う必要がある。	各駅の昇降施設やポンプ場施設については、専門業者による定期点検や設備の補修、更新等、維持管理を行っている。	施設利用者や道路利用者の利便性・安全性を確保するため、今後も適切な維持管理に努める。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
481	道水路整備課	道路維持事業	○	道路施設の定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施することにより、道路利用者が安心安全に通行できる道路環境を維持する。 令和5年度は、約1kmの舗装修繕工事を実施した。	271,076	-	-	-	-		舗装修繕工事に当たっては、舗装の支持力調査を行い、現況の交通量等を考慮するとともに、今後のライフサイクルコストも考えた維持管理に最適な舗装構成により実施している。	市民を始めとした道路利用者の安心安全を確保するため、今後も引き続き適切な維持管理に努める。	① 継続実施
482	道水路整備課	交通安全施設充実事業	○	交通安全施設(道路照明灯、道路反射鏡、区画線など)の整備・維持修繕を進めるとともに、通学路等における安全対策として路側帯のカラー化等を実施することにより、安全な交通環境を確保する。 令和5年度は、学校や自治会から要望のあった通学路の安全対策として、グリーンベルト約1,800mの新設や修繕、防護柵約200m及び道路反射鏡19基の設置を実施した。	52,320	-	-	-	-		交通事故や転落事故の抑止や安全な歩行空間の確保に努めている。	道路利用者の安心安全を確保するため、今後も適切な維持管理に努める。	① 継続実施
483	道水路整備課	橋りょう維持修繕事業	○	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検や長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施することにより、利用者が安心安全に通行できる施設環境を維持する。 令和5年度は、外部委託49橋、直営18橋の橋りょう点検を実施した。	100,442	-	-	-	-		道路法の改正により義務化された橋りょう点検については、多額の点検費用が継続的に必要となることから、比較的小規模な橋りょうは、職員自ら点検を行い、経費を大幅に削減している。	震災時等の被害を最小限にするとともに、橋りょうの長寿命化を図るため、今後も引き続き適切な維持管理に努める。	① 継続実施
484	みどり公園課	緑の基本計画推進事業		「緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。 小田原市みどりの審議会において、「緑の基本計画」の進捗管理を行う。(令和5年度実施回数 2回) 令和6年度、令和7年度、令和8年度の3カ年をかけて、緑の基本計画の改定作業を予定しているため、上位計画、関連法令等についての整理を行うとともに、現況調査(自然条件、社会条件、緑化状況など)、住民意向調査の実施、素案作成をみどりの審議会の意見を聞きながら進めていく。	86	みどりの審議会開催回数(回)	2	2	100.0%	「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、市町村が定めるものである。	令和4年度から、みどりの審議会開催前に、議題に関する現地見学を行うことで、資料だけでは分かりづらい案件も、イメージしやすいようにした。	みどりの審議会開催前の現地見学を引き続き実施することで、資料では分かりづらい部分をイメージしやすいようにし、審議会を円滑に運営していく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
485	みどり公園課	まちなか緑化支援事業		小田原駅周辺を中心に緑化を推進することにより、まちの魅力を高め、更なるまちの賑わいを創出する。 小田原駅周辺の道路照明灯など(47か所)に花飾りを設置し、公共花壇へ花の植え付けを実施した。また、緑化団体等(42団体)へ花苗を配布し、公民館などの地域拠点で緑化した。 小田原駅周辺で民有地を緑化した方々に、緑化に係る経費の一部を補助した。(令和5年度助成件数 2件) 種まきや球根の植付けなどの作業を園児が行い、幼少期から花や緑への関心を高めていくため、保育園や幼稚園へ草花の種や球根、肥料等の園芸資材を提供した。(54園)	3,756	まちなか緑化助成事業の実施件数(件)	15	2	13.3%	まちなか緑化は、公民連携で進めることにより、更に大きな広がりが期待できることから、緑化活動に取り組んでいる方々に「まちなか緑化助成事業」を始めとした各種の支援を行っていくとともに、小田原駅周辺の緑化や、花とみどりを守り育てる担い手を育成を推進する。	まちなか緑化助成事業の対象区域は、来訪者が多く、緑地や農地が少ない小田原駅周辺に限定した。 周知方法については、市広報、市ホームページへの掲載のほか、ケーブルテレビでの告知、建築関係、園芸関係、商店会などへの情報提供、建築確認の窓口にもパンフレットを配架、商工会議所会報への掲載など、広く周知に努めた。 令和4年度から小田原駅東口周辺での花植えや緑化については、専門業者に花の選定や定植を委託し、四季折々の花々が楽しめるようにした。	みどりが少ない地域の緑化を推進するため、引き続き、「まちなか緑化助成事業」を始めとした各種の緑化支援を行い、小田原駅を中心に路線ごとに連続性のある緑化を目指していく。	① 継続実施
486	みどり公園課	魅力ある街区公園・街路樹再整備事業		周辺住民のニーズや周辺環境の変化などを踏まえ、地域特性に合った街区公園の再整備計画を作成し、魅力ある公園づくりを行い、実施後の効果を検証し、他の公園の再整備へつなげる。 令和5年度は南鴨宮駅前公園再整備工事が令和6年3月完成し、セレモニーを行った。 2公園目となる山根公園について、地域住民等が参加したワークショップと意見交換会を開催し、再整備計画を策定した。 街路樹の再整備については、令和4年度に路線ごとに樹木診断を行い、令和5年度は不健全判定であった68本のサクラのうち、応急対応として38本伐採・16本剪定を行った。 市道0017(西海子小路)のサクラについて、地域住民との意見交換を踏まえて策定した再整備計画を基に、12本伐採・3本剪定を行い、7本新たに植栽を行った。また、青橋付近市道市道2328・市道2332のサクラについて地域住民との意見交換を踏まえて再整備計画を策定した。	97,710	再整備した街区公園数(公園)	1	1	100.0%	本市の街区公園の中には、広さや立地に恵まれているものの、遊具や設備の老朽化等により十分に利用されていない公園があり、このような街区公園を魅力ある公園とする必要がある。 街路樹は、巨木化による根上がりや荒天時の倒木などにより、障害が発生している状況にある。こうした中、これまで実施してきた維持管理に加え、植替え等による再整備を実施し、良好な都市景観を保ちながら、安全で快適な道路空間を形成していく必要がある。	街区公園再整備については、地域の幅広い世代のニーズを計画に反映させるため、地元の自治会、子ども会、老人会等の公園利用者が参加するワークショップを開催して意見交換を重ねるなど、丁寧に地域住民等との合意形成を図り、再整備計画を策定した。 街路樹再整備については、地域住民との意見交換会を開催し再整備計画を策定した。	令和6年度に2公園目となる山根公園の再整備を行っていく。 街路樹再整備については、樹木診断調査結果を基に、地域住民との意見交換会を経て再整備計画を策定し、順次路線毎に植替え等による再整備を実施していく。 令和5年度応急対応により伐採したサクラについて植替え等地元調整を行い各路線の再整備計画を策定し、実施していく。	① 継続実施
487	みどり公園課	街区公園等整備維持管理事業		身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的なパトロールや維持管理を行う。 平成23年度に市民協働によるまちづくり推進の一環として「身近な公園プロデュース事業」を導入し、草刈や清掃など軽易な管理について、従来の市による直営管理から、市と、地域住民で構成する登録団体による協働管理への転換を進めている。令和5年度には新たに7団体を登録し、市内141か所の身近な公園などに対して、76公園、78団体の登録となった。 街区公園等について、遊具やその他の施設の点検、修繕等の維持管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、順次、遊具更新を実施する。令和5年度には、4公園5基の遊具を更新した。	81,346	身近な公園プロデュース登録公園数(公園)	80	76	95.0%	身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的に維持管理を行う必要がある。 「身近な公園プロデュース事業」は、地域住民の自主的な管理により、身近な公園に対する愛着が増し、地域特有の公園づくりが期待でき、公園利用者の増加につながる。 遊具やその他の施設の更新・改修は、公園利用者の事故防止や満足度の向上に大きく貢献する。	身近な公園プロデュース団体の登録が増えることにより、市直営の管理が減少するため、維持管理コストが削減できる。 定期的な遊具やその他の施設の点検・修繕により長寿命化を図りながら、計画的に公園施設の更新を進めている。	今後も、公園等を安全で快適に利用できるよう日常的な維持管理を行っていく。 身近な公園プロデュース事業については、リーフレットを活用したPR活動を行うほか、自治会長連合会会長会議などを通じて、新規登録を呼び掛けていく。 遊具については、令和4年度に改定した長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して、更新を行っていく。	① 継続実施
488	みどり公園課	上府中公園管理運営事業		平成18年度に利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者は小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体(指定期間令和元年度～5年度)である。 日常的な運営、維持管理業務等に加え、自主事業を行っており、令和4年度も「カミイチ」や「上府中公園まつり！」などのイベント、湘南ベルマーレや横浜DeNAベイスターズによるスポーツ教室などを実施し、利用促進を図った。 小田原球場利用者数について令和元年度は約13,000人、令和2年度はコロナ禍の影響で約7,100人に留まったが、令和3年度は約15,500人、令和4年度は約14,300人であった。 平成2年10月の開園から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化、旧態化が進んでおり、平成30年度、令和4年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用してトイレや空調設備などの安全性や快適性に影響のある施設を優先して更新・改修を行っている。 令和5年度は、球場照明LED更新工事、球場スタンド改修工事を行った。	338,889	小田原球場利用者数(人)	42,000	41,021	97.7%	上府中公園は、市民の健康の増進と運動、休養、散策等の多様なレクリエーションの場として市民へ提供している。 特に、公園内の小田原球場や上府中スポーツ広場は、常に週末の予約が埋まっており、人気の施設となっている。 公園の利用者数は、コロナ禍での遠出控えからか、駐車場・入園とも無料であるため増加しているように感じる。	小田原球場・上府中スポーツ広場内のフェンスに有料で広告が掲載できるよう、都市公園条例の一部の改正を行った。 (平成30年4月施行)。広告収入は、施設の修繕費に活用する。	引き続き、指定管理者による管理運営を行っていく。 売店などの便民施設の民間事業者による設置など、公園の活性化に向けて検討する。 社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新、修繕を進めていく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
489	みどり公園課	フラワー ガーデン 管理運営 事業		平成23年度に民間事業者の持つノウハウを生かした、利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、令和5年度は小田原フラワーガーデンパートナーズ(指定期間令和3年度～令和7年度)が管理運営を行った。 日常的な運営、維持管理業務等に加え、フラワーショップの運営、オリジナル商品の企画販売、ワークショップなどの自主事業を展開し、施設の利用促進を図っており、令和5年度中の来園者数については、令和4年度の202,290人に対し、ほぼ横ばいの201,630人であった。 平成7年4月の開園から25年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、平成30年度、令和4年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して設備関係など安全性に影響する施設を優先して更新・改修を行っている。 令和5年度には、管理棟照明施設LED化、高圧引込ケーブル修繕、温室修繕を実施した。	90,795	来園者数 (人)	220,000	201,630	91.7%	フラワーガーデンは、展示施設を備えた特殊公園(植物公園)であり、市民の憩いの場、レクリエーションの場、植物見本園として、市民に植物、園芸等に親しむ場を提供している。 トロピカルドームを設けることにより植物の学習の場としても活用されている。	トロピカルドーム温室入館者数の増加を図るため、子供向けの企画を実施したことにより、子供入館者数が指定管理制度導入前の約3倍となった。 指定管理者が独自に企画した自主事業や園内に常設しているフラワーショップは常に花などが充実しており、利用者からは好評であった。 キッチンカーを導入し、利用者の満足度の向上を図った。	引き続き、指定管理者による管理運営を行っていく。 社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新を進めていく。 さまざまな自主事業を展開することで、更なる来園者数の増加を目指す。	① 継続実施
490	みどり公園課	こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園管理運営事業		平成22年度に利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者はわんぱく・辻村共同事業体(指定期間令和2年度～6年度)である。 日常的な運営、維持管理業務等に加え、イベント等の自主事業を実施し、利用促進を図っている。 来園者は、令和4年度の約276,000人に対し、約246,000人であった。 平成12年4月の開園から20年以上が経過し、施設については老朽化や利用者ニーズとのギャップが目立ってきたことから、平成30年度から市外利用者の駐車料金を財源としたリニューアル事業に取り組んでいる。平成30年度、令和4年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して、施設の維持修繕に努めている。 令和5年度には、給水設備更新、芝張替、ターザン広場の木登りネット交換を実施した。	105,152	来園者数 (人)	450,000	246,000	54.7%	小田原こどもの森公園わんぱくランドは、緑豊かな自然環境の中で、遊ぶ意欲や遊びに熱中できる施設を提供し、自由に伸び伸びと遊べ、交流できる公園であり、市内からの来園者はもちろんのこと、市外の来園者にも人気の公園である。 辻村植物園は、辻村農園の梅林や諸外国から樹木の種子を取り寄せて試作した庭園等を整備した植物公園であり、早春には、花を咲かせ、来園者も多い。	芝張替や木登りネット交換により、来園者の安全性の確保や満足度の向上に努めている。	引き続き、指定管理者による管理運営を行っていく。 駐車場料金の増収分を財源に公園施設のリニューアルを進める。 社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新、修繕を進めていく。	① 継続実施
491	みどり公園課	久野霊園管理運営事業	○	久野霊園の維持管理、使用者へのサービスを行う。 墓地2,762区画の大半は使用中だが、返還を受けた区画について毎年使用者を募集している。 令和5年度の区画墓地は、21区画の募集に対し、21件の応募があり、選考の結果12区画の使用が決定した。 令和5年4月に、平成30年度から久野霊園の無縁墓地対策として事業を進めていた久野霊園合葬式墓地が完成し、供用を開始した。当初70件の申込があり、抽選により50件の入墓が行われた。	23,227	-	-	-	-		久野霊園の管理運営は、使用料、管理料等の収入の範囲内で実施している。 久野霊園管理システムを導入し、申請手続きや管理料等の管理の効率化を図った。 お盆やお彼岸の期間に運行しているバスを路線化し、霊園利用者の利便性を向上させた。	引き続き、区画墓地及び合葬式墓地の使用状況を把握しながら、管理運営を行っていく。 階段への手すり設置など高齢者対策を計画的に進める。	① 継続実施
492	建築課	市営住宅運営事業	○	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅18団地、1,586戸を管理・運営している。家賃滞納世帯については、督促状の送付や電話連絡、休日や夜間における滞納整理を実施するとともに、悪質な家賃滞納者には、明渡しに関する法的措置を行うなど、収納率の向上に努めている。令和5年度は、1件の高額所得者に対して明渡し請求を行い、その後所得のある同居者が転出したことにより明渡し請求を取り消し、1件の高額滞納者に対して裁判所への強制執行の申立てを行った。	330,650	-	-	-	-		家賃滞納は滞納金額が多くなり、時間が経過すると納入が困難になる傾向があるため、督促状による納入期限までに納入がない滞納者に対しては、積極的に電話や夜間訪問による早期納入指導に努めた。	平成29年3月に改訂した「小田原市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化する住宅ストックの整備などの取組を進めるとともに、入居者の公平性の観点から、家賃及び駐車場使用料の収納率の向上を目指していく。	② 見直し・改善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
493	経営 管理 課・医 事課	基幹病院 機能充実 事業		県西地域の基幹病院として、急性期医療や高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった不採算医療等を担うとともに、県西二次保健医療圏の地域がん診療連携拠点病院として、がん医療等の提供や地域全体のがん診療に貢献し、地域住民が安心して医療を受けられる環境を提供する。 令和5年度は、救急科、小児科、産婦人科の医師の人員を維持するとともに、不足していた循環器内科、放射線科の医師を増員し、医療提供体制を強化した。救急搬送人数は6,765人で、前年度比90人増加するなど、積極的に救急患者を受け入れ、地域の医療提供体制を堅持した。 がん診療は、検査、手術などの診療行為のほか、がん相談や市民公開講座等を開催を通じて、地域住民が地域で安心してがん治療を受けられる環境を提供した。がん相談については、他の患者サポートや入退院支援等と窓口を一元化し、患者がより分かりやすく気軽に相談できる環境を提供した。 また、より医療の質を高め、業務の効率化を図るため、県西地域で初めて手術支援ロボット「ダビンチ」を導入し、デジタル化を推進した。	2,950,443	救急搬送 人数(人)	5,993	6,765	112.9%	公立病院として、急性期医療、高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった不採算医療を担うとともに、がん診療の拠点病院としての役割を担うことで、地域住民が安心して医療を受けられる環境を提供する。	新型コロナの診療と、救急・小児・周産期等の一般診療を両立し、多くの患者を受け入れた。地域がん診療連携拠点病院として、積極的にがん患者の検査、手術等の診療を行ったほか、がん相談は、他の患者サポートや入退院支援等と窓口を一元化し、患者がより分かりやすく気軽に相談できる環境を提供した。また、より医療の質を高め、業務の効率化を図るため、県西地域で初めて手術支援ロボット「ダビンチ」を導入した。	引き続き、基幹病院としての機能を充実するため、医療スタッフの確保に努めるとともに、新病院開院までは機能維持に必要な機器更新や施設修繕を行うとともに、医療DXを推進していく。がん診療に関しては、診療やがん相談を充実していく。また、県立足柄上病院との連携協定に基づく産科と放射線治療の集約に伴い、その機能の充実を図っていく。	① 継続 実施
494	経営 管理 課	経営改革 プラン推進 事業		市立病院に求められる医療を安定的に提供し続けていくため、経営改善により持続可能な病院経営を推進する。 令和5年度は、総務省のガイドラインに基づき経営強化プランを作成するため、令和4年度に引き続き、庁内調整会議で市の他部門からの意見を聴取した上で病院運営審議会での議論を経て計画案に反映し、令和5年12月に運営審議会から計画案の答申を受けた。その後、答申をもとに行政案を作成し、議会報告、パブリックコメントを経て、令和6年3月に「小田原市立病院経営計画(経営強化プラン)」を策定した。	22,768	経常収支 比率(%)	100.0	112.1	112.1%	県西地域の基幹病院として、急性期医療、高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった政策的医療を安定的に提供するため、経営改善を進める必要がある。	令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も新型コロナ患者の診療を継続するとともに、一般診療とも両立した結果、令和4年度に引き続き、医業収支が黒字となった。 令和5年度の医業収益は、入院患者は減少したものの外来患者が増加したことなどにより、令和4年度と同程度を維持しており、経常収支比率は112.1%となり目標を達成した。	策定した小田原市立病院経営計画(経営強化プラン)に基づき、引き続き経営改善に取り組んでいく。	① 継続 実施
495	経営 管理 課	病院事業 会計への 繰り出し		公立病院及び基幹病院として、急性期医療や高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった不採算医療等を担い、地域住民が安心して医療を受けられる環境を提供していくほか、新病院建設事業を推進するため、国が定める地方公営企業繰出基準に基づき、公費で負担すべきものについて、市の一般会計から負担金を繰り出す。 令和5年度は、繰出基準額1,822百万円に対して、1,429百万円を繰り出した。	1,429,085	繰出額(百 万円)	1,822	1,429	78.4%	国が定める地方公営企業繰出基準に基づき、公費で負担すべきものについて、市の一般会計から負担金を繰り出す。	令和5年度は、繰出基準額1,822百万円に対して、1,429百万円を繰り出した。	引き続き、市の財政当局と調整しながら、必要な負担金を繰り出していく。	① 継続 実施
496	病院 再 整備 課	新病院建 設事業		地域の基幹病院である市立病院に求められる役割を果たすため、必要な機能が充実した新病院を建設する。	1,617,370	全体事業 費に対する 当該年度 までの事業 実施出来 高(全体事 業の進捗 率)(%)	8.8%	7.8%	88.0%	市立病院は、三次救急、小児、周産期、がん医療など、県西二次保健医療圏の他病院での代替が困難な医療を安定して提供し続ける必要がある。	山留壁設置等工事、地中障害除去工事、井水処理施設整備工事、埋蔵文化財発掘調査等が競合するため、全体調整会議を開催することで、各工事、調査の情報共有を図るとともに、相互の連絡体制を構築することで、タイトな工期での円滑な事業の進捗を可能とした。	令和8年春の開院を目指し、安全・着実に事業を進める。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
497	医 事 課	地域医療 支援病院 事業		地域住民が地域で安心して医療を受けられる環境を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との機能分化を図り、患者の紹介(他院→当院)と逆紹介(当院→他院)を強化する。 令和5年度は、医師とともに地域の医療機関14施設を訪問し、医師同士の顔の見える関係づくりや、医療機器の共同利用を通じて、地域内の医療連携の強化を図った。(紹介率:79.0%(前年度比+7.3%)・逆紹介率:89.4%(前年度比+7.9%)) 併せて、令和5年10月には、新たに「紹介重点医療機関」の指定を受けた。	28,811	患者紹介 率(%)	75.0	79.0	105.3%	県西地域の基幹病院である当院が、救急患者や紹介患者の診療を担うことで、地域住民が住み慣れた地域で安心して医療を受けられる環境を提供している。	医療機関訪問や各種広報活動等により、地域医療機関との機能分化と連携強化を図り、紹介率、逆紹介率が向上した。	市立病院は、医師の交代があることから、医療機関訪問等を継続的に実施して「顔の見える関係づくり」を強化していく。	① 継続 実施
498	消 防 総 務 課	消防組織 運営事業		職員の意識を向上させ、市民の消防行政への理解と認識を図り、消防業務を円滑に遂行させる。 消防需要の増加に伴い、消防行政事務についても多岐にわたり実施する必要性が求められているため、国等の動向や各機関からの情報収集を積極的に実施し、消防組織の強化を図る。 ◎令和5年度消防職員委員会1回、安全衛生委員会2回実施。	595	消防職員 委員会及 び安全衛 生委員会 の実施回 数(回)	3	3	100.0%	消防行政を推進するための事務執行に係る執務環境の適正な維持管理を行うほか、表彰事務、消防広報及び消防出初式の式典等を実施。 安全衛生について、会議及び全ての署所の巡回を実施。	安全衛生の観点から必要度・緊急度の高い部分に予算を投入し、施設を適正に維持管理することができた。 多様化する消防業務、職員の働き方に対し、消防職員委員会を通じて組織として対応することができた。	市民から消防行政への理解と認識を深めてもらうため、消防出初式を実施した。 引き続き市民に消防行政の理解を得られるよう広報活動を実施するとともに、組織一体となってより良い消防組織の運営に向けて研究を重ねる。	① 継続 実施
499	消 防 総 務 課	消防被服 等貸与事業	○	平成29年度から職員個々が必要としている被服を点数制にて貸与可能とした。これにより職員が希望する被服が100パーセント貸与できており、令和5年度も継続したことで成果を上げた。 防火服については平成25年度の消防広域化において一斉に貸与していることから老朽化が激しいため、令和2年度にリース化における貸与事業を進め、令和3年度予算化され、防火服のリース契約を完了した。 コロナ禍の影響により防火衣の納入に遅延が発生したが、令和4年6月16日に防火服400着が納入、7月1日から運用が開始され消防全職員への配備が完了した。 令和5年度には消防を取り巻く執務環境、多様な働き方に対応し、貸与品として夏制服上衣の長袖を追加、また令和6年度に向け夏季の上略衣及び活動用手袋等の貸与品を追加する検討を行った。	40,881	-	-	-	-		消防被服の点数制貸与制度を(防火服を除く)導入したことにより、予算の平準化が図られた。 防火服のリース化事業が予算化されたため今後の予算が平準化されている。 貸与品の追加により、多様な働き方、活動に対応することが可能となる。	貸与被服及び装備品については随時検討し、必要な改正を適切な時期に実施していく。 防火衣については引き続き適正な維持管理を行う。	② 見直 し・改 善
500	消 防 総 務 課	消防職員 採用事業		大量定年退職者による消防力の低下を防ぐため、定年退職者等の人員を予測し先行採用するなど、中期的な職員採用の計画を立てる。 職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勧奨し、消防活動能力の低下を起さぬよう計画的に新規職員を採用する。 再任用制度及び行政専門員制度を活用するとともに、再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。 令和4年度、小田原市職員定数条例の一部を改正し、令和5年度から消防学校等への派遣職員を条例定数外とした。 令和4年度の定年退職者及び普通退職者など条例定数を考慮した上で、新規職員を6人採用した。 令和5年度は定年延長対象職員や普通退職者の職員数変動を考慮し、13人の新規職員を採用した。	1,105	採用計画 人数(人)	13	13	100.0%	消防組織法の規定により、市は区域内における消防業務を実施するとともに、継続的な消防サービスを確実かつ円滑に遂行するため、市が責任を持って実施すべき事業である。	令和6年度4月1日付けで13人の新規職員を採用した。	定年延長制度が始まり、高齢期職員の活躍方法を含め、消防力を向上させるための組織運営、職員採用等を適切に実施していく必要がある。	② 見直 し・改 善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
501	消防総務課・警防計画課	消防職員教育・訓練事業		消防職員としての責務を正しく認識させるとともに、的確な消防業務を遂行するための知識、技術、規律、体力、気力、精神力等を養う。 また必要な資格を取得させ、多様な消防業務への対応力向上を図る。 新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、各研修機関における訓練・研修は計画どおり実施された。 コロナ禍で得た経験を基に、対面とオンラインを使い分け、新任研修等の効果的な庁内研修を実施できた。 令和6年度能登半島地震への対応のため、一部の研修は中止となった。 ※この行は消防総務課担当分のみ記載 ※教育・訓練回数内訳 消防学校・大学校関係19回、山岳遭難研修1回、陸自委託教育1回 資格取得(中型・大型・大型特殊・2級船舶・小型特殊船舶・伐木・TGL・クレーン・玉掛け・潜水士)計10件	2,610	教育・訓練回数(回)	31	31	100.0%	高度な専門知識や技術を持つ消防職員を育成するため、各種研修及び訓練は不可欠であり、管轄住民を守る消防組織として責任を持って実施すべき事業である。	労働安全衛生法等の関係法令で定められた必要資格について、認定機関で取得した職員を講師として他の職員に講習を行うことで、大幅に費用を抑えて資格取得することができた。	職員の大量退職期を迎え、職員の年齢構成が変化していく中で、求められる能力の多様化に対応し、経験の不足を補える研修・訓練を実施していく必要がある。	②見直し・改善
502	消防総務課	消防庁舎再整備事業		【目的】 消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図ることを目的とする。 【内容】 消防の広域化に伴い、管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従来から比較的に消防力の低い地域が存在するなど消防力に不均衡が生じているため、消防署所の配置を見直し、消防需要に応じた消防力を提供していく。消防署所再整備計画に基づき、老朽化等により再整備が必要な署所を適正配置し、現状の人員を最大限に活用することで、経費及び人員を増加することなく、全体の消防力を向上させる。 【主な成果】 令和4年度に着工した山北出張所は令和7年度中の完全竣工に先行して庁舎が令和6年1月19日に竣工、同年3月25日に運用開始した。	382,331	消防庁舎の再整備工事の進捗率(%)	47.0	47.0	100.0%	消防広域化による管轄区域と署所数の拡大一方で、消防本部の発足から半世紀以上を経た現代の都市構造と地域の消防ニーズは大きく変容している。 両者の需給バランスを考えた署所の再整備による地域特性への消防力の適応は、市民サービスの向上に直結する。	既存庁舎での消防業務運用を維持したまま、敷地内の隣接スペースに新庁舎を建設することで建て替え工事中の仮設建築物の設置が不要となり、経費と工期が大幅に削減した。	管内10署所のうち、小田原市消防署所再整備計画に基づいて再整備対象となっている残り4署所について、訓練機能の整備も含めた基本方針の検討を進めていく。	②見直し・改善
503	消防総務課	消防施設維持管理事業		【目的】 消防施設を365日24時間体制で稼働させていくための保守管理や維持修繕のほか機能向上のための改修工事。 【内容】 所管施設の全10署所について、築年数と建物規模、消防体系上の機能性の違いも考慮しながら、効率的かつ効果的な維持修繕を進めていく。 【成果】 令和5年度は、老朽化に係る応急修繕工事及び大規模改修工事。新型コロナウイルスに係る感染症対策工事を実施した。 ・足柄消防署外壁応急修繕工事 ・小田原消防署所厨房他改修工事 ・感染症対策に係る換気設備設置工事(足柄消防署、松田分署) ・感染症対策に係るトイレ自動洗浄化工事(足柄消防署、松田分署、中井出張所)	126,533	修繕実施件数(件)	7	7	100.0%	消防組織法の規定により、市は区域内における消防業務を実施するとともに、その費用を負担することとされていることから、市が責任を持って実施すべき事業である。	点検等業務の一部を民間に委託し、事務の効率化を図った。	全体的に施設の老朽化も進んでいるため、今後、抜本的な対応策を検討する必要がある。	②見直し・改善
504	消防総務課	消防団広域連携事業		【目的】 消防団と常備消防とは密接な連携・協力の下で活動することが必要となるため、定例的な連絡会議の開催等を実施し、情報共有を図り、常に顔の見える関係を構築するとともに、消防団教育により消防団の知識向上を図るもの。 【内容】 2市5町正副団長会議を必要に応じて年度ごとに開催し、広域的な災害における地域防災力の連携関係の強化を図る。消防団員向けの取組では、外部講師による「消防団員の怪我の防止」研修会を開催し、消防団員の高齢化も踏まえた日常からの体調管理意識の向上を図る。 【主な成果】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和元年度以来ぶりとなる2市5町消防団広域連携研修を開催することができた。各市町の消防団と常備消防は顔の見える関係を築くことができたことにより、災害現場での円滑な活動に繋げることができる。	100	消防団員教育の実施(回)	1	1	100.0%	本市は南足柄市及び足柄上郡5町の消防事務を受託しており、委託地域は広大な面積及び消防団員数で構成されていることから、各消防団との密接な連携・協力は、災害現場においてなくてはならないものである。特に大規模災害発生時には、消防団の活動が必要不可欠であり、消防団研修についても継続していく必要がある。	本市及び南足柄市並びに足柄上郡5町に係る消防団正副団長会議等の実施方法について見直した結果、令和2年度から次のとおり実施することになった。 ・消防団正副団長会議については、各市町の正副団長間で協議すべき広域的事案が発生した場合に必要なに応じて開催する。 ・消防団正副団長意見交換会についてはこれまでどおり、毎年1回開催する。 ・これまで消防団正副団長会議の後に実施していた研修会については廃止し、「2市5町消防団広域連携研修会」に統合する。	本市及び南足柄市並びに足柄上郡5町消防団の情報共有、常に顔の見える関係を構築し、大規模災害発生時に密接な連携が図られるように引き続き取り組む。 2市5町消防団広域連携研修会において、消防団員の知識向上が図られるよう、研修テーマなどを検討していく。	①継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
505	消防総務課	広域消防事業特別会計への繰り出し		【目的】 本会計は、足柄上地域1市5町から消防事務を受託した消防広域化に伴い、関係市町の財政負担の明確化を図るため平成25年度に設置されたもの。 【内容】 広域消防に係る運営経費は、小田原市を含む構成2市5町の各負担割合に基づき年度ごとに支出負担額が決算される。 【成果】 経常経費以外の部分で、消防広域化による規模の拡大がもたらす効率化の観点からは、消防署所の配置の最適化や組織・人員の運用効率と部門ごとの専門性の高度化を進めることによって、費用対効果の向上を図れている。	2,526,412	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	近年における災害態様の多様化と大規模化が認められる傾向において、消防体制の広域化と構成市町の共同負担による消防資源の規模拡大は、対費用効果の最大化につながる。	情報指令センターの人員勤務体制について従前の2部制から3部制への試行運用。救急要請が集中する昼間に日勤救急隊を編成しての増隊運用。データ分析に基づく消防署所再整備計画(配置、規模、機能)の一部改正。	消防上の社会課題の変容に合わせて、物的・質的・人的資源の全般で対費用効果の最大化を図っていく。	① 継続実施
506	予防課	火災予防推進事業	○	【事業目的、内容】 ・火災の被害を軽減するため、火災予防を広報するとともに、住宅用火災警報器の設置率向上を図る。 ・立入検査業務、違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。 ・予防要員の育成と更なるレベルアップを図るため、計画的に高度な教育等を施す。 【主な成果】 ・火災予防週間におけるイベント等を従来の規模に戻し、住宅用火災警報器の設置率向上や住宅防火の啓発を行なった。 ・消防学校専科教育及び各種講習を受講して得た知識等を、所属の職員に周知等することで、予防業務に関心がある職員が増えた。 ・自治会や民生委員と連携し、地域に根差した広報を実施した。 ・火災現場周辺の住宅を訪問し、住警器設置啓発活動を行うことで設置の重要性を伝えることができた。 ・現場の隊員が立入検査を実施する体制が確立し、立入検査件数が飛躍的に伸びた。	641	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	コロナ禍による行動制限が緩和されたことにより、あらゆる広報が、効果的に実施できた。	コロナ禍による行動制限が緩和されたことにより、あらゆる広報が、効果的に実施できた。	全国及び県の住宅火災警報器の設置率に近づいてきており、更に設置率向上のために啓発活動を継続していく。その一環として、小田原市で実施していた自治会や民生委員の会議に出席し、設置向上を呼びかける広報を消防の管轄である1市5町に赴き同様に実施していく。重大違反となっている違反対象物の是正に向けて指導に当たる。	① 継続実施
507	予防課	火災原因調査業務強化事業	○	【事業目的、内容】 消防部隊等も火災原因調査を行う体制になったこと及び製品火災を始めとする出火事例について正確な原因究明が求められていることから、火災原因調査業務の更なるレベルアップを図る。 火災原因調査に必要な資機材を各部隊に整備し、調査能力を平準化及び向上させ、判明した調査結果を今後の火災予防の諸施策及び警防業務に反映させる。 【主な成果】 より正確な出火原因を判定するため、専門機関に鑑識に係る技術協力依頼が増加するなど、火災調査に対する認識が向上した。 火災原因調査用のデジタルカメラや調査に必要な器材を配布し、調査業務の効率化を図った。また、ドローンを活用し、上空からの焼損状況の確認や俯瞰写真の撮影が可能となった。	121	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-		火災原因調査用の調査に必要な器材を配布するなど、調査業務の効率化を図った。事務作業の効率化として、火災調査書を電子決裁にすることにより、決済時間の短縮及びペーパーレス化を図った。	調査技術等の向上のため、消防大学校、県消防学校等で行われる専科教育及び講習会等に計画的に受講させる。また、製品火災を伴う事業については、積極的に消防研究センター原因調査室やniteとの連絡体制を構築していく。 職員の負担軽減や質の高い原因調査を目的として、費用対効果を検証しながらICT機器の導入を検討していく。	① 継続実施
508	警防計画課	消防水利施設等整備事業		消火活動に不可欠な消火栓や耐久性防水水槽の整備及び維持管理を目的とする。 なお、令和5年度については、道路工事箇所の変更や工事期間の延長に伴い、次年度の設置となることから、消火栓新設の実績はなしと整理した。	0	新設消火栓設置(基)	2	0	0.0%	消火活動の充実を図るため、市内全体の水利格差を軽減する。	維持管理については、緊急性を考慮し上下水道局と協議しながら効率よく実施している。消火栓の設置については、上下水道局が行う工事に合わせて実施することで、コストの削減を図っている。	消火栓の設置については、地理的条件などを考慮し、必要な場所に設置していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
509	警 防 計 画 課	水防施設・ 資機材整備事業		水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	2,340	水防施設の維持修繕(点検) (箇所)	7	11	157.1%	水防対策として防潮扉、水防倉庫の維持管理を実施している。	防潮扉や水防倉庫の維持管理は老朽化などの状況を踏まえ、計画的に実施している。	防潮扉や水防倉庫の維持修繕に努めるとともに、資機材の適正な配置を検討していく。	① 継続実施
510	警 防 計 画 課	消防救急車両・装備等整備事業		あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。 なお、半導体などの部品供給不足により、年度内の車両の納入が見込まれないことから、特殊な装着が必要な車両3台は債務負担行為を設定し、令和6年度に納車予定とした。	30,576	車両更新 (台)	5	2	40.0%	複雑多様化する災害への対応や、車両の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、車両更新計画に基づき、各車両の更新・整備計画を行っている。	更新ごとに車両の仕様変更を行うのは、活動の均一が図れないため、更新車両の仕様を極力均一にする。	小田原市消防本部消防用車両等整備計画に基づき、更新・整備の充実を図る。	① 継続実施
511	警 防 計 画 課	広域応援体制強化事業		大規模災害や特殊災害発生時に、隣接消防本部及び他都市消防本部との連携体制の充実を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練を実施する。 なお、令和6年1月1日に発生した能登半島地震への緊急消防援助隊派遣に伴い合同訓練が2回中止となった。	50	隣接消防本部等と円滑な応援活動が行えるよう、定期的に実施した合同訓練の実施回数(回)	9	7	77.8%	他市町消防機関と合同訓練を行うことで、様々な課題が抽出される。その一つひとつを検証することで、実災害における他市町消防機関とのスムーズな連携活動につながる。	訓練の事前調整などはオンライン会議とすることで、出張などの経費を削減している。	実災害における広域連携活動を円滑に実施するため、継続的に合同訓練を実施する。	① 継続実施
512	救 急 課	市民応急救護力推進事業		救急需要の増加による救急隊の現場到着所要時間が遅延がないよう、住民に対し救急車の正しい利用方法について、ホームページ等を利用し救急車適正利用について広報、啓発を行った。 救急車適正利用について、救急搬送人員に占める軽症者の割合が、平成29年以降は40%を下回ることができていたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染等により傷病者が増加したため、40%を下回ることができなかった。 住民に対し救命講習等の指導を継続して行い、応急手当の知識・技術を普及する。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響があり、住民に対する救命講習の開催を中止せざるを得なかった。 また、AED公表についてはホームページに掲載し住民へ周知した。	2,363	搬送人員に占める軽症者の割合が、40%を下回る	40%	40.6%	99%	救急車の出動件数は年間18,000件を超え、救急隊の現場到着所要時間が遅延すると救命率が低下するおそれがある。救命講習に参加することによる、住民の救急業務に対する住民の意識を高めるとともに、救急車の適正利用を促す。また、「住民による応急手当」が重要な役割を果たしていることから救命講習の実施は有効である。	救急車適正利用について、ポスター及びのぼり旗の掲示などで広報活動を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触時間を減らすため救命講習実施の際に事前WEB講習の導入した。	新型コロナウイルスの感染拡大による混乱のため、搬送人員に占める軽症者の割合が、40%を下回ることができなかった。今後も救急車の適正利用について広報活動を継続していく。 事前WEB講習を導入し、効果的、効率的な応急手当の普及啓発をさらに推進していく。 令和4年度から救急需要増大対策事業と統合し効果的、効率的な事業としたが、今後も一層効率をあげていく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
513	救急課	救急用資機材整備事業		迅速かつ適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するだけでなく、消防車に救命処置用資機材を積載することで、救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行うことができるようにする。 救急隊員や消防隊員等の感染防止及び傷病者への2次感染の防止を図る。 多数傷病者発生事案においてトリアージ、応急処置及び搬送を適切に実施できるようにする。	13,872	AED積載 消防車両 台数(台)	16	16	100.0%	消防隊が救急隊よりも先着する場合や、救助現場において、消防隊や救助隊などの消防車両にAEDなどの救急用資機材を積載し、救命のチャンスを逃さない必要がある。また、大規模災害や多数の傷病者が発生する事故に対応するための資機材の備蓄を進める必要がある。 何より、活動する隊員が暴露から身を守るため、感染症対策用資機材の充実を図り二次感染の防止を図る必要がある。	消防隊や救助隊へのAED積載は継続し目標を達成している。 感染症対策用資機材は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に消費したが、備蓄を活用した。	消防隊用の心肺停止の傷病者に使用する資機材等の維持管理を継続する。 感染症の大規模な流行や、集団災害による多数傷病者発生事案に対応するための感染防止用資機材及び多数傷病者事案に対応する資機材の整備・更新を実施する。	① 継続実施
514	救急課	救急隊員養成・医療連携事業	○	救急救命士養成を行うとともに、救急救命処置に必要な各種講習及び病院実習を実施し、技術、知識の維持向上を図る。 常時、複数の救急救命士が乗車できる体制を構築するとともに、救急救命処置に関する新たな資格等の取得に努め、更なる救命率の向上を目指す。 また、訓練等を通じ救急救命士以外の救急隊員の技術、知識向上を図る。 令和5年度は、3人の救急救命士養成、5人の就業前病院研修を実施した。 地域における消防機関と医療機関の連携を図る。 救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。 救急救命士が行う救急救命処置に必要な「医師の指示体制」、「教育研修」、「医学的な救急活動の検証」及び「活動基準の見直し」を継続的にを行い、救急救命士・救急隊員が行う救急業務の質を保持する。 令和5年度は、救急隊の活動について毎月(12回)医師により救急活動の検証を受け、救急隊員の質の向上に努めた。	11,073	-	-	-	-		全ての救急隊に常時複数名の救急救命士が乗車できる体制を確保するため、今年度も3人の新規養成を実施した。 若手救命士を中心とした教育訓練を実施し、知識技術の向上を図った。 湘南地区メディカルコントロール協議会が行う、各種事業や県医師会主催の研修会や、小田原市医師会の会議へ参加を通じて連携を図った。 コロナ禍後もWEB会議を活用し、業務効率を改善した。	全ての救急隊に常時複数名の救急救命士が搭乗できるような体制を整備する。救急救命士の技能の維持・向上を図るために再教育及び指導救命士の育成を推進する。また、救急救命士以外の隊員のレベルアップを図るとともに人材の育成に努める。 市立病院の再整備に合わせて救急ワークステーションを開設し救急隊員の研修の充実を図る。	① 継続実施
515	情報司令課	情報通信施設整備事業		消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線設備等の適切な維持管理を行う。 消防情報指令システム更新整備については、令和元年度に更新整備を完了しているが、次期更新までの間、119番通報受信等の指令業務に支障をきたさないよう、関連する機器類の維持管理に努める。 消防救急デジタル無線の維持管理については、指令システム同様、現場で活動を行う消防部隊の災害対応に支障をきたさないよう、通信機器の維持管理に努める。	120,744	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	住民等からの119番通報に対し、迅速、的確に出動指令を出せるよう「消防情報指令システム」等の維持管理及び機能強化を行い、地域住民の救命率向上や各種災害の被害軽減を図る。	消防情報指令システムの高機能をより発揮させるため、情報司令課員により日常的な電子地図のメンテナンス(付加データ入力)の実施、定期的に住民データ更新を行うことで本システムの高機能化を図った。	消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線の計画的な維持管理及び更新整備を実施していく。	① 継続実施
516	消防課 (小田原署)	消防団運営事業		地域防災組織の要である消防団の組織力向上や消防団員の被服等の更新・整備を図る事業。 【内容】 消防団の組織力向上における持続可能な消防団体制を構築するために、検討を進める必要がある。また、被服等についても継続的に購入、更新を進める必要がある。 【主な成果】 被服等を断続的に購入、更新を進めることにより、消防団員の活動環境の改善を図ることができた。	1,204	指標設定が適さない事業であるため対象外	-	-	-	地域防災の要である消防団員が災害活動に従事するために、同一仕様の防火衣及び防火帽を必要数一括して整備することは、安全管理上必要である。	既に同一仕様の防火衣及び防火帽を必要数一括導入することができている(7年間のリース契約)。今後の予算が平準化されている。	活動服等の装備については、国が定める「消防団の装備の基準」に基づいて、今後も継続的に事業を進める必要がある。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
517	消防課 (小田原署)	消防団車両・資機材整備事業		消防団の災害対応力を向上させるため、震災対策用にエンジンカッター、チェーンソー等の資機材の配備を進め装備の充実を図る事業。 【内容】 平成7年から、震災対策用のエンジンカッターやチェーンソーの配備を開始し、令和元年度に全分団へ配備が完了した。しかし、事業当初に配備したエンジンカッターやチェーンソーは老朽化が著しく、更に交換部品が生産終了している等、使用の際に支障をきたすおそれがあるため、今後、継続的に機器を更新し、事業を進める必要がある。 【主な成果】 消防団の震災等の災害対応能力が向上した。	361	震災対策用エンジンカッター、チェーンソーの配備率(%)	100.0	100.0	100.0%	大規模災害時等が発生した際は、消防団が単独で活動する可能性もあるので、市施策による整備は必要である。	事業費、人件費ともに余剰な部分はなく、適切である。	災害時に使用する消防団用資機材の整備・更新を進め、地域防災力の強化を図るため、今後も継続的に事業を進める必要がある。	① 継続実施
518	消防課 (小田原署)	消防団施設維持管理事業		消防団待機宿舎の現地建て替えや移転による再整備のほか、修繕による老朽化した消防団施設の長寿命化を図る事業。 【内容】 本市内に消防団待機宿舎は54施設あり、その多くの消防団待機宿舎が老朽化等により機能維持のための改修が必要である。今後も継続的に消防団待機宿舎の再整備や修繕を進める必要がある。 【主な成果】 消防団待機宿舎の再整備や修繕により、施設が長寿命化した。	5,156	修繕実施件数(件)	4	4	100.0%	大規模災害等が発生した際は、消防団員が待機したり、地域防災の拠点となりうるため、地域防災組織の消防力を低下させないためにも、市施策による整備が必要である。	消防団待機宿舎の再整備や修繕を計画的に行うことにより、施設の長寿命化を図った。また交付金を利用することで費用対効果は上がっている。	多くの消防施設で老朽化が進んでいるため、消防団待機宿舎の拠点化を軸に、継続的な再整備、修繕が必要である。	② 見直し・改善
519	経営総務課	健全経営確保事業(水道)		水道事業を健全に運営していくため、学識経験者や上下水道使用者等で構成される上下水道事業運営審議会に対し、水道料金の適正化、健全経営の在り方等について諮問を行い水道事業の適正な受益と負担等について、客観的な観点から検証する。 令和5年度は1回開催し、令和4年度水道事業会計決算及び高田浄水場再整備事業の進捗状況について報告を行い、意見をいただいた。	2	経常収支比率(%)	100.0	105.3	105.3%	上下水道事業運営審議会は、学識経験者等が客観的な観点から市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意見を具申する機関であり、水道事業の健全運営のためには必要な付属機関である。	水道事業及び下水道事業の統合に伴い、令和4年度から上下水道事業運営審議会として組織改編を行い、両事業の調査審議及び運営状況等の報告を行っている。	水道事業の安定的な運営を行うため、引き続き、上下水道事業運営審議会への諮問及び報告等を行っていく。	① 継続実施
520	経営総務課	健全経営確保事業(下水道)		下水道事業を健全に運営していくため、学識経験者や上下水道使用者等で構成される上下水道事業運営審議会に対し、下水道使用料の適正化、健全経営の在り方等について諮問を行い下水道事業の適正な受益と負担等について、客観的な観点から検証する。 令和5年度は1回開催し、令和4年度下水道事業会計決算及び小田原市下水道管路包括的維持管理業務の進捗状況について報告を行い、意見をいただいた。	134	経常収支比率(%)	100.0	97.4	97.4%	上下水道事業運営審議会は、学識経験者等が客観的な観点から市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意見を具申する機関であり、下水道事業の健全運営のためには必要な付属機関である。	水道事業及び下水道事業の統合に伴い、令和4年度から上下水道事業運営審議会として組織改編を行い、両事業の調査審議及び運営状況等の報告を行っている。	下水道事業の安定的な運営を行うため、引き続き、上下水道事業運営審議会への諮問及び報告等を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
521	経営 総務課	上下水道 広報事業 (水道)		水道事業の重要性を効果的・効率的な手段(広報紙への掲載や「水道週間イベント」でのPR等)で市民等に伝え、水道事業について広く知ってもらうことで、理解を深める。 ・FMおだわらへのスポットCM(通年) ・神静民報への水道の日広告企画(6/1) ・水道週間イベント(6/3)【雨天中止】 ・水道事業PR動画3本公開 ・下水道整備課公式インスタグラム「ゲスイノチカラ」を上下水道局公式インスタグラム「ジョウゲスイノチカラ」へ変更し、デザインマンホール等の情報に加え、上下水道局のお知らせやイベント告知を発信できるよう強化した。 ・能登半島地震の被災地での活動について発信した。	800	イベント等 事業開催 回数(回)	4	2	50.0%	水道事業について市民に広く知ってもらうことで理解を深めるために啓発は必要不可欠である。	広報紙やイベントでは、水道に関わるテーマを絞り込み、啓発していることから、効率的に実施している。	広報委員会を中心に、事業内容を企画・検討している。 広報広聴室と協力しながら水道事業の紹介動画を増やしていく。	① 継続 実施
522	経営 総務課・下 水道整備課	上下水道 広報事業 (下水道)		下水道事業の重要性を効果的・効率的な手段(広報紙への掲載や「下水道ふれあいまつり」でのPR)で市民等に伝え、下水道接続促進を図ることにより、下水道使用料の確保など、下水道事業運営に必要な財源の確保を目的としている。 令和2年4月から、市内の回遊性向上と新たな財源確保を目的としたデザインマンホール設置事業を開始し、令和5年度は2件(6か所)設置された。 令和4年12月に設置された「E257系『特急「踊り子」』」のデザインマンホールについて、令和5年5月からマンホールカードの配布を開始した。これで、小田原市のマンホールカードは4種類となった。 令和5年8月には小田原ガイド協会とのコラボイベント「デザインマンホールと町名碑(今昔街かど散歩)」を開催し2日間で11人が参加した。令和5年10月には下水道ふれあいまつりが3年ぶりに開催され、975人が参加した。令和6年3月にはおだわら下水道桜まつりを初めて開催し、117人が参加した。 下水道整備課公式インスタグラム「ゲスイノチカラ」を上下水道局公式インスタグラム「ジョウゲスイノチカラ」へ変更し、デザインマンホール等の情報に加え、上下水道局のお知らせやイベント告知を発信できるよう強化した。	408	イベント等 事業開催 回数(回)	2	3	150.0%	下水道事業の安定的な運営を図っていく上で、必要な財源を積極的に確保する一手段として、下水道事業の啓発は必要不可欠である。	広報紙やイベントでは、下水道に関わるテーマを絞り込み、啓発していることから、効率的に実施している。	広報委員会下水道部会を中心に、下水道広報アイテムであるマンホールカードやデザインマンホールの活用方法や、新たな啓発方法等の研究を進めながら、今後も当該事業の実施を継続していく。	① 継続 実施
523	経営 総務課	水道事業 会計への 繰り出し		水道事業に係る経費のうち基幹水道構造物の耐震化事業に係る事業費の一部は、公的な便益も認められるため公費により負担することとなっていることから、「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出す。	46,934	一般会計 からの繰出 額 (千円)	152,726	48,527	31.8%	水道事業に係る経費のうち基幹水道構造物の耐震化事業に係る事業費の一部については、公的な便益も認められるため公費により負担することが妥当である。	不足額については、起債や内部留保資金で賄った。	今後も「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出していく。	① 継続 実施
524	経営 総務課	下水道事 業会計への 繰り出し		下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則であるが、「汚水処理」に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められるため公費により負担することとなっていることから、総務省の「地方公営企業繰出金通達」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出す。	2,100,000	一般会計 からの繰出 額 (千円)	2,350,619	2,100,000	89.3%	雨水処理や汚水処理の一部(公衆衛生の確保等)については、受益が広く市民に及ぶことから、その経費は公費で負担することが妥当である。	不足額については、起債や内部留保資金で賄った。	今後も「地方公営企業繰出金通達」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
525	経営 総務課	酒匂川流域下水道維持管理負担事業		酒匂川流域の関係市町(小田原・南足柄・秦野市、開成・大井・山北・松田・二宮・中井・箱根町)の汚水処理を行う「酒匂川流域下水道事業」の安定的な運営(事業主体:神奈川県)を図るため、本市の負担割合に応じて、下水処理に係る維持管理等の負担金を負担した。	1,800,270	流域下水道事業の安定稼働日数(日)	366	366	100.0%	酒匂川流域下水道は、関係市町の生活環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、酒匂川の水質保全に寄与するものであり、市民生活を支える必要不可欠な施設である。よって、事業主体の神奈川県に負担金を拠出しないという選択肢はなく、行政が実施すべき事業である。	実汚水量把握のための流量計設置完了後、毎月県へ報告を行っている。	今後も、市民の生活環境の改善等を図るため、当該事業を継続していく。なお、不明水対策については、その削減に向けた調査や改善工事を計画的に実施する。さらに、維持管理等に係る負担金の算出方法等、関係市町及び県との間には課題も多いため、解決に向け県との折衝を引き続き行っていく。	① 継続実施
526	給排水業務課	上下水道料金等賦課徴収事業(水道)	○	(水道料金) 水道給水条例施行規程に定める地区の水道使用者に対し、水道法第14条第1項の規定に基づき、水道料金を賦課・徴収する。	2,745,801	-	-	-	-		(水道料金) 水道料金の未納者に対して、督促状等の郵送、電話連絡及び必要に応じた停水執行により、99%を超える徴収率を維持している。	(水道料金) 今後も当該事業の実施を継続していく。	① 継続実施
527	給排水業務課	上下水道料金等賦課徴収事業(下水道)	○	(下水道使用料) 下水道に接続し、利用している使用者に対し、下水道法第20条第1項の規定に基づき、下水道使用料を賦課・徴収する。 (受益者負担金) 公共下水道の建設に係る費用の一部とするため、当該建設により公共下水道が使用できるようになった土地の所有者等(利益を受ける者)に対し、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、下水道事業受益者負担金(1㎡当たり280円・3年に分割して徴収が原則)を賦課・徴収する。	3,518,480	-	-	-	-		(下水道使用料) 下水道使用料の適正な賦課のため、現地調査を始めとした、使用状況の調査等を実施した。 (受益者負担金) 事務量及び経費軽減を図るため、納付書の発送を年4回行っていたが、年1回に変更した。	(下水道使用料) 今後も当該事業の実施を継続していく (受益者負担金) 今後も当該事業の実施を継続していく。	① 継続実施
528	給排水業務課	下水道接続促進事業		下水道処理区域内の下水道接続促進を図るため、下水道の供用開始後3年以内の接続工事費に対する補助金の交付や、金融機関への接続工事費の融資あっせんを行い、市が利子補給をする制度とともに、未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨を行う。	4,520	下水道接続率(%)	94.2	94.4	100.2%	下水道接続促進を図っていくことは、広く市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上させることから、行政が実施すべき事業である。	未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨は、平成28年度から、会計年度任用職員による直営(以前は委託業務)としたことから、課内で情報がすぐに共有されることや、急な対応にも臨機応変に行うことができるようになった。	今後も、当該事業の実施を継続していく。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
529	水道整備課・浄水管理課	水道施設整備事業		「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、安心でおいしい水道水の安定供給を図るため、老朽化した取水・浄水・配水施設の更新(耐震化)を計画的に実施する。 水道水の安定供給のため、基幹施設である高田浄水場の再整備や久野配水池の更新(耐震化)を進めるとともに、第二水源地の深井戸増設など施設拡張等に取り組むものである。 令和5年度は、久野配水池更新事業及び中曽根補助水源地下更新事業が完了したことにより配水池の耐震化率が向上したほか水源地の浸水対策や安定水量の確保が完了した。また、令和6年3月には高田浄水場再整備事業に工事着手し、浄水場の耐震化を図っていく。	775,202	配水池の耐震化率(%)	70.6	70.9	100.4%	浄水施設の更新(耐震化)については喫緊の課題であり、非常時や災害等に備え、取水・浄水・配水施設を順次更新(耐震化)し、安全安心な水道水の安定供給に努めることは水道事業者としての責務である。	浄水施設の高田浄水場については、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を図るとともに長期的な視点から整備費の抑制と維持管理費の削減を見込んで更新している。 配水施設の久野配水池については、令和3年度から令和5年度に場内配管の縮径や緊急遮断弁を効果的に配置して更新が完了した。 取水施設の中曽根補助水源地下については、深井戸更新に合わせて浸水対策が完了した。 その他、片浦地区については、施設能力に余力があるため、一部施設を休止した。	高田浄水場再整備事業については令和6年3月から工事に着手し、令和11年度の完成を目指す。 また、令和6年度から取水施設である第二水源地下改良事業及び配水施設である下曽我加圧ポンプ場更新事業に着手する予定である。	①継続実施
530	水道整備課	水道管路整備事業		「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、地震等の災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、水道管路の計画的な更新を推進する。 水道水の安定供給のため、重要度の高い基幹管路等を優先的に更新(耐震化)するとともに、鉛製給水管の布設替えについても計画的に取り組むものである。 令和5年度は、基幹管路である矢作配水管改良事業や扇町配水管改良工事並びに令和3年度から実施している久野配水池更新事業による場内配管の耐震化工事が完了した。 また、重要給水施設や鉄道・緊急輸送路下の重要度の高い管路の更新(耐震化)を進めるとともに、鉛製給水管等の更新を計画的に実施している。	401,820	基幹管路の耐震化率(%)	61.1	60.6	99.2%	本市の管理する管路のうち、高田浄水場から久野配水池へ送水する久野送水管(L=5.6km)については最重要路線として位置付け、計画的に更新(耐震化)を進めており、令和5年度に完了したことから、災害による被害の軽減化推進につながった。 また、重要給水施設等につながる管路については、鉄道・河川・緊急輸送路下の管路を優先して更新(耐震化)を行い、災害時の断水被害を最小限に抑えるよう努めている。 鉛製給水管については水質基準の強化に伴い、安全安心な水道水の供給のため解消を進めているところである。	久野送水管及び重要給水施設等につながる管路については、更新に伴い今後の水需要を勘案した縮径などにより、工事費の抑制を図った。 また、従来採用してきたダクタイル鑄鉄管(DIP)よりも経済性に優れた水道配水管用ポリエチレン管(HPPE)を現場条件に応じて採用し、更新(耐震化)を進めている。	基幹管路については、非耐震管の更新(耐震化)を最優先とすることとし、令和13年度末までに非耐震管の解消を目指していく。 配水支管の耐震化については、優先順位を定め、計画的な事業推進を図る。 鉛製給水管については、令和11年度末までの完了を目指し、計画的に進める。	①継続実施
531	下水道整備課	污水管渠整備事業		生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全を目的とし、未普及地区の解消を図る事業である。 污水管渠の整備を計画的に進め、約3.2ヘクタール(約2.3キロメートル)が新たに整備済みとなった。	284,518	下水道全体計画に対する面積普及率(%)	88.9	88.9	100.0%	生活環境を改善し、海や河川の水質を守るため、污水管渠の整備を行う。	未普及地区のうち、住宅が密集している投資効果の高い地域を優先的に整備することで、効果的に事業を推進した。	引き続き、未普及地区の整備を進めるとともに、千代・下曽我地区等の面的未普及地区の整備に着手する。	①継続実施
532	下水道整備課	雨水渠整備事業		台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水渠の整備を行う事業である。 雨水渠の整備を計画的に進め、約1.9ヘクタール(約0.3キロメートル)が新たに整備済みとなった。	132,620	雨水渠幹線整備率(%)	58.6	56.6	96.6%	台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図り、市民生活を守るため、雨水渠の整備を行う。	「雨水渠幹線整備計画」に基づき、浸水被害のあった箇所を優先的に整備を進めた。	引き続き、「雨水渠幹線整備計画」に基づき雨水渠の整備を進める。	①継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
533	下水道整備課	下水道維持管理事業		下水道施設の機能を持続的に確保するための事業である。 管路については、緊急輸送路下や広域避難所などの排水を受ける重要な管渠(約149キロメートル)について約10キロメートル地震対策工事を実施するとともに、重要な管渠以外の標準耐用年数を超過した陶管について約3キロメートル長寿命化工事を実施した。 施設については、早川中継ポンプ場の耐震化工事を実施した。 また、下水道管路については包括委託による維持管理を行った。	1,478,002	重要な管渠の耐震化率(%)	49.7	53.7	108.0%	平常時の下水道機能の確保はもとより、災害時等においても市民生活への影響を抑えるための対策を行う。	軌道横断部や緊急輸送路下、広域避難所の排水を受ける重要な管渠や、重要施設である中継ポンプ場など、優先順位が高い施設の老朽化対策を実施した。 また、下水道管路の包括委託では、民間事業者の体制やノウハウを活用するとともに、通報受付から緊急対応までをワンストップで行うなど、業務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。	地震対策については、令和13年度には全ての重要な管渠の耐震化を完了させることを目指しており、引き続き、計画的に対策を実施する。また、公民連携による効率的な維持管理に努める。	① 継続実施
534	浄水管理課	水質管理保持事業	○	安心でおいしい水道水を供給するために、水質検査機器を更新し水質管理体制の充実を図る事業である。 水道法に基づく51項目中45項目の水質基準項目に加え、8項目の水質管理目標設定項目の自己検査を実施した。 浄水管理課と環境保護課で保有している分析機器の相互利用を実施した。 浄水処理の様々な工程において検査を実施し、薬品注入の適正化に努めた。 水質検査機器を綿密に管理し、適切に更新する。 令和5年度については残留塩素計1台とポータブルPH水質計1台を更新した。	7,854	-	-	-	-		精度の高い検査を継続するため、令和2年度に4機器の更新を行ったが、機器購入から保守点検を含めたリース契約に変更したことによりコスト縮減と業務の効率化が図れた。また、環境保護課との分析機器の相互利用の継続により、分析機器のトータルコストの縮減が図れている。	精度の高い水質検査が実施できる体制づくりのため、綿密に分析機器を管理し、良好な状態を保つとともに、ほぼ毎年改正される水道水質基準等に適合するため、今後とも適切に対応していく。	① 継続実施
535	教育総務課	公立幼稚園教育推進事業		公立幼稚園における教育の質の向上を目的に、介助を要する園児を支援するため各園に会計年度任用職員を配置したほか、酒匂幼稚園、下中幼稚園での延長保育の実施、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言するための臨床心理士等の専門家の派遣、教員の資質向上等を図るための研究事業を実施し、就学前教育の充実を図った。	49,271	介助教諭等配置数(人)	27	27	100.0%	平成31年3月に策定した「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」に位置付けた公立施設が果たす役割を踏まえ、市立幼稚園の運営を実施している。	市立幼稚園は、必要最低限の人員で運営しているが、質の高い保育を提供する上でも適正な職員数について検討している。	令和3年10月に策定した「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針」により、園児数の最低基準を下回る園は、公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、今後の対応を検討していく。	② 見直し・改善
536	教育総務課・教育指導課	地域とともにある学校づくり推進事業		各学校・園のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かした特色ある学校づくりの取組について、各学校・園が地域とともに構成する研究会に委託し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくりを推進した。 子どもたちの健やかな成長を願い、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、11中学校区(41校・園)で学校を支援する教育活動を推進した。各園、各小中学校にスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の推進、教育活動や教職員の支援を行った。	15,730	事業実施校・園数(校・園)	41	41	100.0%	各学校・園の研究会がそれぞれの特色を生かした取組を推進することは、本市の教育目標の具現化を図っていくために必要不可欠な事業である。 単年度委託ではあるが、それぞれの研究会が中・長期的な視野を持って取り組んでいる。	地域の方の協力により成り立っているところも多く、更なる市民力の確保に努めた。	学校・家庭・地域が抱える課題を地域ぐるみで解決するため、地域の良さを生かした特色ある学校づくりに取り組むとともに、スクールボランティアや部活動地域指導者などの教育力を活用し、より良い教育環境を整える。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
537	教育総務課	放課後児童健全育成事業	○	保護者の就労や疾病等で、放課後に保護者のいない小学生を対象に、安全安心な居場所を提供する。 市内24小学校(片浦小学校休所中)で放課後児童クラブを開設しており、1年生から6年生までの約1,700人の児童を放課後、土曜日、夏休みなどの長期休暇期間に受け入れ、見守りを行っている。 入所希望児童数は増えているが、待機児童0を継続した。	358,910	-	-	-	-		令和5年10月から、2か所の放課後児童クラブにおいて、市内事業者へ運営業務を委託し、地域の子どもの地域で育てる環境づくりを進めた。また、全ての放課後児童クラブにおいて、運営事業者の独自プログラムの実施や市民活動団体との連携など、プログラムの充実に努めた。 入所希望児童数は増えているが、待機児童0を継続した。	地域の子どもの地域で育てる環境づくりを図るため、市内事業者の運営状況を検証した上で、将来的な市内事業者の参入拡大について検討する。	① 継続実施
538	教育総務課	放課後子ども教室事業		全ての児童を対象として、放課後の時間に、小学校の余裕教室等を子どもの安全安心な居場所として活用し、地域の方々の参画等を得て、学習やさまざまな体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を創出する。 令和元年度までに小学校25校全てに設置した。 令和5年度の登録者数は約920人、延べ760回の放課後子ども教室を実施し、1回当たりの参加児童は平均21人であった。	21,373	一体化(クラブ連携)学校数(校)	25	25	100.0%	学校を拠点に、地域の方々の協力を得ながら実施することで、児童が心豊かで、健やかに育まれることにつながっている。	コーディネーターが作成した活動プログラムの実施やUMECOに登録している市民活動団体との連携など、プログラムの充実等サービスの向上に努めた。	放課後児童クラブとの連携を図り、引き続き、安全・安心な子どもの居場所を提供していくとともに、効率的な運用や連携について研究していく。	① 継続実施
539	教育総務課・教育指導課	児童生徒指導充実事業		多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要としている小中学校へ生徒指導員を派遣し、生徒の心に十分寄り添いながら、気持ちを受け止め、抱えているストレスを和らげるとともに、より良い学校生活を送ることに前向きになるよう、教員と協力しながら指導を行った。 いじめ防止対策の実行性を高めるための調査研究や重大事態発生時における調査を行うため、また関係機関との連絡調整を図るため、いじめ防止対策調査会やいじめ問題対策連絡会を開催した。 さらに、いじめの未然防止を図るため、いじめ予防教室を3校15学級で実施した。 これらの取組等により、学校現場でいじめを積極的に認知しようとする意識が向上しており、早期発見・早期対応につながっている。	15,009	生徒指導員の派遣人数(人)	5	8	160.0%	本市の学校が落ち着いて学校生活を送ることができる環境を整えることは当然実施すべきことである。 生徒指導上の課題が大きくなると、他の児童生徒に及ぼす影響が大きいため教員と協力して対応する生徒指導員の配置は有効である。 また、いじめ予防教室は、継続的に実施することで、いじめに対する認識の向上、未然防止に有効である。	各校の生徒指導上の課題を把握し、必要度を鑑みて、配置校を決定している。 全中学校への派遣ではないが、配置校にその成果が偏るという考え方ではなく、市全体の生徒指導体制の充実のための配置と考えている。 いじめの認知について、周知を進めてきた結果、学校はいじめを積極的に認知していこうという考え方に変わってきている。	継続実施予定	① 継続実施
540	教育総務課	小学校施設維持・管理事業	○	学校施設の適切な維持・管理を行い、児童が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供するため、学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持修繕・管理工事を行う。 令和5年度は、光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの学校施設の維持管理のほか、外壁の全面打診調査及び補修などによる安全確保を行った。 また、「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、校舎の普通教室等の床やトイレ改修、及び特別教室への空調設置、屋内運動場の屋根、非構造部材(照明)の改修等を行ったほか、普通教室等の照明LED化を行った。	871,596	-	-	-	-		実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減し、より多くの改修・修繕等を実施した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた整備を行っていくとともに、新しい学校づくり推進事業を進めていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
541	教育総務課	中学校施設維持・管理事業	○	学校施設の適切な維持・管理を行い、生徒が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供するため、学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持修繕・管理工事を行う。 令和5年度は、光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの学校施設の維持管理のほか、外壁の全面打診調査及び補修などによる安全確保を行った。 また、「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、校舎の普通教室等の床や出入口の建具改修、高架水槽、給水管改修及び非構造部材(照明)の改修等を行ったほか、普通教室等の照明LED化を行った。	392,053	-	-	-	-	/	実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減し、より多くの改修・修繕等を実施した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた整備を行っていくとともに、新しい学校づくり推進事業を進めている。	① 継続実施
542	教育総務課	幼稚園施設維持・管理事業	○	施設の適切な維持・管理を行い、園児が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供するため、施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、園舎等の維持修繕・管理工事を行う。 令和5年度は、光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの施設の維持管理のほか、外壁の全面打診調査及び補修などによる安全確保を行った。	14,243	-	-	-	-		実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減し、より多くの改修・修繕等を実施した。	園施設の長寿命化や機能向上を含めた整備を行っていく。	① 継続実施
543	教育総務課	校庭芝生管理事業		児童の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、既に芝生化された校庭の適切な維持管理を行うとともに、教職員の負担軽減の観点から、新玉小学校に散水設備(スプリンクラー)の設置等を行った。	3,532	校庭の全面芝生化施設数(校)	3	3	100.0%	児童の安全性の確保や教育環境の改善に資するものであることから、市が関わるべきものではあるが、事業の実現には、各学校のほか地域との合意形成が必要と考えている。 教育現場から児童のケガの防止につながっているとの声があることから、一定の成果は得られている。	事業の一部を市民団体(NPO法人)へ委託化することで、「市民管理の仕組みづくり」を一定程度達成し、効率的な芝生の維持・管理ができるようになった。	既存芝生の適切な維持管理に努めるとともに、芝生化推進と管理負担の軽減に資する仕組み作り等について検討する。	② 見直し・改善
544	教育総務課	園庭芝生管理事業		園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、既に芝生化された園庭の適切な維持管理を行った。	1,527	園庭の全面芝生化施設数(園)	5	5	100.0%	園児の安全性の確保や教育環境の改善に資するものであることから、市が関わるべきものがある。 園児のケガの防止につながっているとの声があることから、一定の成果は得られている。	事業の一部を市民団体(NPO法人)へ委託化することで、「市民管理の仕組みづくり」を一定程度達成し、効率的な芝生の維持・管理ができるようになった。	既存芝生の適切な維持管理に努める。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
545	教育総務課	小学校教材等整備・管理事業		1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	105,072	児童1人当たりの配当額(円) (R5.5.1小学生:8,350人)	11,458	12,584	109.8%	予算を配当し、各種消耗品や備品等を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施
546	教育総務課	中学校教材等整備・管理事業		1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	62,034	生徒1人当たりの配当額(円) (R5.5.1中学生人数:4,221人)	12,913	14,697	113.8%	予算を配当し、各種消耗品や備品等の購入を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施
547	教育総務課	幼稚園教材等整備・管理事業		幼稚園の教材、備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各園に配当するもの。	2,476	園児1人当たりの配当額(円) (R5.5.1園児数:154人)	8,377	16,078	191.9%	各園ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各園ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施
548	教育総務課	新しい学校づくり推進事業		令和4年4月に設置した「新しい学校づくり検討委員会」において「新しい学校づくり推進基本方針」の検討を進め、パブリックコメントを経て、令和5年12月に策定・公表した。また令和6年1月～2月にかけて市民向けの説明会を計4回実施し、幅広い意見を聞くことができた。引き続き、「新しい学校づくり推進基本計画」及び「新しい学校づくり施設整備指針」の検討を、委員会及び新たに設置した部会において進めている。 民間スイミングスクールの活用については、令和5年度は新玉小学校に加え、片浦小学校、桜井小学校、曽我小学校の計4校で近隣のスイミングスクールでの水泳授業を実施した。良い環境でプロの指導を受けることができることから、児童や保護者からも好評であった。また、民間スイミングスクール活用校では、学校プールの維持管理がほぼなくなり、教職員の負担軽減にもつながった。	29,740	委員会・部会の開催回数(回)	7	7	100.0%	市立小中学校の学校施設の今後を考える事業であるため、設置者である市が主体で行う必要がある。	委員との打合せはzoomを主体に行うことで、出張旅費や移動時間の抑制につながった。	「新しい学校づくり推進基本計画」と「新しい学校づくり施設整備指針」の策定に向けて、引き続き検討を進める。 民間スイミングスクールを活用した水泳授業実施とともに、三の丸小学校を拠点校として、コーチ派遣による授業実施を試験的に行う。それらの成果を踏まえて、水泳授業及び学校プールの在り方検討を進める。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
549	保健給食課	食育啓発事業		小・中学校における食育を推進するため、地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用し、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。 また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を行う。	0	神奈川県産学校給食デーの実施率(%) (小田原献立、かまぼこ献立、和食の日)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法、食育基本法、国や県の食育推進計画、小田原市健康増進計画に基づいて、小中学生の望ましい食習慣や食に関する知識を身に付けさせるという教育活動である。また、家庭等に向けた食育の普及啓発事業であり、行政が実施すべき事業である。	市立小学校25校で小田原で獲れたサバフグを使ったから揚げを提供した。市内産活用倍増作戦を開始し、学校給食を通して郷土の伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活について理解を深めることができた。	市内産活用倍増作戦については、農政課や水産海浜課等と打ち合わせを重ね、市内産の取り扱い品目を確保し、栄養教諭・学校栄養職員に提案することで、令和6年度末25.0%以上を目標に取り組んでいく。 その他、学校給食展でも、パネル展示やレシピ集の配布等で児童生徒、保護者、一般市民に食育を普及啓発していく。	① 継続実施
550	保健給食課	健康診断事業	○	学校保健安全法第13条に基づき実施する児童生徒の定期健康診断後の判定委員会を開催する。 ・心疾患判定委員会 ・腎疾患判定委員会 ・脊柱側弯わん症判定委員会 学校保健安全法第11条に基づき、小学校に入学前の健康状況を把握することを目的とし、就学時健康診断を行う。	12,069	-	-	-	-		児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施
551	保健給食課	小学校健康診断事業	○	学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された児童生徒を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側弯わん症検診	46,771	-	-	-	-		児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施
552	保健給食課	中学校健康診断事業	○	学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された児童生徒を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側弯わん症検診	22,070	-	-	-	-		児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
553	保健給食課	幼稚園健康診断事業	○	学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された園児を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。	2,192	-	-	-	-		園児の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、園・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施
554	保健給食課	保健教育事業		急速に進む情報社会の中、不確かな性情報が氾濫しているため、性に対する正しい知識の普及を図ることを目的に、中学生及び保護者に対して学校単位で性教育講演会を開催する。 また、より良い性教育講演会の実施のために、小田原医師会・中学校長会・中学校養護教諭・小田原市立病院から選出された委員で構成された性教育検討委員会を開催し、講演会の内容や講師の選定等を検討する。	1,690	開催校数 (校)	11	11	100.0%	中学生が在学中必ず1回は受講できるように計画している。この講演会に対して、中学生から役に立った等、多くの感想が寄せられており、性に関する正しい知識の普及が図られている。 思春期にある中学生に正しい性の知識を図ることは必要不可欠である。	専門性を持った医師・助産師等が講師になっており、医療現場の実情を踏まえ、中学生に対して適切な講演会が実施されている。 検討委員会においても、有意義な事業であると認識されている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施
555	保健給食課	学校安全対策事業		心身ともに健康な学校生活を送るため、児童・生徒等が、学校(園)管理下において事故に遭った際に、各種保険制度(日本スポーツ振興センター災害共済給付及び全国市長会学校災害賠償補償)を利用し、保護者が医療費を負担することなく、速やかに治療を受けることができるようにする。 また、学校管理下における物損事故等現行保険の補償外の範囲を補う保険に加入することで児童生徒や保護者など関係者間のトラブル発生に伴う教職員の負担軽減を図る。 さらに登下校時の安全対策として、市立小学校の児童を対象に、専用端末を無償で配付し、所持した児童の位置情報等が記録される「おだわらっ子見守りサービス」を開始した。	15,103	各種保険 制度への 加入率 (%)	100.0	100.0	100.0%	各種保険制度の利用により、保護者が医療費を負担することなく、児童生徒が速やかに治療を受けられており、学校設置者として引き続き行政が実施すべき事業である。	事故に遭った際に、各種保険制度を利用し、保護者が医療費を負担することなく医療を受けることができおり、児童生徒の健康な学校生活に寄与している。また、物損事故に伴う関係者間のトラブルも発生せず、教職員の負担軽減につながっている。	引き続き、適切に事業を実施するとともに、おだわらっ子見守りサービスについては、順次導入を進めていく。	① 継続実施
556	保健給食課	学校給食事業		学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。また、公会計として市が直接学校給食費の徴収管理、給食食材の発注を行う。 学校給食材料費が保護者負担が原則であるが、物価高騰下の社会情勢を踏まえ、学校給食材料費の増加分の補てんを行い、学校給食費を据え置くことで、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を安定的に提供する。	778,923	公会計化 実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%	文部科学省では、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化及び保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体自らの業務として行うことを促進している。 給食費については、保護者の負担を軽減するために、市が学校給食費を予算に計上し、補てんを行うことを禁止するものではないとの見解が示されている。	教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化等の効果等から、令和3年度から給食費の公会計化を実施した。 学校給食費を据え置き、保護者の負担を増やすことなく、学校給食材料費の増加分の補てんを行い、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食の提供を行った。	給食費の公会計化を継続実施することにより、効率的な事務の運用を図る。 給食費の無償化への段階的な取組を含め保護者の負担軽減に努め、安定的な給食提供を図っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
557	保健給食課	小学校給食事業		学校給食調理業務委託等、小学校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	362,875	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了したので、今後は、継続的に更新を図っていく。	① 継続実施
558	保健給食課	中学校給食事業		中学校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	667	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	95.8	95.8	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了したので、今後は、継続的に更新を図っていく。	① 継続実施
559	保健給食課	幼稚園給食事業		幼稚園1園における、給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた給食を提供する。	24	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了したので、今後は、継続的に更新を図っていく。	① 継続実施
560	保健給食課	共同調理場学校給食事業		小・中学校受入校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	177,945	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	95.8	95.8	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	令和5年度には、令和6年度からの給食センターの調理業務委託契約を結んだので、今後は、継続的に更新を図っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
561	保健給食課	小学校給食調理施設・設備整備事業		老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	17,294	政策予算に計上した維持修繕料・工事請負費の執行件数(件)	10	8	80.0%	多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また資産経営課と調整し施設整備を行っている。給食調理場の空調設備整備について、令和4年度は千代小学校・久野小学校に、令和5年度は芦子小学校も整備を行った。予算計上した案件以外に、突発的に修繕が必要となった案件の優先度が高い場合は、予算内で対応するため、達成率は80%となっている。	市の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画のなかで、給食施設の空調設備の整備事業を進めていく。	① 継続実施
562	保健給食課	中学校給食調理施設・設備整備事業		老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	11,780	政策予算に計上した維持修繕料・工事請負費の執行件数(件)	5	5	100.0%	多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また資産経営課と調整し施設整備を行っている。	市の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の整備の方向性を定めていく。	① 継続実施
563	保健給食課	共同調理場施設・設備整備事業		老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	150,670	政策予算に計上した維持修繕料・工事請負費の執行件数(件)	6	6	100.0%	多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また資産経営課と調整し施設整備を行っている。給食調理場の空調設備整備について、令和5年度は豊川学校給食共同調理場の整備を行った。	市の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画のなかで、給食施設の再編及び整備の方向性を定めていく。	① 継続実施
564	保健給食課・教育総務課	学校給食センター整備事業		竣工から50年ほど経過し、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっている小田原市学校給食センターについて、令和7年4月から給食の提供ができるよう新しい建設用地に整備する。 令和5年度は、実施設計が完了し、第Ⅱ期事業である整備工事等の契約を締結し、整備を進めた。	565,347	事業の進捗率(%)	50.0	30.0	60.0%	老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっており、安全で安心なおいしい給食の提供継続のため整備が必要であり、実施すべき事業である。	より良い給食センターの整備ができるよう要求水準書及び仕様書等と比較し、イニシャルコスト、ライフサイクルコストに配慮しながら整備事業者とともに設計を行った。	令和6年秋に竣工し、令和7年4月から給食提供が開始できるよう準備を進める。	① 継続実施

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
565	教育指導課	学力向上支援事業		少人数指導スタッフを活用し、国に先駆け小学5年生までの35人学級を実現した。 また、児童生徒一人ひとりの学力向上・定着を図るため、少人数指導スタッフ等を配置し、チーム・ティーチングや少人数指導等によるきめ細かな学習体制を整備するとともに、中学校教科非常勤講師を配置し教科指導の質の向上と教員の負担軽減を図った。 個々の児童生徒の学力の伸びや非認知能力の成長を把握できるステップアップ調査のモデル実施を、令和3年度から引き続き2中学校区6校において実施した。	34,869	スタッフ派遣校の割合(%)	100.0	100.0	100.0%	児童生徒の学力向上については、個に応じたきめ細かな指導の充実が必要であり、県が配当する教職員定数では配置が十分でないため、市の配置は学校にとって欠かせないものとなっている。 ステップアップ調査については、個に応じたきめ細かな指導に資するものであり、継続的に実施していく必要がある。	少人数指導やチーム・ティーチング等による学習を実施すること、児童生徒一人ひとりにより目が行き届き、個に応じた指導を進め、学力の向上を図ることができる。中学校においては県が配当する教職員定数で配置されていない教科については、専門性をもった教員を配置できている。ステップアップ調査は、結果を指導改善に生かせるようモデル校各校の結果を分かりやすい分析シートにまとめ、教員対象の活用研修の時間を確保した。	少人数指導スタッフについては、これまでの配置に加え、令和6年度の小学校の35人学級の完全実施に向け、引き続き配置していく。 中学校教科非常勤講師については、継続実施予定。 ステップアップ調査は、令和5年度まで試行を継続し、その後はモデル校での実績を踏まえ全校に展開していく。	② 見直し・改善
566	教育指導課	外国語教育推進事業		世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション力を育成するため、外国語指導助手(ALT)を配置するとともに、小学校に英語専科非常勤講師を配置し、外国語教育を推進することができた。 令和5年度は、令和4年度に実施したプロポーザルに基づき、新たな受託業者により、ALTの派遣に加え海外校とのオンライン交流を実施した。	47,031	ALT配置校の割合(%)	100.0	100.0	100.0%	外国語指導助手(ALT)から学ぶ機会の創出や小学校で本格導入となった外国語科を専門的に指導できる専科非常勤講師の配置は外国語教育の充実と教員の指導力向上につながり有効である。	児童生徒が生きた外国語を学び、外国の文化をより身近なものに捉えることができるようになり、英語表現を日常的に使う姿が見られた。 年度末のALT配置説明会兼小学校英語専科非常勤講師配置説明会を実施し、学校の事情に合わせた配置に変更した。	外国語指導助手(ALT)の派遣は、契約方式を派遣方式とし学校現場での指示を可能とするほか、契約に海外校とのオンライン交流の実施を規定する等、質の向上が図られたため、今後も継続していく。	② 見直し・改善
567	教育指導課	読書活動推進事業		子どもの読書活動を推進するため、蔵書の整理や子どもや教師への読書相談、学習支援等を業務とする学校司書を全ての小中学校に週2日配置している。 学校司書を直接雇用にしたことにより、4月から学校への配置が可能となった。また、学校司書と教職員の連携がしやすくなり、子どもへの学習支援や読書相談が充実にきている。 電子図書館事業の開始に伴い、児童生徒の学習用端末を利用した電子図書館の利用を開始した。	23,423	学校司書配置校の割合(%)	100.0	100.0	100.0%	司書教諭や学校図書館担当職員は、図書館業務を専任とはしていないため、学校図書館に関する業務を専門に行う学校司書を市として配置することは、学校図書館の充実のために有効である。	直接雇用としたことで、学校司書を継続して配置することも可能となり、教職員や児童生徒との関係性の継続や、安定的な業務遂行を見込んでいる。	継続して学校司書を配置する。	① 継続実施
568	教育指導課	ICT活用教育推進事業		国の進めるGIGAスクール構想の下、学習用端末と大容量の校内通信ネットワーク等を整備・活用し、児童生徒一人ひとりに個別最適化した学びや協働的な学びを実現する。 令和3年度から授業での活用を、令和4年度からは家庭学習での活用を開始した。家庭学習への活用開始に当たり、フィルタリングソフトの導入や通信環境が未整備の家庭への支援を実施するなど、環境整備を行った。 また、教科書のデジタル化や学力調査等のCBT化への対応として、既存学習ネットワークの性能診断を実施した。	269,165	1人1台の学習用端末及び校内通信ネットワーク整備校数(校)	36	36	100.0%	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す国の方針に基づく施策であり、学習指導要領の確実な実施やデジタル教科書への移行を見据え、実施すべき事業である。 また、現代社会を生きる児童生徒にとって、ICTを基盤とした先端技術の活用は将来にわたり必須であることから、実施しなければならない事業である。	児童生徒のICT活用を学校から家庭へと拡大するに当たり、費用対効果を考慮し、事業費の削減を図りながら環境整備を行った。	児童生徒の資質・能力のより確かな定着のため、教員研修、ICT支援員の派遣等を行い、ICTを有効に活用できるようスキルを高めていくとともに、現有学習用端末の更新に向けて着実に作業を進めていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
569	教育指導課	人権教育推進事業		児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催するとともに、教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催した。	72	人権研修会参加者数(人)	101	105	104.0%	学校は児童生徒に人権を尊重する心を育むとともに、実践力を身に付けるための教育活動を展開すべき場であることから、教職員の人権感覚を高めることは必須である。	研修会を複数回実施することにより、多くの教職員が参加できた。また学校現場のニーズに合った人権課題をテーマにした研修会を開催するように努めている。	継続実施予定	① 継続実施
570	教育指導課	情操教育充実事業		小学校を対象に図工展、科学展を、中学校を対象に美術展、音楽会、科学展を開催した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響から、芸術鑑賞の機会がなかった令和2・3年度の4年生を対象に、令和4・5年度において神奈川フィル管弦楽団による音楽鑑賞会を実施した。	4,478	神奈川フィルハーモニー管弦楽団音楽鑑賞会開催(回)	1	1	100.0%	児童生徒の芸術・文化に関する豊かな感性や感覚を育むためには、自分自身が表現する機会や場を持つことが有効であり、市としてそうした機会を準備・提供していくことは必須である。	「おだわらっ子ドリームシアター」は、継続実施が困難になったことから、令和2年度をもって廃止した。 令和4～5年度は、芸術鑑賞の機会がなかった児童に対し、ふるさと文化基金を活用し、「神奈川フィルハーモニー管弦楽団による音楽鑑賞会」を実施した。	文化政策課所管の文化活動担い手育成事業(三の丸ホール鑑賞事業)で芸術鑑賞の機会を確保する。	② 見直し・改善
571	教育指導課	体力・運動能力向上事業		児童生徒一人ひとりの体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言や、オリンピック等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話や実技指導等を実施した。	572	新体力テストの総合評価が上位層(A～C)の児童生徒の割合(%)	80.0	68.6	85.8%	専門性の高い指導員やアスリート等の本物に触れることにより、児童生徒の運動・スポーツに対する興味関心が高まる様子が見られ、有効性が高い。学校からの要望も多い。	指導員を確保するという視点で、大学と連携することで、人数や回数の確保が可能となっている。また本来依頼が難しい著名なアスリートについても県アスリートネットワークの協力により依頼を受けてもらうことが可能となっている。また予算面でも効率的である。	継続実施予定	① 継続実施
572	教育指導課	部活動活性化事業		中学校部活動の活性化及び教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費、派遣選手の交通費等に係る費用に対する助成を行った。指導員等の派遣により、生徒は専門性の高い技術指導を受けることができるとともに、教職員の負担軽減につながっている。 また、部活動の地域移行・地域連携について検討するため、外部団体を含む部活動地域移行推進会議、所管課と学校職員の代表からなる部活動の在り方検討会議を開催し、小田原らしい部活動の在り方について検討を行った。	3,729	部活動地域指導者派遣者数(人)	45	47	104.4%	中学校の部活動については、生徒の自主的な活動とすることにより効果的な教育活動となる一方、教職員の負担が大きい現状があることから、指導員を派遣することが有効である。	部活動指導員の報酬については県の補助金制度を活用している。生徒の技術向上と教職員の負担軽減につながっており学校からの評価が高い。	教職員の負担軽減と指導の質の向上のため、引き続き部活動指導員等の派遣を継続していく。 引き続き、部活動の地域移行・地域連携について、庁内関係課、外部団体と検討していく。	② 見直し・改善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
573	教育指導課	郷土学習推進事業		郷土に対する興味関心や探求心を高め、郷土を愛する心情を養うため、小中学生向けの副読本(3冊)を発行するとともに、その活用のため自然観察会を開催している。 また、副読本の電子版を「おだわらデジタルミュージアム」に掲載し、学習用端末からの閲覧を可能としている。	1,626	自然観察会の実施回数(回)	5	4	80.0%	小田原の良さを生かした教育を推進するためにも小田原市の特徴に即した教材は必要であり、市で作成することは妥当である。 理科や社会科、総合的な学習の時間等で副読本が活用されており、児童生徒の郷土の文化や自然に関する興味関心は高まっている。	副読本の電子データを研究所ホームページのほか、おだわらデジタルミュージアムに掲載し、児童生徒が学習用端末から閲覧できるようにしている。 副読本「小田原の自然」を活用した自然観察会は、令和5年度は4回開催した。	継続実施予定 令和6年度は、副読本「郷土読本小田原」の改訂を予定。自然観察会については、より効果的な事業の在り方について検討している。	②見直し・改善
574	教育指導課	防災教育事業		自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成している。また、希望する園や学校に対して学校防災アドバイザーを派遣し、児童生徒への防災に関する講話や学校防災計画に対する助言をしている。 防災や安全に対する児童生徒の意識を高めたり実践力を養うほか、学校の防災計画の見直しにつながっている。	478	学校防災アドバイザー派遣校数(校)	6	6	100.0%	東日本大震災を教訓に本市においても大規模地震や津波被害を想定した備えは必要であり、専門家のアドバイスをもとに学校防災計画の見直しを図ることは有効である。 海に面している学校は常到大災害の危機意識を持っているため、繰り返し訓練をする必要がある。また全国的に風水害による土砂災害や洪水被害も多く発生しているため、本市の地域の特性から本事業は継続的に実施していく必要性がある。	各学校の地域性や立地条件に合った学校防災計画の見直しを図られている。	園や学校からの希望に応じて、学校防災アドバイザー派遣の派遣回数を増やしていく。	②見直し・改善
575	教育指導課	支援教育推進事業		主に特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりに応じた指導を行うため、個別支援員を配置した。また、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携するとともに、医師や臨床心理士、作業療法士、理学療法士、個別指導員等、支援教育相談支援チームの構成員を学校に派遣し、支援の方法について助言・指導した。 支援教育の在り方等について話し合うため、特別支援教育推進会議を開催したほか、課題を抱えた児童生徒や保護者、教員からの相談に対応するため、特別支援教育相談員及び心理相談員をおだわら子ども若者教育支援センターに配置するとともに、コミュニケーション等の課題への支援を行うため通級指導教室を運営した。また、教育的ニーズのある児童生徒への支援等について検討するため、就学支援委員会を始めたところ、就学相談を実施し、保護者が安心して個に応じた学びの場を選択することができるようになっている。 外国につながるある児童生徒がより良い人間関係と学習環境を構築できるよう、日本語指導協力者を派遣することにより、友達や教員とのコミュニケーションを図れるようになり、適切な教育を受ける機会を得ている。	281,858	支援教育相談支援チーム巡回相談派遣回数(回)	40	44	110.0%	さまざまな課題を抱えた児童生徒は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。特に、個別支援員の配置により、きめ細かな対応を行っているが、これまで以上に一人ひとりの教育的ニーズに合わせた対応が必要である。また、インクルーシブ教育の推進のため、基礎的な環境整備や合理的配慮の提供としての個別支援員の配置や支援チームの派遣は必須である。	個別支援員については、単年度雇用であるが、可能な限り継続雇用することで人材育成を図っており、支援する児童生徒の理解や教員との連携において効率性が高い。 インクルーシブ教育推進のため、作業療法士、理学療法士等の専門家の助言は適切な支援を提供するうえで効果的であった。	特別支援学級に在籍児童生徒が増加していることに加え、通常の学級においても支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、個別支援員の配置は欠かせないことから、更なる予算措置が必要である。また不登校傾向や校内で教室以外の居場所が必要な児童への支援として、小学校に校内支援室支援員の配置を順次進めていく。	②見直し・改善
576	教育指導課	教育相談等充実事業		さまざまな課題を抱える子供や保護者を対象に、必要に応じて学校や専門機関との緊密な連携を図りながら、組織的に教育相談を進めている。 不登校又はその傾向にある児童生徒一人ひとりとその保護者に対する教育相談の実施、教育相談指導学級の運営、不登校訪問相談員の配置を行い、個別の課題に応じたサポートと、児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立する力を養うための支援を行っている。	46,243	相談回数(回)	3,000	3,844	128.1%	児童生徒の相談内容は多岐にわたり、個に応じた支援を必要とする児童生徒が増え、不登校児童生徒数も年々増加傾向にあることから、相談件数は増加している。このような状況で、相談を継続していくためにも教育相談の充実が求められる。 おだわら子ども若者教育支援センターでは、学校との連携を密にするとともに、関係機関と連携することで、個に応じた適切かつ継続的な支援につなげている。	支援を必要とする児童生徒だけでなく、その保護者への支えとなっている事業であり、おだわら子ども若者教育支援センターの教育相談体制の充実や、関係機関等との連携により、相談支援の質や効果を高められるよう取り組んでいる。	相談件数の増加や相談内容が多様化している状況に対応するため、専門的な人材の確保と相談環境の充実について検討する。	②見直し・改善

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
577	教育指導課	小学校児童就学支援事業	○	小学校の就学支援を目的に、保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金を支給した。 また、申請者の負担軽減のため、就学奨励費に続き、特別支援教育就学奨励費についても電子申請を導入した。	52,058	-	-	-	-	/	事務の効率化、利便性の向上を図りながら取り組んでいる。 特別支援教育就学奨励費については、令和5年度から電子申請を導入した。 就学援助制度では、就学援助システムを導入するとともに、申請者が所得目安を計算できるようHPIに所得制限判断のための計算シートを掲載した。また電子申請についても導入済である。	就学援助費、特別支援教育就学奨励費については、国の示す支給科目の単価増減に連動し対応していくとともに、申請事務の更なる効率化について検討を進めていく。	② 見直し・改善
578	教育指導課	中学校生徒就学支援事業	○	中学校の就学支援を目的に、保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金及び片浦中学校統合に伴う通学費補助金を支給した。 また、申請者の負担軽減のため、令和4年度の就学奨励費に続いて令和5年度からは特別支援教育就学奨励費について電子申請を導入した。	36,888	-	-	-	-		事務の効率化、利便性の向上を図りながら取り組んでいる。 特別支援教育就学奨励費については、令和5年度から電子申請を導入した。 就学援助制度では、就学援助システムを導入するとともに、申請者が所得目安を計算できるようHPIに所得制限判断のための計算シートを掲載した。また電子申請についても導入済である。	就学援助費、特別支援教育就学奨励費については、国の示す支給科目の単価増減に連動し対応していくとともに、申請事務の更なる効率化について検討を進めていく。 片浦中統合に伴う通学費補助金は、令和5年度をもって廃止した。令和6年度からは遠距離通学費補助金に該当する場合は、当該制度により対応する。	② 見直し・改善
579	教育指導課	高等学校等奨学金事業		平成22年度から、国において公立高等学校授業料が原則無償化となったが、実際には制服、教科書代等の負担で進学を諦めざるを得ない家庭があると想定されることから、これらの家庭を支援することを目的に、市内に住所を有し、高等学校等に在学する者を対象に年額40,000円(授業料以外の教科書・教材等学資分)を、奨学金として支給している。 令和5年度においては、103人の申請に対し、審査の結果88人に合計3,520,000円の奨学金を支給した。 また、より利用しやすい制度を目指し、支給規則中の学業要件について改正し、令和6年4月に施行することとした。 事業の財源となる奨学金の残高が減少したため、令和5年度から財源確保策として、市HPやデジタルサイネージへの記事等掲載による寄附の勧奨を行うとともに、企業版ふるさと納税制度の活用を開始した。	4,520	奨学金支給者数(人)	100	88	88.0%	小田原市奨学金基金を活用しており、経済的な理由により進学を諦めざるを得ない生徒を支援するためには有効である。	本制度と他の奨学金制度を併用できることを周知することにより、申請者の増加につながっている。	継続実施予定	② 見直し・改善
580	教育指導課	教育ネットワーク整備事業		教職員の負担軽減を図り、児童生徒の成績等の個人情報を適切に管理するため、情報セキュリティポリシーに基づき教育ネットワークシステムの整備及び運用を行った。 また、令和4年度に締結した契約に基づき、令和5年10月に校務支援システムの更新を行った。	201,017	教育ネットワーク環境整備校数(校)	36	36	100.0%	教職員の事務負担の軽減と事務の正確性の向上、児童生徒の個人情報の適正な管理に資するものであり、市が取り組むべき有効な事業である。	令和4年度に契約を締結し令和5年10月から本稼働した新システムにおいては、情報セキュリティの確保と教職員の使い勝手の向上の両立を図った。 このことにより、個人情報の適切な管理はもとより、一層の校務の効率化が図られ、教職員の負担軽減が期待できる。	令和5年10月に稼働した新システムは、学習ネットワークとの連携を可能としており、今後、教育ネットワーク全体の在り方について検討を進めていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和5年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R5 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R5 目標	R5 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
581	教育 指導課	教職員人事・サービス・健康管理事業		法に基づく教職員の健康診断を実施したほか、メンタルヘルスチェックや産業医面接、人間ドック受検費用の助成を実施し、教職員の健康管理を支援した。また、在校等時間管理システムを運用し、教職員の超過勤務時間を把握し、勤務状況の改善のための指導等を行った。	13,004	超過勤務時間が月80時間を超える年間延べ教職員数(人)	856	689	124.2%	教職員の服務監督者として、健康管理と労務管理を担うことは必須である。また、この二つを実施することで、教職員が安定的に業務に携わることができ、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができる。	教職員の在校等時間について、システムを導入したことにより、データの正確化と収集の効率化が図られている。	在校等時間管理システムにより把握したデータを、学校教職員衛生委員会等で周知し、働き方改革に向けた取組を一層推進していく。	① 継続実施
582	教育 指導課	教育研究所運営等事業		教育に関する専門的・技術的事項の調査研究、教職員の専門研修等を実施した。また、生徒の能動的な課題解決能力を育むため、郷土小田原を教材として活用する「小田原版STEAM教育」の導入に向けて検討を行い、令和5年度に中学校1校をモデル校として専門事業者の知見を活用した支援を得ながら導入を開始した。	21,213	教育講演会の参加率(%)	95.3	75.4	79.1%	さまざまな研修事業の実施は、本市の教育水準を向上させるため、不可欠なものであり、その実施を担う教育研究所の運営は、継続的な研修・指導の実施を担保する上で大変重要であり、市として責任を持って実施すべきものである。	感染症影響下での経験を経て、研修の内容、規模、対象等により、集合研修、オンライン研修、動画視聴等、適した実施方法を選択し、効果的・効率的な実施に努めている。	研修事業は、教職員の働き方改革にも配慮し、研修参加が教職員の過度な負担にならないよう、必要な研修を厳選し実施していく。令和8年度の「小田原版STEAM教育」の全中学校での自立した実施を目指していく。	② 見直し・改善